大学入試センター年報

1992年度
（平成4年度）

1994年（平成6年）2月

大学入試センター

大学入試センター年報

1992年度

（平成4年度）

1994年（平成6年）2月

大学入試センター

目　次

第1　総　説

1　事業の概要 …… 1
2　定員及び予算 …… 2
3　機構 …… 3
4　規程等 …… 4
5　会議 …… 5
(1)　評議員会 …… 5
(2)　運営委員会 …… 7
(3)　専門委員会等 …… 10
ア　教科専門委員会 …… 10
イ　試験問題特別委員会（運営委員会） …… 10
ウ　試験問題特別専門委員会 …… 10
エ　実施方法専門委員会 …… 10
オ　試験教科・科目等検討専門委員会 …… 10
カ　大学情報専門委員会 …… 10
(4)　大学入試センター試験等連絡協議会 …… 11
ア　総合部会 …… 11
イ　試験問題部会 …… 11
(5)　大学入試センター試験協議会 …… 12
6　広報活動 …… 13
(1)　広報資料の刊行 …… 13
(2)　諸資料の発表等 …… 15

第2　平成5年度大学入試センター試験の実施状況

1　実施の概要 …… 16
(1)　利用大学 …… 16
(2)　実施日程 …… 16
2　連絡会議の設置及び世話大学の決定 …… 19
3　実施要項及び受験案内の決定・発表等 …… 19
(1)　実施要項及び受験案内の決定・発表 …… 19
(2)　実施提要の決定 …… 19
(3)　説明協議会の開催 …… 19
(4)　入試担当者連絡協議会等 …… 20
(5)　受験案内の配付 …… 21
4　試験場・試験室の設定準備 …… 21
5　出願受付及び受験票の発行 …… 22
(1)　志願状況 …… 22
(2)　確認はがきの発送及び不備出願書類の修正 …… 22
(3)　試験場の指定 …… 23

(4) 受験票等の発行 …… 23
(5) 検定料の収納 …… 23
6 試験実施 …… 24
(1) 実施体制等 …… 24
(2) 試験時間 …… 24
(3) 受験状況 …… 25
(4) 身体に障害のある志願者に対する措置 …… 26
(5) 再試験の実施 …… 29
(6) 追試験の実施 …… 29
(7) 正解の発表 …… 30
7 いわゆる「代筆解答」の実施に関する検討について …… 30
8 平成6年度からの新高等学校学習指導要領実施に伴う平成9年度以降の
大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本的方針について …… 36
9 実施結果 …… 41
(1) 答案の読み取り及び採点 …… 41
(2) 答案のマークもれ等の状況 …… 41
(3) 平均点等 …… 41
(4) 得点調整実施の有無 …… 41
(5) 成績の提供 …… 41
(6) 出願状況資料の提供 …… 41
(7) 合格状況資料の提供 …… 42
10 試験問題 …… 43
(1) 試験問題の作成 …… 43
(2) 科目の平均点等 …… 43
(3) 出題の誤り等について …… 44
(4) 試験問題に対する意見 …… 44

第3 大学情報提供事業
1 「ハートシステム」の運用 …… 45
2 「国公立大学ガイドブック（平成5年度版）」の刊行 …… 46
3 「大学ガイダンスセミナー」の開催 …… 47
4 「大学入学広報セミナー」の開催 …… 49
5 「進学情報サービス室」の設置 …… 49
6 「ＨＥＡＲＴニュース」（大学入試センター広報）の発行 …… 50
7 「大学情報の利用状況等に関するモニター調査協力校」の設置について …… 50

第4 調査研究
1 調査研究組織 …… 51
2 調査研究状況 …… 52
3 共同研究 …… 54
4 調査研究のための資料の提供 …… 54

第5 資 料
1 平成4年度業務日誌 …… 55
2 大学入試センター役職員 …… 61
3 規程等 …… 63
(1) 大学入試センター試験問題データ・ベース委員会の設置について（一部改正） …… 64
(2) 大学入試センター進学情報サービス室設置要綱（一部改正） …… 65
(3) 大学入試センター試験教科・科目等検討専門委員会規程 …… 66
(4) 電子計算機組織の機器構成等の検討に関する要領（一部改正） …… 68
(5) 大学入試センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規則 …… 69
(6) 大学入試センター試験教科・科目等検討専門委員会における臨時委員
に関する細則 …… 71
(7) 大学入試センター教科専門委員会委員の選考等に関する内規の一部を改正する内規 …… 72
(8) 大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する申合せの一部を改正する申合せ …… 73
(9) 大学入試センター外来研究員受入規則 …… 74
4 関係法令 …… 79
(1) 国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令 …… 80
(2)－1 特定学校財産指定事務取扱規程 …… 84
(2)－2 国立学校設置法施行令第9条の3第1項の規定に基づき文部大臣が
大蔵大臣と協議して定める額について …… 86
(3) 国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令 …… 87
5 実施要項等 …… 91
(1) 平成5年度大学入試センター試験実施要項 …… 92
(2) 平成5年度大学入試センター試験受験案内（抄） …… 99
(3) 平成5年度大学入試センター試験受験案内（別冊） …… 136
(4) 平成5年度大学入試センター試験志願票 …… 154
(5) 平成5年度大学入試センター試験受験票（3教科以上受験者用） …… 155
(6) 平成5年度大学入試センター試験受験票（2教科以下受験者用） …… 157
(7) 平成5年度大学入試センター試験受験上の注意（一般受験者用） …… 159
(8) 平成5年度大学入試センター試験受験上の注意（点字受験者用） …… 167
(9) 平成5年度大学入試センター試験受験上の注意（試験時間延長受験者用） …… 172
(10) 平成5年度大学入試センター試験受験上の注意（身体に障害のある受験者用） …… 178
(11) 平成5年度大学入試センター試験の試験場・試験室の設定について …… 187
(12) 平成5年度大学入試センター試験における各地区の追試験実施大学について …… 189
(13) 平成5年度大学入試センター試験の試験場・試験室の割当てについて …… 192
(14) 平成5年度大学入試センター試験試験場一覧 …… 194
(15) 平成5年度大学入学者選抜実施要項について（文部省） …… 214
6 国公私立大学入学者選抜関係統計資料 …… 254
(1) 平成5年度国公私立大学入学者選抜実施状況 …… 255
(2) 平成5年度大学入試センター試験都道府県別試験場・志願者・受験者数 …… 258
(3) 平成5年度大学入試センター試験（本試験）平均点等一覧 …… 259
7 国会における大学入試に関する質疑 …… 260

第1　総　　説

1 事業の概要

大学入試センターは、平成４年度においては、次の事業を行った。

(1)　平成５年度大学入試センター試験（第４回）

今年度から新たに公立大学２大学及び私立大学24大学（36学部）が参加し、合計192大学（国立95大学、公立41大学、私立56大学（85学部））がこの試験を利用することとなり、当センターと参加の各国公私立大学との緊密な連携協力のもとに、平成５年１月16日(土)、17日(日)の両日、全国404会場で、512,712人の志願者について一斉に行われ、試験前日の釧路沖地震による試験時間の繰り下げ措置等がとられた地域があったものの、当初の計画のとおり実施された。

なお、同地震による措置として、昭和57年度共通第１次学力試験以来２度目の再試験が１月23日(土)、24日(日)に実施された。

(2)　入学者選抜方法の改善に関する調査研究

各大学における入学者選抜方法の研究に資するため、他の大学等との共同研究を行った。

また、大学入学センター試験に係るデータの提供を積極的に推進するとともに、国立大学入学者選抜研究連絡協議会を中心に、各大学との研究と情報の交換を促進した。

(3)　大学情報提供事業

「ハートシステム」については、平成４年10月から、すべての国公立大学の情報を更新するとともに、個々の大学の教育研究内容等を体系的に整理して提供する「大学案内」について、すべての私立大学の「入学者選抜方法の情報（一般選抜と特別選抜）」及びすべての国公立大学の「編入学情報」を新たに加えて提供した。

また、大学進学志願者の志望、適性等に応じた適切な進路指導に資するため、大学の教育研究内容の全国的な現状と展望等について、メディアを仲介せずに講演、シンポジウム等直接的な方法で紹介し、大学関係者と高校進学指導担当教員等との直接のコミュニケーションを図る意見交換会「大学ガイダンスセミナー」を仙台市、静岡市、長崎市、岡山市及び山口県小郡町で開催した。

さらに、国公私立大学の入学広報担当者を対象とし、大学における情報提供の必要性を周知するとともに、進学志望者や高等学校にとって役立つよう情報提供の質的な向上を図ることを目的とする「大学入学広報セミナー」を東京で開催した。

(4)　平成９年度以降の大学入試センター試験の出題教科・科目の検討について

平成６年度からの新高等学校学習指導要領実施に伴う、「平成９年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本的方針について」を平成４年６月に公表し、その具体的検討を行うために「大学入試センター試験教科・科目等検討専門委員会」を新たに設置した。

2 定員及び予算

(1) 定　員

平成４年５月９日

所長	副所長	管理部・事業部	研究開発部				合計
		事務官・技官等	教授	助教授	助手	小計	
１人	２人	80人	６人	６人	６人	18人	101人

事務部門の整備（事務官１人増員）を行った。

(2) 予　算

大学入試センター試験の実施、進路指導の改善を図るための情報提供及び大学入学者選抜方法の改善に資するための共同研究に必要な経費等が次のとおり計上された。

ア　大学入試センター試験経費　　6,081,850千円
イ　進学情報提供経費　　297,622千円
ウ　共同研究経費　　29,797千円
合　計　　6,409,269千円

(3) 決　算

事項	金額	備考
	千円	
（項）　国立学校	7,008,634	
・人件費	713,754	
・管理運営費	1,358,727	
・大学入試センター試験の実施に必要な経費	4,652,895	
（うち各大学分経費）	(2,064,133)	
・進学情報提供経費	253,461	
・共同研究経費	29,797	
（項）　施設整備費	13,260	
合計	7,021,894	

3 機　構

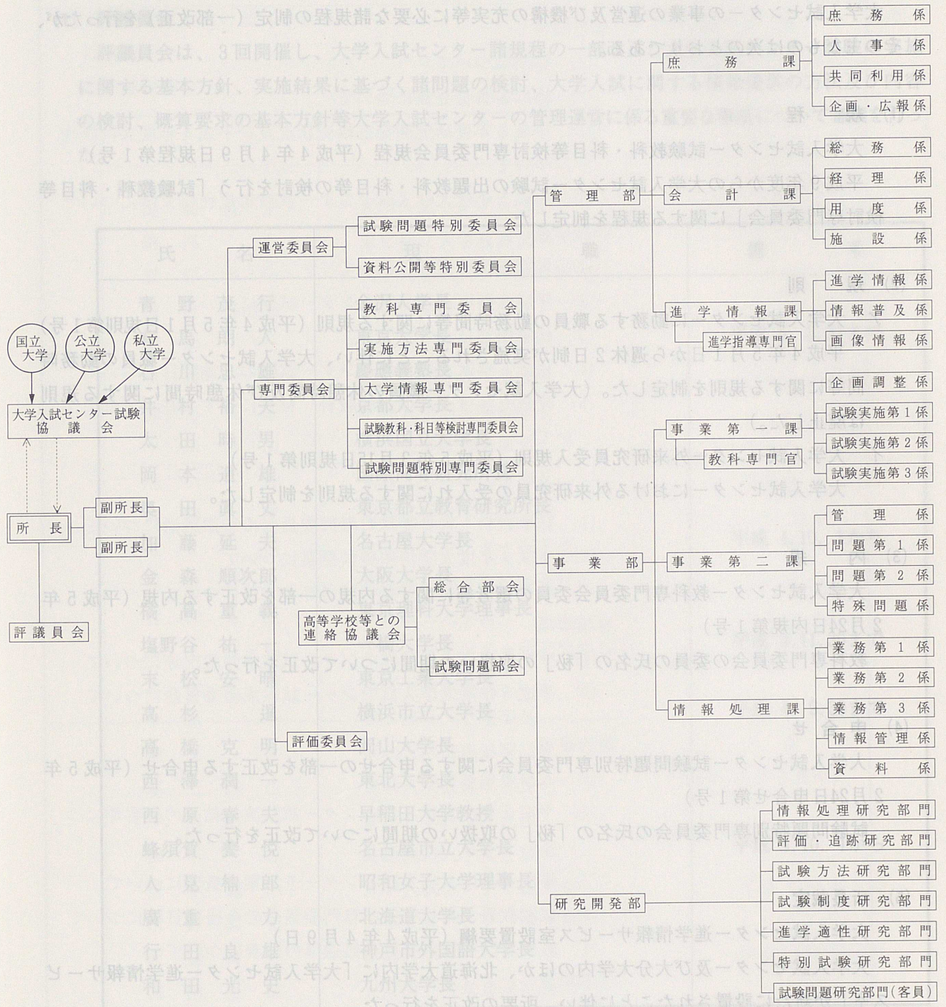

4 規 程 等

大学入試センターの事業の運営及び機構の充実等に必要な諸規程の制定（一部改正）を行ったが、その主なものは次のとおりである。

(1) 規　　程

大学入試センター試験教科・科目等検討専門委員会規程（平成４年４月９日規程第１号）

平成９年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目等の検討を行う「試験教科・科目等検討専門委員会」に関する規程を制定した。

(2) 規　　則

ア　大学入試センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規則（平成４年５月１日規則第１号）

平成４年５月１日から週休２日制が実施されることに伴い、大学入試センター職員の勤務時間等に関する規則を制定した。（大学入試センター職員の休憩時間及び休憩時間に関する規則は廃止した。）

イ　大学入試センター外来研究員受入規則（平成５年３月15日規則第１号）

大学入試センターにおける外来研究員の受入れに関する規則を制定した。

(3) 内　　規

大学入試センター教科専門委員会委員の選考等に関する内規の一部を改正する内規（平成５年２月24日内規第１号）

教科専門委員会の委員の氏名の「秘」の取扱いの期間について改正を行った。

(4) 申 合 せ

大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する申合せの一部を改正する申合せ（平成５年２月24日申合せ第１号）

試験問題特別専門委員会の氏名の「秘」の取扱いの期間について改正を行った。

(5) 所長裁定

大学入試センター進学情報サービス室設置要綱（平成４年４月９日）

大学入試センター及び大分大学内のほか、北海道大学内に「大学入試センター進学情報サービス室」が新たに設置されたことに伴い、所要の改正を行った。

5 会　　議

(1) 評議員会

評議員会は、３回開催し、大学入試センター諸規程の一部改正、大学入試センター試験の実施に関する基本方針、実施結果に基づく諸問題の検討、大学入試に関する情報提供の方法及び内容の検討、概算要求の基本方針等大学入試センターの管理運営に係る重要な事項について審議を行った。

ア　評議員

氏　　名	現　　職	備　　考
青　野　茂　行	金沢大学長	
有　馬　朗　人	東京大学長	平成 5. 3.31まで
石　川　忠　雄	慶應義塾長	
井　村　裕　夫	京都大学長	
太　田　時　男	横浜国立大学長	
岡　本　道　雄	国際高等研究所長	
奥　田　眞　丈	東京都立教育研究所長	
加　藤　延　夫	名古屋大学長	平成 4.10. 1から
金　森　順次郎	大阪大学長	
橘　髙　重　義	東京理科大学理事長	
塩野谷　祐　一	一橋大学長	平成 4.11.30まで
末　松　安　晴	東京工業大学長	
高　杉　　暹	横浜市立大学長	平成 4. 9.30まで
髙　橋　克　明	岡山大学長	
西　澤　潤　一	東北大学長	
西　原　春　夫	早稲田大学教授	
蜂須賀　養　悦	名古屋市立大学長	平成 4.10. 1から
人　見　楠　郎	昭和女子大学理事長	
廣　重　　力	北海道大学長	
行　田　良　雄	神戸市外国語大学長	
和　田　光　史	九州大学長	

イ　会議の概要

回　（開催期日）	議　　事
第　46　回 （平成４年５月18日）	報告事項 (1)　顧問について (2)　専門委員会委員について (3)　平成３年度研究開発部研究状況及び平成４年度共同研究について (4)　平成５年度大学入試センター試験新規利用大学について 審議事項 (1)　名誉教授の選考について (2)　平成５年度大学入試センター試験について (3)　代筆解答について (4)　平成６年度大学入試センター試験の実施期日について (5)　平成９年度からの出題教科・科目に関する基本方針について
第　47　回 （平成４年12月10日）	報告事項 (1)　試験教科・科目等検討専門委員会の審議経過について (2)　平成４年度大学情報提供事業について (3)　教科専門委員会委員の処遇等の改善について 審議事項 (1)　平成５年度大学入試センター試験準備状況等について (2)　平成５年度大学入試センター試験成績委員会について
第　48　回 （平成５年３月24日）	報告事項 (1)　人事事項について (2)　平成５年度大学入試センター試験実施結果の概要等について (3)　平成５年度大学入試センター予算案の概要について (4)　試験教科・科目等検討専門委員会の今後の日程について (5)　教科専門委員会委員の処遇等の改善について 審議事項 (1)　平成６年度大学入試センター試験について (2)　平成７年度大学入試センター試験の実施期日について

(2)　運営委員会

運営委員会は、６回開催し、大学入試センター諸規程の一部改正、大学入試センター試験の実施に関する基本方針、大学入学者選抜の改善に係わる諸問題、大学入試に関する情報提供、教官人事、概算要求の基本事項等大学入試センターの管理運営に関する具体的な事項について協議を行った。

ア　運営委員

氏　　名	現　　職	備　　考
髙　橋　良　平	大学入試センター所長	議長　平成 4. 4. 1から
磯　部　　力	東京都立大学教養部長	
岩　坪　秀　一	大学入試センター研究開発部教授	
植　村　啓治郎	熊本大学法学部教授	
潮　木　守　一	名古屋大学附属図書館長	
大　森　　彌	東京大学教養学部教授	平成 4. 4.27から
緒　方　直　哉	上智大学理工学部教授	
小　川　國　治	山口大学教育学部長	
越　田　　豊	大阪大学附属図書館長	平成 5. 3.31まで
後　藤　　淳	愛知工業大学長	
坂　元　　昂	大学入試センター副所長	
佐　藤　泰　正	筑波大学心身障害学系教授	平成 5. 3.31まで
佐　野　博　敏	東京都立大学長	平成 5. 3.31まで
清　水　留三郎	大学入試センター研究開発部長	
末　松　安　晴	東京工業大学長	
中　原　　爽	日本歯科大学理事長	
奈　良　　久	東北大学情報処理教育センター長	
原　田　義　也	東京大学教養学部長	
平　田　滿　男	東北大学教養部教授	
松　本　三　郎	慶應義塾大学常任理事	
松　本　道　雄	大学入試センター副所長	平成 5. 3.31まで
水　野　欽　司	大学入試センター研究開発部教授	
武　藤　輝　一	新潟大学長	平成 4.11.16から
保　田　淑　郎	大阪府立大学農学部教授	
吉　井　　溥	横浜市立大学商学部長	

イ　会議の概要

回　（開催期日）	議　　事
第　27　回 （平成４年４月27日）	報告事項 (1)　試験問題研究部門の客員教授等について (2)　平成３年度研究開発部研究状況について (3)　平成４年度共同研究について (4)　平成５年度大学入試センター試験新規利用大学について 審議事項 (1)　顧問について (2)　名誉教授称号授与候補者選考委員会について (3)　教官選考特別委員会委員について (4)　試験教科・科目等検討専門委員会委員について (5)　平成５年度大学入試センター試験について ア　受験案内（案）について イ　実施提要に係る主な改正事項（案）について (6)　平成６年度大学入試センター試験の実施期日について (7)　電子計算機組織の更新について
第　28　回 （平成４年５月15日）	報告事項 ◦　大学入試センター試験説明協議会及び入試担当者連絡協議会について 審議事項 (1)　名誉教授の選考について (2)　代筆解答について (3)　平成５年度大学入試センター試験受験案内別冊について (4)　平成９年度からの出題教科・科目に関する基本的方針について
第　29　回 （平成４年６月25日）	報告事項 (1)　平成５年度大学入学者選抜実施要項等について (2)　平成６年度大学入試センター試験実施大綱等について (3)　平成９年度からの出題教科・科目に関する基本的方針について 審議事項 (1)　平成５年度概算要求について (2)　平成４年度大学情報提供事業計画について
第　30　回 （平成４年11月６日）	報告事項 (1)　平成５年度概算要求主要事項について

	(2)　平成５年度大学入試センター試験大学別利用教科・科目の概要及び国公（私）立大学入学者選抜の概要について (3)　試験教科・科目等検討専門委員会の審議経過等について (4)　平成４年度大学情報提供事業について (5)　教科専門委員会委員の処遇等の改善について (6)　電子計算機組織の更新について 審議事項 (1)　顧問について (2)　平成５年度大学入試センター試験の実施体制について ア　説明協議会及び入試担当者連絡協議会の結果について イ　出願状況について ウ　今後の実施日程等について エ　実施本部員について
第　31　回 （平成５年２月24日）	報告事項 (1)　平成５年度大学入試センター試験実施結果の概要等について (2)　平成５年度大学入試センター予算案の概要について 審議事項 (1)　人事事項について (2)　教科専門委員会委員の選考等に関する内規の改正について (3)　平成６年度大学入試センター試験について (4)　研究紀要登載論文について
第　32　回 （平成５年３月19日）	報告事項 (1)　教科専門委員会委員について (2)　平成６年度大学入試センター試験新規利用大学について 審議事項 (1)　平成６年度大学入試センター試験実施要項等について ア　実施要項について イ　受験案内について ウ　各大学からの主な意見について (2)　平成７年度大学入試センター試験試験問題作成要領について (3)　平成７年度大学入試センター試験の実施期日について

(3) 専門委員会等

ア　教科専門委員会

大学入試センター試験の試験問題の作成に関する基本方針の策定及び試験問題の作成等に関する専門的事項を処理することを任務とする。

本年度の教科専門委員会は、18部会約270人（点字試験問題の作成等を任務とする特別問題作成部会を含む）の委員が試験問題の作成等に当たった。

これらの委員は、広く全国の国公私立大学教員の中から委嘱し、各部会とも年間平均約13回40日程度にわたって会議を開催した。

イ　試験問題特別委員会（運営委員会）

平成元年３月15日付けで新しい高等学校学習指導要領が告示されたことに伴い、平成３年度から大学入試センターの運営委員会試験問題特別委員会の中に「企画部会」及び「調整部会」を設置した。

ⅰ　企画部会

平成９年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目、出題範囲等の基本方針の策定及び大学入試センター試験の試験問題の文章表現、問題構成、出題方法、解答方法等の一般的原則の策定を行うことを任務とする。大学入試センター運営委員10人以内の委員が、年間１回会議を開催した。

ⅱ　調整部会

大学入試センター試験の試験問題の形式、表現及び各教科間の試験問題の重複等の点検・照合を行うことを任務とする。大学入試センター運営委員に専門委員を含む計10人の委員が、年間２回会議を開催した。

ウ　試験問題特別専門委員会

大学入試センター試験の試験問題について、その構成、内容、正解、用字用語、採点方法等について具体的に点検・照合を行い、正確・適正な試験問題の作成を確保することを主たる任務とする。教科専門委員会委員経験者等から委嘱した委員約70人が科目別の部会に分属し、各部会とも年間３回（用字用語等部会は年間２回）会議を開催した。

エ　実施方法専門委員会

大学入試センター試験の実施方法の検討、情報処理システムの策定等を行うことを任務とする。国立大学10人、公立大学２人、私立大学３人及び高等学校関係者２人並びに大学入試センター関係者２人の計19人の委員が年間５回会議を開催した。

オ　試験教科・科目等検討専門委員会

平成６年度から学年進行により実施される新高等学校学習指導要領に関連し、平成９年度以降における大学入試センター試験の出題教科・科目及び出題範囲等に関する事項や出題教科・科目の選択方法等に関する事項等について、検討を行うことを任務とする。文部省、国公私立大学、高等学校関係者等24人の委員が、年間５回会議を開催した。

カ　大学情報専門委員会

大学入学志望者の進路選択に資するための大学に関する情報に関し、情報提供の基本方針の策定・運用及び大学情報の在り方に関する調査研究を任務とする。国公私立大学及び高等学校関係等16人の委員が平成４年12月に会議を開催した。

(4) 大学入試センター試験等連絡協議会

大学入試センター試験の実施方法、試験問題等について、高等学校、教育委員会側と連絡協議し、その結果を今後の試験に反映させることを目的とする。総合部会と試験問題部会からなる。

ア　総合部会

大学入試センター試験等に関する一般的、包括的事項について協議を行う。

全国高等学校長協会代表者、都道府県教育長協議会代表者、全国都市教育長協議会代表者、大学入試センターの代表者計20人が年間３回会議を開催し、次の事項について協議を行った。

(ｱ)　平成５年度大学入試センター試験について

(ｲ)　平成６年度大学入試センター試験について

(ｳ)　平成９年度からの出題教科・科目に関する基本的方針について

(ｴ)　平成５年度大学入試センター試験準備状況について

(ｵ)　試験教科・科目等検討専門委員会の審議経過について

イ　試験問題部会

大学入試センター試験に出題された試験問題の内容、程度、出題方法等について協議検討を行う。各都道府県教育委員会から推薦された48人（１科目につき原則として３人、17科目合計51人以内）の高等学校教員と、大学入試センター内の各試験問題作成責任者17人が、各科目ごとの分科会に分かれて協議を行い、高等学校教員の委員は、試験問題に関する意見評価をとりまとめた。

平成５年度大学入試センター試験の試験問題に関して、試験問題部会から報告された意見・評価は、「平成５年度大学入試センター試験問題集」（市販用）及び「平成５年度大学入試センター試験－実施結果と試験問題に関する意見・評価－」に掲載した。

(5) 大学入試センター試験協議会

大学入試センター試験協議会は、３回開催し、平成5年度大学入試センター試験の実施期日、高等学校学習指導要領の改定に伴う大学入試センター試験の出題教科・科目等大学入試センター試験の実施に係る重要事項について、協議・決定を行った。

ア　大学入試センター試験協議会構成員

氏　名	現　職	備　考
有馬朗人	東京大学長	平成 5. 3.31まで
石川忠雄	慶應義塾長	
井村裕夫	京都大学長	
金森順次郎	大阪大学長	
橘髙重義	東京理科大学学理事長	
塩野谷祐一	一橋大学長	平成 4.11.30まで
末松安晴	東京工業大学長	
高杉暹	横浜市立大学長	平成 4. 9.30まで
蜂須賀養悦	名古屋市立大学長	平成 4.10. 1から
人見楠郎	昭和女子大学学理事長	
廣重力	北海道大学長	
行田良雄	神戸市外国語大学長	

イ　会議の概要

回　（開催期日）	議　事
第 13 回 （平成４年５月18日）	協議事項 (1) 平成５年度大学入試センター試験について (2) 代筆解答について (3) 平成６年度大学入試センター試験の実施期日について (4) 平成９年度からの出題教科・科目に関する基本的方針について
第 14 回 （平成４年12月10日）	協議事項 (1) 平成５年度大学入試センター試験の準備状況について (2) 平成５年度大学入試センター試験成績委員会について
第 15 回 （平成５年３月24日）	協議事項 (1) 平成６年度大学入試センター試験について (2) 平成７年度大学入試センター試験の実施期日について

6 広報活動

本年度においては、大学入試センター試験の円滑な実施並びにその趣旨の広報・普及のため、活発な広報活動を展開した。なお、試験問題に関する意見・評価については、大学入試センター試験の実施結果及び試験問題、正解、配点等と併せて「大学入試センター試験－実施結果と試験問題に関する意見・評価－」として刊行するなど、研究活動の紹介などとともに、広報活動のより一層の充実を図った。

(1) 広報資料の刊行

ア　「これからの大学入試－大学入試センター試験を活用して－」

平成５年度の大学入試者選抜において実施される大学入試センター試験の目的、出願から受験までの流れなどをイラストを中心に、一般向けに分かりやすく解説したパンフレット。

（配付先）

各高等学校、各大学、各都道府県教育委員会・同知事部局、各教育関係団体など

イ　「平成４年度大学入試センター試験－実施結果と試験問題に関する意見・評価」

平成４年度大学入試センター試験の試験問題に関する意見・評価並びに問題作成部会の見解を各教科・科目ごとに取りまとめるとともに、実施結果の概要と試験問題及び正解（配点）を掲載したもの。

また、市販用に「平成４年度大学入試センター試験問題集」として平成４年７月に刊行した。

（掲載内容）

(ア) 高等学校教科担当教員の意見・評価
(イ) 教育研究団体の意見・評価
(ウ) 問題作成部会の見解
(エ) 実施結果の概要
(オ) 試験問題・正解（配点）・解答用紙

（配付先）

各高等学校、各大学、各都道府県教育委員会・同知事部局、各教育関係団体など

ウ　「大学入試フォーラムNo.15、16」

大学入試センター試験の実施状況及び大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究活動を中心に、大学入試に係る事例紹介、研究報告、統計資料等を取りまとめたもの。

なお、No.15は「大学入試センター開設15周年記念号」として刊行した。

（掲載内容）

○No.15（大学入試センター開設15周年記念号）

(ア) 巻頭言
(イ) 関係者の回顧
(ウ) 大学入試改善のあゆみ
(エ) 大学入試センター試験の課題
(オ) 大学入試センター試験実施状況－第１回から第３回まで－

(カ) 入試改善事例
(キ) 大学入試センター試験の利用例紹介
(ク) 研究開発の概要
(ケ) 入研協の思い出
(コ) 大学入試センターにおける大学情報提供事業の概要
(サ) 大学入試センター15年小史
(シ) 国公立大学入学者選抜関係統計資料等資料

○No.16
(ア) 巻頭言
(イ) 研究ノート
(ウ) 出題ノート
(エ) 大学入試センター開設15周年記念講演・シンポジウム
(オ) 報告
(カ) 国公立大学入学者選抜関係統計資料

(配付先)
各高等学校、各大学、各都道府県教育委員会・同知事部局、各都道府県高等学校長協会、各教育関係団体、各報道機関など

エ 「大学入試センター要覧（平成４年度）」
大学入試センターの概要を取りまとめ紹介したもの。
(掲載内容)
(ア) 沿革
(イ) 組織・運営
(ウ) 予算・施設
(エ) 大学入試センター試験の概要
(オ) 大学情報提供事業の概要
(カ) 研究開発
(キ) 広報・普及
(ク) 大学入試センターと入試改善のあゆみ
(配付先)
各国公私立大学、関係機関など

(2) 諸資料の発表等

大学入試センター試験等に関して、当センターが発表した事項は、次のとおりである。

発表期日	発表事項
平成４年	
5月15日(金)	国立大学入学者選抜研究連絡協議会第13回大会について
5月19日(火)	平成６年度大学入試センター試験の実施期日について
6月3日(水)	「平成５年度大学入試センター試験実施要項」について
6月16日(火)	平成９年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本的方針について
7月6日(月)	「平成５年度大学入試センター試験受験案内」及び「同受験案内別冊」について
10月12日(月)	平成５年度大学入試センター試験の出願受付等について（出願事前レク）
10月15日(木)	平成５年度大学入試センター試験の出願状況、出願受付状況について
10月20日(火)	平成５年度大学入試センター試験の出願状況について（中間発表）
10月26日(月)	平成５年度大学入試センター試験の出願状況について（締切日）
10月28日(水)	平成５年度大学入試センター試験の出願状況について
11月5日(木)	平成４年度大学入試広報セミナーの開催について
11月9日(木)	平成５年度大学入試センター試験の志願者数について
12月10日(木)	平成５年度大学入試センター試験の志願者数（確定）について ・志願者数等資料 ・試験場一覧 ・受験上の注意
12月21日(月)	平成５年度大学入試センター試験の試験問題ページ数内訳及び発表用正解の大きさについて
平成５年	
1月8日(金)	平成５年度大学入試センター試験の実施について（概要事前レク） センター試験志願者の首都圏における他試験地区受験について
1月12日(火)	ファクス及び専用電話の送受信テストについて
1月16日(土)	平成５年度大学入試センター試験本試験の実施状況について（第１日目） ・天候状況 ・外国語、数学(A)、数学(B)、理科(A)の試験問題及び正解 ・外国語、数学(A)、数学(B)、理科(A)の受験者数、受験率
1月17日(日)	平成５年度大学入試センター試験本試験の実施状況について（第２日目） ・天候状況 ・理科(B)、国語、社会、理科(C)の試験問題及び正解 ・理科(B)、国語、社会、理科(C)の受験者数、受験率
1月21日(木)	平成５年度大学入試センター試験の追・再試験受験許可者について 得点調整を実施しないことの通知
1月25日(月)	平成５年度大学入試センター試験追・再試験受験状況について ・受験者数等、試験問題、正解
2月3日(金)	平成５年度大学入試センター試験実施結果の概要について ・受験者数、科目別平均点等資料
3月31日(火)	平成６年度からの新高等学校学習指導要領実施に伴う平成９年度以降の大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本的方針の検討について

第２　平成５年度大学入試センター試験の実施状況

1　実施の概要

平成５年度大学入学者選抜大学入試センター試験は、この試験を利用する国公私立大学と大学入試センターとが協力し、平成５年１月16日(土)、17日(日)の両日、全国404試験場において、512,712人の志願者について、共同して実施された。

追試験は、その１週間後、１月23日(土)、24日(日)の両日、全国２試験場で実施された。

なお、１月15日に発生した釧路沖地震による措置として、昭和57年度共通第１次学力試験以来２度目の再試験が北海道教育大学釧路校で追試験と同一の日程で実施された。

平成５年度の大学入試センター試験利用大学・学部数及び実施日程は、次のとおりである。

(1)　**利用大学**　国立大学 95大学－全大学、公立大学 41大学－全大学、私立大学 56大学 85学部
（私立大学の大学・学部名については次ページ参照）

(2)　**実施日程**

実施大綱（文部省通知） 出題教科・科目の出題方法等（所長通知）	平成３年 ５月28日(火)
試験場の確保等－志願者推計数－（所長通知）	平成４年 ４月20日(月)
実施要項（所長通知）	５月20日(金)
試験場・試験室設定（所長依頼）	６月12日(金)
説明協議会（高校教員対象）全国７地区	７月７日(木)から ７月15日(木)まで
入試担当者連絡協議会（第1回）全国７地区	８月18日(火)から ８月27日(木)まで
受験案内配付開始	９月１日(火)から
検定料納付	９月１日(火)から 10月26日(月)まで
出願受付	10月15日(木)から 10月26日(月)まで
試験場・試験室の設定（所長依頼）	11月６日(金)
確認はがき送付	10月26日(月)から 11月10日(火)まで
試験場別志願者割当数（所長通知）	11月19日(木)
試験室別志願者割当状況通知	12月１日(火)
受験票等の送付	12月４日(金)から 12月14日(月)まで
入試担当者連絡協議会（第２回）	12月15日(火)
臨時ファクス等送受信テスト	平成５年 １月12日(火)
試験実施	１月16日(土) １月17日(日)
正解等を発表	１月18日(月)
追・再試験実施	１月23日(土) １月24日(日)
成績請求・提供	１月31日(日)から

平成５年度入学者選抜において大学入試センター試験を利用する私立大学

東日本学園大学〔薬学部、歯学部〕　北海道工業大学〔工学部〕
八戸大学〔商学部〕　八戸工業大学〔工学部〕　東北工業大学〔工学部〕
足利工業大学〔工学部〕　白鷗大学〔経営学部、法学部〕
駿河台大学〔法学部、経済学部〕　江戸川大学〔社会学部〕
聖徳大学〔人文学部〕　千葉工業大学〔工学部第一部〕
亜細亜大学〔経営学部、経済学部、法学部、国際関係学部〕
桜美林大学〔文学部、国際学部〕　慶應義塾大学〔法学部、医学部〕
昭和女子大学〔文学部、家政学部〕　拓殖大学〔工学部〕
多摩大学〔経営情報学部〕　東京工科大学〔工学部〕　東京薬科大学〔薬学部〕
東京理科大学〔理学部第一部、薬学部、工学部第一部、理工学部、基礎工学部〕
東邦大学〔理学部〕　東洋大学〔工学部〕
日本大学〔国際関係学部、生産工学部〕　日本歯科大学〔歯学部、新潟歯学部〕
日本社会事業大学〔社会福祉学部〕　武蔵工業大学〔工学部〕
東洋英和女学院大学〔人文学部〕　新潟産業大学〔経済学部〕
高岡法科大学〔法学部〕　福井工業大学〔工学部〕
山梨学院大学〔法学部、商学部〕　常葉学園大学〔教育学部，外国語学部〕
常葉学園浜松大学〔経営情報学部〕　愛知大学〔経済学部Ⅰ部、経営学部〕
愛知工業大学〔工学部Ⅰ部〕　愛知淑徳大学〔文学部〕
椙山女学園大学〔生活科学部、人間関係学部〕
中京女子大学〔体育学部、家政学部〕　豊田工業大学〔工学部〕
名城大学〔法学部一部、理工学部一部〕　松阪大学〔政治経済学部〕
京都橘女子大学〔文学部〕　立命館大学〔経済学部第一部、理工学部〕
龍谷大学〔文学部、経営学部、経済学部、法学部、社会学部、理工学部〕
大阪電気通信大学〔工学部〕　近畿大学〔農学部、工学部〕
神戸国際大学〔経済学部〕　松蔭女子学院大学〔文学部〕
流通科学大学〔商学部〕　作陽音楽大学〔音楽学部〕
美作女子大学〔家政学部〕　松山大学〔経営学部〕　産業医科大学〔医学部〕
福岡工業大学〔工学部〕　熊本工業大学〔工学部〕
熊本商科大学〔商学部一部、経済学部〕

（参考）

平成５年度大学入試センター試験利用大学入学者選抜実施日程

(1) 国　公　立　大　学

入学者選抜要項発表	平成４年 ７月31日(金)まで
募集要項発表	12月15日(火)まで
推薦入学（大学入試センター試験を課さない場合）の結果発表（実施大学のみ）	平成５年 １月22日(金)まで
出願受付	１月25日(月) ２月２日(火)まで
推薦入学（大学入試センター試験を課す場合）の結果発表（実施大学のみ）	２月10日(木)まで
２段階選抜（Ａ日程、Ｂ日程及び前期日程）の結果発表（実施大学のみ）	２月12日(金)まで
Ａ日程・前期日程の国公立大学が試験実施	２月25日(木)から
２段階選抜の（後期日程の）結果発表（実施大学のみ）	３月２日(火)まで
Ｂ日程の国公立大学が試験実施	３月５日(金)以降
Ｃ日程群の公立大学が試験実施	３月８日(月)以降
前期日程の国公立大学が合格発表	３月６日(土)から ３月10日(木)まで
後期日程の国公立大学が試験実施	３月12日(金)以降
Ａ日程の国公立大学が合格発表	３月６日(土)から ３月23日(月)まで
Ｂ日程・後期日程の国公立大学及びＣ日程群の公立大学が合格発表	３月18日(木)から ３月23日(火)まで

(注)　①　国立大学の試験実施期日について、例外の取り扱いも認められている。
②　公立大学の実施日程は、一部の公立大学においては上表と異なる。
③　私立産業医科大学の実施日程は、国立大学とほぼ同じである。
④　２段階選抜（後期日程）の結果発表時期は、大学によっては、上表と異なる。

(2) 私　立　大　学

私立大学は、大学によって出願期日、試験日とも各大学が設定している。

2　連絡会議の設置及び世話大学の決定

同一都道府県内に大学入試センター試験を利用する大学が複数ある地区においては、この試験の円滑な実施を図るため、当該地区内各大学の入学者選抜の実施責任者等で構成する連絡会議を組織し、世話大学が置かれ、大学間の連絡・調整が図られた。

連絡会議においては、主に大学の志願者分担数、試験場の確保、監督者の人的協力等について協議が行われ、当該地区の各大学の分担業務が円滑に処理された。

また、志願者の増加が著しい首都圏においては、試験地区区分の一部調整の協議が行われ、埼玉地区、千葉地区及び神奈川地区の一部の志願者について、茨城地区、栃木地区、群馬地区、千葉地区及び東京地区の各大学が協力して分担することとなった。

3　実施要項及び受験案内の決定・発表等

(1)　実施要項及び受験案内の決定・発表

平成４年度大学入試センター試験終了後、大学入試センター試験利用大学、高等学校等から寄せられた要望や意見及び前年度までの実績を踏まえ、大学入試センター試験の実施方法等について検討を行い、実施方法専門委員会、運営委員会、評議員会の審議を経て、その実施方針を取りまとめ、大学入試センター試験協議会に諮り、「平成５年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項」を決定・発表し、平成４年５月20日に、利用大学、高等学校等へ通知した。

また、この実施要項に基づき、大学入試センター試験を受験するために必要な諸手続き等を取りまとめた「平成５年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験案内」を作成し、利用大学、高等学校等へ通知した。

実施要項及び受験案内の主な改正点は次のとおりである。

項　　目	要　　旨
試験実施日程等	①　出願期間　平成４年10月15日(木)～10月26日(月) ②　本試験　平成５年１月16日(土)、17日(日) 　　追試験　平成５年１月23日(土)、24日(日)

(2)　実施提要の決定

実施要項に基づき、大学入試センター試験の実施に関する細目のうち、一括して処理することが適当と認められるものについては、「実施要領」「輸送要領」「監督要領」「成績提供要領」の４つの要領に取りまとめて「実施提要」として作成し、８月下旬の入試担当者連絡協議会で利用国公私立大学の入試担当者に配付し、その具体的内容について説明を行った。

(3)　説明協議会の開催

大学入試センター試験の実施方法等の周知と連絡協議を目的として、高等学校、教育委員会等の関係者を対象とする説明協議会を７月中旬～下旬に、全国７会場で開催した。

なお、この説明協議会には、文部省からも担当官の出席を求め、「平成５年度大学入学者選抜実施要項」について説明・協議が行われた。

この説明協議会の開催状況は、次のとおりである。

地　　区	開催協力大学	開催日	会　　場	出席者数（高校数）
北　海　道	北海道大学	７月10日	北海道大学学術交流会館	210人（　152校）
東　　北	東北大学	７月８日	勾当台会館	285人（　214校）
関東・甲信越	（入試センター）	７月７日	国立教育会館虎ノ門ホール	1,136人（　879校）
東海・北陸	名古屋大学	７月15日	名古屋市公会堂	520人（　458校）
近　　畿	大阪大学	７月14日	茨木市市民会館	702人（　556校）
中国・四国	岡山大学	７月８日	岡山衛生会館内三木記念ホール	411人（　287校）
九州・沖縄	九州大学	７月10日	九州大学創立50周年記念講堂	389人（　299校）
計				3,653人（2,845校）

(4)　入試担当者連絡協議会等

ア　平成５年度大学入学者選抜大学入試センター試験の実施に関する協議会

平成５年度から大学入試センター試験を利用する大学の入試担当者を対象として、大学入試センター試験の概要等について、説明・協議を目的とする「平成５年度大学入学者選抜大学入試センター試験の実施に関する協議会」を大学入試センターで、４月24日(金)に開催した。

この会議には、27大学76人の関係者が出席した。

イ　平成５年度大学入学者選抜大学入試センター試験の実施方法等に関する協議会

大学入試センター試験を利用する国公私立大学の新任入試担当課長を対象として、大学入試センター試験の概要説明及び大学入試センター試験の実施方法等について、説明・協議を目的とする「平成５年度大学入学者選抜大学入試センター試験の実施方法等に関する協議会」を大学入試センターで、５月８日(金)に開催した。

この会議には、42大学42人の担当課長が出席した。

ウ　入試担当者連絡協議会

大学入試センター試験を利用する国公私立大学の入試担当者を対象として、試験の実施業務等について、説明・協議を目的とする「入試担当者連絡協議会」を第１回は全国７会場で８月下旬に、第２回は東京において12月中旬にそれぞれ開催した。

この連絡協議会の開催状況は次のとおりである。

第１回

地　　区	開催協力大学	開催日	会　　場	出席者数（大学数）
北　海　道	北海道大学	８月21日	北海道大学　事務局大会議室	40人（　11大学）
東　　北	福島大学	８月19日	福島大学　事務局大会議室	42人（　11大学）
関東・甲信越	（入試センター）	８月18日	東京ガーデンパレス　高千穂	218人（　60大学）
東海・北陸	岐阜大学	８月25日	岐阜キャッスルホテル	115人（　33大学）
近　　畿	神戸大学	８月25日	神戸大学　瀧川記念会館ホール	121人（　34大学）
中国・四国	高知大学	８月27日	高知会館　飛鳥の間	78人（　21大学）
九州・沖縄	熊本大学	８月27日	熊本大学　文・法学部Ａ２教室	107人（　26大学）
計				721人（196大学）

第２回

地　　区	開催日	会　　場	出席者数（大学数）
全　　国	12月15日	昭和女子大学「グリーンホール」	503名（196大学）

(5) 受験案内の配付

出願に必要な志願票等を折り込んだ「受験案内」を80万部作成し、９月１日から利用国公私立大学において、入学志願者に配付するとともに、各高等学校、各都道府県教育委員会・同知事部局、その他関係諸機関等にも参考として配付した。

4 試験場・試験室の設定準備

試験場は、原則として都道府県を単位とする試験地区に基づき、各大学が設定したが、試験場・試験室の設定準備は、次の日程で行われた。

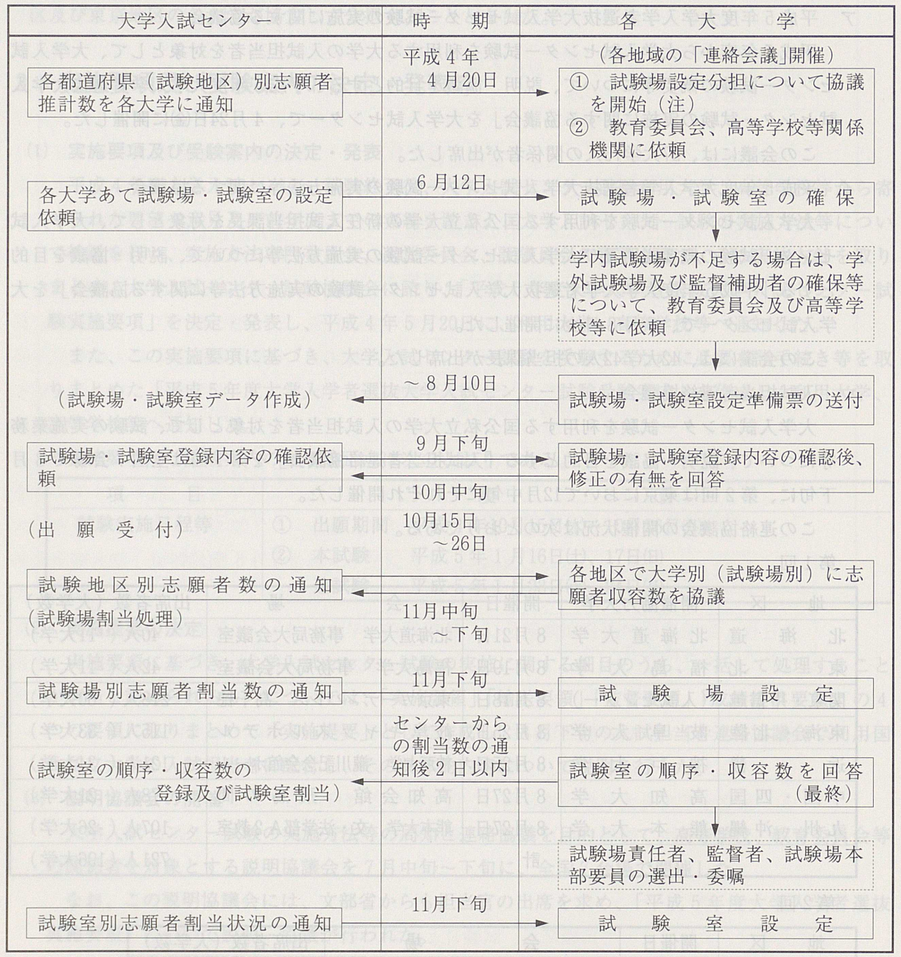

（注）各試験地区の志願者推計数を、各大学が具体的にどのように分担し試験場を設定するかは、基本的には、当該地区に組織される「連絡会議」における協議による。

5 出願受付及び受験票の発行

(1) 志願状況

出願受付は、平成４年10月15日から10月26日までの間、高等学校卒業見込者は在学する高等学校を経由し、高等学校卒業者等については直接大学入試センターへ郵送する方法により行った。

志願者は、前年度を40,614人上回る512,712人に達し、入学定員に対する志願倍率は4.2倍（前年度3.9倍）となった。現役志願率（高等学校新規卒業見込者に占める志願者の割合）は、18.5％と前年度16.4％に比べ2.1ポイント増加した。志願状況は、次のとおりである。

(ｱ) 出願資格別

区　分	志願者数・比率	
	人	%
高等学校卒業見込者	324,281	(63.2)
高等学校卒業者	185,005	(36.1)
大学入学資格検定合格者	2,990	3,426
高等専門学校第３学年修了者	182	
外国の学校（12年の課程修了者）	66	
在外教育施設修了者	114	(0.7)
国際バカロレア資格取得者	7	
文部大臣の指定した者	67	
合　計	512,712	(100.0)

(ｳ) 高校出身者の学科別

区　分	志願者数・比率	
	人	%
普通科	492,516	(96.7)
農業科	447	(0.1)
工業科	1,491	(0.3)
商業科	1,276	(0.3)
理数科	8,418	(1.7)
その他	5,138	(1.0)
合　計	509,286	(100.0)

(ｲ) 男女別

区分	志願者数・比率	
	人	%
男	348,914	(68.1)
女	163,798	(31.9)

(ｴ) 受験に際し特別の措置を行う身体障害者

区　分		身障者数
視覚障害	盲　者	20人（ 18人）
	強度の弱視者（時間：1.3倍）	19 （ 17 ）
	弱視者	12 （ 14 ）
聴覚障害者		64 （ 61 ）
肢体不自由等	両上肢の機能障害が著しい者等	98 （ 84 ）
	肢体不自由者等(時間：1.3倍)	15 （ 13 ）
合　計		228 （207 ）

（注）（ ）内は、前年度志願者数の確定時の人数を示す。

(2) 確認はがきの発送及び不備出願書類の修正

志願者から提出された志願票の記載事項は、電子計算機に入力して登録・管理しているが、志願票の記入誤り等の修正と登録の正確を期すために、登録内容を印字した「確認はがき」を高等学校卒業見込者は在学中の学校を経由し、高等学校卒業者等は本人に直接送付して出願内容の確認を求めた。

出願書類の不備件数は1,340件（不備率0.3％）で前年度1,317件（不備率0.3％）より23件増加した。これらの不備書類については、電話・文書により照会し、修正の上、受理手続きを完了したが、これらの処理には出願受付締切後約９日間を要した。

出願書類の不備（延）件数は、次のとおりである。

事　　項	合　　計	高校経由出願分（卒業見込者）	個人直接出願分（卒業者等）
検定料関係	203件　（153件）	31件　（25件）	172件　（128件）
卒業証明書等未添付	510　（478）	0　（0）	510　（478）
その他（記入漏れ等）	627　（686）	182　（188）	445　（498）
合　　計	1,340　（1,317） 0.3%　（0.3%）	213　（213） 0.07%　（0.07%）	1,127　（1,104） 0.6%　（0.6%）

(3) 試験場の指定

大学入試センターは、志願者確定後、ただちに各大学に対し当該試験場の収容力に応じた志願者数の割当てを行った。

この結果、次のとおり全国で404（前年度375）の試験場が確定した。

本試験場	404	一般試験場	399	大学内試験場　289 （国立大学181、公立大学40、私立大学61、大学附属高校7） 高校借用試験場　99 （公立高校92、私立高校 7） その他の試験場　11（予備校）
		点字試験場	5	大学内試験場　5
追試験場	2	全国を2地区に分け1か所の国立大学試験場		

(4) 受験票等の発行

12月3日から11日までの間に、高等学校卒業見込者は在学中の学校を経由し、高等学校卒業者等は本人に直接、受験票・写真票・成績請求票、受験上の注意を発送した。

なお、その後、不着、記載事項の変更、紛失、汚損等による再発行の状況は次のとおりである。

区分＼再発行申請事由	不着	紛失	汚損	記載事項の変更	内訳			仮受験票関係	追加発行	計
					氏名	生年月日	性別			
卒見者	——	1,619	75	38	33	5	0	103	148	1,983
既卒者等	149	759	33	31	27	4	0	206	527	1,705
計	149	2,378	108	69	60	9	0	309	675	3,688

＊　前年度の再発行件数は、3,522件であった。

(5) 検定料の収納

大学入試センター試験の検定料については、志願者が銀行等又は郵便局の窓口で納入し、その領収証書を志願票にはり付けて提出することとされている。この志願票にはり付けて提出された領収証書と別途銀行等から送付された領収済通知書とを照合し、納入の確認を行うとともに、二重納入などの点検を行った。この結果、本年度の総納付件数は、銀行納入分130,115件、郵便局納入分383,724件の513,839件となったが、出願しなかったもの、二重納入等1,127件（前年度977件）については、検定料相当額の還付を行う手続きをとった。

6 試験実施

(1) 実施体制等

① 大学入試センター

ア　大学入試センターにおいては、所長を本部長とし、運営委員及び実施方法専門委員会委員等13人で構成する大学入試センター試験実施本部を設置し、臨時電話及び臨時ファクスにより各大学と密接な連携を図るとともに、試験実施全般に関する連絡調整及び重要事項の処理等に当たった。

また、実施本部には、教科専門委員会の各部会の部会長を含む委員で構成する試験問題部を置き、試験問題及びその正解の点検や、試験問題に関する疑義の処理に当たった。

イ　試験の実施に先立ち、試験問題の作成、印刷及び各大学への輸送は、すべて計画どおり実施した。

また、1月12日に大学入試センター（実施本部）と各大学（試験実施本部及び各試験場）との間において、臨時ファクス及び臨時電話の「送受信テスト」を実施した。

② 各大学

各大学では、学長の下に「実施のための委員会」を設置し、当該大学が設置した試験場において、教職員数約20,150人が試験監督者として試験の実施に当たった。

なお、一部の大学では、受験者数に対して当該大学の教職員が少ないため、公立高等学校、教育委員会の教職員（延638人）に監督補助を依頼する等の措置がとられた。

③ 連絡体制

試験実施当日は、実施本部、各大学及び各試験場の緊密な連携を図るため、495台のファクス及び324台の臨時電話からなる連絡体制を組織した。また、センターからのファクスによる送信に一斉同報システムを採用した。

④ 再試験対策等

北海道地区については、雪害等による再試験実施に備えて、再試験問題及び関係資料の事前送付体制を整えた。

(2) 試験時間

大学入試センター試験の本試験は、平成5年1月16日(土)、17日(日)に全国404試験場で次表の時間割により一斉に行われた。

また、身体に障害のある入学志願者で盲者の入学志願者に対しては、試験時間の延長（1.5倍程度）及び強度の弱視者及び重度の肢体不自由者に対し、試験時間の延長（1.3倍程度）の措置を講じた。

期　日	教　科	一般の試験時間	1.3倍の試験時間	1.5倍の試験時間
平成５年１月16日(土)	外国語	10:00～11:20（80分）	10:00～11:45（105分）	10:00～12:00（120分）
	数学(A)	12:50～13:50（60分）	13:00～14:20（ 80分）	13:00～14:30（ 90分）
	数学(B)	14:40～15:40（60分）	15:00～16:20（ 80分）	15:00～16:30（ 90分）
	理科(A)	16:30～17:30（60分）	17:00～18:20（ 80分）	17:00～18:30（ 90分）
１月17日(日)	理科(B)	10:00～11:00（60分）	10:00～11:20（ 80分）	10:00～11:30（ 90分）
	国　語	12:30～13:50（80分）	12:30～14:15（105分）	12:30～14:30（120分）
	社　会	14:40～15:40（60分）	15:00～16:20（ 80分）	15:00～16:30（ 90分）
	理科(C)	16:30～17:30（60分）	17:00～18:20（ 80分）	17:00～18:30（ 90分）

(3)　受験状況

大学入試センター試験の受験状況の概要は、次のとおりである。

		前　年　度
①　志願者数	512,712 人	(472,098 人)
②　受験者数	481,885 人（全教科、一部教科）	(445,508 人)
本試験	481,430 人（点字問題受験者を含む）	(445,258 人)
追試験	308 人	(164 人)
再試験	1 人	(－ 人)
本試験＋追・再試験	146 人	(86 人)
③　受験率	93.99 %	(94.37 %)

〔受験者数（全教科、一部教科）／志願者数×100〕

ア　教科別受験者数及び受験率（追・再試験含む）

	教　科	国　語	社　会	数学(A)	数学(B)
第一日目	受験者数	456,522 人	434,114 人	381,478 人	353,868 人
	受験率	89.0 %	84.7 %	74.4 %	69.0 %
	教　科	理科(A)	理科(B)	理科(C)	外国語
第二日目	受験者数	170,928 人	186,437 人	129,080 人	479,794 人
	受験率	33.3 %	36.4 %	25.2 %	93.6 %

イ　理科(A)、(B)、(C)の受験状況

区分 / 受験科目数	理科(A)		理科(B)		理科(C)	計 延受験者	実受験者数
	物理	地学	化学	理科Ⅰ	生物		
１科目	53,804 人	21,362 人	69,779 人	1,512 人	100,141 人	246,598 人	246,598 人（ 67.6%）
２科目	89,101 人	3,318 人	108,669 人	3,134 人	25,596 人	229,818 人	114,909 人（ 31.5%）
３科目	2,399 人	944 人	2,831 人	512 人	3,343 人	10,029 人	3,343 人（ 0.9%）
計	145,304 人（ 29.9%）	25,624 人（ 5.3%）	181,279 人（ 37.3%）	5,158 人（ 1.1%）	129,080 人（ 26.5%）	486,445 人（100.0%）	364,850 人（100.0%）

ｉ　２科目受験者（114,909人）の内訳

教科・科目		理　科　(B)		理科(C)	計
		化　学	理科Ⅰ	生　物	
理科(A)	物理	85,261 人（ 74.2%）	2,186 人（ 1.9%）	1,654 人（ 1.4%）	89,101 人（ 77.5%）
	地学	1,594 人（ 1.4%）	272 人（ 0.2%）	1,452 人（ 1.3%）	3,318 人（ 2.9%）
理科(C)	生物	21,814 人（ 19.0%）	676 人（ 0.6%）	——	22,490 人（ 19.6%）
計		108,669 人（ 94.6%）	3,134 人（ 2.7%）	3,106 人（ 2.7%）	114,909 人（100.0%）

ⅱ　３科目受験者（3,343人）の内訳

	物・化・生	物・理Ⅰ・生	地・化・生	地・理Ⅰ・生	計
受験者数	2,160 人（ 64.6%）	239 人（ 7.1%）	671 人（ 20.1%）	273 人（ 8.2%）	3,343 人（100.0%）

④　全教科欠席者数	30,827 人	(26,590 人)
本試験	30,801 人	(26,570 人)
追試験	24 人	(20 人)
再試験	0 人	(－ 人)
本試験＋追試験	2 人	(0 人)

（参考）

○　２教科以下受験者の受験状況

受験者数　6,947 人　(5,417 人)

(4)　身体に障害のある志願者に対する措置

大学入試センター試験においては、身体に障害のある志願者からの申請に基づき、その障害の種類・程度に応じた受験上の特別措置を行うこととしている。

点字受験者以外の身体に障害のある受験者のうち、強度の弱視者及び重度の肢体不自由者に対し、審査の上、試験時間の延長を認めることとしている。

また、点字問題の作成に当たっては、通常の試験問題を基本とし、点訳に適さない問題については代替問題を出題するとともに、必要に応じて説明文を補足した。

なお、点字試験の試験時間は、通常の1.5倍、点字試験以外の試験時間を延長する試験は、1.3倍としている。大学入試センター試験の実施に当たって、特別の措置をした人数は、次表のとおりである。

身体に障害のある者に対する受験の際の特別措置

区分 ＼ 年度			平成5年度		平成4年度	
			志願者数	受験者数	志願者数	受験者数
男			158 人	148 人	157 人	144 人
女			70	62	50	48
計			228	210	207	192
内訳1 障害の種類	視覚障害		51	47	49	47
	聴覚障害		64	63	61	59
	肢体不自由等		113	98	97	84
内訳2 受験の際に行った措置（延数）	視覚障害	点字問題を点字で解答	20	18	18	17
		一般問題を文字で解答	22	21	25	24
		試験時間の延長（1.3倍）	19	18	17	16
		拡大文字問題の準備	22	21	21	20
		拡大鏡等の持参使用	21	20	21	19
		窓側の明るい座席を指定	7	7	7	7
		照明器具の準備	5	4	4	4
		点字器等の試験場での保管	9	9	12	12
	聴覚障害	手話通訳者の付与	1	1	2	2
		注意事項等の文書による伝達	49	48	39	37
		座席を前列に指定	42	41	41	40
		補聴器の持参使用	56	55	54	52
	肢体不自由・病弱等	代筆解答	0	0	—	—
		一般問題をチェックで解答	25	23	23	19
		試験時間の延長（1.3倍）	15	14	13	10
		一般問題を文字で解答	0	0	1	1
		別室を設定	26	24	5	5
		洋式トイレに近接する試験室に指定	63	60	51	45
		特製机の持参使用	8	7	8	6
		特製机の試験場側での準備	32	28	21	20
		車椅子の持参使用	50	43	38	35
		杖の持参使用	25	22	25	23
		介助者の付与	1	1	3	3
		試験室を一階に設定	69	63	62	55
		試験室入口までの付添者の同伴	47	42	42	40
		試験場への乗用車での入構	65	56	61	54
	その他		31	24	48	42

（注）内訳2は、重複措置を含む延数である。

前表のほか、出願受付締切後の負傷等により、特別の受験措置を希望した志願者についても審査の上、次表のとおりの措置を講じた。

区分		平成5年度	平成4年度
対象者合計（内女性数）		88 人（32）	99 人（38）
障害の種類	視覚障害	2	2
	聴覚障害	2	5
	肢体不自由等	84 ⑦	92 ⑦

（内訳）

受験の際に行った措置（延数）				
視覚障害		点字問題を点字で解答	—	—
		一般問題を文字で解答	—	—②
		試験時間の延長（1.3倍）	—	—①
		拡大文字問題の準備	—	1①
		拡大鏡等の持参使用	1	2①
		窓側の明るい座席を指定	1	1①
		照明器具の準備	—	—①
		点字器等の試験場での保管	—	—
聴覚障害		手話通訳者の付与	—	—
		注意事項等の文書による伝達	1①	—
		座席を前列に指定	1①	1
		補聴器の持参使用	1①	4
肢体不自由・病弱等		一般問題をチェックで解答	—②	1①
		試験時間の延長（1.3倍）	—	—
		一般問題を文字で解答	—	—
		別室を設定	47③	55②
		洋式トイレに近接する試験室に指定	10①	—
		特製机の持参使用	—	—
		特製机の試験場側での準備	4①	3
		車椅子の持参使用	4③	4
		杖の持参使用	23②	25
		タイプライターの持参使用	—	—
		介助者の付与	—	—
		試験室を一階に設定	11②	10
		試験室入口までの付添者の同伴	6④	13
		試験場への乗用車での入構	14④	19
その他			17④	22④

（注1）内訳は、重複措置を含む延数である。
（注2）○付数字は、内数で追試験受験者を示す。

(5) 再試験の実施

本試験の前日（１月15日㈮）に、北海道釧路沖地震（震度６）が発生した。試験会場であった北海道教育大学釧路校では、ガラス破損等のため一部試験室を体育館に変更することにより試験は実施されたが、本試験を欠席した受験者79名に対し、電話連絡による調査を行ったところ、地震の影響により受験できなかった２名の試験希望者について、追試験と同日の日程で再試験を実施した。

共通第１次学力試験以来２度目、センター試験では初めての再試験であった。試験実施時期は降雪による事故等がある程度想定されるところであるが、地震等による災害に対しての適切な措置を明記したものは作成していない。今回、北海道教育大学の適切かつ迅速な判断で大きな混乱もなく試験が実施されたことは、幸いであったが、センターとしても地震等による災害に対するマニュアル化を検討する時期であると考えている。

(6) 追試験の実施

追試験は、本試験の１週間後の１月23日㈯、24日㈰に２試験場で実施された。

本年度の追試験対象者数は479人（前年度270人）で、その内訳は次表のとおりである。

なお、「疾病、負傷等」は、主として感冒と腹痛であった。

（　）内は前年度

地区	追試験場名	追試験受験許可者数	性別		事由		卒業区分				受験許可大学
							卒業見込者		既卒者等		
			男	女	疾病・負傷	事故等	男	女	男	女	
東日本	東京外国語大学	人 259 (177)	人 192 (129)	人 67 (48)	人 252 (161)	人 7 (16)	人 80 (33)	人 40 (21)	人 112 (96)	人 27 (27)	大学 53 (40)
西日本	大阪大学	220 (93)	164 (64)	56 (29)	217 (91)	3 (2)	78 (23)	37 (17)	86 (41)	19 (12)	60 (37)
計		479 (270)	356 (193)	123 (77)	469 (252)	10 (18)	158 (56)	77 (38)	198 (137)	46 (39)	113 (77)

（疾病・負傷の内訳）

区分		東日本	西日本	計
疾病・負傷		252人	217人	469人
内訳	ア　感冒及び類似症	206	161	367
	イ　胃腸炎及び類似症	26	15	41
	ウ　その他の疾病	16	31	47
	エ　負傷	4	10	14
事故等		7	3	10
合計		259	220	479

(7) 正解の発表

本試験の正確は、試験終了後、報道機関を通じて発表した。

また、追・再試験の正解は、大学入試センター、追試験を実施した東京外国語大学・大阪大学及び再試験を実施した北海道教育大学において発表するとともに、大学入試センターへ正解表を希望した受験者には直接郵送した。

7　いわゆる「代筆解答」の実施に関する検討について

体幹及び両上下肢の機能障害が著しい者で、チェックによる解答により解答することが不可能である者に対する受験特別措置としての「代筆解答」等の実施については、実施方法専門委員会において前年度から検討を始め、平成４年５月に最終的に「大学入試センター試験における「代筆解答」等の実施について」としてとりまとめ、７月に「受験案内」を文部記者会に資料配付することにより、その内容を公表した。

なお、平成５年度大学入試センター試験では、受験希望者はいなかった。

大学入試センター試験における「代筆解答」等の実施について

平成４年５月18日
大学入試センター

○　はじめに

大学入試センター試験（以下、「センター試験」という。）においては、身体に障害を有する大学進学希望者の受験機会を保障するという観点から、これまで種々の受験特別措置を講じてきたところである。

このうち、体幹の機能障害等の肢体不自由者に対しては、一般の解答用紙にマークする解答方法に代えて、受験者が選択肢の数字等をチェックすることにより解答するチェックによる解答、試験時間の延長（1.3倍）、別室の設定、介助者の配置その他の措置を講じてきている。

しかし、体幹及び両上下肢の機能障害が著しい者で、チェックによる解答方法をもってしても解答することが不可能である者の場合は、センター試験の受験を断念せざるを得ないこととなり、結果的に志望する国公私立大学への進学の機会が閉ざされることとなる。

このため、大学入試センターでは、各種委員会でセンター試験における肢体不自由者のための新たな受験特別措置として、「代筆による解答」や「機器を用いた解答」を講じることの必要性及び実施上の問題点等の検討を重ね、去る３月24日中間的な取りまとめを行い、これについて関係団体等の意見を聴取したところである。

この結果、国立大学協会、公立大学協会及びセンター試験利用大学等から、センター試験における「代筆による解答」については、大学・学部毎に行う個別学力検査等の実施にも関連して、具体の実施方法についてさらに検討を重ねる必要もあるが、基本的に有意義なことであり積極的に推進すべき課題である旨の意見を得たので、今般最終的な取りまとめを決定し、公表するものである。

Ⅰ．趣　旨

センター試験は、全ての受験者が公平な条件の下で受験できるよう配慮する必要があり、特に身体に極めて重度の障害を有しながらも大学進学の意欲と能力を有する志願者に、できる限りの受験特別措置を講ずることにより、高等教育の受験機会がより拡大されていくことは、今日の社会的要請に積極的に応えるものとして有意義なことと考えられる。このため、センター試験におけるこれまでの解答方法では対応できない者に対する受験特別措置として、受験者が解答番号（記号）と、それに対する選択肢の数字、英字又は符号を口頭で解答し、代筆者が、受験者に代わって解答用紙に記入する解答方法（以下、「代筆解答」という。）を認めることとした。

ただし、「機器を用いた解答」については、養護学校（肢体不自由）等におけるワープロ、パソコン等による教育方法の実施状況も見守りつつ、今後さらに検討を重ねた上で実施することが適当であると思われる。

なお、センター試験における身体障害者の受験特別措置は、各大学の個別学力検査等のみならず、他の学校種別の入学試験及び各種国家資格試験等における受験措置について影響を与えるものであ

ると考えられるので、今後代筆解答を実施するに当たっては、関係官公庁、国立大学協会、公立大学協会及び私立大学関係者等の意見を聴きながら、常に、その評価・見直しを図っていく必要があると考えている。

Ⅱ．代筆解答の実施方法等

１．対象者

代筆解答者は、チェックによる解答方法を今後も存続させること、センター試験においてこれまで代筆解答の実施経験がないこと及び実施上の業務の増加を伴うものであること等を考慮し、肢体不自由者のうち、「体幹及び両上下肢の機能障害が著しい者で、これまでのチェックによる解答方法では受験することができないと認められる者」に限定することとし、志願者の申請書及び医師並びに高等学校長等のできるだけ詳細な診断書・意見書等をもとに、「大学入試センター実施方法専門委員会受験特別措置に関する審査小委員会」（以下、「審査小委員会」という。）が審査の上、認めた者とする。

２．実施時期

平成５年度大学入試センター試験から実施する。

３．試験時間

代筆解答の試験時間は、点字による解答及びチェックによる解答等センター試験における他の特別な解答方法の試験時間及び志願者の希望等を考慮しつつ、志願者の障害の種類・程度に応じ、試験時間の延長（1.3倍）の措置を認めるかどうかについて、審査小委員会が審査の上、決定する。

４．実施方法

代筆解答の実施については、原則として次の方法による。

(1)　代筆者

代筆者は、代筆解答によるセンター試験を実施する大学（以下、この項において「各大学」という。）と大学入試センターが協議の上、肢体不自由者の教育に理解と経験のある者（養護学校の教諭等）から選定する。

(2)　試験室

試験室は、各受験者ごとに別室とする。

(3)　試験問題

試験問題は、一般の受験者と同じ試験問題とする。

(4)　解答方法等

ア．解答方法は、監督者の管理のもとに、受験者が解答番号（記号）と、それに対する選択肢

の数字、英字又は符号を口頭で解答し、受験者にそれを確認した後、代筆者が、直ちに解答用紙（マークシート）に記入する。

受験者が、既に解答した問題の解答を訂正する場合も同様な方法で行う。

イ．監督者は、受験者の解答発言等を記録する方法として、テープレコーダーにより録音する。

(5) ページめくり

試験問題冊子のページめくりは、監督者が行う。

(6) 監督要領等

大学入試センターは、代筆解答の実施に係る「監督要領」及び「受験上の注意」を作成の上、各大学及び志願者にあらかじめ送付する。

(7) 答案の処置等

ア．各大学は、答案及び解答発言等を録音したテープを大学入試センターへ返送する。

イ．各大学は、受験者の解答を試験問題冊子に転記し、これを受験者に手交する。

(8) その他

ア．志願者の状況に応じて、介助者を配置することがある。

イ．代筆解答の実施方法上等の改善・充実を図るための参考とするため、センター試験終了後、代筆者及び各大学に対して、代筆解答の実施状況等に関するアンケート調査等を実施する。

5．代筆解答の実施についての志願者等への周知

センター試験における身体障害者の受験特別措置事項の種類・内容等については、これまで、受験案内（別冊）を中心に志願者等に周知を図っているところである。

今回の代筆解答に係る受験特別措置については、受験案内（別冊）の、従前の肢体不自由者に対する受験特別措置事項の説明のなかで、「体幹及び両上下肢の機能障害者が著しい者で、チェックによる解答では解答することが不可能である者に対しては、代筆解答（受験者が解答番号（記号）と、それに対する選択肢の数字、英字又は符号を口頭で解答し、代筆者が、受験者に代わって解答用紙に記入する解答方法）を措置することがあります。」として周知するほか、あらゆる機会を通じて趣旨の徹底を図る。

Ⅲ．志望大学との事前相談

センター試験においては、従来から、身体に障害を有する志願者に対し、個別学力検査等における受験特別措置及び大学入学後の修学上の配慮等について、入学を志望する大学と事前に相談するよう受験案内等において周知しているところである。

しかし、代筆解答の措置を申請する志願者は、その障害の程度が極めて重度であること及び志望

大学において、このような志願者に必要な措置の検討等のための時間が十分必要であることを考慮した場合、これまで以上に、志望大学と早い時期からの緊密な相談が必要である。

Ⅳ．将来的な検討課題

大学入試センター試験において代筆解答を実施するに当たり、将来的に次の点について検討する必要がある。

(1) 解答過程の介助、別問題の用意

(2) 機器等を用いた解答

(3) 特別試験としての位置づけ

(4) 各大学の受入体制を配慮した試験

(5) 評価・見直し

(6) その他

「代筆解答」に関する検討の経緯

時　期	大学入試センター	文部省、国大協等関係団体
平成3年 11月1日	・　実施方法専門委員会「受験特別措置に関する審査小委員会」において、「代筆解答」の必要性等について、各委員による意見交換。	
11月18日	・　実施方法専門委員会において、上記「審査小委員会」における検討概要の報告及び意見伺い。	
12月2日 ～10日		・　文部省、国大協及び公大協に検討状況等について連絡。 来年2月頃を目途に、センターとして中間的な意見の集約を行った上で、連絡・協議したい旨予告。
12月13日	・　運営委員会に、検討経過報告。	
平成4年 1月20日		・　国大協第2常置委員会に、検討状況等について説明
2月10日	・　「審査小委員会」委員のうち、肢体不自由関係の委員を中心としたワーキング・グループを組織し、「代筆解答」の実施上の問題点及び具体的措置等について検討。	
2月17日	・　「審査小委員会」において、「代筆解答」の実施に関する実施方法専門委員会への中間報告案の取りまとめ。	
2月21日	・　実施方法専門委員会において、上記の「審査小委員会」における「代筆解答」の実施に関する中間報告をもとにした「中間まとめ」（案）について審議。 ・　運営委員会において、「中間まとめ」（案）について審議	
3月6日	・　センター試験連絡協議会総合部会に、検討経過報告。	
3月16日	・　評議員会において、「中間まとめ」（案）について審議。	
3月23日	・　「審査小委員会」において、「代筆解答」の実施に当たっての具体的な実施方法等に関する検討。	
3月24日	・　実施方法専門委員会において、「中間まとめ」について審議、取りまとめ。	
3月26日	・　運営委員会において、「中間まとめ」について審議、了承。	
3月31日		・　文部省、国大協、公大協、各国公立大学、関係私立大学及び全国高等学校長協会に、「中間まとめ」を送付し、5月13日（関係私立大学及び全国高等学校長協会は4月30日）までに意見の提出。
5月11日		・　国大協第2常置委員会
5月15日	・　実施方法専門委員会において、「代筆解答」の実施に関する「最終まとめ」について審議、取りまとめ。 ・　運営委員会において、「最終まとめ」について審議、了承。	
5月18日	・　評議員会及びセンター試験協議会において、「最終まとめ」について審議、了承。	
5月22日		・　公大協総会に、提案。
6月4日		・　国大協理事会に、提案。
6月16日 17日		・　国大協総会に、提案。

8　平成6年度からの新高等学校学習指導要領実施に伴う平成9年度以降の大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本的方針について

平成6年度からの新高等学校学習指導要領実施に伴う平成9年度以降の大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本方針については、「基本的方針（案）」を前年度に公表し、各関係団体等の意見を聴きながら検討を重ね、平成4年6月に最終結論を得て「基本的方針」として公表した。

平成４年６月16日
大学入試センター

平成９年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本的方針について

(1)　平成元年３月15日付けで新しい高等学校学習指導要領（以下「新指導要領」という。）が告示され、高等学校では、平成６年度からこの新指導要領に基づく学習が始まる。

大学入試センター試験（以下「センター試験」という。）は、大学入学志願者の、高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを目的として実施するという基本的考え方に立って出題を行っている。

このようなことから、センター試験の出題教科・科目や出題方法等について、新指導要領に即した検討が必要となっている。

(2)　このため、大学入試センターでは、運営委員会に「試験問題特別委員会企画部会」を設置し、平成９年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本的方針について、慎重審議を重ね、先般「基本的方針（案）」としてとりまとめ、関係団体等の意見を聴取したところである。

この結果、関係団体等においては、基本的に賛成である旨の意見を得たので、今般「基本的方針」として公表するものである。

(3)　具体的な出題教科・科目、出題方法等については、上記「基本的方針」に基づき、当センターに、国公私立大学及び高等学校の教員、教育委員会の指導主事及び学職経験者等からなる「大学入試センター試験教科・科目等検討専門委員会」を設置し、各関係団体等からの意見も参考としつつ詳細な検討に入ることとしている。

なお、この具体的な出題教科・科目、出題方法等についての公表は、従来から入試方法の大幅な改正を行う場合には、概ねその２年前には予告する慣例となっているので、平成６年度には行いたいと考えている。

平成９年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本的方針

平成９年度からの大学入試センター試験の出題は、「国語」、「地理歴史」、「公民」、「数学」、「理科」及び「外国語」の６教科について行い、それぞれの教科についての必修科目、及びそれぞれの選択科目中から適当な科目を出題する。

また、「職業教育を主とする学科」における履修科目の出題についても配慮するものとする。

（説　明）

1　従来の「社会」を発展的に分離して設置された「地理歴史」と「公民」については、その設置の趣旨に鑑みて、これら2教科を出題の対象とする。

2　新教育課程において「家庭」は、男子・女子生徒の全員について必修の教科と位置付けられた。

しかし、この教科の学習内容は「体験的」要素が多く、この意味では、「実技的」要素が多い必修の科目である「保健体育」、「芸術」と類似する面があり、この観点から出題の対象としないこととする。

3　各教科における選択科目は多様となっているので、これらへの対応の検討が必要であるが、各選択科目の設置の趣旨並びに教育課程の設定状況及び予想される履修状況を勘案して、出題の対象とする科目を決定する必要性があるという趣旨を「選択科目中から適当な科目」と表現してある。

4　「職業教育を主とする学科」における履修科目の出題については、従来どおりの趣旨を継続的に配慮する必要性の観点から、附記するものである。

平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本的方針（案）の審議経過

時　期	大学入試センター	備　考
平成3年		
2月22日	・　運営委員会に置く「試験問題特別委員会」を改組し試験問題特別委員会に出題教科・科目等の基本的事項について企画し、調査・審議を行う「企画部会」を設けた（平成3年2月22日運営委員会承認）	平成元年3月15日新高等学校学習指導要領が告示され、平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目について検討するため企画部会を設置
9月11日	・　新教育課程学習指導要領の説明会 講師（文部省高等学校課徳久課長補佐）	センター職員に対し新学習指導要領の理解を深めるため、説明会を開催
9月19日	・　運営委員会試験問題特別委員会企画部会（第1回）	
11月22日	・　運営委員会試験問題特別委員会企画部会（第2回）	第1回、第2回の企画部会において文部省徳久補佐を講師に新学習指導要領の改正点等について勉強会を行う。
11月26日 〜 12月13日	・　大学入試センターの各種委員会に新教育課程実施までのタイムスケジュールの説明、審議、了承 大学入試センター試験等連絡協議会総合部会（11月26日） 評議員会（12月6日） 大学入試センター試験協議会（12月6日） 運営委員会（12月13日）	
12月18日	・　運営委員会試験問題特別委員会企画部会（第3回）	平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本的方針の素案を作成、意見交換を行う
平成4年		
2月12日	・　運営委員会試験問題特別委員会企画部会（第4回）	平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本的方針（案）について了承
2月21日 〜 3月26日	・　大学入試センターの各種委員会に「平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本的方針」（案）について説明、審議、了承 実施方法専門委員会（2月21日） 運営委員会（2月21日） 大学入試センター試験等連絡協議会総合部会（3月6日） 評議員会（3月16日） 大学入試センター試験協議会（3月16日） 評価委員会（3月18日） 顧問会議（3月23日） 教科専門委員会部会長会議（3月26日）	大学入試センター試験教科・科目等検討専門委員会設置（運営委員会承認）
3月27日	・　運営委員会試験問題特別委員会企画部会（第5回）	平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本的方針（案）について、当センター各種委員会からの意見は特になかったため、同案を各関係団体等へ送付し意見を聞くこととなった。
3月31日	・　各関係団体に「平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本的方針」（案）を送付、4月末日までに回答を要請する ・　文部省広報室において「平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本的方針」（案）を記者発表	国大協、公大協に各大学の意見の取りまとめを依頼（5月13日まで）
5月15日 〜 5月29日	・　基本的方針（案）に対する各関係団体からの意見は基本的には賛成であるとの回答であった。これらを踏まえ原案どおり公表することとし、本センター等各委員会に説明、審議、了承 実施方法専門委員会（5月15日） 運営委員会（5月15日） 評議委員会（5月18日） 大学入試センター試験協議会（5月18日） 公立大学協会総会（5月22日） 全国高等学校長協会総会・研究協議会（5月28日） 国立大学協会入試改善特別委員会（5月29日）	
6月3日	・　運営委員会試験問題特別委員会企画部会（第6回）	平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本的方針（案）最終まとめ
6月16日 〜	・　「平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本的方針」公表	

9 実施結果

(1) 答案の読み取り及び採点

各大学から返送された受験者の答案約259万枚は、大学・試験場別、教科別に枚数等を確認し、平成5年1月18日から1月25日までの間に12台の光学式マーク読取装置（ＯＭＲ）で読み取りを行った。

読み取った答案は、大学・試験場及び教科単位に受験番号等に誤りがないことを確認し、平成5年1月18日から1月30日までの間に電子計算機処理により採点及び各種の集計を行った。

(2) 答案のマークもれ等の状況

大学入試センター試験における受験番号、解答科目の未記入及び重複マーク等によるマーク誤りで特定できない答案はなかった。

(3) 平均点等

本試験を受験した481,430人についての科目別平均点等の最終結果を、各大学への成績提供開始後（平成5年2月3日）に発表した。

(4) 得点調整実施の有無

本年度の大学入試センター試験において、理科、社会の各選択科目間に試験問題の難易差による著しい平均点格差が生じなかったため、得点調整は行わないこととした。

(5) 成績の提供

大学入試センター試験の成績提供は、平成5年1月31日から4月6日までの間に各国公私立大学からの成績請求に基づき行った。

成績の提供件数は、次のとおりである。

国公立一般入試：　延約 604,000件（前年度　延約 555,900件）産業医科大学を含む。
国公立推薦入試：　　約　8,700件（前年度　　約　8,400件）
私　立　大　学：　延約 104,700件（前年度　延約　42,500件）
国公立2次募集：　延約　4,300人（前年度　延約　6,300人）

(6) 出願状況資料の提供

当該大学の大学入学者選抜業務に使用するために必要な場合、大学からの請求に基づいて、他大学の併願状況を記載した出願状況資料を提供した。

各大学への提供状況は、次のとおりである。

提供期間　：平成5年2月23日から3月19日まで
提供大学数：173大学

(7) 合格状況資料の提供

当該大学の大学入学者選抜業務に使用するために必要な場合、大学からの請求に基づいて、合格状況資料を提供した。

各大学への提供状況は、次のとおりである。

・大学別推薦入学入学手続者等に係る合格状況資料
（提供期間：平成5年2月23日から3月2日まで）…… 128大学
・「前期日程」試験入学手続者に係る合格状況資料
（提供期間：平成5年3月17日から3月23日まで）…… 120大学
・一般入試合格者等に係る合格状況資料
（提供期間：平成5年3月26日から）…… 136大学
・推薦入学入学手続者に係る合格状況資料
（提供期間：平成5年3月28日から）…… 2大学

10 試 験 問 題

(1) 試験問題の作成

大学入試センター試験は、大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とするものであり、試験問題は、国公私立の大学が、それぞれの判断と創意工夫により、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に評価する上での基礎資料として、適切に利用できるよう共通第１次学力試験及び大学入試センター試験の経験や研究の成果を活かしながら作成している。

出題に当たる教科専門委員会の委員は、国公私立大学の教員約270人に委嘱し、これらの委員は、科目別等の部会に分属し、年間約13回40日程度にわたって会議を開催し、試験問題の作成に当たっている。

試験問題の作成過程においては、各部会で十分討議を尽くして試験問題の原案の作成に当たるほか、各教科、科目間の調整会議を開催（年間４回）し、試験問題の内容・量、難易度が均衡のとれるものとなるように、また重複による相互推測が起きないように留意している。

また、教科専門委員会とは別に設置している試験問題特別専門委員会等において、文章表現、問題の構成、解答方法の妥当性及び出題の内容の適否等について、具体的に点検・照合を行い、より適正な出題に務めている。

(2) 科目の平均点等

大学入試センター試験の試験問題の水準については、臨時教育審議会第１次答申における大学入試改革に関する提言の具体化を図るため設置された大学入試改革協議会の最終報告（63. 2.15）の提言の趣旨を踏まえ、当面は、共通第１次学力試験と同程度の水準にすることとし、問題の作成に当たったところである。

第４回の大学入試センター試験の各教科・科目の平均点は、概ね、共通第１次学力試験と同程度の水準とすることができた。

試験問題の作成に当たっては、単なる二者択一的なものでなく、基礎学力を全体的に関連づけながら評価できるように、内容、形式及び構成を工夫することによって、的確な読解力、内容に対する理解力、正解を見出すまでの応用力、総合力など、きめ細かく評価できるように一層の配慮をしているところである。

また、社会・理科の選択科目間の平均点差については、可能な限り少なくなるよう、努力を重ねる必要があると考えている。

なお、各大学に大学入試センター試験の成績を提供する際、各大学の最終判定に当たり、大学入試センター試験の成績をより細かく分析し、利用することが可能となるように、受験者各人の得点のほかに、全受験者の各科目ごとの平均点等についての資料を提供した。

(3) 出題の誤り等について

本年度、試験問題印刷後に行った試験問題の訂正は、次のとおりである。

（本試験）

理科(B)「化学」（13ページ　第３問　問３ｂ）

問題訂正

（誤）　16

（正）　16 g

以上のとおりであるが、今後とも問題訂正等を皆無とするため、一層の努力が必要であると考えている。

(4) 試験問題に対する意見

大学入試センター試験の実施後、各方面から寄せられた試験問題についての意見では、全般的には共通第１次学力試験の出願形式を踏襲し、難易についても基本的には、共通第１次学力試験と同程度であり、教科書の内容・範囲に基づいた基本的、基礎的な出題であるという評価が多かった。その他いくつかの科目の出題内容についての意見、照会が寄せられたが、これらの意見については、大学入試センター試験の問題作成に反映させるため、各問題作成部会で検討することとした。また、当センターでは、共通第１次学力試験と同様、組織的に高等学校側の意見・評価を得るために大学入試センター試験等連絡協議会試験問題部会から意見・評価を提出していただくとともに、全国的な教育研究団体に対して、意見・評価の提出を依頼し、回答が寄せられたものを取りまとめた。これらについては、教科専門委員会問題作成部会の見解を付し、「平成５年度大学入試センター試験問題集」（市販用）及び「平成５年度大学入試センター試験－実施結果と試験問題に関する意見・評価－」に掲載した。

第３　大学情報提供事業

大学情報提供事業について

大学入試センターは、昭和63年５月の法律改正により、従来の業務に加えて「大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供」業務を開始した。この事業は、高等学校における進路指導や受験生の進路選択の改善に資するため、高等学校との連携を深め、高等学校や受験生などに各大学の教育研究活動の状況等の適切な情報を提供することを主な目的としている。

これらの事業については、平成２年３月の「大学情報提供に関する調査検討委員会」の報告「大学入試センターにおける大学情報提供事業について」に沿って、関係機関等との連携協力を図りつつ、その拡充を図っていくこととしている。

また、昭和63年からその運用を開始している「ハートシステム」は、本年度においては、更に改善、充実するとともに、高等学校進路指導担当教員が、大学の教育研究内容の理解を深め、大学の教員・入学広報担当者等との間で意見交換を行う「大学ガイダンスセミナー」及び、大学の入学広報の質的向上を図ることを目的とした「大学入学広報セミナー」を開催した。

１　「ハートシステム」の運用

昭和63年10月から「ハートシステム」の名称でキャプテン通信網を通じて、大学進学案内の情報提供を開始している。受験生や進路指導担当者が、大学の教育・研究内容の情報を的確に知り、これまでの偏差値に偏重しがちな進路選択や進路指導を改善し、進学志望者の個性と志望等に即した大学を選択することや、適切な指導を行うためにこの「ハートシステム」を活用されることを期待しているものである。

平成２年10月から、個々の大学の教育研究内容等を体系的に整理して提供する「大学案内」について、それまでの一部の私立大学だったものを、すべての私立大学について、「大学情報」「学部情報」の提供を開始するとともに、平成３年10月からは、「学科情報」についても、すべての私立大学の情報提供を開始した。

平成４年10月には、すべての国公私立大学の情報を更新するとともに、個々の大学の教育研究内容等を体系的に整理して提供する「大学案内」について、すべての私立大学の「入学者選抜方法の情報（一般選抜と特別選抜）」及びすべての国公私立大学の「編入学情報」を新たに加えて提供した。

また、ハートシステムの普及のため、大学入試センター試験説明協議会、都道府県・指定都市教育委員会進路指導主事研究協議会、全国高等学校長協会大学入試研究協議会等の機会を利用して、ハートシステムの端末機等設置の推進について要望するとともに、利用者の一層の拡大を図るため、高等学校卒業者や社会人等が利用できる全国の図書館などに対して、端末機等の設置について要望した。

【ハートシステムの高等学校への導入状況及び利用状況】

ア　高等学校への導入状況

平成５年３月現在　1,090校（全高校5,988校に対する導入率18.2％）

〔地区別内訳〕　　平成５年３月現在

区　分	北海道	東　北	関　東 甲信越	東　海 北　陸	近　畿	中　国 四　国	九　州 沖　縄
導　入　校	21校	88校	283校	173校	139校	207校	179校
導　入　率	5.9%	15.4%	14.8%	21.8%	15.9%	29.8%	23.0%

イ　利用状況　　（　）内は、平成３年度

月		4	5	6	7	8	9
利　用	延べ	303,356	350,127	389,421	413,936	406,304	501,955
画面数	平均	10,112	11,294	12,981	13,353	13,107	16,732

10	11	12	1	2	3	合　計
611,812	435,214	382,841	430,366	273,978	229,557	4,728,867
19,736	14,507	12,350	13,883	9,785	7,405	12,956

注：利用画面数は、アクセスした全ての画面数であり、平均利用画面数は、その月の日数で除した値である。

2　「国公立大学ガイドブック（平成５年度版）」の刊行

高等学校の進路指導や入学志願者の志望大学・学部の選定に役立てるため、各国公立大学の特色、沿革、概要、個別学力検査等の概要などの情報を取りまとめたもの。国立大学協会、公立大学協会との共同編集により作成した。

（掲載内容）

㈠　学部・学科等の系統別一覧
㈡　免許・資格を必要とする主な職業
㈢　各大学・学部等の紹介
㈣　平成５年度国公立大学入学者選抜のあらまし
㈤　平成５年度個別学力検査等各大学の入学者選抜の概要
㈥　平成４年度各大学・学部別入学志願状況
㈦　国公（私）立大学入学者選抜実施状況

（配付先）

各高等学校、各国公立大学、各都道府県教育委員会・同知事部局、各教育関係団体など。

なお、国公立大学ガイドブックは、平成４年９月７日から全国の書店で一斉に発売された。

3　「大学ガイダンスセミナー」の開催

進学志望者の志望・適性に応じた適切な進学指導に資するため、大学の関係者と高等学校関係者が直接のコミュニケーションを図る場として、山口県小郡町、岡山市、静岡市、長崎市及び仙台市で「大学ガイダンスセミナー」を開催した。セミナーでは、現在の大学の学問の動向等に関する講演を行うとともに、大学と高等学校の直接の意見交換が活発に展開された。

なお、本年度から自主的な開催母体として、山口県大学ガイダンスセミナー実行委員会が大学、高等学校長協会、教育委員会の関係者で組織され、大学入試センターとの共催で開催された。

〔山口県大学ガイダンスセミナー（吉敷郡小郡町）〕

・期 日 等　平成４年６月23日（火）午前10時～午後４時30分
　会場：山口グランドホテル
　主催；大学入試センター、山口県大学ガイダンスセミナー実行委員会
　（県内の全大学で構成）
　後援；山口県教育委員会、山口県高等学校長協会、山口県など
・参 加 者　116名（高等学校45校、大学７校など）
・講　　演　「大学の昨日・今日」　福山市立女子短期大学長　横　尾　壮　英
・講演・意見交換
　「人文学の現状と将来展望」　山口女子大学文学部教授　国　守　　進
　「経済学の研究の現状と将来展望」　徳山大学経済学部教授　中　谷　孝　久
　「工学の研究の現状と将来展望」　山口大学工学部教授　小　倉　興太郎
　「農・水産学の研究の現状と将来展望」　水産大学校長　網　尾　　勝

〔岡山県大学ガイダンスセミナー（岡山市）〕

・期 日 等　平成４年８月７日（金）午前10時～午後４時
　会場：岡山大学大学院自然科学研究科大講義室
　主催；大学入試センター、岡山県大学ガイダンスセミナー連絡協議会
　〔県内の全大学、県教育委員会、県高等学校長協会で構成〕
・参 加 者　148名（高等学校56校、大学10校など）

・講 演 １　「イオン工学の今後の展望」　岡山理科大学理学部教授　山　村　泰　道
　〃　２　「設置基準の改正によって大学はどう変わるか」
　早稲田大学理工学部教授　示　村　悦二郎
・意見交換　「大学の教育内容について」
　大学教育一般、家政系学部・心理学系の教育内容、文系（国文・国際・情報・音楽）の学科、理系が扱う「環境」の分野など。
　（パネリスト　大学側10名、高等学校側４名）

〔東海地区大学ガイダンスセミナー（静岡市）〕

・期 日 等　平成４年９月11日（金）午前10時～午後４時
　　会場：静岡県職員会館（もくせい会館）富士ホール
　　主催；大学入試センター　後援；静岡県教育委員会
　　協力；静岡県高等学校長協会・私学協会、静岡県下の全大学
・参 加 者　188名（高等学校118校、大学20校など）
・講 演 １　「情報工学とは、どのような学問か」　静岡大学工学部教授　阿　部　圭　一
　〃　２　「日本の個人と西洋の個人」　一橋大学社会学部教授　阿　部　謹　也
・意見交換　「大学の教育内容について」
　　大学教育と高等学校教育の抱える問題、大学選択の問題、大学改革の状況、国際交流、看護学・物質科学科・海洋学部・言語文化学科の特色など。
　　（パネリスト　大学側９名、高等学校側２名）

〔九州・沖縄地区大学ガイダンスセミナー（長崎市）〕

・期 日 等　平成４年９月25日（金）午前10時～午後４時
　　会場：長崎新聞文化ホール　大ホール
　　主催；大学入試センター　後援；長崎県教育委員会
　　協力；長崎県高等学校長協会、長崎県下の全大学
・参 加 者　169名（高等学校83校、大学14校など）
・講 演 １　「医学部は、いま」　長崎大学医学部教授　珠　玖　　洋
　〃　２　「英語教育の現代的課題」　横浜国立大学教育学部教授　田　崎　清　忠
・意見交換　「大学の教育内容について」
　　大学改革の状況、学部・学科の教育内容の特色、外国語教育やコンピュータ教育の特別なカリキュラム、女子進学率の増加の影響など。
　　（パネリスト　大学側４名、高等学校側２名）

〔東北地区大学ガイダンスセミナー（仙台市）〕

・期 日 等　平成４年11月17日（火）午前10～午後４時
　　会場：勾当台会館
　　主催；大学入試センター　後援；宮城県教育委員会
　　協力；宮城県高等学校長協会・高等学校進路指導研究会、宮城県下の全大学
・参 加 者　157名（高等学校74校、大学16校など）
・講 演 １　「ライフサイエンスからの食の探究」　東北大学農学部長　木　村　修　一
　〃　２　『「商学」の内容とその教育上の特徴』　慶應義塾大学商学部教授　田　村　　茂
・意見交換　「大学の教育内容について」
　　大学の英語教育、大学設置基準の改正に伴う教養部等の再編、大学院の検討状況、学部・学科の教育内容の特色など。
　　（パネリスト　大学側10名、高等学校側２名）

4　「大学入学広報セミナー」の開催

国公私立大学の入学広報担当者等を対象として、高等学校の進学指導や進学志望者の進路選択に役立つよう情報提供の質的な向上を図ることを目的として、「大学入学広報セミナー」を文部省との共催で開催した。

本セミナーにおいては、講演、報告のほか、問題提起に対する討論等が活発に行われ、進学志望者や高等学校にとって有用で良質な大学の教育研究内容あるいは入学試験に関する情報を的確かつ適正に提供することの重要性を国公私立大学の入学広報担当者の方々に、一層認識してもらうことができた。

〔大学入学広報セミナー〕

・期 日 等　平成４年11月19日（木）午前10時30分～午後４時
　　会場：有楽町朝日ホール（東京都千代田区）
・参 加 者　313名（231大学など）
・講　　演　「大学改革と広報」　亜細亜大学長　衞藤瀋吉
・シンポジウム
　「効果的な入学広報　～意欲ある学生を獲得するために～」
　司会　永　井　順　國（読売新聞社論説委員）
　　舟　岡　史　雄（信州大学経済学部教授）
　　原　　郁　雄（同志社大学教務部入試課長）
　　田　中　日出夫（立教大学総長室広報課長）
　　清　水　一　昭（静岡県立浜松西高等学校教諭）
　　浦　田　善　弘（大阪府立豊中高等学校教諭）
　○　事例発表
　　①入学広報の企画と実践　（２大学）
　　②大学情報の利活用の実態（１高等学校）
　○　討　論

5　「進学情報サービス室」の設置

大学入試センターが収集した各大学の大学（学部・学科）案内、履修要項、募集要項等の最新の資料を、大学入学志望者や高等学校進路指導担当教員等が閲覧したり、大学紹介ビデオやハートシステムを利用できる「進学情報サービス室」を全国数地区に開設することとし、平成３年度は大分大学内に開設し、本年度は北海道大学内に開設した。

6　「ＨＥＡＲＴニュース」（大学入試センター広報）の発行

主として高等学校進学指導担当教員を対象に、大学情報提供事業についての普及啓蒙を図ることを目的とする刊行物「ＨＥＡＲＴニュース」（第４号、第５号、第６号及び第７号）を発行し、全国の高等学校、教育委員会、大学などに配付した。

7　「大学情報の利用状況等に関するモニター調査協力校」の設置について

大学情報提供事業を効果的に実施するため、各県ごとに数校（計120校）の高等学校を「モニター調査協力校」として依頼し、大学情報の利用状況、高等学校のニーズ等に関して、２回のアンケート調査及びモニター会議を実施した。

第４　調査研究

調査研究について

研究開発部においては、その設立の趣旨に沿って、大学入学者選抜方法の改善等に関する調査研究を進めている。本年度の活動状況は、次のとおりである。

1　調査研究組織

研究開発部長（併）		清　水　留三郎
情報処理研究部門	教　授	清　水　留三郎
	助教授	山　田　文　康
評価・追跡研究部門	教　授	水　野　欽　司
	助教授	鈴　木　規　夫
	助　手	岩　田　弘　三
試験方法研究部門	教　授	岩　坪　秀　一
	助教授	石　塚　智　一
	助　手	平　　直　樹
試験制度研究部門	助教授	池　田　輝　政
	助　手	山　村　　滋
進学適性研究部門	教　授	柳　井　晴　夫
	助教授	前　川　眞　一
	助　手	豊　田　秀　樹
特別試験研究部門	教　授	小　野　　博
	助　手	藤　芳　　衛

2　調査研究状況

(1)　調査研究事項

研究開発部の本年度における具体的な調査研究事項は、次のとおりである。

ア　情報処理研究部門

○　大学入試センター試験の社会と理科の選択科目間の差異の分析研究
○　大学入試センター試験の全設問の学力測定性能の分析
○　大学入試制度と受験競争激化の社会的・経済的・文化的要因に関する総合的研究
○　センター試験における学力類型の研究
○　効果的なデータ解析を行うための方法論に関する研究
○　大学入試における質的データの分析に関する研究
○　学部系統別にみた国公立大学志願者層の推移に関する研究
○　試験問題の定性的評定に基づく難易度の推定
○　大学入学者の学力分類に基づく選抜方法の評価研究
○　大学入試センター試験の本試験と追試験の試験問題の比較分析

イ　評価・追跡研究部門

○　大学入学者の学力分類に基づく選抜方法の評価研究
○　大学の各専門分野の進学適性に関する調査研究
○　大学入試制度と受験競争激化の社会的・経済的・文化的要因に関する総合的研究
○　因果モデルによる高校生の進路意識の分析
○　学部系統別にみた国公立志願者層の推移に関する研究
○　多様化・個性化を促進するための大学教育と入試の在り方に関する研究
○　受験生の理工系離れに関する研究
○　助手問題に関する研究

ウ　試験方法研究部門

○　定性的評定の数量化による設問正答率推定の研究
○　大学入学者の学力分類に基づく選抜方法の評価研究－　大学との共同による追跡研究を基軸として　－
○　センター試験から難問・奇問を出さないための研究
○　理数系学科にきわめて優れている生徒の入学者選抜方法の調査研究
－　終戦前後に実施されていた『特別科学教育』に学ぶ　－
○　共分散構造分析の応用に関する開発研究
○　卒後の活動と入試・学内成績の関連についての研究
○　リスクに対する態度と認知の日米比較研究
○　帰国子女の日本語能力を測定するための語彙理解力及び漢字の読みのテストの開発
○　国際学校（international school）における異文化接触の実態と子どもの心理的発達に及ぼす影響に関する調査研究
○　小論文試験の方法論的諸問題に関する検討

エ　試験制度研究部門

○　大学入学試験制度の国際比較研究
○　高等学校の教育力に関する研究
○　大学入学者の学力分類に基づく選抜方法の評価研究

オ　進学適性研究部門

○　大学の各専門分野の進学適性に関する調査研究
○　多変量解析に関する理論的研究
○　項目反応モデルに関する基礎的研究
○　共分散構造モデルの理論的研究
○　浜松医大のデータ分析
○　大学入試センター試験問題のモニター調査に基づく分析

カ　特別試験研究部門

○　高校生の日本語力（語彙力及び漢字力）の調査研究
○　外国人子女教育に関する資料の収集及び分析研究
○　騒音中における聴覚障害者の音声明瞭度の改善に関する研究
○　無線を利用した補聴器に関する基礎的検討
○　視覚障害受験生の点字試験問題の解答過程の分析方法の研究
○　障害者の大学入試制度とその具体的実施方法に関する国際比較研究
○　視覚障害学生の情報処理環境の改善に関する技術の調査
○　大学入試センター試験の本試験と追試験の試験問題の比較分析

キ　共同研究

○　大学入試センター試験の本試験と追試験の試験問題の比較分析
○　試験問題の定性的評定に基づく難易度の推定
○　大学の各専門分野の進学適性に関する調査研究
○　大学入学者の学力分類に基づく選抜方法の評価研究　－大学との共同による追跡研究を基軸として－
○　卒後の活動と入試・学内成績の関連についての研究
○　帰国子女の日本語能力を測定するための語彙理解力及び漢字の読みのテストの開発

(2)　調査研究成果の発表

調査研究事項の成果は、研究紀要の発行、９回にわたる研究セミナーの開催及び国立大学入学者選抜研究連絡協議会第13回大会における研究会で発表するとともに、大学入試センター試験の実施に反映させている。

本年度の刊行物は、次のとおりである。

○　研究紀要No.22（２編所載）

①　学部系統別にみた国公立大学志願者層の推移に関する研究
（評価・追跡研究部助手　岩田弘三、情報処理研究部門助教授　山田文康）

②　高校生用日本語能力テストの開発－(2)漢字読み取りテストの項目分析と誤答パターンについて－
（試験方法研究部門助手　平直樹、特別試験研究部門教授　小野博、横浜国立大学教育学

部助教授　林部英雄）

○　大学の各専門分野の進学適性に関する調査研究報告書－大学入学者選抜資料としての適性検査のための基礎研究

○　大学の各専門分野の進学適性に関する調査研究報告書－大学入学者選抜資料としての適性検査のための基礎研究－要約版

○　大学入学者の特性と選抜方法との関連についての追跡調査研究

○　理数系学科にきわめて優れている生徒の入学者選抜方法の調査研究
－終戦前後に実施された『特別科学教育』に学ぶ－

3　共同研究

(1)　国立大学入学者選抜研究連絡協議会

国立大学における入学者選抜に関する研究の交流及び協力を行い、もって入学者選抜方法の改善に寄与することを目的として、各国立大学の入学者選抜に関する研究委員会と大学入試センターで組織する国立大学入学者選抜研究連絡協議会は、６月１日、２日に第13回大会を開催した。

この大会では、研究会のほかに、公開講演会を「企業変革期に求められる人材とその確保・育成について－企業視点での大学入試・教育への期待－」のテーマで開催した。

また、新企画として、テーマを指定した研究会（“特別選抜”に絞った研究発表と討論）及び自由討論会を平行して開催し、研究の交流を図った。

（国立大学入学者選抜連絡協議会「大学入試研究ジャーナル第３号」、「年報13号」参照）

(2)　外部との共同研究

次の３つの研究を行った。

ア　大学の各専門分野の進学適性に関する調査研究

イ　大学入学者の学力分類に基づく選抜方法の評価研究

ウ　大学入学者の特性と選抜方法との関連についての追跡調査研究

4　調査研究のための資料の提供

入学者選抜方法の工夫・改善については、大学入試センター試験の利用方法を含め、各大学において、種々検討されているが、この調査研究には、各大学のデータと併せて、大学入試センター試験の諸データが不可欠である。

このため、当センターでは、大学入試センター試験に係る諸データをできるだけ各大学に提供する方向である。現時点で提供できる資料として、平成４年度大学入試センター試験受験者のうち、数学(A)、(B)を含む５教科を受験した者について、大学入試センター試験成績の①総得点の分布資料、②総得点と教科・科目別の平均点・標準偏差等に関する資料、及び③科目得点の分布資料を作成し提供した。

今後も、それぞれの大学の研究課題に沿った資料の提供依頼があった場合には、各大学の希望にできるだけ沿う方向で提供を進めていきたいと考えている。

第５　資　　料

1　平成４年度業務日誌

平成４年

４月１日　　教科専門委員会新委員を委嘱

４月８日　教科専門委員会（全体会議、部会長会議、各部会）

～10日　　(1)　大学入試センターの機構及び教科専門委員会規程について

(2)　平成５年度大学入試センター試験実施について

(3)　平成４年度教科専門委員会の年間計画について

(4)　平成６年度大学入試センター試験試験問題作成要領について

(5)　その他

①教科専門委員会の会議出席手続き等について

②問題作成部会室備付資料等について

４月14日　　問題冊子に関する入試担当者課長会議

(1)　平成４年度大学入試センター試験実施結果の概要

(2)　平成５年度大学入試センター試験の実施について

①主要実施日程等

②試験問題冊子等の配付方法について

(3)　その他

４月20日　　実施方法専門委員会（第70回）

(1)　平成４年度大学入試センター試験の実施について

(2)　平成５年度大学入試センター試験の実施期日について

(3)　その他

４月24日　　大学入試センター試験実施に関する新規利用大学打合せ会

４月27日　　運営委員会（第27回）

(1)　平成５年度大学入試センター試験について

(2)　平成６年度大学入試センター試験の実施期日について

(3)　その他

５月８日　　大学入試センター試験入試担当課長打合せ会（新任課長）

５月11日　　（国立大学協会第２常置委員会）

５月14日　　（国立大学事務局長会議）

５月15日　　実施方法専門委員会（第71回）

(1)　平成５年度大学入試センター試験の実施について

①実施要領

②監督要領

(2)　「代筆解答」について

(3)　その他

運営委員会（第28回）

(1)　名誉教授の選考について

(2) 代筆解答について
(3) 平成５年度大学入試センター試験受験案内別冊について
(4) 平成９年度からの出題教科・科目に関する基本的方針について
(5) その他

5月18日　評議員会（第46回）
(1) 名誉教授の選考について
(2) 平成５年度大学入試センター試験について
(3) 代筆解答について
(4) 平成６年度大学入試センター試験の実施期日について
(5) 平成９年度からの出題教科・科目に関する基本的方針について
(6)その他

大学入試センター試験協議会（第13回）
(1) 平成５年度大学入試センター試験について
(2) 代筆解答について
(3) 平成６年度大学入試センター試験の実施期日について
(4) 平成９年度からの出題教科・科目に関する基本的方針について
(5) その他

有江幹男先生退官記念パーティ

5月20日　（大学入学者選抜方法の改善に関する会議）
22日　（公立大学協会総会）
5月27日・28日　（全国高等学校長協会総会・研究協議会）
5月29日　（国立大学協会入試改善特別委員会）
6月1日・2日　国立大学入学者選抜連絡研究協議会第13回大会
6月3日　運営委員会・試験問題特別委員会企画部会
試験教科・科目等検討専門委員会
6月4日　（国立大学協会理事会）
6月8日　（平成５年度大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会）
6月15日　大学入試センター開設15周年記念行事
6月16日　（国立大学協会総会）
6月18日　（国立大学長会議）
6月19日　（国立大学協会事務連絡会）
6月23日　山口県大学ガイダンスセミナー
6月25日　運営委員会（第29回）
(1) 平成５年度概算要求について
(2) 平成４年度大学情報提供事業計画について
(3) その他

7月3日　電子計算機組織機器構成検討委員会
7月6日　大学入試センター試験等連絡協議会総合部会
(1) 平成５年度大学入試センター試験について
(2) 平成６年度大学入試センター試験について
(3) 平成９年度からの出題教科・科目に関する基本的方針について
(4) その他
7月7日～15日　大学入試センター試験説明協議会（全国７地区）
7月23日　大学入試センター試験教科・科目等検討専門委員会
7月27日　（公立大学入試制度・教育制度検討特別委員会）
8月7日　大学ガイダンスセミナー（岡山県）
8月18日～27日　大学入試センター試験入試担当者連絡協議会（全国７地区）
9月2日　（大学審議会大学入試専門委員会）
9月11日　大学ガイダンスセミナー（東海地区）
9月14日　（全国高等学校長協会大学入試研究協議会）
9月16日　大学入試センター試験教科・科目等検討専門委員会
9月25日　大学ガイダンスセミナー（九州・沖縄地区）
10月5日　電子計算機組織機器構成検討委員会
10月8日　（国立大学協会入試改善特別委員会）
10月9日　（国立大学協会第２常置委員会）
10月14日　大学入試センター試験教科・科目等検討専門委員会部会長会議
10月15日　教科専門委員会部会長会議
(1) 平成５年度教科専門委員会委員の推薦について
(2) 問題作成部会の今後の日程について
(3) その他
10月19日　（国立大協会理事会）
10月23日　（入試改善専門委員会）
11月4日　受験特別措置に関する審査小委員会
(1) 委員長について
(2) 平成５年度大学入試センター試験における受験特別措置の審査について
(3) 平成６年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験案内（別冊）について
(4) その他
11月6日　運営委員会（第30回）
(1) 顧問について
(2) 平成５年度大学入試センター試験の実施体制について
ア　説明協議会及び入試担当者連絡協議会の結果について
イ　出願状況について
ウ　今後の実施日程等について

エ　実施本部員について
(3)　その他
11月 9 日　運営委員会試験問題特別委員会調整部会
～12日
11月11日　（国立大学協会総会）
～12日
11月13日　（国立大学協会事務連絡会議）
11月17日　大学ガイダンスセミナー（東北地区）
11月19日　大学入試広報セミナー
11月20日　実施方法専門委員会（第72回）
(1)　受験特別措置に関する審査小委員会の審議結果について
(2)　試験問題「正解」発表様式について
(3)　平成５年度大学入試センター試験の実施体制について
ア　今後の実施日程等について
イ　大学入試センター試験実施本部員について
ウ　実施要領の一部改正について
エ　実施方法専門委員会の臨時委員の委嘱について
(4)　その他
11月25日　（公立大学協会入試制度委員会・教育制度検討特別委員会合同委員会）
12月 2 日　大学入試センター試験等連絡協議会総合部会
(1)　平成５年度大学入試センター試験準備状況について
(2)　高等学校学習指導要領の改訂に伴う出題教科・科目の検討について
(3)　その他
顧問会議
12月10日　評議員会
(1)　平成５年度大学入試センター試験準備状況等について
(2)　平成５年度大学入試センター試験成績委員会について
(3)　その他
大学入試センター試験協議会
(1)　平成５年度大学入試センター試験準備状況について
(2)　平成５年度大学入試センター試験成績委員会について
(3)　その他
12月11日　大学情報専門委員会
(1)　ハートシステム等に関するアンケート調査について
(2)　平成５年度における大学情報提供事業の進め方について
(3)　その他
12月14日　試験教科・科目等検討専門委員会部会長会議
12月15日　大学入試センター試験入試担当者連絡協議会（第２回）
12月22日　大学入試センター試験教科・科目等検討専門委員会

平成５年
1 月16日　大学入試センター試験・本試験
・17日
1 月19日　（国立大学協会第２常置委員会）
1 月20日　大学入試センター試験成績委員会専門委員会
1 月23日　大学入試センター試験・追（再）試験
・24日
2 月 9 日　大学入試センター試験等連絡協議会試験問題部会
2 月19日　大学入試センター試験教科・科目等検討専門委員会部会長会議
(1)　各出題教科・科目等について
(2)　今後のスケジュールについて
(3)　その他
2 月23日　実施方法専門委員会（第73回）
(1)　平成６年度大学入試センター試験について
(2)　試験教科・科目等検討専門委員会の審議経過について
(3)　その他
2 月24日　運営委員会（第31回）
(1)　人事事項について
(2)　教科専門委員会委員の選考等に関する内規の改正について
(3)　平成６年度大学入試センター試験について
(4)　研究紀要登載論文について
(5)　その他
3 月 1 日　運営委員会・試験問題特別委員会調整部会
～ 3 日
3 月 1 日　（大学審議会大学入試に関する専門委員会）
3 月 4 日　森山文部大臣大学入試センター視察
連絡協議会総合部会
(1)　平成６年度大学入試センター試験について
(2)　試験教科・科目等検討専門委員会の審議経過について
(3)　その他
3 月10日　（国立大学協会理事会）
3 月15日　実施方法専門委員会（第74回）
(1)　平成６年度大学入試センター試験について
(2)　試験教科・科目等検討専門委員会の審議経過について
(3)　その他
3 月16日　運営委員会試験問題特別委員会企画部会
(1)　平成７年度大学入試センター試験の試験問題作成要領等の改定について
(2)　その他
大学入試センター試験教科・科目等検討専門委員会

3月19日　運営委員会
(1) 平成6年度大学入試センター試験実施要項等について
(2) 平成7年度大学入試センター試験試験問題作成要領について
(3) 平成7年度大学入試センター試験の実施期日について
(4) その他

3月24日　評議員会
(1) 平成6年度大学入試センター試験について
(2) 平成7年度大学入試センター試験の実施期日について
(3) その他

大学入試センター試験協議会
(1) 平成6年度大学入試センター試験について
(2) 平成7年度大学入試センター試験の実施期日について
(3) その他

3月25日　教科専門委員会部会長会議
(1) 平成5年度教科専門委員会試験問題作成年間計画について
(2) 平成7年度大学入試センター試験試験問題作成要領について
(3) 平成6年度大学入試センター試験「数学(B)」の解答用紙について
(4) 平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目について

2 大学入試センター役職員

所長	髙橋良平	(4. 4. 1から)
副所長	坂元昴	(4. 4. 1から)
	松本道雄	(5. 3.31まで)
管理部		
部長	中原勇夫	(4 .4. 1から)
庶務課		
課長	宮村貞一	
課長補佐	鈴木利次	(5. 3.31まで)
庶務係長	野本晃良	(5. 3.31まで)
人事係長	金子伊智朗	(4. 4. 1から)
共同利用係長	田渕章博	(4. 4. 1から)
企画・広報係長	森山都留男	
会計課		
課長	國友孝信	(4.10.31まで)
	加藤泰久	(4.11. 1から)
課長補佐	前田高士	(5. 3.31まで)
総務係長	原英毅	
経理係長	鈴木昇	
用度係長	諸田清	(5. 3.31まで)
施設係長	小松武志	
進学情報課		
課長	藤原誠	(5. 1.31まで)
進学情報係長	佐々木充	(4. 4. 1から)
情報普及係長	伊藤亙	
画像情報係長	小野渉	(4. 9.30まで)
	小越信行	(4.10. 1から)
進学指導専門官	日野静雄	(5. 3.31まで)
	内田昭久	(4. 4. 1から)
	宮城實	(4. 8. 1から)
事業部		
部長	菊池誠	(4. 4. 1から)
事業第一課		
課長	坂井善一	(5. 3.31まで)
課長補佐	野田優明	(5. 3.31まで)
企画調整係長	小林和則	(5. 3.31まで)
試験実施第1係長	髙木得二	(5. 3.31まで)

試験実施第２係長	鈴　木　和　夫	(4. 4. 1から 5. 3.31まで)
試験実施第３係長	千々岩　高　美	(4. 4. 1から)
教科専門官	岡　村　克　美	(5. 3.31まで)
事業第二課		
課長	池　本　龍　二	(5. 3.31まで)
課長補佐	片　山　隆　二	(5. 3.31まで)
管理係長	山　本　茂　行	(4. 4. 1から)
問題第１係長	藤　田　廣　司	(4. 4. 1から 5. 3.31まで)
問題第２係長	佐々木　義　人	(4. 4. 1から 5. 3.31まで)
特殊問題係長	早乙女　　豊	(4. 4. 1から 5. 3.31まで)
情報処理課		
課長	服　部　　肇	(5. 3.31まで)
課長補佐	渕　上　光　明	
業務第１係長	小　松　俊　夫	
業務第２係長	石　橋　龍　二	
業務第３係長	永　井　元　久	
情報管理係長	吉　見　日出明	
資料係長	岡　山　　均	(4. 9.30まで)
	小　野　　渉	(4.10. 1から)
研究開発部		
部長	清　水　留三郎	(5. 3.31まで)

3　規　程　等

(1)　大学入試センター試験問題データ・ベース委員会の設置について（一部改正）
（平成４年４月14日　所長裁定）

(2)　大学入試センター進学情報サービス室設置要綱（一部改正）　（平成４年４月９日　所長裁定）

(3)　大学入試センター試験教科・科目等検討専門委員会規程　（平成４年４月９日　規程第１号）

(4)　電子計算機組織の機器構成等の検討に関する要領（一部改正）　（平成４年４月22日　所長裁定）

(5)　大学入試センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規則
（平成４年５月１日　規則第１号）

(6)　大学入試センター試験教科・科目等検討専門委員会における臨時委員に関する細則
（平成４年10月28日　細則第１号）

(7)　大学入試センター教科専門委員会委員の選考等に関する内規の一部を改正する内規
（平成５年２月24日　内規第１号）

(8)　大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する申合せの一部を改正する申合せ
（平成５年２月24日　申合せ第１号）

(9)　大学入試センター外来研究員受入規則　（平成５年３月15日　規則第１号）

(1) 大学入試センター試験問題データ・ベース委員会の設置について（一部改正）

［平成４年４月14日
所　長　裁　定］

大学入試センター試験問題データ・ベース委員会の設置について（昭和60年７月１日所長裁定）の一部を次のように改正する。

第７項中「１年」を「２年」に改める。

附　則

この所長裁定は、平成４年４月14日から実施する。

(2) 大学入試センター進学情報サービス室設置要綱（一部改正）

［平成４年４月９日
所　長　裁　定］

大学入試センター進学情報サービス室設置要綱（平成３年７月22日所長裁定）の一部を次のように改正する。

第１項中「大学入試センター内のほか、」の下に「北海道大学及び」を加える。

第３項第２号中「情報サービス室の円滑な運営を図るため、」の下に「北海道大学又は」を加える。

附　則

この所長裁定は、平成４年６月１日から実施する。

(3) 大学入試センター試験教科・科目等検討専門委員会規程

［平成４年４月９日
規　程　第　１　号］

大学入試センター試験教科・科目等検討専門委員会規程

（趣旨）

第１条　大学入試センター（以下「センター」という。）に、大学入試センター専門委員の会議に関する規程（昭和52年規程第３号。以下「専門委員会規程」という。）第３条に規定する特別の専門委員会として、試験教科・科目等検討専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会の組織及び運営については、専門委員会規程第１条の規定にかかわらず、この規程の定めるところによる。

（目的）

第２条　委員会は、平成６年度から学年進行により実施される新高等学校学習指導要領に関連し、平成９年度以降における大学入試センター試験に関する次の事項について、検討を行う。

(1)　出題教科・科目及び出題範囲等に関する事項

(2)　主題教科・科目の選択方法等に関する事項

(3)　前２号の事項に係る実施方法等に関する事項

（委員）

第３条　委員会の委員は、25人以内とし、センターの各種委員会委員、大学関係者、教育委員会関係者、高等学校関係者及び学識経験者等のうちから、センターの所長が、運営委員の会議の意見を聴いて、委嘱する。

（委員長）

第４条　委員会に委員長を置き、センターの副所長（教授）をもって充てる。

（任期）

第５条　委員の任期は、２年とする。

２　委員に欠員が生じた場合、後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（会議）

第６条　委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

（意見の聴取）

第７条　委員会は、検討を行うに当たっては、必要に応じて学識経験者等の意見を聴くものとする。

（臨時委員）

第８条　委員会に、委員のほか、必要に応じ臨時委員を置くことができる。

２　臨時委員に関する事項は、別に定める。

（庶務）

第９条　委員会に関する庶務は、事業第一課において処理する。

附　則

この規程は、平成４年４月９日から施行する。

(4) 電子計算機組織の機器構成等の検討に関する要領（一部改正）

（平成４年４月22日 所長裁定）

電子計算機組織の機器構成等の検討に関する要領（昭和63年12月16日所長裁定）の一部を次のように改正する。

第１項の見出しを「(設置)」に改め、同項中「機器構成等の検討を行う場合、この要領の定めるところによる」を「更新に伴い機器構成等の検討を適正に行うため、電子計算機組織の機器構成検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。」に改める。

第２項を削り、第３項を第２項とし、第４項から第７項までを１項ずつ繰り上げる。

第２項中「８人以内」を「５人以上10人以内」に改め、同項を同項第１号とし、同号の次に次の１号を加える。

⑵　前号に掲げるもののほか、所長は、大学の教員その他の学識経験者を、臨時委員として加えることができる。

第３項第２号中「委員会」を「委員会の会議」に、「招集する」を「招集し、その議長となる」に改め、同項第３号中「聞く」を「聴く」に改める。

第４項中「所長の諮問に応じ、センターにおいて電子計算機組織の更新を行うときに、機器構成等について検討を行うものとし、」を削る。

第６項中「事業部」を削る。

附　則

この所長裁定は、平成４年４月22日から実施する。

(5) 大学入試センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規則

（平成４年５月１日 規則第１号）

（趣旨）

第１条　大学入試センターに勤務する職員（非常勤職員を除く。以下「職員」という。）の勤務を要しない日、勤務時間、休憩時間及び休息時間については、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和25年法律第95号）、人事院規則15－１（職員の勤務時間等の基準）、文部省に勤務する職員の勤務時間等に関する規程（平成４年文部省訓令第15号）、国立学校等に勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規程（昭和55年文部省訓令第16号）等（以下「法令等」という。）の定めによるほか、この規則の定めるところによる。

（勤務を要しない日及び勤務時間の割振り等）

第２条　職員の勤務を要しない日は日曜日及び土曜日とし、勤務時間の割振り、休憩時間及び休息時間（以下「勤務時間の割振り等」という。）は別表１によるものとする。ただし、大学入試センター所長（以下「所長」という。）が別に指定する職員の勤務時間の割振り等については、別表２によるものとする。

（勤務時間の割振り等の特例）

第３条　前条の適用を受ける教授（副所長及び研究開発部長を除く。）、助教授及び助手のうち、研究等のため、同条の規定によることが困難なものについては、法令等に定める範囲内において、所長が個別に勤務時間の割振り等を行うことができる。

２　前項の規定により勤務時間の割振り等を行う場合には、平成４年５月３日を初日とする４週間及びこれに引き続く４週間ごとの期間のうちの特定の４週間内において行うものとする。

（勤務を要しない日の振替え等）

第４条　一般職の職員の給与等に関する法律第14条第４項に規定する勤務を要しない日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更については、所長がこれを行うものとする。ただし、勤務を要しない日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更を行う際には、人事院規則15－１（職員の勤務時間等の基準）の運用について（昭和63年12月15日）第７条関係第６項に定める事項を当該職員へ通知するものとする。

第５条　人事院規則15－１（職員の勤務時間等の基準）第７条第４項に規定する毎４週間は、平成４年５月３日を初日とする４週間及びこれに引き続く４週間ごとの期間とする。

附　則

１　この規則は、平成４年５月１日から施行する。

２　大学入試センター職員の休憩時間及び休息時間に関する規則（昭和56年６月26日規則第３号）は、廃止する。

別表１

勤務時間	午前９時から午後５時15分まで
休憩時間	午後零時30分から午後零時45分まで
休息時間	午後零時15分から午後零時30分まで 及び午後零時45分から午後１時まで

別表２

勤務時間	午前８時30分から午後４時45分まで
休憩時間	午後零時30分から午後零時45分まで
休息時間	午後零時15分から午後零時30分まで 及び午後零時45分から午後１時まで

(6) 大学入試センター試験教科・科目等検討専門委員会における臨時委員に関する細則

平成４年10月28日
細則第１号

大学入試センター試験教科・科目等検討専門委員会における臨時委員に関する細則

（趣旨）

第１条　大学入試センター試験教科・科目等検討専門委員会規程（平成４年４月９日規程第１号。以下「規程」という。）第８条第１項に定める大学入試センター試験教科・科目等検討専門委員会（以下「専門委員会」という。）における臨時委員（以下「臨時委員」という。）については、この細則の定めるところによる。

（臨時委員の委嘱）

第２条　臨時委員は、専門委員会の委員長の推薦に基づき、大学入試センターの所長が委嘱する。

（任期）

第３条　臨時委員の任期は、委嘱した年度の末日までとする

（会議）

第４条　臨時委員は、専門委員会の委員長の要請に応じて会議に出席し、必要な意見を述べることができる。

２　臨時委員は、会議開催に必要な出席者数に含まないものとする。

３　臨時委員は、議決に加わることができない。

（庶務）

第５条　臨時委員に関する庶務は、事業第一課において処理する。

附　則

この細則は、平成４年11月１日から施行する。

(7) 大学入試センター教科専門委員会委員の選考等に関する内規の一部を改正する内規

平成５年２月24日
内規第１号

大学入試センター教科専門委員会委員の選考等に関する内規（昭和57年３月28日内規第１号）の一部を次のように改正する。

第４条中「氏名についても」の下に「任期が終了した日又は辞任した日の属する年度の翌年度の末日までは」を加える。

附　則

この内規は、平成５年２月24日から施行する。

(8) 大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する申合せの一部を改正する申合せ

平成５年２月24日
申合せ第１号

大学入試センター試験問題特別専門委員会に関する申合せ（昭和55年10月30日申合せ第８号）の一部を次のように改正する。

第４項の次に次の１項を加える。

（委員の氏名の取扱い）

５　特別専門委員会の委員の氏名は、大学入試センター秘密文書等取扱規程（昭和56年規程第３号）第４条第３号に規定する「秘」の区分に該当するものとする。旧委員の氏名についても任期が終了した日又は辞任した日の属する年度の翌年度の末日までは同様とする。

附　則

この申合せは、平成５年２月24日から施行する。

(9) 大学入試センター外来研究員受入規則

平成５年３月15日
規則第１号

大学入試センター外来研究員受入規則

（趣旨）

第１条　大学入試センター（以下「センター」という。）における外来研究員（以下「研究員」という。）の受入れに関しては、この規則の定めるところによる。

（研究員の種類）

第２条　研究員の種類は、次のとおりとする。

(1)　内地研究員制度実施要項（昭和37年３月28日文部大臣裁定）に基づき派遣された内地研究員

(2)　私学研修員、専修学校研修員及び公立大学研修員受入実施要項（昭和39年５月１日文部省大学学術局長決裁）に基づき派遣された私学研修員、専修学校研修員及び公立大学研修員

(3)　外国人研究員制度について（昭和50年12月15日文学機第340号文部事務次官通知）に基づき雇用された外国人研究員

(4)　日本学術振興会により採用された招へい外国人研究員、特別研究員、奨励研究員及び流動研究員

(5)　その他の外来研究者

（許可申請）

第３条　研究員を受け入れようとする研究部門責任者等は、別記様式の許可申請書を大学入試センター所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

（受入許可）

第４条　所長は、広義の入試に関する研究のため、研究員との交流を行うことにより、学術の進展に寄与するものと認められる場合に限り、研究員の受入れを許可するものとする。

（受入期間）

第５条　研究員の受入期間は、１年以内とする。

２　所長は、受入期間延長の申出があった場合には、研究を継続する必要があると認めたときに限り、１年を限度として、受入期間の延長を許可することができる。

（担当教官）

第６条　所長は、研究員の研究目的及び研究内容を考慮し、研究員についてそれぞれ担当教官又は共同研究を行う教官を定めるものとする。

（報告書の提出）

第７条　研究員は、受入期間終了時までに、研究報告書を所長に提出しなければならない。

（施設等の利用）

第８条　研究員は、センターの施設及び設備等をそれぞれの責任者の許可を得て、利用することができる。

（規程等の遵守）

第９条　研究員は、センターの規程等を守らなければならない。

（受入れの取消し）

第10条　所長は、研究員が次に該当するときは、受入れを取り消すものとする。

(1)　研究員が研究期間中に病気その他の理由により、研究の中止を申し出た場合

(2)　センターの規程その他の遵守事項に違反した場合

(3)　その他研究に従事することが適当でないと認められる場合

（雑則）

第11条　この規則に定めるもののほか、研究員の受入れに関し必要な事項は、所長が別に定める。

附　則

この規則は、平成５年４月１日から施行する。

別記様式（第３条関係）

外来研究員受入許可申請書

平成　　年　　月　　日

大学入試センター所長　殿

研究部門名及び職名

氏名　　印

下記により外来研究員としての受入れを許可くださるようお願いします。

記

1　受入研究者
　所　属　名
　職　　名
　（ふりがな）
　氏　　名
　国　　籍（外国人の場合のみ記入）

2　研究課題名

3　受入研究部門・担当教官名

4　研究期間
　平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで

5　該当研究者に期待する役割及び受入れを希望する理由

6　研究計画概略（200字程度）

別記様式（第４条関係）

外来研究員受入許可書

平成　　年　　月　　日

殿

大学入試センター所長
○　○　○　○　　印

平成　年　月　日付けで申請のあった外来研究員の受入れについて、下記のとおり許可します。

記

研究課題名	
期　　間	平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで
研究部門名	
受入教官名	

〔留意事項〕

(1)　申請書に記載した研究計画に従い、研究に従事すること。

(2)　大学入試センターの規程等を遵守すること。

(3)　大学入試センターの施設等の利用に当たっては、センターの定める責任者の許可を得ること。

4　関係法令

(1)　国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令
（平成４年４月１日　文部省令第11号）

(2)－１　特定学校財産指定事務取扱規程　（平成４年７月１日　文部省訓令第30号）

(2)－２　国立学校設置法施行令第９条の３第１項の規定に基づき文部大臣が大蔵大臣と協議して定める額について　（平成４年７月１日　文部大臣裁定）

(3)　国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令
（平成４年11月２日　文部省令第36号）

(1) 国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令

文高学第109号
平成４年４月１日

各国立学校長
各大学共同利用機関長
大学入試センター所長　殿
学位授与機構長

文部事務次官
國分正明

国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令の制定等について（通達）

平成４年４月１日文部省第11号をもって、別紙のとおり、国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令が公布され、即日施行されました。

その内容は下記１から４のとおりですが、平成４年度の入学者については、諸般の事情により、平成４年度に限り、特別の経過措置が定められていますので、その実施につき、特に遺漏のないよう願います。

なお、この通達に規定するもののほかは、従前のとおりですので、念のため申し添えます。

記

１　高等学校（専攻科を含む。以下同じ。）若しくは幼稚園又は看護学校、診療放射線技師学校、歯科衛生士学校、歯科技工士学校若しくは助産婦学校（以下「看護学校等」という。）において徴収する授業料の額を改定したこと。（第２条第１項及び第６項）

２　高等専門学校の専攻科について授業料、入学料及び検定料の額を定めたこと。（第２条第１項）

３　臨床検査技師学校及び保健婦学校を削除したこと。（第２条第６項）

４　高等学校、幼稚園及び看護学校等の授業料の額は、平成４年４月１日以降に第１年次に入学した者（以下「平成４年度入学者」という。）に係るものから改定することとしたが、平成４年度入学者（平成４年４月１日以後に転学、編入学又は再入学をした者のうち、当該者の属する年次の在学

者が平成４年度入学者である場合を含む。）から徴収する授業料の額及び徴収方法について、平成４年度限りの特例を定めたこと。（附則第２項、第４項及び第５項）

なお、平成４年４月１日以後に転学、編入学又は再入学をした者に係るものについては、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額としたこと。（附則第３項）

また、このことに伴い、平成４年度に第１年次に入学、転学、編入学又は再入学をした者について、第４条、第５条及び第７条の規定を適用するときの特例を定めたこと。（附則第６項、第７項及び第８項）

別　紙

○　文部省令第11号

国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第13条の規定に基づき、国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成４年４月１日

文部大臣　鳩山　邦夫

国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令

国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表中「高等専門学校」を「高等専門学校（専攻科を含む。）」に改め、同表高等学校の項中「88,800」を「98,400」に改め、同表幼稚園の項中「56,400」を「62,400」に改め、同条第６項中「臨床検査技師学校、歯科衛生士学校、歯科技工士学校、助産婦学校及び保健婦学校」を「歯科衛生士学校、歯科技工士学校及び助産婦学校」に、「48,480円」を「60,000円」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　平成４年３月31日に高等学校（専攻科を含む。以下同じ。）若しくは幼稚園又は看護学校、診療放射線技師学校、歯科衛生士学校、歯科技工士学校若しくは助産婦学校（以下「看護学校等」という。）に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第２条第１項及び第６項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この省令の施行の日以後において、高等学校、幼稚園又は看護学校等に転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、改正後の第２条第１項及び第６項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

4　平成４年度において高等学校又は幼稚園に入学した者（前項の規定が適用される者のうち、当該者の属する年次の在学者が平成４年度に入学した者である場合を含む。）から徴収する同年度に係る授業料の額は、改正後の第２条第１項の規定にかかわらず、次の表に定める前期及び後期の額を合わせた額とし、第３条第１項の規定にかかわらず、同表に定める前期又は後期の額をそれぞれの期において徴収するものとする。

区　分	前　期	後　期
	円	円
高等学校	44,400	49,200
幼稚園	28,200	31,200

5　平成４年度において看護学校等に入学した者（第３項の規定が適用される者のうち、当該者の属する年次の在学者が平成４年度に入学した者である場合を含む。）から徴収する同年度に係る授業料の額は、改正後の第２条第６項の規定にかかわらず、54,240円とし、第３条第１項の規定

にかかわらず、前期において徴収する額は24,240円、後期において徴収する額は30,000円とする。

6　平成４年度において高等学校、幼稚園又は看護学校等に入学した者（以下「平成４年度入学者」という。）について第４条の規定を適用する場合においては、平成４年度に限り、同条中「授業料の年額の12分の１」とあるのは、「前期又は後期において徴収する授業料の額の６分の１」とする。平成４年度入学者が平成４年度において復学した場合において、第５条の規定を適用するときにおいても、同様とする。

7　平成４年度において高等学校、幼稚園又は看護学校等に転学、編入学又は再入学をした者の属する年次の在学者が平成４年度入学者である場合においては、当該転学、編入学又は再入学をした者について第５条の規定を適用するときは、平成４年度に限り、同条中「授業料の年額の12分の１」とあるのは、「前期又は後期において徴収する授業料の額の６分の１」とする。

8　第４項、第５項又は前項の規定が適用される者について第７条の規定を適用する場合においては、平成４年度に限り、同条中「授業料の年額の２分の１に相当する額」とあるのは、「前期において徴収する授業料の額」とする。

(2) 特定学校財産指定事務取扱規程等

文高大第326号
平成4年7月1日

各国立学校長
各大学共同利用機関長
大学入試センター所長　殿
学位授与機構長
国立学校財務センター所長

文部省高等教育局長
遠山敦子

特定学校財産指定事務取扱規程等の制定について（通知）

平成4年7月1日付け文部省訓令第30号をもって、別添のとおり特定学校財産指定事務取扱規程が制定され、また、同日付けをもって、別添のとおり、国立学校設置法施行令（昭和59年政令第230号）第9条の3第1項の規定に基づき文部大臣が大蔵大臣と協議して定める額について定められ、それぞれ平成4年7月1日から実施されることになりましたので通知します。

○文部省訓令第30号

特定学校財産指定事務取扱規程を次のとおり定める。

平成4年7月1日

文部大臣　鳩山邦夫

特定学校財産指定事務取扱規程

（趣旨）

第1条　文部大臣が特定学校財産（国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第9条の5第1号に規定する特定学校財産をいう。以下同じ。）の指定を行う手続については、他の法令又はこれに基づく特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

（国立学校財務センターの長が行う指定の申出）

第2条　国立学校財務センターの長は、他の国立学校の長から文部省所管国有財産取扱規程（昭和32年文部省訓令）第30条の16第1項に規定する通知書が送付された場合において、当該通知書に記載された国有財産について特定学校財産とすることが適当であると認めるときは、国立学校設置法施行令第9条の3第1項に規定する特定学校財産の指定の申出を文部大臣に行うとともに、当該申出を行う旨を当該通知書を送付した国立学校の長に対して通知するものとする。

（指定の通知）

第3条　文部大臣は、前条の申出があった国有財産を特定学校財産として指定したときは、その旨を国立学校財務センターの長及び前条の規定に基づき国立学校財務センターの長が当該申出を行う旨を通知した国立学校の長に対して、通知するものとする。

附　則

1　この訓令は、平成4年7月1日から実施する。

2　第2条及び第3条の規定は、国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律（平成4年法律第37号）附則第3項の規定による特定学校財産の指定について準用する。

国立学校設置法施行令第９条の３第１項の規定に基づき文部大臣が大蔵大臣と協議して定める額について

平成４年７月１日
文部大臣裁定

国立学校設置法施行令（昭和59年政令第230号）第９条の３第１項の規定に基づき文部大臣が大蔵大臣と協議して定める額は、300億円とする。

附　則

この裁定は、平成４年７月１日から実施する。

(3)　国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令

文高学第109号
平成４年11月２日

各国立学校長
各大学共同利用機関長
大学入試センター長　殿
学位授与機構長

文部事務次官
坂元弘直

国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令の制定等について（通達）

平成４年11月２日文部省令第36号をもって、別紙のとおり、国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令が公布され、平成４年11月２日から施行されることになりました。その内容は下記１のとおりです。

次に、国立大学、国立短期大学及び国立高等専門学校における研究生、聴講生等に係る授業料に関する改正後の国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第９号。下記２において「令」という。）第12条の規定に基づく文部大臣の承認については、今後下記２により取り扱うこととしますので、事務処理上遺漏のないよう願います。

なお、この通達に規定するもののほかは、従前のとおりですので、念のため申し添えます。

記

１　国立学校において徴収する授業料の額を改定したこと。（第２条第１項）

２　国立大学、国立短期大学及び国立高等専門学校における研究生、聴講生等に係る授業料について、国立の学校の長が、学則その他の規則で次の表のとおり定めるときは、令第12条の規定に基づく文部大臣の承認があったものとして取り扱うこととすること。

区　　分	授　業　料
大学の研究生・専攻生	２２，９００円
大学の選科生・聴講生	１１，５００円
臨時教員養成課程	４１，１６０円
高等専門学校の研究生	１０，０００円
高等専門学校の聴講生	５，０００円

ただし、平成４年11月２日以後における平成４年度の入学者に係る授業料の額は、次の表のとおりとする。

区　　分	授　業　料
大学の研究生・専攻生	２０，９００円
大学の選科生・聴講生	１０，５００円
臨時教員養成課程	３７，５６０円
高等専門学校の研究生	９，２００円
高等専門学校の聴講生	４，６００円

○文部省令第36号

国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第13条の規定に基づき、国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成４年11月２日

文部大臣　鳩山　邦夫

国立学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令

国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表を次のように改める。

区　　分		授　業　料	入　学　料	検　定　料
		年額　円	円	円
学部（夜間において授業を行う学部を除く）		411,600	230,000	14,000
夜間において授業を行う学部		205,800	115,000	8,200
大学院の研究科		411,600	230,000	24,000
大学の専攻科	特殊教育特別専攻科	211,800	48,000	13,500
	その他の専攻科（乗船実習科を含む。）	411,600	138,000	15,000
大学の別科	音楽別科	411,600	69,000	8,000
	養護教諭特別別科	211,800	48,000	6,800
	その他の別科	300,600	69,000	8,000
筑波大学理療科教員養成施設		36,000	12,000	5,000
短期大学の学科（夜間において授業を行う学科を除き、専攻科を含む。）		300,600	138,000	15,000
短期大学の夜間において授業を行う学科（専攻科を含む。）		205,800	115,000	15,000
高等専門学校（専攻科を含む。）		181,200	69,000	13,500
高等学校（専攻科を含む。）		98,400	46,000	8,000
盲学校及び聾学校の高等部（専攻科を含む。）並びに養護学校の高等部		4,800	2,000	2,500
盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部		3,600	1,200	——
幼稚園		62,400	26,000	1,300

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　平成４年３月31日に在学する者及び平成４年度入学者に係る授業料の額は、改正後の第２条第１項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この省令の施行の日以後において、転学、編入学又は再入学をする者に係る授業料の額は、改正後の第２条第１項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

５ 実 施 要 項 等

(1)　平成５年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項

(2)　平成５年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験案内（抄）

(3)　平成５年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験案内（別冊）

(4)　平成５年度大学入学者選抜大学入試センター試験志願票

(5)　平成５年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験票（３教科以上受験者用）

(6)　平成５年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験票（２教科以下受験者用）

(7)　平成５年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験上の注意（一般受験者用）

(8)　平成５年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験上の注意（点字受験者用）

(9)　平成５年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験上の注意（試験時間延長(1.3倍）受験者用）

(10)　平成５年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験上の注意（身体に障害のある受験者用）

(11)　平成５年度大学入試センター試験の試験場・試験室の設定について

(12)　平成５年度大学入試センター試験における各地区の追試験実施大学について

(13)　平成５年度大学入試センター試験の試験場・試験室の割当てについて

(14)　平成５年度大学入試センター試験試験場一覧

(15)　平成５年度大学入学者選抜実施要項について（文部省）

(1)　平成５年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項

平成５年度大学入学者選抜
大学入試センター試験実施要項

〔平成４年５月20日入試セ事一第19号
大学入試センター所長通知〕

「平成５年度大学入学者選抜実施要項」（平成４年５月20日付け文高大第178号文部省高等教育局長通知）の第10に基づく、大学入試センター試験の実施については、次に定めるところによるものとする。

1　実施の趣旨等

(1)　大学入試センター試験は、大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とするものであり、国公私立の大学（短期大学を除く。以下同じ。）が、それぞれの判断と創意工夫に基づき適切に利用することにより、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定することに資するために実施するものとする。

(2)　大学入試センター試験は、この試験を利用する大学（以下「各大学」という。）が大学入試センターと協力して同一の期日に同一の試験問題により、共同して実施する。

2　実施に当たっての業務分担等

(1)　大学入試センター試験の実施に当たっての業務は、大学入試センターと各大学（大学の一部の学部等が利用する大学を含む。以下同じ。）が次のとおり分担し、それぞれ責任をもって実施するものとする。

ア　大学入試センター

試験問題等の作成・印刷及び輸送、受験案内等の作成、出願の受付、受験票等の交付、監督要領等の作成、試験場の指定、答案の採点・集計、試験成績その他資料の各大学への提供、その他関連する業務

イ　各大学

受験案内の配付、試験場の設定、試験監督者等の選出、受領試験問題等の保管・管理、試験の実施、答案の整理・返送、試験成績の請求、その他関連する業務

(2)　各大学は、大学入試センターと協力して、原則として各都道府県ごとに、各大学の入学者選抜の実施責任者等による連絡会議を組織し、試験場の設定等試験実施上の具体的取扱いについて協議するものとする。なお、連絡会議を組織するに当たっては、この会議の取りまとめや当該地域内の各大学間の連絡、調整等を行う世話大学を置き、大学入試センター試験の円滑な実施を図るものとする。

3　出題教科・科目等

(1)　大学入試センター試験の出題は、高等学校学習指導要領に準拠して行う。

(2)　大学入試センター試験の出題教科・科目等は、別表のとおりとする。

(3)　大学入試センター試験は、主として多肢選択による客観式の検査方式により出題し、解答はマーク方式によるものとする。

4　受験案内の配付

大学入試センターは、出願の具体的手続、大学入試センター試験の実施に関する細目等を記載した受験案内を作成し、各大学は、これを希望者に平成４年９月１日（火）から配付する。

5　出願資格

大学入試センター試験に出願することができる者は、各大学へ入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）であって、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

(1)　高等学校を卒業した者及び平成５年３月卒業見込みの者

(2)　通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成５年３月修了見込みの者

(3)　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成５年３月31日までにこれに該当する見込みの者

6　出　願

大学入試センター試験の出願は、次によるものとする。

(1)　出願の期間は、平成４年10月15日(木)から26日(月)までとする。

(2)　出願の方法は、次のとおりとする。

ア　高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。）を平成５年３月卒業見込みの者は、出願に必要な書類を取りそろえ、検定料（３教科以上受験の場合は13,000円、２教科以下受験の場合は8,500円）を受験案内に定める手続により納付し、その納付書・領収証書を添えて、在学する高等学校長を経由して、大学入試センターに郵送により提出する。

イ　平成５年３月卒業見込みの者以外の者（高等学校を卒業した者、大学入学資格検定合格者等）は、出願に必要な書類（出願資格を証明する書類を含む。）を取りそろえ、検定料（３教科以上受験の場合は13,000円、２教科以下受験の場合は8,500円）を受験案内に定める手続により納付し、その納付書・領収証書を添えて、直接、大学入試センターに郵送により提出する。

7　受験票等の交付

大学入試センターは、出願を受理した入学志願者に対し、志願票記入事項についての照会確認を求めた後、受験番号、試験場等を記載した受験票及び志願する各大学に提出するための大学入試センター試験成績請求票等を、平成４年12月中旬までに交付する。

8　試験場の指定

(1)　大学入試センター試験の試験場は、原則として都道府県を単位とする試験地区を設け、この試験地区（受験案内で定める地区をいう。以下同じ。）内に所在する各大学が、当該試験地区内の入学志願者を収容できるよう、設定するものとする。

(2)　大学入試センターは、入学志願者に対し、原則として次により試験場を指定する。

ア　高等学校を平成５年３月卒業見込みの者（通信制の課程によるものを除く。）については、在学する高等学校が所在する試験地区内の各大学が設定する試験場

イ　高等学校を卒業した者、高等学校の通信制の課程を卒業見込みの者、大学入学資格検定合格者等については、居住する試験地区内の各大学が設定する試験場

9　試験実施期日等

(1)　大学入試センター試験は、平成５年１月16日(土)、17日(日)の２日間にわたり実施する。

(2)　大学入試センター試験の時間割は、次のとおりとする。

試験日	教科・科目		試験時間
第１日	外国語	「英語Ⅰ・英語Ⅱ」、「ドイツ語」、「フランス語」	10:00～11:20
	数学(A)	「数学Ⅰ」	12:50～13:50
	数学(B)	「数学Ⅱ」、「工業数理」、「簿記会計Ⅰ・簿記会計Ⅱ」	14:40～15:40
	理科(A)	「物理」、「地学」	16:30～17:30
第２日	理科(B)	「化学」、「理科Ⅰ」	10:00～11:00
	国語	「国語Ⅰ・国語Ⅱ」	12:30～13:50
	社会	「倫理、政治・経済」、「日本史」、「世界史」、「地理」、「現代社会」	14:40～15:40
	理科(C)	「生物」	16:30～17:30

(3)　疾病、負傷等やむを得ない事情により、大学入試センター試験を受験できない入学志願者を対象として、全国２か所で追試験を実施する。

実施期日は、平成５年１月23日(土)、24日(日)とする。

(4)　追試験の受験者については、所定の基準により、各大学において具体的事由を審査し、許可するものとする。

10　再試験の実施

(1)　雪・地震等による災害その他特別の事情により、大学入試センター試験が９の(1)に定める期日に実施できず又は完了しなかった場合には、実施できなかった試験分について再試験を実施する。

(2) 再試験の実施期日は、平成５年１月23日(土)、24日(日)とし、当日の実施が不可能な場合は、この期日より後にできるだけ速やかに実施する。

(3) 再試験を10の(2)に定める期日より後に実施する必要が生じた場合には、追試験も再試験と同一の期日に実施する。

11 成績の取扱い

大学入試センター試験の実施結果により各受験者の素点を調整すること（以下「得点調整」という。)は、原則として行わない。

ただし、大学入試センター試験の本試験において、「社会」と「理科」の各選択科目間（「現代社会」及び「理科Ⅰ」を除く。）に極端な素点の差（平均点で30点程度の差を目安とする。）が生じ、これが試験問題の難易差に基づくものと認められる場合には、得点調整の措置を行うことがある。

12 資料の発表等

(1) 大学入試センターは、大学入試センター試験の試験問題、正解・配点を試験実施後速やかに発表する。

(2) 大学入試センター試験に係る平均点、最高点、最低点、標準偏差等の統計数値は、平成５年２月３日(水)以降に発表する。

13 成績の請求及び提供等

(1) 各大学は、当該大学の入学志願者から提出された大学入試センター試験成績請求票に基づき、入学志願者の大学入試センター試験の成績を、大学入試センターに請求するものとする。

(2) 大学入試センターは、各大学からの請求に基づき、当該大学が入学者選抜に利用すると指定した教科・科目のうち当該大学の入学志願者が受験しているすべての教科・科目の試験成績を、速やかに提供するものとする。

(3) 大学入試センターが、各大学に提供する成績等の内容は、①個人別の科目別得点（国語において特定の分野の利用を指定した大学については、分野別得点を含む。）及びその合計点、②大学入試センター試験の科目別の平均点、標準偏差等とする。

(4) 大学入試センター試験の受験者の個人別成績は、上記(1)、(2)により、各大学に対してのみ提供することとし、その他に対しては提供しないものとする。

(5) 各大学への大学入試センター試験の成績提供は、平成５年１月31日(日)から行うものとする。

(6) 各大学（国立大学を除く。)は、大学入試センターから大学入試センター試験の成績の提供を受けるに当たっては、入学志願者１人１回につき、320円の成績提供手数料を、大学入試センターへ納入するものとする。

(7) 各大学は、提供された大学入試センター試験の個人別成績は、公表されないものであることに留意し、その保管・管理等に十分配慮するものとする。

14 身体に障害のある入学志願者に対する試験実施上の配慮

大学入試センター試験の実施に当たっては、身体に障害のある入学志願者に対し、障害の種類・程度に応じ、出題、解答の方法、試験場の整備等、特別の配慮を行う。

この場合、盲者の入学志願者に対しては、点字による出題、試験時間の延長、特定試験場の設定等の措置をとることとし、その他の身体に障害のある入学志願者に対しては、必要に応じ拡大文字による出題、試験時間の延長、マーク方式によらない文字又はチェックによる解答、手話通訳者の配置、介助者の配置、特定試験場の設定等の措置をとることとする。

15 試験の実施経費

(1) 大学入試センターは、大学入試センター試験の実施に当たっての業務分担に基づき、予算の範囲内において、各大学が担当する業務に係る経費を負担する。

(2) 公立大学及び私立大学に係る試験の実施経費は、大学入試センターとの間で所要の取り決めを行い、支出するものとする。

16 その他

前各項に定めるもののほか、大学入試センター試験の実施に関する細目のうち、括して処理することが適当と認められるものについては、大学入試センターが別に定める。

〔別表〕

平成５年度大学入試センター試験出題教科・科目等

教科	グループ	出題科目	試験時間（配点）	出題方法等	科目選択の方法等
国語		『「国語Ⅰ」・「国語Ⅱ」』	80分（200点）	「国語Ⅰ」・「国語Ⅱ」の範囲の近代以降の文章、古典（古文、漢文）を出題する。	
社会		『「倫理」・「政治・経済」』 「日本史」 「世界史」 「地理」 「現代社会」	60分（100点）		左記出題科目の５科目のうちから１科目を選択し、解答する。
数学	A	「数学Ⅰ」	60分（100点）		
	B	「数学Ⅱ」 「工業数理」 『「簿記会計Ⅰ」・「簿記会計Ⅱ」』	60分（100点）	「数学Ⅱ」の電子計算機と流れ図は、出題範囲から除く。 「数学Ⅱ」については、「数学Ⅱ」を履修した者並びに「代数・幾何」、「基礎解析」及び「確率・統計」のうち２科目以上を履修した者のいずれにも対応した出題とする。 「簿記会計Ⅱ」は、前半の内容（①特殊な取引の記帳、②帳簿組織、③株式会社の記帳）を出題範囲とする。	左記出題科目の３科目のうちから１科目を選択し、解答する。 ただし、科目選択に当たり、「数学Ⅱ」のほか「工業数理」又は「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」の問題冊子の配付を希望する場合は、大学入試センター試験の出願時に申告する。
理科	A	「物理」 「地学」	60分（100点）	「物理」、「地学」の出題には、「理科Ⅰ」に含まれるそれぞれの関連内容を含む。	左記出題科目の２科目のうちから１科目を選択し、解答する。
	B	「化学」 「理科Ⅰ」	60分（100点）	「化学」の出題には、「理科Ⅰ」に含まれる関連内容を含む。	左記出題科目の２科目のうちから１科目を選択し、解答する。
	C	「生物」	60分（100点）	「生物」の出題には、「理科Ⅰ」に含まれる関連内容を含む。	
外国語		『「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」』 「ドイツ語」 「フランス語」	80分（200点）		左記出題科目の３科目のうちから１科目を選択し、解答する。 ただし、科目選択に当たり、「英語」のほか「ドイツ語」又は「フランス語」の問題冊子の配付を希望する場合は、大学入試センター試験の出願時に申告する。

備　考　「平成５年度大学入試センター試験実施要項」の13の⑶にいう国語の特定の分野は、出題方法等欄の「近代以降の文章（２問100点）、古典（古文（１問50点）、漢文（１問50点））」とする。

(2)　平成５年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験案内（抄）

平成5年度大学入学者選抜

受験案内

大学入試センター試験

●出願期間　平成４年10月15日(木)～10月26日(月)

●試験期日　平成５年１月16日(土)・１月17日(日)



この「受験案内」を手にされた皆さんへ

大学入試センター試験は，この試験を利用する国公私立大学が大学入試センターと協力して同一の期日に同一の試験問題により，共同して実施するものです。

この試験は，大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とするものです。その成績は，大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定することに役立てるために，それぞれの大学がその判断と創意工夫により適正な方法で利用しようとするものです。

入学者の選抜において「大学入試センター試験」を利用することになっている大学（学部）（この冊子の56ページ以下に掲げられている。）に入学を志願する場合は，まず，「大学入試センター試験」を受験することになります。

この「受験案内」は，大学入試センター試験を受験するために必要な諸手続等を取りまとめたものです。内容をよく読み，誤りのないようにしてください。

なお，各大学での，大学入試センター試験の利用方法は様々で，例えば，すべての大学が利用する国公立大学でも同じではありませんし，私立大学においては利用する選抜の対象を入学定員の一部としたり，志願者に大学入試センター試験を受験するか，しないかの選択を委ねている場合もあります。

志願する各大学の学生募集要項などをよく読んで，どのように利用されるかを確認のうえ，大学入試センター試験を受験してください。

大学入試センター試験の利用を原則とする大学でも，次の選抜方法を実施する場合には，大学入試センター試験の受験を免除していることがあります。各大学の学生募集要項などでよく確認してください。

① 「推薦入学」の場合

② 帰国子女（中国引揚者等子女を含む。），社会人又は外国人を対象として，一般の志願者と異なる選抜方法を実施する場合

☆この受験案内は，大学入試センター試験が終了した後も各大学の入学者選抜が終了するまでは大切に保管しておいてください。

目　次

I	志願票に記入する前に	1　出願の手順	2ページ
		2　出願資格と出願資格を証明する書類	3ページ
		3　検定料の納付方法	7ページ
		4　志願票の記入方法	10ページ
		5　出願期間と出願方法等	15ページ
II	志願票が受理されたら	1　確認はがき	17ページ
		2　受験票・写真票・成績請求票	18ページ
III	あらかじめよく読んでおく	1　平成５年度大学入試センター試験実施日程	23ページ
		2　試験期日・試験時間	24ページ
		3　出題教科・科目等	25ページ
		4　試験場の指定	27ページ
		5　受験教科・科目成績の大学入試センター試験利用大学への提供方法	29ページ
		6　追試験及び再試験の実施	30ページ
		7　身体に障害のある入学志願者の受験特別措置	31ページ
		8　出願受付締切後の不慮の事故等による負傷者等の受験特別措置	32ページ
		9　受験に当たっての主な注意事項	33ページ
		10　大学入試センター試験において，各選択科目間に著しい得点差が生じた場合の取扱い	34ページ
IV		大学入試センターへの問合せ，届出等	35ページ
V	参考資料	1　高等学校等コード表	36ページ
		2　平成５年度大学入試センター試験利用大学入学者選抜実施日程	55ページ
		3　平成５年度大学入試センター試験利用大学一覧	56ページ

（注）　この受験案内には，**志願票，検定料の納付書**（２種類）**及び封筒**（個人直接出願者用）**を添付してありますので**，確認してください。

1　出願の手順

志願票に記入する前に，まず，**出願の手順について確認し**，必要な手続きを行ってください。

〔掲載ページ〕

出願資格を証明する書類の入手　　3～6ページ

↓

検定料の納付　　7～9ページ

↓

志願票の作成　　10～14ページ

↓

出願書類の提出　　15～16ページ

2　出願資格と出願資格を証明する書類

(1)　**平成５年度大学入試センター試験に出願できる者は，大学入試センター試験を利用する大学に入学を志願する者であって，次のいずれかに該当する者です。**

① 高等学校を卒業した者及び平成５年３月卒業見込みの者

② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成５年３月修了見込みの者

③ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成５年３月31日までにこれに該当する見込みの者

(2)　出願資格の内訳とその出願資格を証明する書類は，次のとおりです。証明書類は，志願票に添付して提出してください。

①　高等学校を卒業した者及び平成５年３月卒業見込みの者

ア　**高等学校等卒業見込者**　（通信制の課程を含む。）
（平成５年３月高等学校（盲学校，聾学校，養護学校の高等部を含む。）を卒業見込みの者）

証明書類	学校長から一括して証明されますので，志願者個人ごとには必要ありません。

イ　**高等学校卒業者**　（盲学校，聾学校，養護学校の高等部を含む。）

証明書類	卒業証明書（出身高等学校長が発行するもの／いつ発行されたものでもよい）

②　通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成５年３月修了見込みの者

○　高等専門学校第３学年修了者及び平成５年３月修了見込者

証明書類	高等専門学校第３学年を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類（高等専門学校長が発行するもの）

③　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成５年３月31日までにこれに該当する見込みの者

ア　外国において，学校教育における12年の課程を修了した者及び平成５年３月31日までに修了見込みの者，又はこれらに準ずる者で文部大臣の指定したもの（大韓民国の「高等学校卒業学力検定考試」合格者，中国引揚者等子女で大学入学のための準備教育を修了したもの等が該当する。）（昭和56年文部省告示第153号）

〔注１〕５ページ参照

証明書類	外国において学校教育の12年の課程を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類（出身学校長が発行するもの。Diplomaを複写（コピー）したものでもよい） 文部大臣の指定したものに該当するものは，当該国の検定に合格したことを証明する書類又は我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類（当該施設又は検定試験実施機関の長が発行するもの）

イ　文部大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び平成５年３月31日までに修了見込みの者（立教英国学院，英国四天王寺学園，アルザス成城学園，英国暁星国際学園，東海大学付属デンマーク校，ブレーメン国際日本学園，帝京ロンドン学園，駿台アイルランド国際学校及びテネシー明治学院の各高等部がこれに該当する。）（平成３年文部省令第45号）

証明書類	在外教育施設の高等学校の課程と同等の課程を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類（立教英国学院，英国四天王寺学園，アルザス成城学園，英国暁星国際学園，東海大学付属デンマーク校，ブレーメン国際日本学園，帝京ロンドン学園，駿台アイルランド国際学校及びテネシー明治学院の学校長が発行するもの）

ウ　文部大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）　〔注２〕６ページ参照

証明書類	出身学校等を卒業又は修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類又はこれに準ずるもの（出身学校長が発行するもの） 国際バカロレア資格を取得した者は，国際バカロレア事務局から授与された国際バカロレア資格証書（International Baccalaureate Diploma）を複写（コピー）したもの

エ　大学入学資格検定に合格した者及び平成５年３月31日までに合格見込みの者で，平成５年３月31日までに18歳に達するもの

証明書類	(ｱ)　大学入学資格検定合格者 ・大学入学資格検定合格証書を複写（コピー）したもの又は合格証明書 (注)　合格証明書は，文部省生涯学習局生涯学習振興課に請求し入手すること。
	(ｲ)　平成４年度大学入学資格検定に合格見込みの者 ・平成４年度大学入学資格検定受検票を複写（コピー）したもの
	(ｳ)　科目合格者の単位修得による平成４年度大学入学資格検定に合格見込みの者 （大学入学資格検定で既に一部の科目に合格し，残りの受検科目に相当する科目について，在学している高等学校の定時制の課程又は通信制の課程で，平成５年３月31日までに修得する見込みの者がこれに該当する。） ・次の①と②の書類 ①　大学入学資格検定科目合格通知書を複写(コピー)したもの又は平成４年度大学入学資格検定受検票を複写（コピー）したもの ②　受検科目に相当する科目の単位修得見込み証明書 (注) 科目合格通知書は，文部省生涯学習局生涯学習振興課に，単位修得見込み証明書は，在学する高等学校長にそれぞれ請求し入手すること。

オ　その他大学において，相当の年齢に達し，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

証明書類	当該大学の学長が発行した認定書等〔注３〕６ページ参照

〔注１〕「文部大臣の指定したもの」は，次のとおりです。

○　外国において，学校教育における12年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者で，平成５年３月31日までに18歳に達するもの（大韓民国の「高等学校卒業学力検定考試」等がこれに該当する。）

○　外国において，高等学校に対応する学校の課程を修了した者（これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者を含む。）で，表１に掲げる教育施設又は表２に掲げる施設において，我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程（表２については，同表の上欄及び中欄に掲げる施設における研修並びに同表の下欄に掲げる施設における我が国の大学に入学するに必要な教科に係る教育をもって編成される当該課程）を修了し，かつ，平成５年３月31日までに18歳に達するもの

表１

東京外国語大学外国語学部附属日本語学校
国際学友会日本語学校
関西国際学友会日本語学校
赴日留学生予備学校

表２

上欄	北海道中国帰国孤児定着促進センター，福島中国帰国孤児定着促進センター，中国帰国孤児定着促進センター，愛知中国帰国孤児定着促進センター，大阪中国帰国孤児定着促進センター，福岡中国帰国孤児定着促進センター
中欄	山形県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，長野県，愛知県，京都府，大阪府，兵庫県，広島県，高知県，福岡県，長崎県，鹿児島県の各中国帰国者自立研修センター
下欄	埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，愛知県，京都府，大阪府，兵庫県，広島県，福岡県の各中国帰国者自立研修センター

〔注２〕「文部大臣の指定した者」の主なものは，次のとおりです。

○　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による小学校，中学校若しくは高等学校の教諭の普通免許状を有する者又は教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）によりこれらの免許状を有するものとみなされた者（旧教員免許令（明治33年勅令第134号）に基づく旧実業学校教員検定に関する規程（大正11年文部省令第４号）による実習科目に関する限りの実業学校教員免許状を有する者を除く。）

○　スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者で平成５年３月31日までに18歳に達するもの

○　専修学校高等課程の修業年限３年以上の課程で文部大臣が別に指定したものを文部大臣が定める日以後に修了した者及び平成５年３月修了見込みの者

○　運輸省組織令（昭和59年政令第175号）による海員学校の本科を卒業した者及び平成５年３月卒業見込みの者

〔注３〕　この認定による大学入試センター試験受験者は，出願資格を認定された大学以外の大学への出願は認められません。

出願資格及び出願資格を証明する書類について疑問がある場合は，出願する前にできるだけ早く大学入試センターに照会してください。　（照会先35ページ参照）

なお，４ページ③アの資格により出願する者のうち，特にインターナショナルスクールやアメリカンスクール等の出身者は，出願資格の確認等に時間がかかる場合がありますので早めに照会してください。

３　検定料の納付方法

(1)　大学入試センター試験では，**受験する教科数によって検定料の納付金額が異なります**ので，次表により十分確認して，間違いのないよう納付してください。

①　検定料の額	・**３教科以上　13,000円** ・**２教科以下　8,500円** （別記「教科・科目の数え方について」９ページ参照）
②　受験教科数別納付書の使用	・３教科以上を受験する場合は，納付金額13,000円の「納付書・領収証書」（３枚１組）を使用すること。 ・２教科以下を受験する場合は，納付金額8,500円の「納付書・領収証書」（３枚１組）を使用すること。
③　検定料「納付書・領収証書」の記入方法	現住所，**入学志願者の氏名**（漢字，フリガナ），高等学校等コード（36～54ページ参照）を黒又は青のボールペンで正確に記入すること。
④　納付場所	・銀行等（都市銀行，地方銀行，信託銀行，信用金庫等の日本銀行歳入代理店の窓口 ・郵便局（簡易郵便局を除く。８ページのエ参照）
⑤　納付期間	９月１日（火）から10月26日（月）まで できるだけ早い時期に納付し，出願の準備を整えること。
⑥「納付書・領収証書」の受け取り及び大学入試センターへの提出	・納付場所から「納付書・領収証書」（３枚１組中の１枚目）を受け取り，領収日付印を確認すること。 ・**「納付書・領収証書」を，志願票裏面の所定欄にはり付けて大学入試センターへ提出**すること。

(2)　検定料納付に当たっては，次の点に注意してください。

ア　検定料を父母等が払い込む場合でも，「納付書・領収証書」には，必ず入学志願者本人の氏名を記入すること。

誤って記入した場合（現住所，高等学校等コードを含む。）は，誤記入部分を二重線で消し，訂正すること。

イ　「納付書・領収証書」をはり付けた後に，志願票の記入の誤り等でやむを得ず新しい志願票に書き替えなければならない場合には，「納付書・領収証書」を志願票ごと切り取って，新しい志願票の裏面にはり付けること。（**検定料を二重に納付しないこと。**）

ウ　(ｱ)　検定料納付後，受け取った「納付書・領収証書」を紛失した場合は，大学入試センターに電話で連絡すること。　（連絡先35ページ参照）

(ｲ)　誤記入，未記入のまま検定料を納付してしまった場合は，「はがき」に次の事項を明記し，速達郵便で届け出ること。

手元にある「納付書・領収証書」は訂正，補記した上，志願票の裏面にはり付けること。　（届出先35ページ参照）

① 誤記入，未記入の内容（正・誤がわかるように明記する）
② 氏名（フリガナ），現住所，連絡電話番号，高等学校等コード
③ 「納付書・領収証書」が手元にある場合には，その納付書番号

エ　簡易郵便局とは，地方公共団体等が郵便局の窓口業務を代行しているもので，ここでは検定料の払い込み業務は取り扱っていない。

オ　**検定料を納付せずに出願した場合は，受理しない。**

カ　**検定料は，出願を受理した後は，いかなる理由があっても返還しない。**

（注）　検定料を誤って二重に納付した場合，検定料を納付したが出願しなかった場合等は，検定料の返還請求ができるので，大学入試センターに検定料の「納付書・領収証書」を添付して申し出てください。

別　記

教科・科目の数え方について

(1)　大学入試センター試験の出題教科・科目は，25～26ページのとおりですが，**検定料との関係での教科の数え方**は，次表のとおりです。

出題教科	教　科　の　数　え　方
国　語	1教科
社　会	1教科
数　学	数学（A），数学（B）を合わせて　1教科
理　科	理科（A），理科（B），理科（C）を合わせて　1教科
外国語	1教科

(2)　3教科以上の受験として出願した場合は，受験教科数の制限はなく，25～26ページの出題教科・科目の中から，志望する大学が指定している教科・科目に合わせて自由な組合せで受験できます。

(3)　2教科以下の受験として出願した場合は，具体的に受験できる教科・科目を例示すると，次表のとおりです。

教科・科目数	組　合　せ　の　例
1教科1科目	・「国語」
1教科2科目	・数学（A）と数学（B）
1教科3科目	・理科（A）と理科（B）と理科（C）
2教科3科目	・「国語」及び「理科（A）と理科（B）」
2教科5科目	・「数学（A）と数学（B）」及び「理科（A）と理科（B）と理科（C）」

2教科以下の受験として出願した者（検定料8,500円納付者）は，3教科以上を受験することはできません。

4　志願票の記入方法

(1)　記入上の注意について

ア　入学志願者は，志願票の記入例を参照し，**まず「志願票控」に記入**してみて，その記入内容に誤りがないことを確認した後に，**「志願票」（提出用）**に記入してください。
「志願票」（提出用）の用紙は，この受験案内に添付してあるものを使用してください。

イ　「志願票」（提出用）には，必ず入学志願者本人が黒又は青のボールペンで丁寧に記入してください。（身体に障害のある入学志願者で記入が困難な場合は除きます。）

ウ　誤って記入した場合は，誤記部分を二重線で消し，訂正してください。（訂正は文字がマスからはみ出てもよい。）

エ　**「①高等学校等コード」欄**

(ア)　「高等学校等コード」は，36～54ページの「高等学校等コード表」により記入してください。

(イ)　高等学校等卒業者は，出身の高等学校等のコードを記入してください。

オ　**「⑦性別」，「⑧生年月日」欄**

この欄は，記入もれが多いので注意してください。
特に「性別」欄は，試験場を決定する上で重要な事項ですので必ず記入してください。

カ　**「④受験教科数」欄**

2教科以下を受験（検定料8,500円）する場合は，「2教科以下受験」の文字を○で囲んでください。（3教科以上受験する志願者は記入しないでください。）
2教科以下の受験として出願した者は，出願後，3教科以上の受験に変更することはできません。（3教科以上の受験として出願した者は，試験当日に2教科以下を受験することはできますが，検定料は返還されません。）
（教科・科目の数え方について9ページ参照）

キ　**「⑩課程」，「⑪学科」，「⑫卒業見込・卒業の別」欄**

高等学校卒業者及び卒業見込者は，必ず該当する文字を○で囲んでください。

ク　**「⑭高等学校卒業者以外」欄**

該当する出願資格の文字を○で囲んでください。
専修学校の高等課程の修了（見込み）者及び海員学校の本科の卒業（見込み）者は，「文部大臣の指定した者」の文字を○で囲んでください。

ケ　**「現住所」欄**

(ア)　高等学校等卒業見込者（通信制課程を除く。）は，**「現住所」の欄は記入しないでください。**

(イ)　高等学校卒業者等（通信制課程卒業見込者を含む。）は次の事項に注意し，**志願票に「現住所」を必ず記入してください。**

①　「現住所」は，住民登録の有無は問いませんが，**確認はがき，受験票等の送付先となります**ので，郵便物を確実に受領できるように正しく記入してください。

②　団地・アパート等に居住している者は，棟番号，戸番まで必ず記入してください。下宿等の場合は，「○○○○方」などの肩書きを必ず記入してください。
（現住所を大学入試センターの電子計算機に登録する際には「⑯カタカナ・数字等記入」欄により行いますので，記入例に従い最後まで正しく記入してください。）

③　**試験場は，この「現住所」に基づいて指定するので注意し，記入してください。**

(2)　「別冊子の試験問題配付希望」欄の記入について（「工業数理」「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」「ドイツ語」「フランス語」）

数学（B），外国語の受験希望者で，「数学Ⅱ」，「英語」の問題冊子のほかに，別冊子となっている「工業数理」又は「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」，「ドイツ語」又は「フランス語」の問題冊子の配付を希望する場合は，必ずこれらの科目の文字を○で囲んでください。
（科目選択について26ページ参照）
記入しなかった場合は，「工業数理」「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」「ドイツ語」又は「フランス語」の問題冊子が配付されませんので，十分注意してください。（なお，これらの問題冊子の配付を受けた場合でも，「数学Ⅱ」，「英語」を選択解答することができます。）

⑶ 「受験希望教科・科目」欄の記入について

ア　志願票記入時点での受験希望の教科・科目の文字を○で囲んでください。(「工業数理」「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」「ドイツ語」「フランス語」を除く。)

(科目選択について26ページ参照)

イ　この欄は，試験場設定等の基礎資料とするために記入していただくもので，実際に受験する教科・科目は，試験当日，試験場で変更することができます。

⑷ 志願票の記入例

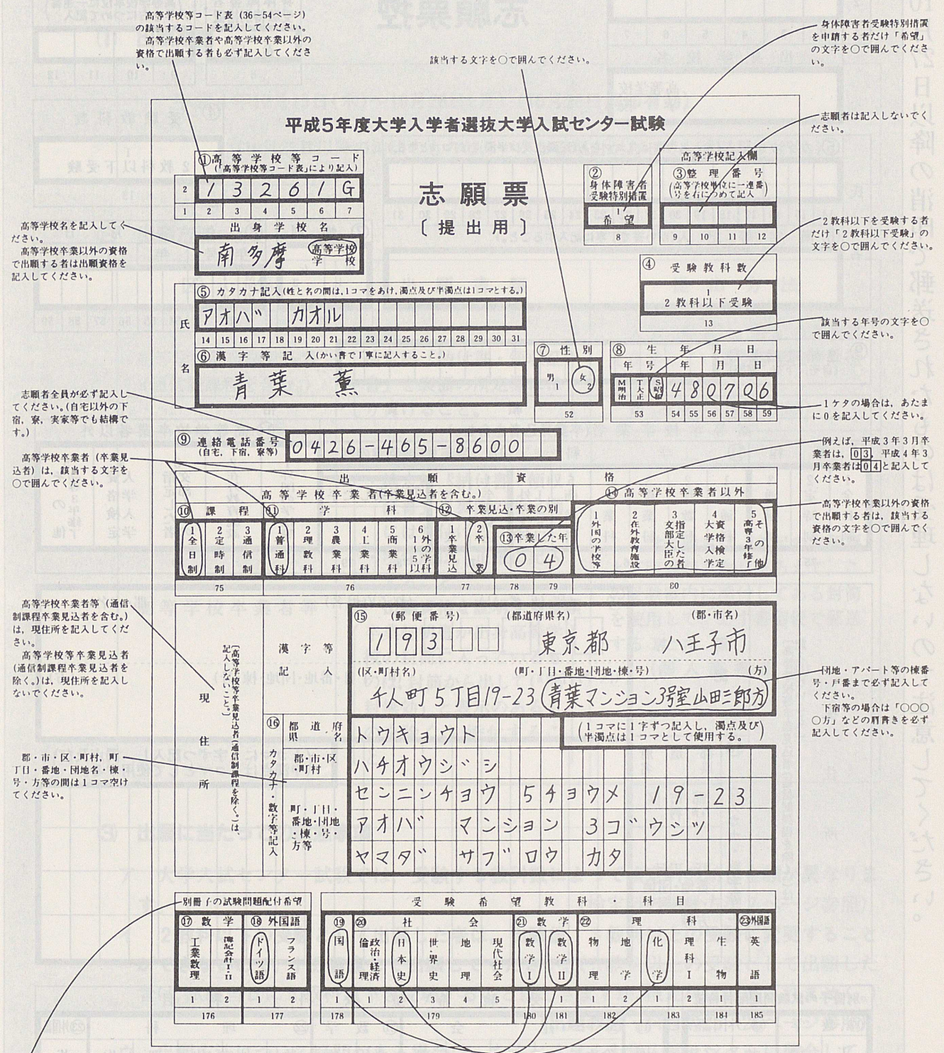

10月27日以降の消印で郵送されたものは受理しないので注意してください。

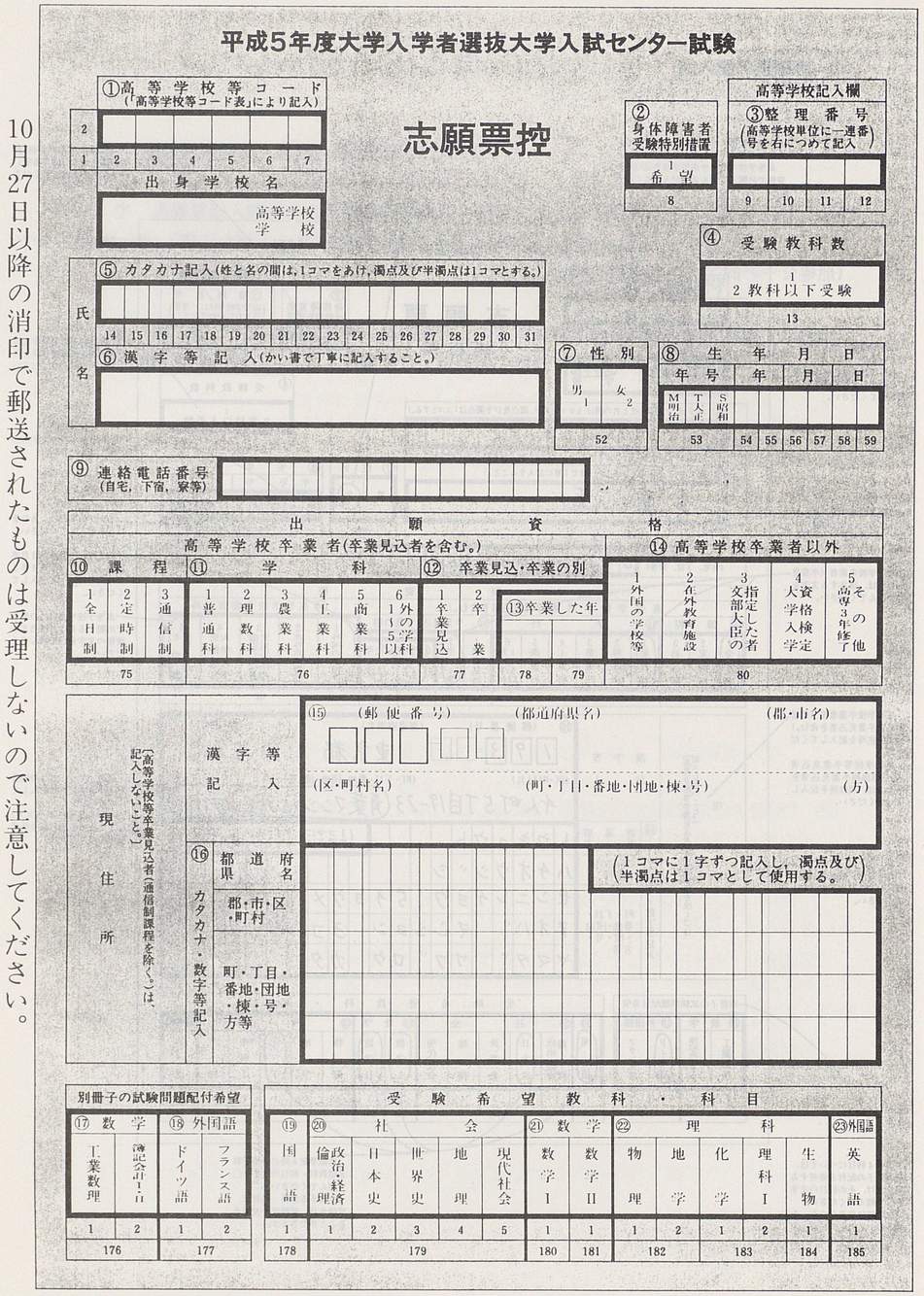

平成5年度大学入学者選抜大学入試センター試験

志願票控

①高等学校等コード（「高等学校等コード表」により記入）

出身学校名　高等学校 学校

②身体障害者受験特別措置　希望

高等学校記入欄　③整理番号（高等学校単位に一連番号を右につめて記入）

④受験教科数　2教科以下受験

⑤カタカナ記入（姓と名の間は，1コマをあけ，濁点及び半濁点は1コマとする。）

⑥漢字等記入（かい書で丁寧に記入すること。）

⑦性別　男1　女2

⑧生年月日　年号　M明治　T大正　S昭和

⑨連絡電話番号（自宅，下宿，寮等）

出願資格

高等学校卒業者（卒業見込者を含む。）

⑩課程　1全日制　2定時制　3通信制

⑪学科　1普通科　2理数科　3農業科　4工業科　5商業科　6外の学科1～5以

⑫卒業見込・卒業の別　1卒業見込　2卒業

⑬卒業した年

⑭高等学校卒業者以外　1外国の学校等　2在外教育施設　3指定した者文部大臣の　4資格検定大学入学　5その他高専3年修了

現住所（高等学校等卒業見込者（通信制課程を除く。）は，記入しないこと。）

漢字等記入

⑮（郵便番号）（都道府県名）（郡・市名）（区・町村名）（町・丁目・番地・団地・棟・号）（方）

⑯カタカナ・数字等記入　都道府県名　郡・市・区・町村　町・丁目・番地・団地・棟・号・方等

（1コマに1字ずつ記入し，濁点及び半濁点は1コマとして使用する。）

別冊子の試験問題配付希望

⑰数学　工業数理　簿記会計1・II

⑱外国語　ドイツ語　フランス語

受験希望教科・科目

⑲国語

⑳社会　政治・経済倫理　日本史　世界史　地理　現代社会

㉑数学　数学I　数学II

㉒理科　物理　地学　化学　理科I　生物

㉓外国語　英語

(注)記入に当たっては，10～12ページの記入上の注意，13ページの志願票の記入例を参照してください。

5　出願期間と出願方法等

(1)　出願期間

平成4年10月15日（木）～10月26日（月）（10月26日消印有効）

（10月27日以降の消印のものは，いかなる理由があっても受理しません。）

(2)　出願方法

区分	出願書類	提出方法
高等学校等卒業見込者（通信制課程を含む。）	**志願票** （検定料「納付書・領収証書」を裏面の所定欄にはり付けること。）	入学志願者は，左記の志願票を在学している高等学校等に提出すること。 **（高等学校経由出願）**
高等学校卒業者等	① **志願票** ・検定料「納付書・領収証書」を裏面の所定欄にはり付けること。 ・現住所は，正確に記入すること。 ② **出願資格を証明する書類** （卒業証明書が出身高等学校の封筒に入っているものは，封筒から出して（「開封無効」と表示のあるものを除く。）添付すること。）	入学志願者は，左記の志願票と証明書類を取りそろえて，この受験案内に添付してある封筒を使用して，必ず書留便で郵送すること。 **（個人直接出願）**

(3)　出願に当たっての留意事項

ア　大学入試センター試験では，**受験する教科数によって検定料の納付金額が異なります。**（検定料の納付方法7ページ参照）

イ　**2教科以下の受験として出願した者は，出願後，3教科以上の受験に変更することができないので，十分留意して出願してください。**（3教科以上の受験として出願した者は，試験当日に2教科以下を受験することはできますが，検定料は返還されません。）（出題教科・科目等25～26ページ参照）

ウ　出願方法について疑問がある場合は，なるべく早く大学入試センターに照会してください。（照会先35ページ参照）

⑷ 出願後の留意事項

ア　志願票を提出した後，氏名，現住所(志願票に現住所を記入した者だけ)，連絡電話番号に変更があった場合は，「はがき」に次の事項を明記し，速達郵便で平成５年１月15日(金)（大学入試センター試験前日）までに届け出てください。

(届出先35ページ参照)

> ①　変更したものの新・旧がわかるように明記する。
> ②　氏名（フリガナ），現住所（フリガナ），連絡電話番号，高等学校等コード，高等学校名（高等学校出身者以外は出願資格）

イ　**志願票が受理された後に現住所を変更した場合は，試験場の変更は認められないので注意してください。**

(試験場の指定27～28ページ参照)

ウ　受験票到着後に氏名を変更した場合は，受験票等の再発行が必要となります。必要な手続きを取ってください。

(受験票等の再発行19ページ参照)

II　志願票が受理されたら

1 確認はがき

⑴ 確認はがきの送付

大学入試センターは，**受理した志願票の記入事項を電子計算機に登録した後，その主要事項について，入学志願者に照合確認を求める**ため，次表のとおり確認はがきを送付します。

区　　分	送　付　方　法
高等学校等卒業見込者（通信制課程を除く。）	在学している**高等学校等を経由**して送付します。
高等学校卒業者等（通信制課程卒業見込者を含む。）	本人に**直接送付**します。

(注)　確認はがきが，11月13日(金)までに届かない場合は，必ず大学入試センターに電話で届け出てください。

(届出先35ページ参照)

⑵ 確認が必要な事項

確認はがきには，次の登録事項が記載されています。誤りがないかどうか十分確認してください。

> ①　氏　　名（慣用の字体又はカタカナで表記されている場合がありますが，登録の誤りではありません。）
> ②　現　住　所（志願票に現住所を記入した者だけ）
> ③　高等学校等コード
> ④　性　　別
> ⑤　生年月日
> ⑥　連絡電話番号
> ⑦　受験教科数
> ⑧　配付希望試験問題（「ドイツ語」「フランス語」「工業数理」「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」の問題冊子の配付を希望した者だけ）

⑶ 登録事項に誤りがあった場合

確認の結果，登録事項に誤りがあった場合は，確認はがきの誤りがあった箇所を「赤のボールペン」で修正し，修正した「確認はがき」を封筒に入れて，**速達郵便で受領日を含めできる限り２日以内**に返送してください。

(返送先35ページ参照)

なお，登録事項に誤りがなかった場合は，手続きは必要ありません。

2　受験票・写真票・成績請求票

⑴　受験票等の送付

大学入試センターは，志願票の記入内容を確認した後，受験票・写真票・成績請求票を「受験上の注意」とともに，**12月中旬までに**，次表のとおり送付します。

区　　分	送　付　方　法
高等学校等卒業見込者 （通信制課程を除く。）	在学している**高等学校等を経由**して送付します。
高等学校卒業者等 （通信制課程卒業見込者を含む。）	本人に**直接送付**します。

（注）**受験票等が，12月21日（月）までに届かない場合は，必ず大学入試センターに再発行を申請してください。**
（受験票等の再発行は19ページ参照）

⑵　受験票・写真票・成績請求票の受領後の取扱い

ア　「受験票」と「写真票」は，大学入試センター試験当日，試験場に必ず持参しなければならないので，**「受験上の注意」により十分確認の上**，写真欄へ写真をはり付けるとともに自署欄へ志願者本人が氏名を記入しておいてください。（身体に障害のある入学志願者で記入が困難な場合は除きます。）

イ　「成績請求票」は，**大学入試センター試験を利用する大学に出願する際に必要**となるので，それまで紛失，汚損等しないよう大切に保管しておいてください。
（成績請求票の種類は21ページ参照）

⑶　受験票・写真票・成績請求票の再発行

ア　次の場合，再発行します。

① 受験票・写真票・成績請求票が，12月21日（月）までに届かない場合（不着）
② 氏名に変更があった場合
③ 氏名，性別，生年月日に誤記があった場合
④ 受験票・写真票・成績請求票を汚損した場合
⑤ 受験票・写真票・成績請求票を紛失した場合

（注）1　再発行した受験票等は，当初発行したものと用紙の色が異なるので注意してください。
2　再発行を受けた場合には，当初発行の受験票・写真票・成績請求票は無効となるので使用しないでください。
3　「現住所の変更・誤り」の場合は再発行の必要はありません。
4　②～④の理由による再発行の場合は，不要となる受験票等を大学入試センターに返送してください。

イ　再発行申請の方法

(ア)　大学入試センター試験受験前
次の要領で適宜の用紙を使って「再発行申請書」を作成し，速達郵便で申請してください。
（届出方法及び届出先35ページ参照）

（「受験票」と「成績請求票」の A 前，B 後 を紛失した場合の作成例）

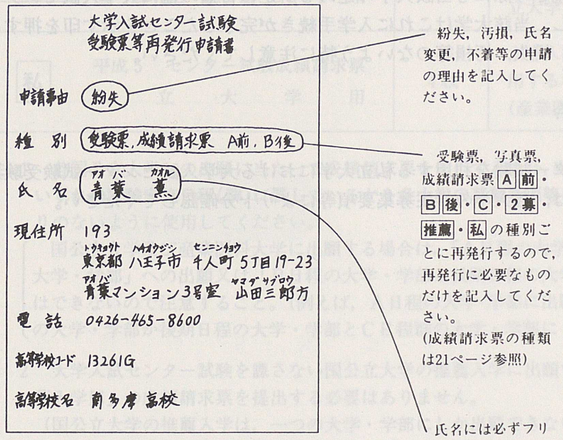

(イ) 大学入試センター試験受験後

(ア)の「再発行申請書」のほか，次のものを同封してください。
成績請求票だけの再発行の場合には，(ア)の「再発行申請書」だけでかまいません。

① **写真**（写真の大きさは，縦4cm，横3cm，申請日前3か月以内に撮影した無帽上半身のもの。なお，受験時に眼鏡を着用した者は，眼鏡を着用して撮影したもの。当初の受験票に使用した写真と同一のものが望ましい。）
――――1枚

② **署名**（縦1cm，横4cmの白紙に，氏名を黒又は青のボールペンで横書きで自署したもの。）
――――1枚

(ウ) 大学入試センターは，申請事由を審査の上，再発行し，本人に送付します。

⑷ 大学入試センター試験受験票の各大学での取扱い

ア 国公立大学の場合

各大学の入学者選抜試験受験の際，当該大学の受験票のほか，**大学入試センター試験の受験票を提示**しなければなりません。
また，入学手続きの際にも当該大学の定める所定の書類の他に大学入試センター試験受験票を提示し，当該大学はこれに入学手続きが完了したことを示す印を押すこととなりますので，紛失，汚損等のないよう特に注意してください。

イ 私立大学の場合

大学入試センター試験を利用する私立大学における大学入試センター試験受験票の取扱いについては，各大学の学生募集要項等により十分確認してください。

⑸ 成績請求票の大学入試センター試験利用大学への提出について

成績請求票は，大学入試センター試験を利用する大学に出願する際，**当該大学の出願書類にはり付けて提出**するものです。
成績請求票は6種類計9枚あり，それぞれの使用区分は次表のとおりです。

成績請求票の種類	枚数	使用区分(出願する大学)
A 前 平成5 センター試験成績請求票 A日程・前期日程用	1枚	A日程又は前期日程で試験を実施する国公立大学・学部
B 後 平成5 センター試験成績請求票 B日程・後期日程用	1枚	B日程又は後期日程で試験を実施する国公立大学・学部及び産業医科大学
C 平成5 センター試験成績請求票 C日程群用	1枚	C日程群で試験を実施する公立大学・学部
2募 平成5 センター試験成績請求票 第2次募集用	1枚	定員一部留保第2次募集又は欠員補充第2次募集を実施する国公立大学・学部
推薦 平成5 センター試験成績請求票 国公立推薦入学用	1枚	大学入試センター試験を課す推薦入学を実施する国公立大学・学部
私 平成5 センター試験成績請求票 私立大学用	4枚	大学入試センター試験を利用する私立大学・学部（産業医科大学を除く。）

(注) 1 各国公立大学への出願に当たって成績請求票を使用する場合，**当該大学・学部の試験がいずれの試験実施日程(群)に属しているかを各大学の募集要項等により十分確認**し，誤りのないように使用してください。
（国公立大学及び産業医科大学に出願する場合は，「A日程の大学・学部と前期日程の大学・学部」への出願又は「B日程の大学・学部と後期日程の大学・学部」への出願はできないので注意すること。（例えば，A日程の大学・学部に出願する者は，B日程の大学・学部か後期日程の大学・学部とC日程群の大学・学部にしか出願できない。）

2 大学入試センター試験を課さない国公立大学の推薦入学に出願する場合は，「国公立推薦入学用」の成績請求票を提出する必要はありません。
（国公立大学の推薦入学は，一つの大学・学部にしか出願できないので注意すること。）

⑹　私立大学用成績請求票の追加発行

大学入試センター試験を利用する私立大学用成績請求票は，当初発行した４枚を超えて必要とする場合，希望枚数を追加発行するので，次の事項を明記し，速達郵便で申請してください。　（届出方法及び届出先35ページ参照）

①　私立大学用成績請求票の希望枚数
②　氏名（フリガナ），現住所（フリガナ），連絡電話番号，高等学校等コード，
　　高等学校名（高等学校出身者以外の者は出願資格）

（注）　追加発行した私立大学用成績請求票は，当初発行したものと用紙の色が異なります。

III　あらかじめよく読んでおく

1　平成５年度大学入試センター試験実施日程

[redacted]	平成４年 ９月１日（火）から
[redacted]	９月１日（火）から 10月26日（月）まで
[redacted]	10月15日（木）から 10月26日（月）まで
確認はがき送付 （出願内容確認）	11月中旬まで
受験票等の送付	12月中旬まで
[redacted]	平成５年 １月16日（土） 17日（日）
正解等を発表	１月18日（月）
[redacted]	１月23日（土） 24日（日）

2　試験期日・試験時間

期　日	試　験　教　科　・　科　目		試験時間
平成5年 1月16日(土)	外国語	「英語Ⅰ・英語Ⅱ」, 「ドイツ語」,「フランス語」	10:00～11:20
	数学(A)	「数学Ⅰ」	12:50～13:50
	数学(B)	「数学Ⅱ」, 「工業数理」,「簿記会計Ⅰ・簿記会計Ⅱ」	14:40～15:40
	理科(A)	「物理」,「地学」	16:30～17:30
1月17日(日)	理科(B)	「化学」,「理科Ⅰ」	10:00～11:00
	国　語	「国語Ⅰ・国語Ⅱ」	12:30～13:50
	社　会	「倫理，政治・経済」,「日本史」,「世界史」, 「地理」,「現代社会」	14:40～15:40
	理科(C)	「生物」	16:30～17:30

（注）　第1日目と，第2日目の2時限目の試験開始時刻が異なりますので，十分注意してください。

3　出題教科・科目等

(1)　出題教科・科目等は，次表のとおりです。

教科	グループ	出題科目	試験時間 (配点)	出題方法等	科目選択の方法等
国語		『「国語Ⅰ」・ 「国語Ⅱ」』	80分 (200点)	「国語Ⅰ」・「国語Ⅱ」の範囲の近代以降の文章，古典(古文，漢文)を出題する。	
社会		『「倫理」・ 「政治・経済」』 「日本史」 「世界史」 「地　理」 「現代社会」	60分 (100点)		左記出題科目の5科目のうちから1科目を選択し，解答する。
数学	A	「数学Ⅰ」	60分 (100点)		
	B	「数学Ⅱ」 「工業数理」 『「簿記会計Ⅰ」・ 「簿記会計Ⅱ」』	60分 (100点)	「数学Ⅱ」の電子計算機と流れ図は，出題範囲から除く。 「数学Ⅱ」については，「数学Ⅱ」を履修した者並びに「代数・幾何」，「基礎解析」及び「確率・統計」のうち2科目以上を履修した者のいずれにも対応した出題とする。 「簿記会計Ⅱ」は，前半の内容(①特殊な取引の記帳，②帳簿組織，③株式会社の記帳)を出題範囲とする。	左記出題科目の3科目のうちから1科目を選択し，解答する。 ただし，科目選択に当たり，「数学Ⅱ」のほか「工業数理」又は「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」の問題冊子の配付を希望する場合は，大学入試センター試験の出願時に申告する。
理科	A	「物　理」 「地　学」	60分 (100点)	「物理」，「地学」の出題には，「理科Ⅰ」に含まれるそれぞれの関連内容を含む。	左記出題科目の2科目のうちから1科目を選択し，解答する。
	B	「化　学」 「理科Ⅰ」	60分 (100点)	「化学」の出題には，「理科Ⅰ」に含まれる関連内容を含む。	左記出題科目の2科目のうちから1科目を選択し，解答する。
	C	「生　物」	60分 (100点)	「生物」の出題には，「理科Ⅰ」に含まれる関連内容を含む。	

外国語		『「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」』 「ドイツ語」 「フランス語」	80分 (200点)		左記出題科目の3科目のうちから1科目を選択し，解答する。 ただし，科目選択に当たり，「英語」のほか「ドイツ語」又は「フランス語」の問題冊子の配付を希望する場合は，大学入試センター試験の出願時に申告する。

(注) 1 「国語」の出題分野別の配点は，「近代以降の文章（2問100点），古典（古文（1問50点），漢文（1問50点））」とする。
2 「工業数理」の使用単位系は，国際単位系（SI）に統一する。
3 数学(A)及び数学(B)においても，他の教科・科目と同様に補助具（電卓，そろばん，グラフ用紙，定規等）の使用を認めない。

(2) 大学入試センター試験は，主として多肢選択による客観式の検査方法により出題し，解答はマーク方式によります。

(3) 3教科以上の受験として出願した者は，受験教科数の制限はありませんが，2教科以下の受験として出願した者は，2教科を超える科目選択はできませんので注意してください。 (教科・科目の数え方9ページ参照)

(4) 出題科目及び科目選択の方法等は，上記の表のとおりであり，受験者は試験室において解答科目を選択し，解答することになります。
ただし，数学(B)，外国語の受験希望者で，「数学Ⅱ」，「英語」のほかに，別冊子となっている「工業数理」又は「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」，「ドイツ語」又は「フランス語」の問題冊子の配付を希望する場合は，大学入試センター試験の出願時に申告しなければなりません。申告しなかった場合は，これらの科目を受験することができませんので注意してください。 (申告の方法11ページ参照)

(注) 各大学においては，「現代社会」「理科Ⅰ」「工業数理」「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」等の科目について**解答できる者に制限を設けている**場合もありますので，各大学の募集要項等をよく読んで，教科・科目の選択を行ってください。
例えば，「現代社会」「理科Ⅰ」を選択解答できる者について，高等学校の「普通科」「理数科」の卒業（見込み）者以外の者に限るなどの制限を設けている大学もあります。

4 試験場の指定

(1) 各入学志願者の試験場は，原則として都道府県を単位とする次ページの「試験地区区分表」に基づき，各国公私立大学が設定した試験場の中から，大学入試センターが志願者数の分布等を勘案し，指定します。

(2) 大学入試センターが指定する試験場は，次表のとおり出願資格によって異なります。

出願資格	指定する試験場	備考
① 高等学校等卒業見込者 (通信制課程を除く。)	原則として在学する高等学校等が所在する試験地区内の試験場	「試験地区」は原則として都道府県を単位とする。 ただし， 北海道 埼玉県 千葉県 神奈川県 大阪府 兵庫県 島根県 長崎県 鹿児島県 沖縄県 にあっては次ページの「試験地区区分表」で定めるとおりとする。
② 高等学校卒業者等 (通信制課程卒業見込者を含む。)	原則として志願票に記入された現住所の試験地区内の試験場	

(3) 各入学志願者の試験場は，受験票に記載して通知します。

(4) **指定された試験場以外での受験は認めません。**

(5) **出願後の現住所変更による，試験場の変更は認めません。**

試験地区区分表（試験地区名）

北海道　石狩支庁地区	千葉県	島根県
〃　空知支庁地区	〔埼玉県の一部を含む。〕	〔鹿足郡は**山口県**へ〕
〃　上川・宗谷・留萌支庁地区	柏市，我孫子市，東葛飾郡沼南町，印旛郡印西町は**茨城県**へ 流山市，浦安市は**東京都**へ	岡山県
〃　後志支庁地区		広島県
〃　檜山・渡島支庁地区		山口県
〃　胆振・日高支庁地区	東京都	〔島根県の一部を含む。〕
〃　十勝支庁地区	埼玉県，千葉県及び神奈川県の一部を含む。	徳島県
〃　根室・釧路支庁地区	神奈川県	香川県
〃　網走支庁地区	横浜市鶴見区・神奈川区・西区・中区・港北区・緑区・瀬谷区，川崎市，相模原市は**東京都**へ	愛媛県
青森県		高知県
岩手県		福岡県
宮城県	新潟県	〔長崎県の一部を含む。〕
秋田県	富山県	佐賀県
山形県	石川県	長崎県
福島県	福井県	壱岐郡，対馬支庁は**福岡県**へ
茨城県	山梨県	熊本県
〔千葉県の一部を含む。〕	長野県	大分県
栃木県	岐阜県	宮崎県
〔埼玉県の一部を含む。〕	静岡県	鹿児島県
群馬県	愛知県	大島郡和泊町・知名町・与論町は**沖縄県**へ
〔埼玉県の一部を含む。〕	三重県	沖縄県　那覇地区
埼玉県	滋賀県	那覇市，石川市，具志川市，宜野湾市，浦添市，名護市，糸満市，沖縄市，国頭郡，中頭郡，島尻郡
久喜市，蓮田市，幸手市，南埼玉郡白岡町，北葛飾郡鷲宮町は**栃木県**へ 行田市，本庄市，深谷市は**群馬県**へ 春日部市，越谷市は**千葉県**へ 川口市，秩父市，所沢市，飯能市，東松山市，狭山市，草加市，入間市，和光市，新座市，上福岡市，坂戸市，鶴ヶ島市，日高市，入間郡，比企郡，秩父郡は**東京都**へ	京都府	〔鹿児島県の一部を含む。〕
	〔大阪府の一部を含む。〕	〃　宮古地区
	大阪府	〔平良市，宮古郡〕
	枚方市，寝屋川市，交野市は**京都府**へ	〃　石垣地区
	兵庫県	〔石垣市，八重山郡〕
	城崎郡香住町，美方郡村岡町・浜坂町・美方町・温泉町は**鳥取県**へ	
	奈良県	
	和歌山県	
	鳥取県	
	〔兵庫県の一部を含む。〕	

5　受験教科・科目成績の大学入試センター試験利用大学への提供方法

(1)　大学入試センター試験を利用する各大学は，**大学入試センター試験の出題教科・科目の中から，入学志願者に解答させる教科・科目及びその利用方法を定めています。**各入学志願者は，志望する大学の募集要項等によって，これらを確認の上，受験してください。

(2)　大学入試センターは，大学入試センター試験を利用する各大学からの請求に基づき，**請求した大学が入学者選抜に利用すると指定している教科・科目のうち当該大学の入学志願者が受験しているすべての教科・科目の試験成績を，請求した各大学に対して提供**します。

なお，国語の特定分野を利用する大学へは，国語の分野別（「近代以降の文章」「古典（古文，漢文）」）の成績も提供します。

(3)　大学入試センター試験利用大学の教科・科目の指定と，指定された教科・科目数を超えて受験した場合における成績提供及び各大学における成績の利用方法を例示すると，次のとおりです。

志願者に対する大学の指定	大学入試センターから大学への成績の提供	利用方法
「国語」，「社会」，「外国語」の3教科から1教科選択	当該大学を志願した受験者が「国語」，「社会」，「外国語」を受験していれば，この3教科の全部の成績	いずれの教科・科目が選抜に利用されるかについては，大学の募集要項等で確認してください。
物理，化学，生物の3科目から1科目選択	当該大学を志願した受験者が物理と化学を受験していれば，この2科目の成績	

(4)　2教科以下の受験として出願した者の成績提供について

ア　2教科以下の受験として出願した者の成績提供についても，基本的には上記(1)～(3)のとおりです。

イ　2教科以下の受験として出願した者が，誤って3教科以上を受験していた場合は，受験した教科のうちから試験時間割順に二つまでの教科を，当該志願者の「受験した教科」として成績を提供します。

6　追試験及び再試験の実施

(1)　追試験の実施

ア　追試験の対象者

①　**疾病・負傷**により試験を受験できない者 ②　**試験場に向かう途中の事故**により試験を受験できない者 ③　**その他やむを得ない事由**により試験を受験できない者

イ　実施期日は，平成５年１月23日(土)，24日(日)とします。
ただし，この期日より後に(2)の再試験を実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施します。

ウ　試験時間及び試験教科・科目等は24ページのとおりです。

エ　追試験の試験場は，全国を２地区に分け地区ごとに１か所設定します。
なお，地区別の試験場は受験票を送付する際同封する「受験上の注意」に明示します。

オ　追試験の受験申請
本人又は代理人が，「受験票」に記載されている「問い合わせ大学」に行き申請してください。申請の受付時間，申請方法等の詳細については「受験上の注意」に明示します。

(2)　再試験の実施

ア　再試験は，雪・地震等による災害その他の事情により，本試験が所定の期日に実施できないか又は完了しなかった場合に実施します。

イ　再試験の実施期日は，平成５年１月23日(土)，24日(日)とし，当日の実施が不可能な場合は，この期日より後にできるだけ速やかに実施します。

7　身体に障害のある入学志願者の受験特別措置

(1)　身体に障害のある入学志願者の受験特別措置

ア　大学入試センター試験では，次表に掲げる身体に障害のある入学志願者（これに準ずる者を含む。）のために，その障害の種類・程度に応じ，点字による出題，マーク方式によらない解答の方法，試験時間の延長，特定試験室の設定等の特別措置（詳しくは「受験案内（別冊）」に掲載）を行うこととしています。

区　分	身　体　障　害　の　程　度
盲者（強度の弱視者を含む。）	1　両眼の矯正視力が0.1未満のもの 2　両眼の矯正視力が0.1以上0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち，点字による教育を必要とするもの又は将来点字による教育を必要とすることとなると認められるもの
聾者（強度の難聴者を含む。）	1　両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの 2　両耳の聴力レベルが100デシベル未満60デシベル以上のもののうち，補聴器の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
肢体不自由者	1　体幹の機能の障害が体幹を支持することが不可能又は困難な程度のもの 2　上肢の機能の障害が筆記をすることが不可能又は困難な程度のもの 3　下肢の機能の障害が歩行をすることが不可能又は困難な程度のもの 4　前３号に掲げるもののほか，肢体の機能の障害がこれらと同程度以上のもの 5　肢体の機能の障害が前各号に掲げる程度に達しないもののうち，６月以上の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者（身体虚弱者を含む。）	1　慢性の胸部疾患，心臓疾患，腎臓疾患等の状態が６月以上の医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2　身体虚弱の状態が６月以上の生活規制を必要とする程度のもの

(注)　学校教育法施行令第22条の２の規定に準拠した。

イ　特別措置を希望する場合は，出願時に「身体障害者受験特別措置申請書」(「受験案内（別冊）」に折り込まれている。）等を提出してください。大学入試センターで審査の上，特別措置を決定します。

ウ　日常生活において，ごく普通に使用している補聴器，松葉杖，車椅子等を使用して受験する場合も，試験場設定や他の特別措置との関係から特別措置として申請することが必要ですので注意してください。
なお，出願締切後に申請した場合は，申請内容によっては対応が直ちにできないものがあるため，特別措置が認められないことがありますので十分注意してください。

エ　**特別措置を申請するには，「受験案内（別冊）」が必要**となります。この「別冊」は，大学等では配付していませんので，次の要領により，**できるだけ早く大学入試センターに請求**してください。

請求方法	郵便はがき（表面に「受験案内（別冊）請求」と朱書）又は電話
請求先	〒153　東京都目黒区駒場２丁目19－23 大学入試センター事業第一課 問合せ専用電話　(03) 3465-8600 （月曜日～金曜日９時30分から17時，祝日は除く）
記載を要する事項	氏名（フリガナ），現住所，連絡電話番号，在学（又は出身）学校名等

⑵　志望大学との事前相談

身体の障害の種類・程度によっては，大学・学部等において**受験及び修学上特別な配慮を必要とすることがあります**ので，入学を志望する大学と連絡をとって，その大学へ出願する前に十分相談してください。

ただし，体幹及び両上下肢の機能障害が著しい者で，代筆解答を希望する者は，大学入試センター試験出願以前のできるだけ早い時期に入学を志望する大学と緊密な相談を行ってください。

なお，代筆解答を希望しない者については，大学入試センター試験の出願の際には，入学を志望する大学との事前相談は必要ありません。

また，志望大学との相談の時期等については，当該大学の募集要項などで確かめてください。

8　出願受付締切後の不慮の事故等による負傷者等の受験特別措置

⑴　出願受付締切後の不慮の事故等のため特別措置を希望する者にも，大学入試センターで審査の上，身体に障害のある入学志願者に準じた特別措置を行います。

⑵　不慮の事故等のため特別措置を希望する場合は，速やかに本人又は代理人が「受験票」及び「医師の診断書」を持参の上，受験票の「問い合わせ大学」欄に記載された大学に行き申請してください。

なお，申請が試験開始の直前であったり，申請内容への対応が直ちにできないような場合には，希望する特別措置が行えないこともあります。ご了承ください。

9　受験に当たっての主な注意事項

⑴　試験当日の注意事項

ア　試験場は受験票で指定しますので指定された試験場で受験してください。
指定された試験場以外での受験は認められません。

イ　受験票及び写真票は，試験当日必ず持参してください。

ウ　試験開始時刻に遅刻した場合は，試験開始時刻後20分以内の遅刻に限り，受験を認めます。
遅刻の理由が事故等で，追試験の受験を希望する場合は，係員に申し出てください。
(30ページ参照)

エ　自動車，バイク等での試験場構内への乗り入れを禁止します。

⑵　試験時間中の注意事項

ア　**解答用紙の所定欄に受験番号，氏名，試験場コード，解答科目等を監督者の指示に従い，必ずマーク，記入してください。**
受験番号又は解答科目等を正しくマークしていない場合は，採点できないことがあります。

イ　**解答には，必ず「黒鉛筆（H，F，HBのいずれでもよい。）」「プラスチック製の消しゴム」を使用してください。**
「H，F，HBの黒鉛筆以外のもの」及び「シャープペンシルなど」を使用して解答した場合には，解答が読み取れないおそれがありますので，使用しないでください。

ウ　「定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む。）」「コンパス」等の補助具は使用できません。

エ　監督者の指示等が聞き取れないことがあるので，「耳せん」は使用できません。

⑶　試験終了時の注意事項

「解答やめ。鉛筆を置いてください。」と指示があった際は，直ちに解答をやめてください。この指示があった後は，いかなる理由があっても解答用紙の修正，加筆等は認められません。

（注）　ここに記載した事項以外にも注意が必要な事項がありますので，受験票を送付する際同封する「受験上の注意」をよく読んでおいてください。

10　大学入試センター試験において，各選択科目間に著しい得点差が生じた場合の取扱い

(1)　**試験の実施結果により各受験者の素点を調整すること（以下「得点調整」という。）は，原則として行いません。**

ただし，大学入試センター試験の本試験の実施結果において，万一，「社会」と「理科」の各選択科目間（ただし，「現代社会」と「理科Ⅰ」については，対象としない。）に極端な素点の差（平均点で30点程度の差を目安とする。）が生じ，これが試験問題の難易差に基づくものと認められる場合には，大学入試センターにおいて，大学入試センター試験を利用する大学関係者，学識経験者等を構成員とする組織の審議を経て，適切な得点調整を行うことがあります。

(2)　万一得点調整を行うこととなった場合には，平成５年１月23日(土)までに，調整の対象となる選択科目名及びその科目の素点と調整後の得点の換算表等を新聞等を通じて発表します。

(3)　調整方式については，調整後の得点が受験者の学力を良く反映したものとなるよう，回帰得点の分布に基づく「等百分位点法」という方式を用います。

〔参考〕　回帰得点の分布に基づく「等百分位点法」について

対象とする教科の各科目について，科目素点の相対累積人数（科目百分位）を算定するとともに，他教科の得点も総合した基準点の相対累積人数（基準百分位）を算定し，科目素点をその（科目）百分位に最も近い（基準）百分位を持つ基準点に変換し，これを調整点とする方法である（右図）。

例えば，素点がａ点以下の人数の割合がｐ％であり，基準点がｂ点以下の人数の割合も同じくｐ％である場合，素点ａ点を調整点ｂ点に変換する。

蓄積された過去のデータとこれまでの研究成果を利用して，対象教科の得点と他教科の得点との間の関係の回帰分析に基づき基準点を算出すれば，受験者の学力を相当程度反映させることができるとともに，等百分位点法によって素点はそれぞれに相応しい基準点にきめ細かく変換できる。

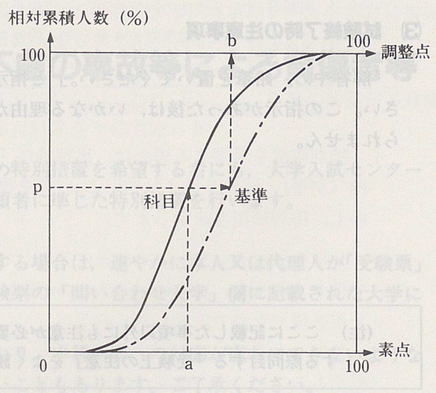

Ⅳ　大学入試センターへの問合せ，届出等

大学入試センターへの問合せ，届出等

次の①～⑥について，問い合わせ又は届出をする場合は，参照ページをよく読んで，間違いのないよう行ってください。

事　由		問　合　せ，　届　出　方　法	参照ページ
① 出願資格（証明書類）及び志願票等記入方法の問合せ		**下記問合せ先電話**	
② 検定料「納付書・領収証書」	紛失	**下記問合せ先電話**	8ページ参照
	誤記入又は未記入	**速達郵便はがき** ・はがきの表面に「納付書誤記入又は未記入届出」と朱書すること。	
③ 出願後の氏名，現住所，連絡電話番号の変更届出		**速達郵便はがき** ・はがきの表面に「・・・変更届出」と朱書すること。	16ページ参照
④ 確認はがき不着届出		**下記問合せ先電話**	17ページ参照
⑤ 受験票等再発行申請		**速達郵便（封筒）** ・大学入試センター宛の封筒の表面に「受験票等再発行申請」と朱書すること。 ・返信用封筒（長形３号：縦23.5cm，横12cm，表面に現住所・氏名を記入し，632円切手「書留・速達料金を含む。」をはる。）を同封すること。 ・大学入試センター試験終了後は，写真と署名を必ず同封すること。 ・受験票等が届かない場合（不着）は，「はがき」で再発行申請すること。	19ページ参照
⑥ 私立大学用成績請求票追加発行申請		**速達郵便（封筒）** ・大学入試センター宛の封筒の表面に「私立大学用成績請求票追加発行申請」と朱書すること。 ・返信用封筒（長形３号：縦23.5cm，横12cm，表面に現住所・氏名を記入し，632円切手「書留・速達料金を含む。」をはる。）を同封すること。	22ページ参照

届出・申請先　⇨　**大学入試センター事業第一課**
〒153　東京都目黒区駒場２丁目19－23
問合せ先　⇨　**電話　(03) 3465-8600**
月曜日～金曜日９時30分から17時，祝日は除く

平成5年度大学入学者選抜

受験案内

大学入試センター試験　別冊

●出願期間　平成４年10月15日(木)～10月26日(月)

●試験期日　平成５年１月16日(土)・１月17日(日)

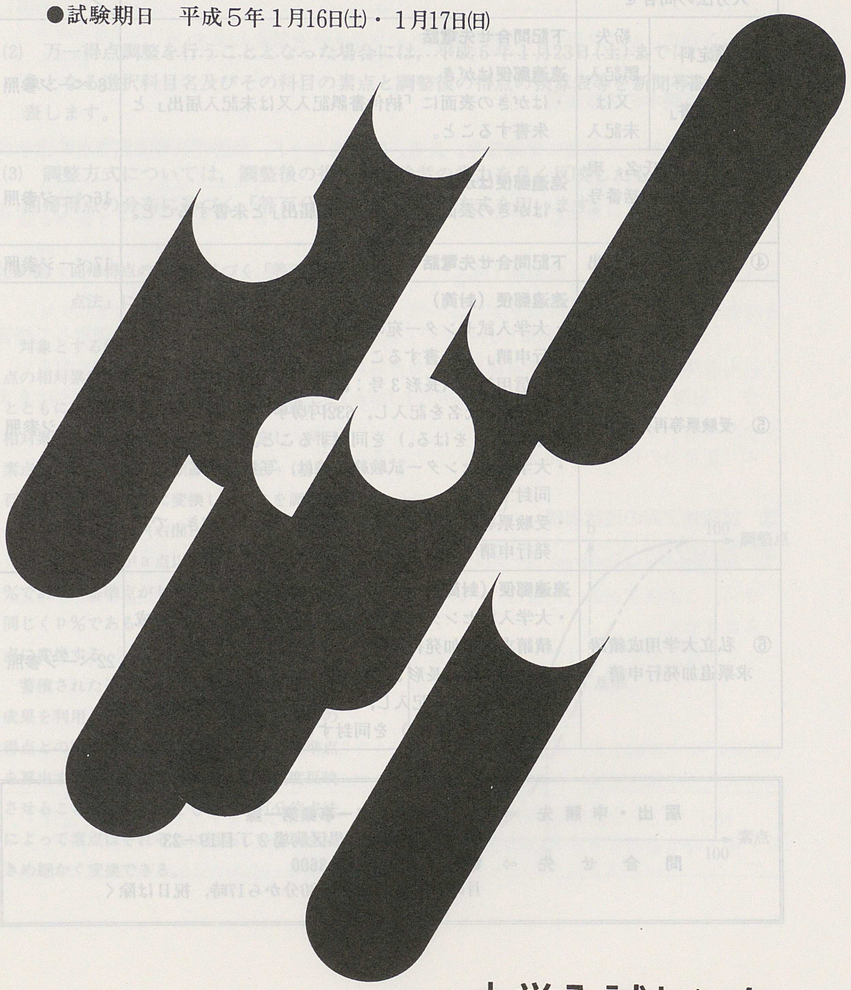

目　次

1　大学入試センター試験における受験特別措置……2

2　申請方法……6

3　「身体障害者受験特別措置申請書」作成上の注意……7

4　受験特別措置の決定通知……10

5　志望大学との事前相談……11

〔参　考〕

1　特別措置（試験時間の延長）における試験時間割……12

2　文字解答受験者の解答用紙への記入上の注意……13

3　チェック解答受験者の解答用紙への記入上の注意……15

(注)　この「受験案内（別冊）」には，**「身体障害者受験特別措置申請書」，「診断・意見書」**及び**「状況報告・意見書」**が折り込んでありますので，確認してください。

1　大学入試センター試験における受験特別措置

(1)　大学入試センター試験においては，身体に障害のある志願者(11ページ参照)のために，〔表１〕～〔表５〕に掲げる特別の措置を行います。

この特別措置を希望する志願者には，通常の志願票のほかに，必要な書類を提出していただき，大学入試センターでその内容を審査の上，それぞれの障害の種類･程度に応じた特別措置を決定することになっています。

特別措置を希望する場合は，６ページ以下に記載してある申請方法等をよく読んで，諸手続きを行ってください。

〔表１〕　視覚障害

<table>
<tr><th rowspan="2">特別措置の対象となる者</th><th colspan="5">特別に措置する事項（審査の上許可される事項）</th></tr>
<tr><th>解答方法</th><th>試験時間</th><th>試 験 室</th><th>試験室で用意されるもの</th><th>志願者からの希望により特別に措置する事項の例</th></tr>
<tr><td>・点字による教育を受けている者
（注１）</td><td>点字による解答</td><td>＊1.5倍</td><td>＊別　室</td><td>＊点字問題冊子
＊点字用解答用紙・下書き用紙
＊レーズライター</td><td>＊点字器等の持参使用
＊試験室入口までの付添者の同伴
・点字器等の試験場での保管
・試験場への乗用車での入構</td></tr>
<tr><td>・強度の弱視者で，良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者</td><td>文字による解答
(注2)</td><td>1.3倍</td><td>◎別　室</td><td>◎文字解答用紙
◎下書き用紙
(数学，理科のみ)</td><td rowspan="2">・拡大文字問題冊子の配付　(注3)
（一般問題冊子と併用）
・拡大鏡等の持参使用　(注4)
・窓側の明るい座席を指定
・照明器具の準備</td></tr>
<tr><td>・上記以外の視覚障害者</td><td>文字による解答
(注2)</td><td>一般志願者と同じ</td><td>◎別　室</td><td>◎文字解答用紙
◎下書き用紙
(数学，理科のみ)</td></tr>
<tr><td colspan="4">一般志願者と同じ</td><td></td></tr>
</table>

(注１)　出題形式は，点字による出題とします。

点字による解答を許可された者には，該当欄の＊を付した特別措置がとられます。

なお，受験科目は，身体障害者受験特別措置申請書（この冊子に折り込んであるもの）で申告する必要があります。

(注２)「文字による解答」とは，一般の解答用紙にマークする解答方法に代えて，文字解答用紙に受験者が選択肢の数字等を記入することにより解答する方法です。（13～14ページ参照）

文字による解答を許可された者には，該当欄の◎を付した特別措置がとられます。

(注３)「拡大文字問題冊子」とは，文字の拡大率が一般試験問題の1.4倍（面積倍率２倍）の大きさの冊子です。

(注４)「拡大鏡等」には，弱視者用拡大テレビの持参使用を含みます。

〔表２〕　聴覚障害

<table>
<tr><th rowspan="2">特別措置の対象となる者</th><th colspan="5">特別に措置する事項（審査の上許可される事項）</th></tr>
<tr><th>解答方法</th><th>試験時間</th><th>試 験 室</th><th>試験室で用意されるもの</th><th>志願者からの希望により特別に措置する事項の例</th></tr>
<tr><td>・両耳の平均聴力レベルが100デシベル以上の者</td><td colspan="3" rowspan="2">一般志願者と同じ</td><td rowspan="2"></td><td>・手話通訳者の配置　(注1)
・注意事項等の文書による伝達（注2)
・座席を前列に指定
・補聴器の持参使用</td></tr>
<tr><td>・上記以外の聴覚障害者</td><td>・注意事項等の文書による伝達（注2)
・座席を前列に指定
・補聴器の持参使用</td></tr>
</table>

(注１)「手話通訳者」とは，聾学校の教諭等で，試験室において受験者に手話通訳を行う者のことです。

(注２)「注意事項等の文書による伝達」とは，試験室で監督者が口頭で指示することを文書にし，その都度各受験者に配付するものです。

〔表３〕　肢体不自由

<table>
<tr><th rowspan="2">特別措置の対象となる者</th><th colspan="5">特別に措置する事項（審査の上許可される事項）</th></tr>
<tr><th>解答方法</th><th>試験時間</th><th>試 験 室</th><th>試験室で用意されるもの</th><th>志願者からの希望により特別に措置する事項の例</th></tr>
<tr><td>・体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者</td><td rowspan="2">チェックによる解答(注1)</td><td rowspan="2">1.3倍</td><td rowspan="2">＊別　室</td><td rowspan="2">＊チェック解答用紙
＊下書き用紙
(数学，理科のみ)</td><td>・介助者の配置　(注2)
・試験室を１階に設定
・洋式トイレに近接する試験室に指定
・特製机の持参使用又は試験場側での準備
・車椅子の持参使用
・杖の持参使用
・試験室入口までの付添者の同伴
・試験場への乗用車での入構
・代筆解答　(注3)</td></tr>
<tr><td>・両上肢の機能障害が著しい者</td><td></td></tr>
<tr><td>・上記以外の肢体不自由者</td><td>チェックによる解答(注1)</td><td>一般志願者と同じ</td><td>＊別　室</td><td>＊チェック解答用紙
＊下書き用紙
(数学，理科のみ)</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">一般志願者と同じ</td><td></td></tr>
</table>

(注１)「チェックによる解答」とは，一般の解答用紙にマークする解答方法に代えて，チェック解答用紙に受験者が選択肢の数字等をチェックすることにより解答する方法です。（15～16ページ参照）

チェックによる解答を許可された者には，該当欄の＊を付した特別措置がとられます。

(注２)「介助者」とは，養護学校の教諭等で，試験室において受験者の介助を行う者のことです。

(注３)　体幹及び両上下肢の機能障害が著しい者で，チェックによる解答では解答することが不可能である者に対しては，代筆解答（受験者が解答番号（記号）と，それに対する選択肢の数字，英字又は符号を口頭で解答し，代筆者が，受験者に代わって解答用紙に記入する解答方法）を措置することがあります。

〔表４〕 病　弱

特別措置の対象となる者	特別に措置する事項（審査の上許可される事項）				
	解答方法	試験時間	試　験　室	試験室で用意されるもの	志願者からの希望により特別に措置する事項の例
・慢性の胸部，心臓，腎臓疾患等の状態が６月以上の医療・生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者	一般志願者と同じ				・別室の設定 ・試験室を１階に設定 ・杖の持参使用 ・試験室入口までの付添者の同伴 ・試験場への乗用車での入構

〔表５〕 障害を併せもつ場合

特別措置の対象となる者	特別に措置する事項（審査の上許可される事項）
・障害を併せもつ者	・障害の種類・程度に応じ，〔表１〕～〔表４〕のそれぞれの該当の欄に記載の事項

(2)　特別措置を希望する志願者の出願等日程

事　　項	日　　程	手　続　等
受験特別措置について疑問がある場合の問合せ	できるだけ早く照会してください	問合せ専用電話 (03) 3465-8600 月曜から金曜まで 9時30分～17時まで 祝日を除く
代筆解答希望者の志望大学との事前相談	できるだけ早く相談してください	照会先は，受験案内本冊P56～P62を参照すること
出願書類の提出 (一般志願者と同じ)	10月15日(木)から 10月26日(月)まで	郵送 志願者⟶大学入試センター
受験票の送付 (一般志願者と同じ)	12月中旬まで	郵送 志願者⟵大学入試センター
「身体障害者受験特別措置決定通知書」，「受験上の注意」(身体に障害のある者用）の送付	12月中旬まで	郵送 志願者⟵大学入試センター

(注)　高等学校等卒業見込者は，在学する学校を経由して出願書類を提出してください。

また，大学入試センターから送付する「受験票」，「身体障害者受験特別措置決定通知書」等も，高等学校等卒業見込者については，在学する学校を経由して送付します。

2 申請方法

申請に必要な書類は，次のとおりです。

① 受験案内（本冊）にある**志願票等の所定の書類**

② **「身体障害者受験特別措置申請書」**（この冊子に折り込んであるもの）

③ **医師の診断書等**

点字による解答を希望する者	⇨	「医師の診断書」，「身体障害者手帳の写」，「学校長による点字学習の証明（様式任意）」上記のうちいずれか
聴覚障害者で受験特別措置を希望する者	⇨	「医師の診断書」**（オージオグラム等を添付したもの）**
強度の弱視者及び重度の肢体不自由者で，試験時間の延長（1.3倍）を希望する者	⇨	**「診断・意見書」**（この冊子に折り込んであるもの）
上記以外の身体に障害のある者で受験特別措置を希望する者	⇨	「医師の診断書」
体幹及び両上下肢の機能障害が著しい者でチェックによる解答では解答することが不可能なため，代筆解答を希望する者	⇨	**「診断・意見書」**及び**「状況報告・意見書」**（この冊子に折り込んであるもの）

ただし，視覚障害者のうち「拡大鏡等の持参使用」（弱視者用拡大テレビを除く。）及び肢体不自由者等のうち「杖の持参使用」のみを申請する場合，医師の診断書は必要としない。

3 「身体障害者受験特別措置申請書」作成上の注意

(1) 「身体障害者受験特別措置申請書」の用紙は，この冊子に折り込んであるものを使用してください。

(2) この申請書は，高等学校等卒業見込者については，在学する学校の長が志願者と相談の上，記入してください。

高等学校等卒業見込者以外の者（高等学校等を卒業した者，大学入学資格検定合格者等）については，父母等が志願者と相談の上，記入してください。ただし，志願者が成年に達している場合は，申請書の記入は可能な限り本人が行ってください。

(3) 8～10ページの「(7) 各欄の記入方法」を参照し，**黒又は青のボールペン**で丁寧に記入してください。

(4) **太枠の中のみ記入**してください。

(5) 誤って記入した場合は，誤記部分を二重線で消し，訂正してください。

(6) 「身体障害の程度」欄の記入例

身体障害の程度	⑥ 視覚障害			⑦ 聴覚障害		⑧ 肢体不自由				⑨ 病弱	⑩
	点字による教育を受けている者	強度の弱視者で，良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者	左記以外の視覚障害者	両耳の平均聴力レベルが100デシベル以上の者	左記以外の聴覚障害者	体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者	上肢の機能障害により筆記をすることができない者又は困難な者	下肢の機能障害により歩行をすることができない者又は困難な者	左記以外の肢体不自由者	慢性の胸部，心臓，腎臓疾患等の状態が6月以上の医療・生活規制を必要とする者又はこれに準ずる者	その他
	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	(該当する)	該当する	該当する	該当する
	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47

⑪ この欄に，症状及び高等学校等の授業での状況等を詳しく記入すること。（身体障害者手帳交付番号：○○○○○○○○，交付年月日：昭和○○年○月○日，障害名：脳性麻痺，等級：○級）

脳性麻痺による下肢障害のため，松葉杖を必要とする。洋式トイレを使用しているが，介助の必要はない。

また，学校では体育は見学したが，それ以外の授業，行事等は他の生徒と同様に行った。

(7)　各欄の記入方法

区　分	記　入　方　法　等
①「大学入試センター記入」欄	記入しないこと。
②「高等学校等コード」欄	「高等学校等コード表」(受験案内(本冊)36～54ページ参照)により記入すること。
③「整理番号」欄	高等学校等卒業見込者についてのみ，高等学校等が記入すること。 整理番号は，高等学校等で取りまとめる志願票と同じ整理番号を記入すること。
④「氏名」欄	カタカナ及び漢字等で記入すること。
⑤「性別」欄	該当する文字を○で囲むこと。
⑥～⑪「身体障害の程度」欄	該当する事項の「該当する」の文字を○で囲むとともに，⑪に症状及び高等学校等の授業での状況等を詳しく記入すること。 身体障害者手帳の交付を受けている者は，手帳交付番号及び交付年月日等についても記入すること。
⑫～⑯「受験に際して希望する措置」欄	障害の種類・程度に応じて，該当する事項の「希望する」の文字を○で囲むこと。 ⑫～⑭に該当する希望事項がない場合には，⑮「その他」欄の「希望する」の文字を○で囲み，⑯にどのような措置を希望するか詳しく記入すること。 ・弱視者用拡大テレビの持参使用を希望する者は，⑯にもその旨を記入すること。 ・体幹及び両上下肢の機能障害が著しい者で，チェックによる解答では解答することが不可能なため，代筆解答を希望する者は，⑯にその旨を記入すること。

区　分	記　入　方　法　等
⑰「点字による解答又は代筆解答を希望する者の受験科目」欄	点字による解答を希望する者又は代筆解答による解答を希望する者は，あらかじめ受験しようとする科目の文字を○で囲むこと。(受験する教科・科目の選択方法については，受験案内（本冊）25～26ページ参照) **出願受付締切後は，受験科目の変更はできない**ので十分注意すること。 (注)　点字による解答を希望する者の試験場は，試験地区区分表にある当該試験地区内に1か所設定する。 (受験案内（本冊）28ページ参照)
⑱「志願者の現住所・連絡電話番号」欄	緊急の連絡の場合必要となるので，高等学校等卒業見込者・卒業者等にかかわらず，必ず記入すること。 団地，アパート等に居住している者は，棟番号，戸番まで記入すること。 (注)　現住所・連絡電話番号に変更があった場合の届出方法 1．はがき（表面に「現住所変更届出」等と朱書）に次の事項を明記し，速達郵便で平成5年1月15日㈮(大学入試センター試験前日）までに届け出ること。 ①　新・旧の現住所，連絡電話番号 ②　氏名(フリガナ)，高等学校等コード，高等学校等名 (高等学校出身者以外の者は出願資格) 2．届出先 〒153　東京都目黒区駒場2丁目19-23 大学入試センター事業第一課
⑲「記入者名」欄	1．学校長が記入した場合は，学校長名を記入し，職印を押印すること。 2．父母等が記入した場合は，当該記入者が署名，押印すること。

区　分	記　入　方　法　等
裏　面	「医師の診断書等」をはり付けること。 ・点字による解答を希望する者 ⇨「医師の診断書」,「身体障害者手帳の写」,「学校長による点字学習の証明（様式任意）」のうちいずれか ・聴覚障害者で受験特別措置を希望する者 ⇨「医師の診断書」**（オージオグラム等を添付したもの）** ・強度の弱視者及び重度の肢体不自由者で，試験時間の延長（1.3倍）を希望する者 ⇨**「診断・意見書」**（この冊子に折り込んであるもの） ・上記以外の身体に障害のある者で受験特別措置を希望する者 ⇨「医師の診断書」 ・体幹及び両上下肢の機能障害が著しい者で，チェックによる解答では解答することが不可能なため，代筆解答を希望する者 ⇨**「診断・意見書」**及び**「状況報告・意見書」**（この冊子に折り込んであるもの） ただし，視覚障害者のうち「拡大鏡等の持参使用」（弱視者用拡大テレビを除く。）及び肢体不自由者等のうち「杖の持参使用」のみを申請する場合，医師の診断書は必要としない。

4　受験特別措置の決定通知

決定した特別措置は，**12月中旬までに通知**（高等学校等卒業見込者は在学する学校を経由して）します。

この特別措置の決定通知は，受験票とは別に送付しますが，その際「受験上の注意」（身体に障害のある者用）を同封しますのでよく読んでおいてください。

なお，この「決定通知」は，受験票・写真票と同じく試験当日試験場に持参していただくものですので，大切に保管しておいてください。

（注）　通知する特別措置は，大学入試センター試験について許可されたものです。入学を志望する大学の学力検査等において，特別措置を希望する場合は，その大学と相談してください。（次ページ参照）

5　志望大学との事前相談

次表に該当する者等は，大学・学部等において**受験及び修学上特別な配慮を必要とすることがありますので**，入学を志望する大学と連絡をとって，その大学へ出願する前に十分相談してください。

ただし，体幹及び両上下肢の機能障害が著しい者で，代筆解答を希望する者は，センター試験出願以前のできるだけ早い時期に入学を志望する大学と緊密な相談を行ってください。

なお，代筆解答を希望しない者については，大学入試センター試験の出願の際には，入学を希望する大学との事前相談は必要ありません。

また，志望大学との相談の時期等については，当該大学の募集要項等で確かめてください。

区　分	身　体　障　害　の　程　度
盲　者（強度の弱視者を含む。）	1　両眼の矯正視力が0.1未満のもの 2　両眼の矯正視力が0.1以上0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち，点字による教育を必要とするもの又は将来点字による教育を必要とすることとなると認められるもの
聾　者（強度の難聴者を含む。）	1　両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの 2　両耳の聴力レベルが100デシベル未満60デシベル以上のもののうち，補聴器の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
肢体不自由者	1　体幹の機能の障害が体幹を支持することが不可能又は困難な程度のもの 2　上肢の機能の障害が筆記をすることが不可能又は困難な程度のもの 3　下肢の機能の障害が歩行をすることが不可能又は困難な程度のもの 4　前3号に掲げるもののほか，肢体の機能の障害がこれらと同程度以上のもの 5　肢体の機能の障害が前各号に掲げる程度に達しないもののうち，6月以上の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者（身体虚弱者を含む。）	1　慢性の胸部疾患，心臓疾患，腎臓疾患等の状態が6月以上の医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2　身体虚弱の状態が6月以上の生活規制を必要とする程度のもの

（注）　学校教育法施行令第22条の2の規定に準拠した。

〔参　考〕

1　特別措置　（試験時間の延長）　における試験時間割

	教科・科目	1.3倍の試験時間	1.5倍の試験時間	一般の試験時間
第1日目	外　国　語	10:00～11:45(105分)	10:00～12:00(120分)	10:00～11:20（80分）
	数　学　(A)	13:00～14:20（80分）	13:00～14:30（90分）	12:50～13:50（60分）
	数　学　(B)	15:00～16:20（80分）	15:00～16:30（90分）	14:40～15:40（60分）
	理　科　(A)	17:00～18:20（80分）	17:00～18:30（90分）	16:30～17:30（60分）
第2日目	理　科　(B)	10:00～11:20（80分）	10:00～11:30（90分）	10:00～11:00（60分）
	国　　語	12:30～14:15(105分)	12:30～14:30(120分)	12:30～13:50（80分）
	社　　会	15:00～16:20（80分）	15:00～16:30（90分）	14:40～15:40（60分）
	理　科　(C)	17:00～18:20（80分）	17:00～18:30（90分）	16:30～17:30（60分）

（注）　第１日目と，第２日目の２時限目の試験開始時刻が異なりますので，十分注意してください。

2　文字解答受験者の解答用紙への記入上の注意

文字解答受験者の解答用紙への受験番号等の記入方法については，次の記入上の注意をよく読んで十分理解しておくこと。

①　文字解答用紙の１枚目

受験番号，試験場コード，氏名，解答科目欄は，すべて解答用紙の１枚目にあるので，次により記入すること。

(原寸222㎜×279㎜以下同型)

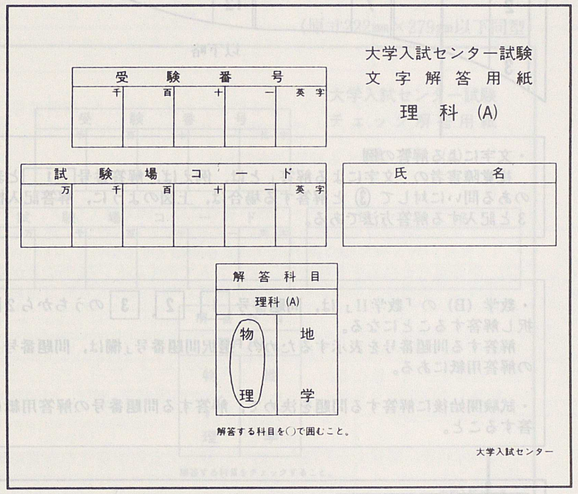

ア　受験番号，試験場コード欄

監督者の指示に従って，数字と英字で正しく記入すること。

イ　氏名欄

漢字，ひらがな，カタカナのいずれでもよい。

ウ　解答科目欄

解答する科目を上の例示のように○で囲むこと。（各教科とも同様に行うこと。ただし，国語，数学(A)及び理科(C)については，科目名を○で囲む必要はない。）

② 文字解答用紙の２枚目以降

解答記入欄はすべて解答用紙の２枚目以降にあるので，次の例示のように記入すること。

（国語，社会，理科及び外国語共通の文字解答用紙）

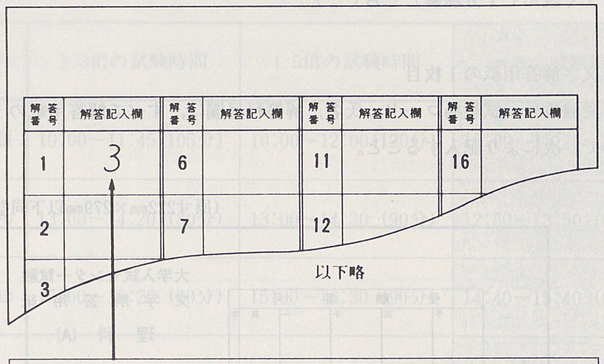

・文字による解答の例
視覚障害者の「文字による解答」とは，例えば，解答番号 1 と表示のある問いに対して ③ と解答する場合は，上図のように，解答記入欄に３と記入する解答方法である。

・数学（B）の「数学II」は，問題番号 1 ， 2 ， 3 のうちから２問選択し解答することになる。
解答する問題番号を表示するための「選択問題番号」欄は，問題番号 1 の解答用紙にある。

・試験開始後に解答する問題を決めて，解答する問題番号の解答用紙に解答すること。

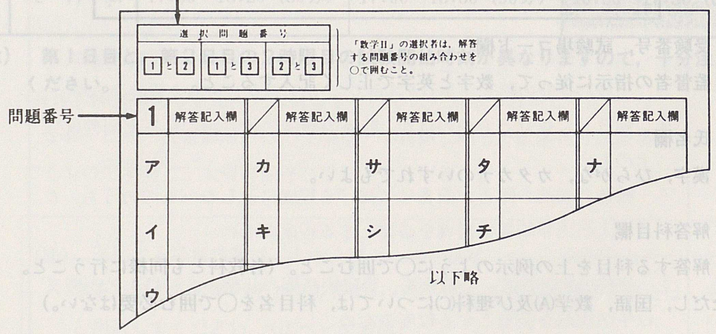

3 チェック解答受験者の解答用紙への記入上の注意

チェック解答受験者の解答用紙への受験番号等の記入方法，チェック方法については，次の記入上の注意をよく読んで十分理解しておくこと。

① チェック解答用紙の１枚目

受験番号，試験場コード，氏名，解答科目欄は，すべて解答用紙の１枚目にあるので，次により記入，チェックすること。

（原寸222㎜×279㎜以下同型）

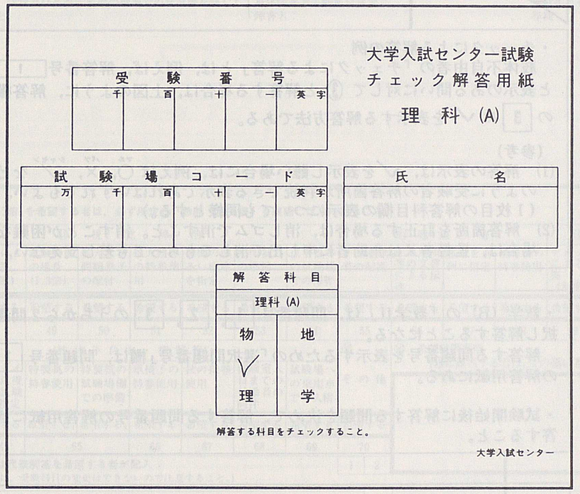

ア 受験番号，試験場コード欄

監督者の指示に従って，数字と英字で正しく記入すること。

イ 氏名欄

漢字，ひらがな，カタカナのいずれでもよい。

ウ 解答科目欄

解答する科目を上の例示のようにチェックすること。（各教科とも同様に行うこと。ただし，国語，数学(A)及び理科(C)については，科目名をチェックする必要はない。）

② チェック解答用紙の２枚目以降

解答欄はすべて解答用紙の２枚目以降にあるので，次の例示のようにチェックすること。

（理科(A)のチェック解答用紙）

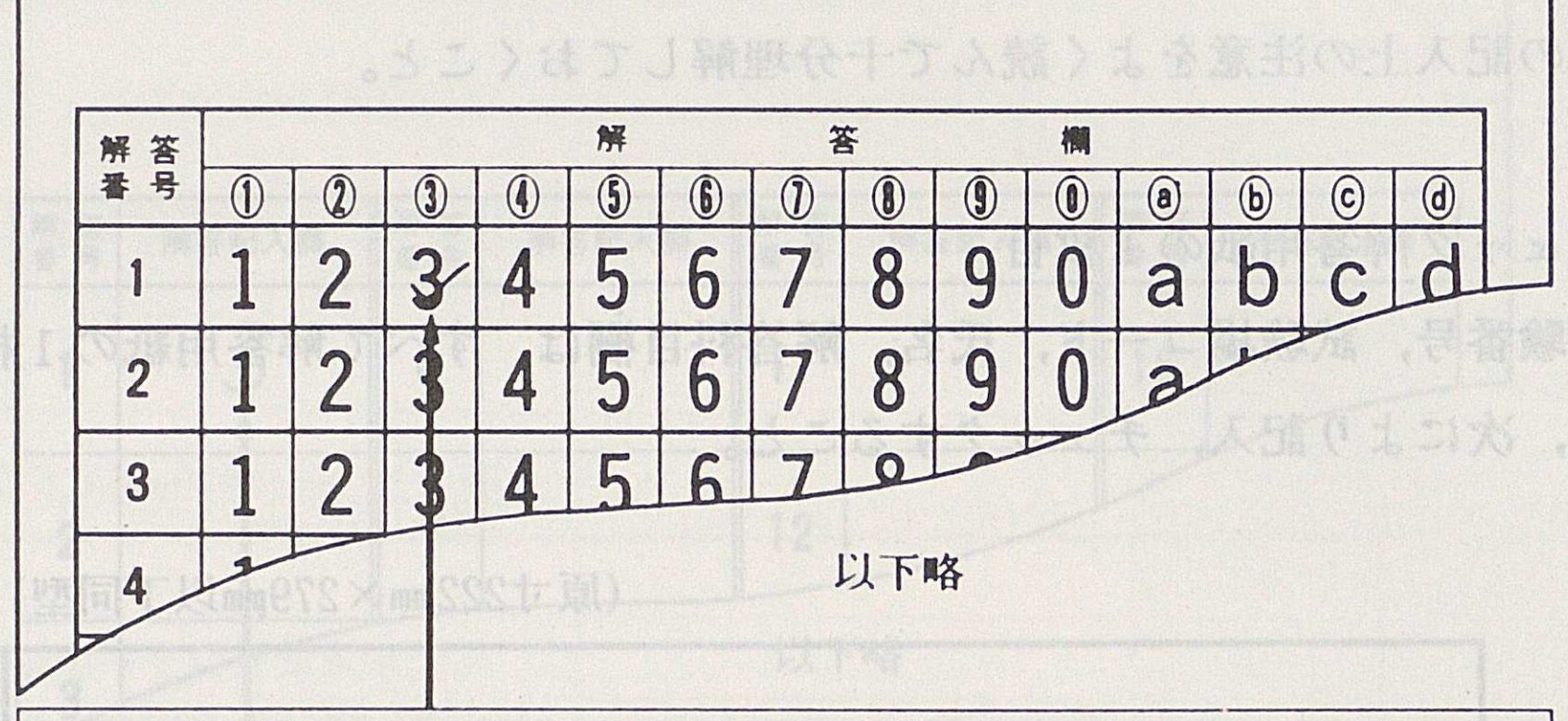

・チェックによる解答の例

肢体不自由者の「チェックによる解答」とは，例えば，解答番号［1］と表示のある問いに対して ③ と解答する場合は，上図のように，解答欄の［3］に✓を表示する解答方法である。

（参考）

(1) 解答の表示は，✓を表示し難い場合には，例えば ○（マル），×（バツ），／（シャセン） などのように受験者の解答箇所が判読できる表示であればいずれでもよい。（１枚目の解答科目欄の表示についても同様とする。）

(2) 解答箇所を訂正する場合は，消しゴムで消すこと。消すことが困難な場合は，監督者又は介助者に申し出て消してもらっても差し支えない。

・数学（B）の「数学II」は，問題番号［1］，［2］，［3］のうちから２問選択し解答することになる。

解答する問題番号を表示するための「選択問題番号」欄は，問題番号［1］の解答用紙にある。

・試験開始後に解答する問題を決めて，解答する問題番号の解答用紙に解答すること。

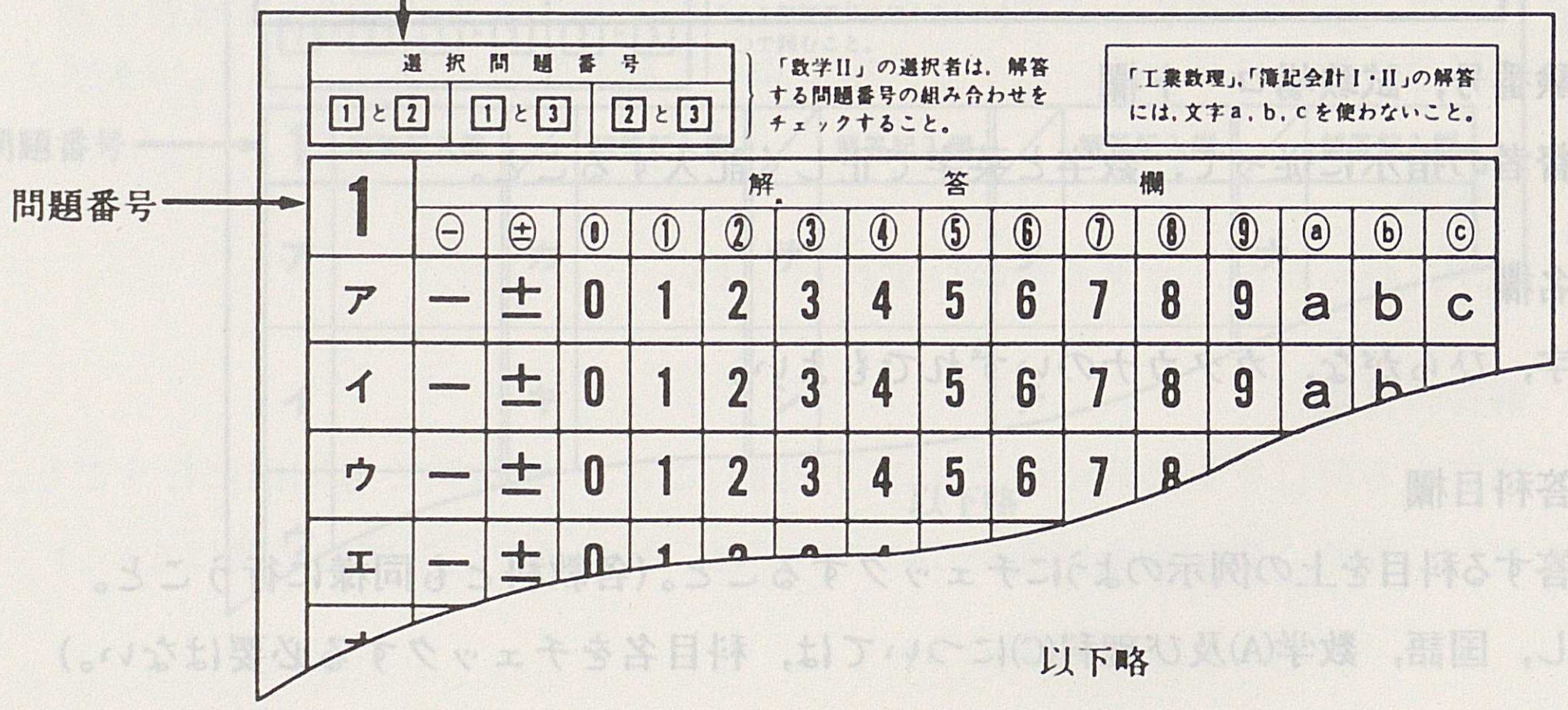

平成５年度大学入試センター試験

身体障害者受験特別措置申請書

① 大学入試センター記入	② 高等学校等コード	③ 整理番号	④ 氏名 カタカナ記入（姓と名の間は１コマをあけ，濁点及び半濁点は１コマとする。）	⑤ 性別
3				男₁ 女₂
1 2 3 4 5 6 7	8 9 10 11 12 13	14 15 16 17	18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35	36
			漢字等記入（かい書で丁寧に記入すること。）	

身体障害の程度	⑥ 視覚障害			⑦ 聴覚障害		⑧ 肢体不自由				⑨ 病弱	⑩
	点字による教育を受けている者	強度の弱視者で，良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者	左記以外の視覚障害者	両耳の平均聴力レベルが100デシベル以上の者	左記以外の聴覚障害者	体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者	上肢の機能障害により筆記をすることができない者又は困難な者	下肢の機能障害により歩行をすることができない者又は困難な者	左記以外の肢体不自由者	慢性の胸部，心臓，腎臓疾患等の状態が６月以上の医療・生活規制を必要とする者又はこれに準ずる者	その他
	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する
	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47

⑪ この欄に，症状及び高等学校等の授業での状況等を詳しく記入すること。（身体障害者手帳交付番号：　，交付年月日：　障害名：　，等級：　）

試験時間の延長(1.3倍)を希望する者は，必ず所定の「診断・意見書」を裏面にはりつけること。

受験に際して希望する措置

⑫ 視覚障害							⑬ 聴覚障害				⑭ 肢体不自由・病弱等			
点字による解答（別室）	文字による解答（別室）	試験時間の延長（1.3倍）	拡大文字問題冊子の配付	拡大鏡等の持参使用	窓側の明るい座席を指定	照明器具の準備	点字器等の試験場での保管	手話通訳者の配置	注意事項等の文書による伝達	座席を前列に指定	補聴器の持参使用	チェックによる解答（別室）	試験時間の延長（1.3倍）	試験室における介助者の配置	別室の設定
希望する₁	希望する₂	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する
48		49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62

（肢体不自由・病弱等）								⑮
試験室を１階に設定	洋式トイレに近接する試験室に指定	特製机の持参使用	特製机の試験場側での準備	車椅子の持参使用	杖の持参使用	試験室入口までの付添者の同伴	試験場への乗用車での入構	その他
希望する	希望する	希望する₁	希望する₂	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する
63	64	65		66	67	68	69	70 (1 2)

⑯ 希望措置事項（⑮に該当する者は，この欄に希望する措置事項を記入すること。）

点字による解答又は代筆解答を希望する者が記入
（出願受付締切後は，受験科目の変更はできないので注意すること。）

⑰点字による解答又は代筆解答を希望する者の受験科目

国	社	会				数	学			理	科				外国語		
国語	倫理・政治・経済	日本史	世界史	地理	現代社会	数学I	数学II	工業数理	簿記会計I・II	物理	地学	化学	理科I	生物	英語	ドイツ語	フランス語
1	1	2	3	4	5	1	1	2	3	1	2	1	2	1	1	2	3
71	72					73	74			75		76		77	78		

※大学入試センター記入欄

※ 受験する教科・科目の選択方法については，受験案内（本冊）25～26ページを参照すること。

⑱ 志願者の現住所・連絡電話番号　〒　連絡電話番号（　　）

⑲ 記入者名　㊞

※

(4) 平成5年度大学入学者選抜大学入試センター試験志願票

平成5年度大学入学者選抜大学入試センター試験

志願票
〔提出用〕

①高等学校等コード（「高等学校等コード表」により記入）
出身学校名
高等学校 学校

②身体障害者受験特別措置 1 希望 8

高等学校記入欄 ③整理番号（高等学校単位に一連番号を右につめて記入） 9 10 11 12

④受験教科数 1 2教科以下受験 13

⑤カタカナ記入（姓と名の間は、1コマをあけ、濁点及び半濁点は1コマとする。） 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

⑥漢字等記入（かい書で丁寧に記入すること。）

⑦性別 男 1 女 2 52

⑧生年月日 年号 M明治 T大正 S昭和 年 月 日 53 54 55 56 57 58 59

⑨連絡電話番号（自宅、下宿、寮等）

出願資格

高等学校卒業者（卒業見込者を含む。）

⑩課程 1全日制 2定時制 3通信制 75

⑪学科 1普通科 2理数科 3農業科 4工業科 5商業科 6外国の学科 7以上以外 76

⑫卒業見込・卒業の別 1卒業見込 2卒業 77

⑬卒業した年 78 79

⑭高等学校卒業者以外 1外国の学校等 2在外教育施設 3文部大臣の指定した者 4大学入学資格検定 5その他 80

現住所（〔高等学校等卒業見込者（通信制課程を除く。）は、記入しないこと。〕）

⑮（郵便番号） （都道府県名） （郡・市名） （区・町村名） （町・丁目・番地・団地・棟・号） （方）

漢字等記入

⑯カタカナ・数字等記入 都道府県名 郡・市・区・町村 町・丁目・番地・団地・棟・号・方等

（1コマに1字ずつ記入し、濁点及び半濁点は1コマとして使用する。）

別冊子の試験問題配付希望

⑰数学 1工業数理 2簿記会計Ⅰ 176

⑱外国語 1ドイツ語 2フランス語 177

受験希望教科・科目

⑲国語 1 178

⑳社会 1倫理 2政治・経済 3日本史 4世界史 5地理 6現代社会 179

㉑数学 1数学Ⅰ 2数学Ⅱ 180 181

㉒理科 1物理 2地学 3化学 4理科Ⅰ 5生物 182 183 184

㉓外国語 1英語 185

10月27日以降の消印で郵送されたものは受理しないので注意してください。折らずに封筒に入れてください。

(注)記入に当たっては，まず10～12ページの記入上の注意及び13ページの志願票の記入例を参照し，14ページの「志願票控」に記入してみて誤りがないことを確認してから記入してください。

(5) 平成5年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験票（3教科以上受験者用）

平成5年度 **大学入学者選抜大学入試センター試験受験票**

受験番号 1001K　試験場コード 20001X

東西大学　第1試験場	
所在地	東京都目黒区駒場　2－19－23　試験当日の電話　03-3465-8600
道順	京王帝都電鉄　井ノ頭線「駒場東大前」駅西口下車、徒歩5分。

上履き持参　要措置　発行回数 1

南多摩高等学校

（コマバ　タロウ）
駒場　太郎　殿

（13261G-010001）

見本

写真（4cm×3cm）（写真の裏に氏名を記入の上，あらかじめはっておいてください。）

自署欄（氏名）（あらかじめ黒又は青のボールペンで記入しておいてください。）

配付希望試験問題：ドイツ語／フランス語／工業数理／簿記会計Ⅰ・Ⅱ

性別 男

昭和49年10月02日生

問い合わせ大学　東西大学　電話　03-3465-8600

裏面の注意事項をよく読んでください。　大学入試センター　〒153　東京都目黒区駒場2丁目19－23　電話（03）3465－8600

2募 平成5 センター試験成績請求票 第2次募集用
1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

私 平成5 センター試験成績請求票 私立大学用
1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

私 平成5 センター試験成績請求票 私立大学用
1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

C 平成5 センター試験成績請求票 C日程群用
1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

私 平成5 センター試験成績請求票 私立大学用
1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

B後 平成5 センター試験成績請求票 B日程・後期日程用
1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

私 平成5 センター試験成績請求票 私立大学用
1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

A前 平成5 センター試験成績請求票 A日程・前期日程用
1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

推薦 平成5 センター試験成績請求票 国公立推薦入学用
1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

平成5 大学入試センター試験写真票 センター整理番号（0001）

写真（4cm×3cm）（写真の裏に氏名を記入の上，あらかじめはっておいてください。）

自署欄（氏名）（あらかじめ黒又は青のボールペンで記入しておいてください。）

性別 男

1 この写真票は，受験票とともに必ず持参してください。

2 この写真票は，試験時間内に回収するので，受験票と切り離して，机の上の受験番号票の上に置いてください。

1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

注　意　事　項　（下記のほかは監督者の指示に従ってください。）

1　**この受験票及び写真票は，試験当日必ず持参してください。**
2　指定された試験場以外では，受験できません。
3　受験する教科・科目の**「受験者入室」時刻**までに，指定された試験場の試験室に到着してください。
4　試験開始時刻に遅刻した場合は，**試験開始時刻後20分以内**の遅刻に限り，受験を認めます。
5　試験室では，机の上の受験番号が受験票の受験番号と同一であることを確認して，着席してください。
6　机の上には，「受験票」「写真票」「黒鉛筆（H，F，HBのいずれでもよい。）」「プラスチック製の消しゴム」「鉛筆削り」「時計（計時機能だけのもの）」以外の所持品を置いてはいけません。
7　監督者の指示等が聞き取れないことがありますので，「耳せん」は使用できません。
8　監督者の指示に従い，解答用紙の所定欄に受験番号，氏名，試験場コード，解答科目等を必ずマーク，記入してください。
9　試験当日は，志願票に記入した「受験希望教科・科目」と異なる教科・科目を受験することができます。ただし，「工業数理」「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」「ドイツ語」及び「フランス語」は，出願時に申告しなかった者は受験することができません。
10　試験室に入室してから試験終了まで退室は認めません。各教科・科目の試験終了後に退室する際には，受験票を携帯してください。
11　**この受験票は，大学入試センター試験を利用する大学の入学者選抜試験及び入学手続の際にも必要となりますので，絶対に紛失しないでください。**
12　この受験票に**「受験教科数２」の表示**がある場合は，３教科以上を受験することはできません。
13　この受験票に**「上履き持参」**と表示がある場合は，「上履き」を持参し，**「下履きを入れる袋等」**も持参してください。

試験日程	試験期日	平成５年１月16日（土）				平成５年１月17日（日）			
	教科・科目	外国語［英語／ドイツ語／フランス語］	数学(A)（数学Ⅰ）	数学(B)［数学Ⅱ／工業数理／簿記会計Ⅰ・Ⅱ］	理科(A)［物理／地学］	理科(B)［化学／理科Ⅰ］	国語（国語Ⅰ・Ⅱ）	社会［倫理，政治・経済／日本史／世界史／地理／現代社会］	理科(C)（生物）
	受験者入室	9:40まで	12:40まで	14:30まで	16:20まで	9:45まで	12:20まで	14:30まで	16:20まで
	試験開始	10:00	12:50	14:40	16:30	10:00	12:30	14:40	16:30
	試験終了	11:20	13:50	15:40	17:30	11:00	13:50	15:40	17:30

（注）「試験時間の延長を許可された受験者」の試験開始時刻等は，左表と異なるので該当する受験上の注意を参照してください。

私
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。

私
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。

2募
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。

私
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。

C
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。

私
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。

B後
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。

推薦
大学入試センター試験を課す国公立大学の推薦入学に出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。

A前
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。

(6)　平成５年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験票（２教科以下受験者用）

平成5年度 **大学入学者選抜大学入試センター試験受験票**

受験番号	試験場コード
1001K	20001X

東西大学　第１試験場	
所在地	東京都目黒区駒場　２－１９－２３　試験当日の電話　03-3465-8600
道順	京王帝都電鉄　井ノ頭線「駒場東大前」駅西口下車、徒歩５分。

上履き持参　／　要措置

受験教科数　2　／　発行回数　1

100
東京都千代田区
カスミガセキ　3-2-2

（コマバ　タロウ）
駒場　太郎　殿

（13261G-010001）

見本

写真
（４cm×３cm）
写真の裏に氏名を記入の上，あらかじめはっておいてください。

自署欄　（氏名）
（あらかじめ黒又は青のボールペンで記入しておいてください。）

配付希望試験問題
ドイツ語
フランス語
工業数理
簿記会計Ⅰ・Ⅱ

性別　男

昭和48年10月02日生

問い合わせ大学　東西大学　　電話　03-3465-8600

裏面の注意事項をよく読んでください。　**大学入試センター**　〒153　東京都目黒区駒場２丁目19－23　電話（03）3465－8600

2募　平成５センター試験成績請求票　**第２次募集用**

1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

私　平成５センター試験成績請求票　**私立大学用**

1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

私　平成５センター試験成績請求票　**私立大学用**

1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

C　平成５センター試験成績請求票　**C日程群用**

1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

私　平成５センター試験成績請求票　**私立大学用**

1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

B後　平成５センター試験成績請求票　**B日程・後期日程用**

1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

私　平成５センター試験成績請求票　**私立大学用**

1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

A前　平成５センター試験成績請求票　**A日程・前期日程用**

1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

推薦　平成５センター試験成績請求票　**国公立推薦入学用**

1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

平成5　大学入試センター試験写真票　センター整理番号（0001）

写真
（４cm×３cm）
写真の裏に氏名を記入の上，あらかじめはっておいてください。

自署欄　（氏名）
（あらかじめ黒又は青のボールペンで記入しておいてください。）

性別　男

1　**この写真票は，受験票とともに必ず持参してください。**
2　この写真票は，試験時間内に回収するので，受験票と切り離して，机の上の受験番号票の上に置いてください。

1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

注　意　事　項　（下記のほかは監督者の指示に従ってください。）

1　**この受験票及び写真票は，試験当日必ず持参してください。**
2　指定された試験場以外では，受験できません。
3　受験する教科・科目の**「受験者入室」時刻**までに，指定された試験場の試験室に到着してください。
4　試験開始時刻に遅刻した場合は，**試験開始時刻後20分以内**の遅刻に限り，受験を認めます。
5　試験室では，机の上の受験番号が受験票の受験番号と同一であることを確認して，着席してください。
6　机の上には，「受験票」「写真票」「黒鉛筆（H，F，HBのいずれでもよい。）」「プラスチック製の消しゴム」「鉛筆削り」「時計（計時機能だけのもの）」以外の所持品を置いてはいけません。
7　監督者の指示等が聞き取れないことがありますので，「耳せん」は使用できません。
8　監督者の指示に従い，解答用紙の所定欄に受験番号，氏名，試験場コード，解答科目等を必ずマーク，記入してください。
9　試験当日は，志願票に記入した「受験希望教科・科目」と異なる教科・科目を受験することができます。ただし，「工業数理」「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」「ドイツ語」及び「フランス語」は，出願時に申告しなかった者は受験することができません。
10　試験室に入室してから試験終了まで退室は認めません。各教科・科目の試験終了後に退室する際には，受験票を携帯してください。
11　**この受験票は，大学入試センター試験を利用する大学の入学者選抜試験及び入学手続の際にも必要となりますので，絶対に紛失しないでください。**
12　この受験票に**「受験教科数２」の表示**がある場合は，**３教科以上を受験することはできません。**
13　この受験票に**「上履き持参」**と表示がある場合は，「上履き」を持参し，**「下履きを入れる袋等」**も持参してください。

試験日程	試験期日	平成５年１月16日（土）				平成５年１月17日（日）			
	教科・科目	外国語［英語／ドイツ語／フランス語］	数学（A）（数学Ⅰ）	数学（B）［数学Ⅱ／工業数理／簿記会計Ⅰ・Ⅱ］	理科（A）［物理／地学］	理科（B）［化学／理科Ⅰ］	国語（国語Ⅰ・Ⅱ）	社会［倫理，政治・経済／日本史／世界史／地理／現代社会］	理科（C）（生物）
	受験者入室	9:40まで	12:40まで	14:30まで	16:20まで	9:45まで	12:20まで	14:30まで	16:20まで
	試験開始	10:00	12:50	14:40	16:30	10:00	12:30	14:40	16:30
	試験終了	11:20	13:50	15:40	17:30	11:00	13:50	15:40	17:30

（注）「試験時間の延長を許可された受験者」の試験開始時刻等は，左表と異なるので該当する受験上の注意を参照してください。

私 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。	**私** 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。	**2募** 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。
	私 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。	**C** 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。
	私 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。	**B後** 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。
	推薦 大学入試センター試験を課す国公立大学の推薦入学に出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。	**A前** 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。

(7)　平成５年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験上の注意（一般受験者用）

平成５年度大学入試センター試験
受験上の注意

1　試験日程及び出題教科・科目等

日程	平成５年１月16日（土）				平成５年１月17日（日）			
教科・科目	外国語［英語／ドイツ語／フランス語］	数学（A）［数学Ⅰ］	数学（B）［数学Ⅱ／工業数理／簿記会計Ⅰ・Ⅱ］	理科（A）［物理／地学］	理科（B）［化学／理科Ⅰ］	国語［国語Ⅰ・Ⅱ］	社会［倫理，政治・経済／日本史／世界史／地理／現代社会］	理科（C）［生物］
受験者入室	9:40まで	12:40まで	14:30まで	16:20まで	9:45まで	12:20まで	14:30まで	16:20まで
試験開始	10:00	12:50	14:40	16:30	10:00	12:30	14:40	16:30
試験終了	11:20	13:50	15:40	17:30	11:00	13:50	15:40	17:30

(1)　受験者入室後，試験開始までの間に受験上の説明，問題冊子・解答用紙の配付等が行われます。
(2)　第１日目と，第２日目の２時限目の試験開始時刻が異なるので，十分注意してください。

2　受験教科・科目

大学入試センター試験を利用する各大学は，大学入試センター試験の出題教科・科目の中から，入学志願者に解答させる教科・科目及びその利用方法を定めています。志望する大学の募集要項等によって，これらを確認の上，受験してください。

3　試験前日までの注意事項

(1)　受験票及び写真票の写真欄には，**同一の写真**（白黒・カラーを問わない。写真の裏には，氏名を書いておいてください。）を丁寧にはり付けておいてください。（写真の大きさは，縦４cm・横３cm，試験日前３か月以内に撮影した無帽上半身のもの。なお，**受験時に眼鏡を着用する者は，必ず眼鏡を着用して撮影したもの。**）
(2)　受験票及び写真票の自署欄に，あらかじめ**受験者本人**が氏名を自署しておいてください。
　この署名は，答案の署名と照合することがあります。

(3) **試験前々日（１月14日）までに，試験場，道順，所要時間等を確認しておいてください。**
ただし，試験室の下見は原則として認められません。

4　試験当日の注意事項

(1) 受験票及び写真票は，**必ず持参してください。**

(2) 受験者は，各自が受験する教科・科目の**「受験者入室」時刻**までに，指定された試験場の試験室に到着してください。指定された試験場以外での受験は認められません。

(3) 試験室の位置等は，試験場の入口に掲示又は印刷物により指示されていますので，**早めに試験場に到着し，確認してください。**

(4) 試験場・試験室の入口で受験票の提示を求めることがあります。なお，受験者の付添者は，試験場構内に入構できないことがあります。

(5) 試験室では，机の上の受験番号が受験票の受験番号と同一であることを確認して，着席してください。

(6) 受験しない教科・科目の試験時間中は，試験室には入室できません。

(7) 試験当日は，志願票に記入した「受験希望教科・科目」と異なる教科・科目を受験することができます。ただし，「工業数理」「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」「ドイツ語」及び「フランス語」は，出願時に申告しなかった者は受験することができません。

(8) 試験当日，受験票，写真票を紛失し，又は忘れた場合には，**早めに試験場本部に行き，**仮受験票，仮写真票の交付を受けてください。（試験場本部の場所は，試験場の入口に掲示してあります。）

(9) 試験開始時刻に遅刻した場合は，**試験開始時刻後20分以内の遅刻に限り，受験を認めます。**
遅刻の理由が事故等で，追試験の受験を希望する場合は，係員に申し出てください。
なお，試験当日，交通機関の事故又は災害等が発生した場合，試験時間を繰り下げることもあります。

(10) 受験票に**「上履き持参」**と表示してある場合は，「上履き」を持参し，**「下履きを入れる袋等」**も持参してください。

(11) 昼食は，各自で用意してください。

(12) 自動車，バイク等での試験場構内への乗り入れを禁止します。

5　試験時間中の注意事項

(1) 受験票等所持品の扱い

ア　試験時間中，机の上に置けるものは，**「受験票」「写真票**（最初に受験した時間に回収する。）」

「黒鉛筆（H，F，HBのいずれでもよい。）」**「プラスチック製の消しゴム」「鉛筆削り」「時計**（計時機能だけのもの）」です。これ以外の所持品を置いてはいけません。
なお，「定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む。）」「コンパス」等の補助具は使用できません。

イ　試験時間中は，「電動式鉛筆削り」及び「時計のアラーム」を使用してはいけません。

ウ　監督者の指示等が聞き取れないことがありますので，「耳せん」は使用できません。

エ　試験室内で，コート類を着用しても差し支えありません。（英文字や地図等がプリントされている上着等は着用しないでください。）

(2) 受験番号，解答科目等のマーク，記入

ア　**解答用紙の所定欄に受験番号，氏名，試験場コード，解答科目等を監督者の指示に従い，必ずマーク，記入してください。**試験終了後は，マークの有無等の確認はできませんので注意してください。

イ　受験番号又は解答科目等を正しくマークしていない場合は，採点できないことがあります。

(3) 解答上の注意

解答には，必ず「黒鉛筆（H，F，HBのいずれでもよい。）」「プラスチック製の消しゴム」を使用してください。
「H，F，HBの黒鉛筆以外のもの」及び「シャープペンシルなど」を使用して解答した場合には，解答が読み取れないおそれがありますので，使用しないでください。

(4) 試験時間中の退室

試験室に入室してから試験終了までは退室を認めません。試験中の発病又は用便等やむを得ない場合には，手を挙げて監督者の指示に従ってください。

(5) 試験終了時の注意

「解答やめ。鉛筆を置いてください。」と指示があった際は，直ちに解答をやめてください。この指示があった後は，いかなる理由があっても解答用紙の修正，加筆等は認められません。
この指示に従わなかった場合には，不正行為とみなされます。不正行為を行った場合は，それ以後の受験はできません。また，すでに受験した大学入試センター試験のすべての教科・科目の受験も無効となります。

6　２教科以下の受験として出願した者の受験教科等

２教科以下の受験として出願した者（受験票に，「受験教科数２」の表示がある。）は，**３教科以上を受験することはできません。**誤って３教科以上を受験した場合は，受験した教科のうちから試験時間割順に二つまでの教科を，「受験した教科」とします。

（受験案内29ページ参照）

7　別冊子の試験問題配付希望

「工業数理」「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」「ドイツ語」及び「フランス語」の問題冊子の配付を希望する者については，出願時の申告により受験票に表示してあります。申告しなかった者は，これらの科目を受験することができません。

8　試験後の受験票・成績請求票の取扱い

(1)　受験票は，大学入試センター試験を利用する大学の入学者選抜試験及び入学手続の際にも必要となりますので，絶対に紛失しないでください。

(2)　成績請求票は，大学入試センター試験を利用する大学に出願する際，その大学の募集要項の指示に従い出願書類の所定欄にはり付けて，各大学に提出してください。

9　身体に障害のある志願者の受験特別措置の通知等

受験に際して特別の措置を申請した志願者には，次の書類を後日別途送付します。

①　「身体障害者受験特別措置決定通知書」又は「負傷者等受験特別措置決定通知書」
（出願受付締切後の不慮の事故等による負傷者等の受験特別措置については，受験案内32ページを参照してください。）

②　「受験上の注意（点字問題受験者用，身体に障害のある受験者用，試験時間延長（1.3倍）受験者用及び代筆解答受験者用）」

10　追試験の実施

(1)　実施期日は，平成５年１月23日（土），１月24日（日）とします。

ただし，この期日より後に再試験を実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施します。そのときは，追試験の受験者には別途通知します。

(2)　追試験場

地　　区	試　験　場　名	所　　在　　地
東　日　本 北海道，東北， 関東甲信越，静岡県	東京外国語大学 試　　験　　場	東京都北区西ヶ原４丁目51番21号
西　日　本 東海（静岡県を除く。） 北陸，近畿，中国， 四国，九州，沖縄	大　阪　大　学 基礎工学部国際棟 試　　験　　場	大阪府豊中市待兼山町１－１

(3)　追試験の受験申請

ア　**疾病・負傷**により，本試験の２日間とも受験できないか，第１日目，第２日目のどちらか１日だけしか受験できない場合

申請受付時間	・本試験前々日（１月14日）　午前９時から午後５時まで ・第１日目　（１月16日）　午前８時から午前10時まで（注） ・第２日目　（１月17日）　午前８時から午前10時まで
申請方法	(ｱ) 本人又は代理人が，「受験票」と「医師の診断書」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 (ｲ) 本人又は代理人が，「問い合わせ大学」に行けない場合は，疾病・負傷の状況等を，申請受付時間内に，受験票に記載されている「試験当日の電話」により，試験場に連絡し指示を受けてください。
受験許可の単位	本試験の２日分の教科・科目又は１日分の教科・科目

（注）　第１日目からの追試験受験申請は，本試験前々日又は第１日目の申請受付時間内に必ず済ませてください。第２日目に，第１日目分の追試験を申請しても許可されません。

イ　**試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由**（注）により，本試験の２日間とも受験できないか，第１日目，第２日目のどちらか１日だけしか受験できない場合

申請受付時間	試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由のあった日の試験終了時まで
申請方法	(ｱ) 本人又は代理人が，「受験票」と「事故又は事由が確認できる証明書等」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 (ｲ) 本人又は代理人が，「問い合わせ大学」に行けない場合は，事故等の状況等を，申請受付時間内に，受験票に記載されている「試験当日の電話」により，試験場に連絡し指示を受けてください。
受験許可の単位	本試験の２日分の教科・科目又は１日分の教科・科目

（注）「やむを得ない事由」の例

① 親族の危篤，死亡（親族とは，両親及び同居の親族等）
② 自宅の火災
③ 交通機関のストライキ
④ 法定伝染病による隔離 （受験者の居住地等で法定伝染病が発生し，外出を禁じられた者等）

11 試験問題冊子の注意事項（見本）

外　国　語〔英　語〕

(200点　80分)

ドイツ語又はフランス語の問題冊子は，大学入試センター試験の出願時にドイツ語又はフランス語の受験を希望した者に配付します。

注　意　事　項

1　試験開始の合図があるまで，この問題冊子の中を見てはいけません。

2　この問題冊子は，○○ページあります。

試験中に問題冊子の印刷不鮮明，ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は，手を挙げて監督者に知らせなさい。

3　**解答用紙には解答欄以外に次の記入欄があるので，監督者の指示に従って，それぞれ正しく記入し，マークしなさい。**

①　受験番号欄

受験番号(数字及び英字)を記入し，さらにその下のマーク欄にマークしなさい。

②　氏名欄，試験場コード欄

氏名・フリガナ及び試験場コード（数字及び英字）を記入しなさい。

③　解答科目マーク欄・解答科目名欄

解答する科目（英語）にマークし，さらにその**科目名**（英語）を記入しなさい。

4　受験番号及び解答する科目が**正しくマークされていない場合は，採点できないことがあります。**

5　解答は，解答用紙の解答欄にマークしなさい。例えば，**20** と表示のある問いに対して③と解答する場合は，次の（例）のように**解答番号20の解答欄の③**にマークしなさい。

（例）

解答番号	解　答　欄
20	① ② ● ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩

6　問題冊子の余白等は適宜利用してよいが，どのページも切り離してはいけません。

7　試験終了後，問題冊子は持ち帰りなさい。

12 解答用紙の様式（見本）

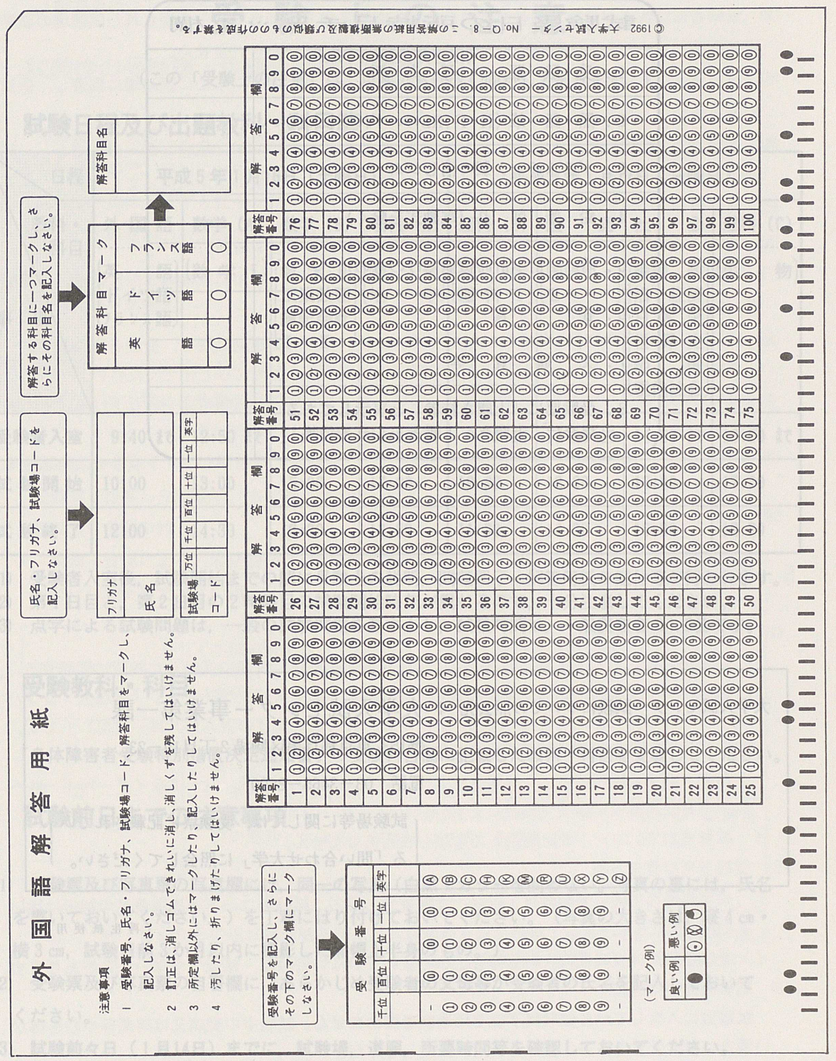

試験当日の所持品チェック欄	
1．受　験　票　，　写　真　票	
2．黒　鉛　筆（H，F，HBのいずれでもよい）	
3．プラスチック製の消しゴム	
4．鉛　筆　削　り（電動式を除く）	
5．時　　計（計時機能だけのもの）	
6．昼　　食	
7．交　通　費　等	
8．受験票に「上履き持参」と表示してある場合は，上履き・下履きを入れる袋等	

大学入試センター試験についての照会先 ⇨ 大学入試センター事業第一課

〒153 東京都目黒区駒場２丁目19－23

電話　03－3465－8600

（試験場等に関しては，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に照会してください。）

（再生紙使用）

(8)　平成５年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験上の注意（点字受験者用）

平成５年度大学入試センター試験

受験上の注意

（点字問題受験者用）

（この「受験上の注意」は，点字でも作成し同封してあります。）

1　試験日程及び出題教科・科目等

日程 ＼ 教科・科目 ＼ 事項	平成５年１月16日（土曜日）				平成５年１月17日（日曜日）			
	外国語	数学（A）	数学（B）	理科（A）	理科（B）	国語	社会	理科（C）
	英語 ドイツ語 フランス語	数学Ⅰ	数学Ⅱ 工業数理 簿記会計 Ⅰ・Ⅱ	物理 地学	化学 理科Ⅰ	国語Ⅰ・Ⅱ	倫理，政治・経済 日本史 世界史 地理 現代社会	生物
受験者入室	9:40 まで	12:50 まで	14:50 まで	16:50 まで	9:40 まで	12:20 まで	14:50 まで	16:50 まで
試験開始	10:00	13:00	15:00	17:00	10:00	12:30	15:00	17:00
試験終了	12:00	14:30	16:30	18:30	11:30	14:30	16:30	18:30

(1)　受験者入室後，試験開始までの間に受験上の説明，問題冊子・解答用紙の配付等が行われます。
(2)　第１日目と，第２日目の２時限目の試験開始時刻が異なるので，十分注意してください。
(3)　点字による試験問題は，一般の試験問題を基本とし，**試験時間は，一般受験者の1.5倍です。**

2　受験教科・科目

「身体障害者受験特別措置決定通知書」の受験科目欄に記載した教科・科目を受験してください。

3　試験前日までの注意事項

(1)　受験票及び写真票の写真欄には，**同一の写真**（白黒・カラーを問わない。写真の裏には，氏名を書いておいてください。）を丁寧にはり付けておいてください。（写真の大きさは，縦４cm・横３cm，試験日前３か月以内に撮影した無帽上半身のもの。）
(2)　受験票及び写真票の自署欄に，あらかじめ**受験者の父母等**が受験者の氏名を記入しておいてください。
(3)　**試験前々日（１月14日）までに，試験場，道順，所要時間等を確認しておいてください。**
ただし，試験室の下見は原則として認められません。

4　試験当日の注意事項

(1)　受験票，写真票及び身体障害者受験特別措置決定通知書は，**必ず持参してください。**

(2)　受験者は，各自が受験する教科・科目の「**受験者入室**」時刻までに，指定された試験場の試験室に到着してください。指定された試験場以外での受験は認められません。

(3)　試験室及び付添者の控室の位置等は，試験場で指示しますので，**早めに試験場に到着し**，係員の指示を受け，受験者控室（付添者控室）に入室してください。

(4)　受験者は，付添者１名を同伴することができます。付添者の同伴は試験室の入口までとし，試験中は，控室に待機してください。なお，付添者は，すべて係員の指示に従ってください。

(5)　試験室では，係員の指示に従って，着席してください。

(6)　受験しない教科・科目の試験時間中は，試験室には入室できません。

(7)　試験当日，受験票，写真票を紛失し，又は忘れた場合には，**早めに試験場本部に行き**，仮受験票，仮写真票の交付を受けてください。

(8)　試験開始時刻に遅刻した場合は，**試験開始時刻後20分以内の遅刻に限り，受験を認めます。**
遅刻の理由が事故等で，追試験の受験を希望する場合は，係員に申し出てください。
なお，試験当日，交通機関の事故又は災害等が発生した場合，試験時間を繰り下げることもあります。

(9)　受験票に「**上履き持参**」と表示してある場合は，「上履き」を持参し，「**下履きを入れる袋等**」も持参してください。

(10)　昼食は，各自で用意してください。

5　試験時間中の注意事項

(1)　受験票等所持品の扱い

ア　試験時間中，机の上に置けるものは，「**受験票**」「**写真票**（最初に受験した時間に回収する。）」「**身体障害者受験特別措置決定通知書**」「**点字器**」「**点字タイプライター**」「**定規**」「**コンパス**」「**そろばん**（盲人用又は一般用）」「**時計**（計時機能だけの盲人用又は一般用）」です。
これ以外の所持品を置いてはいけません。
なお，点字用解答用紙，レーズライター，レーズライター用紙，レーズライター用ボールペン，下書き用紙は試験場で用意します。

イ　試験室内で，コート類を着用しても差し支えありません。

(2)　受験番号の書き方等

ア　点字用解答用紙に受験教科・科目，受験番号，氏名，試験場コード等を監督者の指示に従い，必ず記入してください。

イ　受験番号又は受験教科・科目等を正しく書いていない場合は，採点できないことがあります。

(3)　試験時間中の退室

試験室に入室してから試験終了までは退室を認めません。試験中の発病又は用便等やむを得ない場合には，監督者に申し出てその指示に従ってください。

(4)　試験終了時の注意

「解答やめ。」と指示があった際は，直ちに解答をやめてください。

6　試験後の受験票・成績請求票の取扱い

(1)　**受験票は、大学入試センター試験を利用する大学の入学者選抜試験及び入学手続の際にも必要となりますので，絶対に紛失しないでください。**

(2)　**成績請求票は，**大学入試センター試験を利用する大学に出願する際，その大学の募集要項の指示に従い**出願書類の所定欄にはり付けて，各大学に提出**してください。

7　追試験の実施

(1)　実施期日は，平成５年１月23日（土曜日），１月24日（日曜日）とします。
ただし，この期日より後に再試験を実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施します。そのときは，追試験の受験者には別途通知します。

(2)　追試験場
受験票で指定した試験場（本試験の試験場と同じ。）

(3)　追試験の受験申請

ア　**疾病・負傷**により，本試験の２日間とも受験できないか，第１日目，第２日目のどちらか１日だけしか受験できない場合

申請受付時間	・本試験前々日（１月14日）　午前９時から午後５時まで ・第１日目　（１月16日）　午前８時から午前10時まで（注） ・第２日目　（１月17日）　午前８時から午前10時まで
申請方法	(ア) 本人又は代理人が，「受験票」と「医師の診断書」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 (イ) 本人又は代理人が，「問い合わせ大学」に行けない場合は，疾病・負傷の状況等を，申請受付時間内に，受験票に記載されている「試験当日の電話」により，試験場に連絡し指示を受けてください。
受験許可の単位	**本試験の２日分の教科・科目又は１日分の教科・科目**

（注）　第１日目からの追試験受験申請は，本試験前々日又は第１日目の申請受付時間内に必ず済ませてください。第２日目に，第１日目分の追試験を申請しても許可されません。

イ　試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由（注）により，本試験の２日間とも受験できないか，第１日目，第２日目のどちらか１日だけしか受験できない場合

申請受付時間	試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由のあった日の試験終了時まで
申請方法	(ｱ) 本人又は代理人が，「受験票」と「事故又は事由が確認できる証明書等」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 (ｲ) 本人又は代理人が，「問い合わせ大学」に行けない場合は，事故等の状況等を，申請受付時間内に，受験票に記載されている「試験当日の電話」により，試験場に連絡し指示を受けてください。
受験許可の単位	本試験の２日分の教科・科目又は１日分の教科・科目

（注）　「やむを得ない事由」の例

①　親族の危篤，死亡（親族とは，両親及び同居の親族等）
②　自宅の火災
③　交通機関のストライキ
④　法定伝染病による隔離 （受験者の居住地等で法定伝染病が発生し，外出を禁じられた者等）

8　試験問題冊子の注意事項等

試験問題冊子の注意事項等（見本―点字版）を添付しますので，よく読んでおいてください。

試験当日の所持品チェック欄	
1．受験票，写真票	
2．身体障害者受験特別措置決定通知書	
3．身体障害者受験特別措置決定通知書で許可された所持品	
4．時　計（計時機能だけのもの）	
5．昼　食	
6．交通費等	
7．受験票に「上履き持参」と表示してある場合は，上履き・下履きを入れる袋等	

大学入試センター試験についての照会先 ⇨ 大学入試センター事業第一課

〒153 東京都目黒区駒場２丁目19－23

電話　03－3465－8600

試験場等に関しては，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に照会してください。

（再生紙使用）

(9) 平成５年度大学入学者選抜大学入試センター試験
受験上の注意（試験時間延長(1.3倍）受験者用）

平成５年度大学入試センター試験

受験上の注意

（試験時間延長（1.3 倍）受験者用）

1 試験日程及び出題教科・科目等

日程 / 教科・科目 / 事項	平成５年１月16日（土）				平成５年１月17日（日）			
	外国語	数学（A）	数学（B）	理科（A）	理科（B）	国語	社会	理科（C）
	〔英語 ドイツ語 フランス語〕	〔数学Ⅰ〕	〔数学Ⅱ 工業数理 簿記会計 Ⅰ・Ⅱ〕	〔物理 地学〕	〔化学 理科Ⅰ〕	〔国語Ⅰ・ Ⅱ〕	〔倫理，政治・経済 日本史 世界史 地理 現代社会〕	〔生物〕
受験者入室	9:40 まで	12:50 まで	14:50 まで	16:50 まで	9:40 まで	12:20 まで	14:50 まで	16:50 まで
試験開始	10:00	13:00	15:00	17:00	10:00	12:30	15:00	17:00
試験終了	11:45	14:20	16:20	18:20	11:20	14:15	16:20	18:20

(1) 受験者入室後，試験開始までの間に受験上の説明，問題冊子・解答用紙の配付等が行われます。
(2) 第１日目と，第２日目の２時限目の試験開始時刻が異なるので，十分注意してください。
(3) 試験時間は，一般受験者の1.3 倍です。

2 受験教科・科目

大学入試センター試験を利用する各大学は，大学入試センター試験の出題教科・科目の中から，入学志願者に解答させる教科・科目及びその利用方法を定めています。志望する大学の募集要項等によって，これらを確認の上，受験してください。

3 試験前日までの注意事項

(1) 受験票及び写真票の写真欄には，同一の写真（白黒・カラーを問わない。写真の裏には，氏名を書いておいてください。）を丁寧にはり付けておいてください。（写真の大きさは，縦４cm・横３cm，試験日前３か月以内に撮影した無帽上半身のもの。なお，受験時に眼鏡を着用する者は，必ず眼鏡を着用して撮影したもの。）
(2) 受験票及び写真票の自署欄に，あらかじめ受験者本人が氏名を自署しておいてください。氏名は，漢字，ひらがな，カタカナのいずれでもかまいません。
(3) 試験前々日（１月14日）までに，試験場，道順，所要時間等を確認しておいてください。
ただし，試験室の下見は原則として認められません。

4 試験当日の注意事項

(1) 受験票，写真票及び身体障害者（負傷者等）受験特別措置決定通知書（以下「受験特別措置決定通知書」という。）は，必ず持参してください。
(2) 受験者は，各自が受験する教科・科目の「受験者入室」時刻までに，指定された試験場の試験室に到着してください。指定された試験場以外での受験は認められません。
(3) 試験室の位置等は，試験場の入口に掲示又は印刷物により指示されていますので，早めに試験場に到着し，確認してください。
(4) 試験場・試験室の入口で受験票の提示を求めることがあります。
受験特別措置決定通知書で，「付添者の同伴」を許可された受験者は，付添者１名を同伴することができます。付添者の同伴は試験室の入口までとし，試験中は控室に待機してください。
なお，付添者は，すべて係員の指示に従ってください。
(5) 試験室では，机の上の受験番号が受験票の受験番号と同一であることを確認して，着席してください。
(6) 受験しない教科・科目の試験時間中は，試験室には入室できません。
(7) 試験当日は，志願票に記入した「受験希望教科・科目」と異なる教科・科目を受験することができます。ただし，「工業数理」「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」「ドイツ語」及び「フランス語」は，出願時に申告しなかった者は受験することができません。
(8) 試験当日，受験票，写真票を紛失し，又は忘れた場合には，早めに試験場本部に行き，仮受験票，仮写真票の交付を受けてください。（試験場本部の場所は，試験場の入口に掲示してあります。）
(9) 試験開始時刻に遅刻した場合は，試験開始時刻後20分以内の遅刻に限り，受験を認めます。
遅刻の理由が事故等で，追試験の受験を希望する場合は，係員に申し出てください。
なお，試験当日，交通機関の事故又は災害等が発生した場合，試験時間を繰り下げることもあります。
(10) 受験票に「上履き持参」と表示してある場合は，「上履き」を持参し，「下履きを入れる袋等」も持参してください。
(11) 昼食は，各自で用意してください。

5 試験時間中の注意事項

(1) 受験票等所持品の扱い
ア 試験時間中，机の上に置けるものは，「受験票」「写真票（最初に受験した時間に回収する。）」「黒鉛筆（鉛筆の硬度は問わない。）」「プラスチック製の消しゴム」「鉛筆削り」「時計（計時機能だけのもの。）」「受験特別措置決定通知書で持参使用を許可された所持品（拡大鏡等）」です。これ以外の所持品を置いてはいけません。
なお，受験特別措置決定通知書で許可されたもの以外の補助具は使用できません。
イ 試験時間中は，「電動式鉛筆削り」及び「時計のアラーム」を使用してはいけません。

ウ　試験室内で，コート類を着用しても差し支えありません。（英文字や地図等がプリントされている上着等は着用しないでください。）

(2)　受験番号，解答科目等の記入，チェック

ア　文字又はチェック解答用紙の所定欄に受験番号，氏名，試験場コード，解答科目等を監督者の指示に従い，必ず記入又はチェックしてください。

イ　受験番号又は解答科目等を正しく記入又はチェックしていない場合は，採点できないことがあります。

(3)　試験時間中の退室

試験室に入室してから試験終了までは退室を認めません。試験中の発病又は用便等やむを得ない場合には，監督者に申し出てその指示に従ってください。

(4)　試験終了時の注意

「解答やめ。鉛筆を置いてください。」と指示があった際は，直ちに解答をやめてください。この指示があった後は，受験番号，解答科目の記入又はチェック忘れ等のいかなる理由があっても，解答用紙の修正，加筆等は認められません。

6　2教科以下の受験として出願した者の受験教科等

2教科以下の受験として出願した者（受験票に，「受験教科数2」の表示がある。）は，3教科以上を受験することはできません。誤って3教科以上を受験した場合は，受験した教科のうちから試験時間割順に二つまでの教科を，「受験した教科」とします。

（受験案内29ページ参照）

7　別冊子の試験問題配付希望

「工業数理」「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」「ドイツ語」及び「フランス語」の問題冊子の配付を希望する者については，出願時の申告により受験票に表示してあります。申告しなかった者は，これらの科目を受験することができません。

8　試験後の受験票・成績請求票の取扱い

(1)　受験票は、大学入試センター試験を利用する大学の入学者選抜試験及び入学手続の際にも必要となりますので，絶対に紛失しないでください。

(2)　成績請求票は，大学入試センター試験を利用する大学に出願する際，その大学の募集要項の指示に従い出願書類の所定欄にはり付けて，各大学に提出してください。

9　追試験の実施

(1)　実施期日は，平成5年1月23日（土），1月24日（日）とします。

ただし，この期日より後に再試験を実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施します。そのときは，追試験の受験者には別途通知します。

(2)　追試験場

受験票で指定した試験場（本試験の試験場と同じ。）

(3)　追試験の受験申請

ア　疾病・負傷により，本試験の2日間とも受験できないか，第1日目，第2日目のどちらか1日だけしか受験できない場合

申請受付時間	・本試験前々日（1月14日）　午前9時から午後5時まで ・第1日目　（1月16日）　午前8時から午前10時まで（注） ・第2日目　（1月17日）　午前8時から午前10時まで
申請方法	(ア) 本人又は代理人が，「受験票」と「医師の診断書」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 (イ) 本人又は代理人が，「問い合わせ大学」に行けない場合は，疾病・負傷の状況等を，申請受付時間内に，受験票に記載されている「試験当日の電話」により，試験場に連絡し指示を受けてください。
受験許可の単位	本試験の2日分の教科・科目又は1日分の教科・科目

（注）　第1日目からの追試験受験申請は，本試験前々日又は第1日目の申請受付時間内に必ず済ませてください。第2日目に，第1日目分の追試験を申請しても許可されません。

イ　試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由（注）により，本試験の2日間とも受験できないか，第1日目，第2日目のどちらか1日だけしか受験できない場合

申請受付時間	試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由のあった日の試験終了時まで
申請方法	(ア) 本人又は代理人が，「受験票」と「事故又は事由が確認できる証明書等」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 (イ) 本人又は代理人が，「問い合わせ大学」に行けない場合は，事故等の状況等を，申請受付時間内に，受験票に記載されている「試験当日の電話」により，試験場に連絡し指示を受けてください。
受験許可の単位	本試験の2日分の教科・科目又は1日分の教科・科目

（注）　「やむを得ない事由」の例

①　親族の危篤，死亡（親族とは，両親及び同居の親族等）
②　自宅の火災
③　交通機関のストライキ
④　法定伝染病による隔離 （受験者の居住地等で法定伝染病が発生し，外出を禁じられた者等）

10　試験問題冊子の注意事項（見本）

外　国　語〔英　語〕　(200点　80分)

ドイツ語又はフランス語の問題冊子は，大学入試センター試験の出願時にドイツ語又はフランス語の受験を希望した者に配付します。

注　意　事　項

1　試験開始の合図があるまで，この問題冊子の中を見てはいけません。

2　この問題冊子は，○○ページあります。

試験中に問題冊子の印刷不鮮明，ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は，手を挙げて監督者に知らせなさい。

3　解答用紙には解答欄以外に次の記入欄があるので，監督者の指示に従って，それぞれ正しく記入し，マークしなさい。

①　受験番号欄

受験番号(数字及び英字)を記入し，さらにその下のマーク欄にマークしなさい。

②　氏名欄，試験場コード欄

氏名・フリガナ及び試験場コード（数字及び英字）を記入しなさい。

③　解答科目マーク欄・解答科目名欄

解答する科目（英語）にマークし，さらにその科目名（英語）を記入しなさい。

4　受験番号及び解答する科目が正しくマークされていない場合は，採点できないことがあります。

5　解答は，解答用紙の解答欄にマークしなさい。例えば，[20] と表示のある問いに対して③と解答する場合は，次の（例）のように解答番号20の解答欄の③にマークしなさい。

(例)

解答番号	解　答　欄
20	① ② ● ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩

6　問題冊子の余白等は適宜利用してよいが，どのページも切り離してはいけません。

7　試験終了後，問題冊子は持ち帰りなさい。

（注）この注意事項はマーク方式によって説明してありますので，文字あるいはチェック解答方式に読み替えてください。

11　解答用紙の様式（見本）

文字及びチェック解答用紙の様式（見本）については，受験案内（別冊）13～16ページを参照してください。

試験当日の所持品チェック欄	
1．受　験　票，　写　真　票	
2．身体障害者（負傷者等）受験特別措置決定通知書	
3．身体障害者（負傷者等）受験特別措置決定通知書で許可された所持品	
4．黒　鉛　筆	
5．プラスチック製の消しゴム	
6．鉛　筆　削　り	
7．時　　計（計時機能だけのもの）	
8．昼　　食	
9．交　通　費　等	
10．受験票に「上履き持参」と表示してある場合は，上履き・下履きを入れる袋等	

大学入試センター試験についての照会先 ⇨ 大学入試センター事業第一課

〒153 東京都目黒区駒場２丁目19－23

電話　03－3465－8600

試験場等に関しては，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に照会してください。

（再生紙使用）

⑽　平成５年度大学入学者選抜大学入試センター試験
受験上の注意（身体に障害のある受験者用）

平成５年度大学入試センター試験
受験上の注意
（身体に障害のある受験者用）

1　試験日程及び出題教科・科目等

日程 ＼ 教科・科目 ／ 事項	平成５年１月16日（土）				平成５年１月17日（日）			
	外国語	数学（A）	数学（B）	理科（A）	理科（B）	国語	社会	理科（C）
	英語 ドイツ語 フランス語	数学Ⅰ	数学Ⅱ 工業数理 簿記会計 Ⅰ・Ⅱ	物理 地学	化学 理科Ⅰ	国語Ⅰ・Ⅱ	倫理，政治・経済 日本史 世界史 地理 現代社会	生物
受験者入室	9:40 まで	12:40 まで	14:30 まで	16:20 まで	9:45 まで	12:20 まで	14:30 まで	16:20 まで
試験開始	10:00	12:50	14:40	16:30	10:00	12:30	14:40	16:30
試験終了	11:20	13:50	15:40	17:30	11:00	13:50	15:40	17:30

⑴　受験者入室後，試験開始までの間に受験上の説明，問題冊子・解答用紙の配付等が行われます。
⑵　第１日目と，第２日目の２時限目の試験開始時刻が異なるので，十分注意してください。

2　受験教科・科目

大学入試センター試験を利用する各大学は，**大学入試センター試験の出題教科・科目の中から，入学志願者に解答させる教科・科目及びその利用方法を定めています。**志望する大学の募集要項等によって，これらを確認の上，受験してください。

3　試験前日までの注意事項

⑴　受験票及び写真票の写真欄には，**同一の写真**（白黒・カラーを問わない。写真の裏には，氏名を書いておいてください。）を丁寧にはり付けておいてください。（写真の大きさは，縦４㎝・横３㎝，試験日前３か月以内に撮影した無帽上半身のもの。**なお，受験時に眼鏡を着用する者は，必ず眼鏡を着用して撮影したもの。**）
⑵　受験票及び写真票の自署欄に，あらかじめ**受験者本人**が氏名を自署しておいてください。
　文字及びチェック解答受験者については，氏名は，漢字，ひらがな，カタカナのいずれでもかまいません。

　この署名は，答案の署名と照合することがあります。
⑶　**試験前々日（１月14日）までに，試験場，道順，所要時間等を確認しておいてください。**
　ただし，試験室の下見は原則として認められません。

4　試験当日の注意事項

⑴　受験票，写真票及び身体障害者（負傷者等）受験特別措置決定通知書（以下「受験特別措置決定通知書」という。）は，**必ず持参してください。**
⑵　受験者は，各自が受験する教科・科目の「**受験者入室**」時刻までに，指定された試験場の試験室に到着してください。指定された試験場以外での受験は認められません。
⑶　試験室の位置等は，試験場の入口に掲示又は印刷物により指示されていますので，**早めに試験場に到着し**，確認してください。
⑷　試験場・試験室の入口で受験票の提示を求めることがあります。
　受験特別措置決定通知書で，「付添者の同伴」を許可された受験者は，付添者１名を同伴することができます。付添者の同伴は試験室の入口までとし，試験時間中は控室に待機してください。
　なお，付添者は，すべて係員の指示に従ってください。
⑸　試験室では，机の上の受験番号が受験票の受験番号と同一であることを確認して，着席してください。
⑹　受験しない教科・科目の試験時間中は，試験室には入室できません。
⑺　試験当日は，志願票に記入した「受験希望教科・科目」と異なる教科・科目を受験することができます。ただし，「工業数理」「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」「ドイツ語」及び「フランス語」は，出願時に申告しなかった者は受験することができません。
⑻　試験当日，受験票，写真票を紛失し，又は忘れた場合には，**早めに試験場本部に行き**，仮受験票，仮写真票の交付を受けてください。（試験場本部の場所は，試験場の入口に掲示してあります。）
⑼　試験開始時刻に遅刻した場合は，**試験開始時刻後20分以内の遅刻に限り，受験を認めます。**
遅刻の理由が事故等で，追試験の受験を希望する場合は，係員に申し出てください。
　なお，試験当日，交通機関の事故又は災害等が発生した場合，試験時間を繰り下げることもあります。
⑽　受験票に「**上履き持参**」と表示してある場合は，「上履き」を持参し，「**下履きを入れる袋等**」も持参してください。
⑾　昼食は，各自で用意してください。

5　試験時間中の注意事項

(1)　受験票等所持品の扱い

ア　マークシートにより解答する受験者

試験時間中，机の上に置けるものは，「受験票」「写真票（最初に受験した時間に回収する。）」「黒鉛筆（H，F，HBのいずれでもよい。）」「プラスチック製の消しゴム」「鉛筆削り」「時計(計時機能だけのもの)」「受験特別措置決定通知書で持参使用を許可された所持品（拡大鏡等）」です。これ以外の所持品を置いてはいけません。

なお，受験特別措置決定通知書で許可されたもの以外の補助具は使用できません。

イ　文字又はチェックにより解答する受験者

試験時間中，机の上に置けるものは，「受験票」「写真票（最初に受験した時間に回収する。）」「黒鉛筆（鉛筆の硬度は問わない。）」「プラスチック製の消しゴム」「鉛筆削り」「時計（計時機能だけのもの）」「受験特別措置決定通知書で持参使用を許可された所持品（拡大鏡等）」です。これ以外の所持品を置いてはいけません。

なお，受験特別措置決定通知書で許可されたもの以外の補助具は使用できません。

ウ　試験時間中は，「電動式鉛筆削り」及び「時計のアラーム」を使用してはいけません。

エ　試験室内で，コート類を着用しても差し支えありません。（英文字や地図等がプリントされている上着等は着用しないでください。）

(2)　受験番号，解答科目等のマーク等

ア　マークシートにより解答する受験者

(ア)　解答用紙の所定欄に受験番号，氏名，試験場コード，解答科目等を監督者の指示に従い，必ずマーク，記入してください。　試験終了後は，マークの有無等の確認はできませんので，注意してください。

(イ)　受験番号又は解答科目等を正しくマークしていない場合は，採点できないことがあります。

イ　文字又はチェックにより解答する受験者

(ア)　文字又はチェック解答用紙の所定欄に受験番号，氏名，試験場コード，解答科目等を監督者の指示に従い，必ず記入又はチェックしてください。

(イ)　受験番号，解答科目等を正しく記入又はチェックしていない場合は，採点できないことがあります。

(3)　解答上の注意

マークシートにより解答する受験者は，必ず「黒鉛筆(H，F，HBのいずれでもよい。)」「プラスチック製の消しゴム」を使用してください。

「H，F，HBの黒鉛筆以外のもの」及び「シャープペンシルなど」を使用して解答した場合には，解答が読み取れないおそれがありますので，使用しないでください。

(4)　試験時間中の退室

試験室に入室してから試験終了までは退室を認めません。試験中の発病又は用便等やむを得ない場合には，監督者に申し出てその指示に従ってください。

(5)　試験終了時の注意

「解答やめ。鉛筆を置いてください。」と指示があった際は，直ちに解答をやめてください。この指示があった後は，受験番号又は解答科目のマーク忘れ等のいかなる理由があっても，解答用紙の修正，加筆等は認められません。

この指示に従わなかった場合には，不正行為とみなされます。不正行為を行った場合は，それ以後の受験はできません。また，すでに受験した大学入試センター試験のすべての教科・科目の受験も無効となります。

6　2教科以下の受験として出願した者の受験教科等

2教科以下の受験として出願した者（受験票に，「受験教科数2」の表示がある。）は，3教科以上を受験することはできません。誤って3教科以上を受験した場合は，受験した教科のうちから試験時間割順に二つまでの教科を，「受験した教科」とします。

（受験案内29ページ参照）

7　別冊子の試験問題配付希望

「工業数理」「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」「ドイツ語」及び「フランス語」の問題冊子の配付を希望する者については，出願時の申告により受験票に表示してあります。申告しなかった者は，これらの科目を受験することができません。

8　試験後の受験票・成績請求票の取扱い

(1)　受験票は、大学入試センター試験を利用する大学の入学者選抜試験及び入学手続の際にも必要となりますので，絶対に紛失しないでください。

(2)　成績請求票は，大学入試センター試験を利用する大学に出願する際，その大学の募集要項の指示に従い出願書類の所定欄にはり付けて，各大学に提出してください。

9　追試験の実施

(1)　実施期日は，平成５年１月23日（土），１月24日（日）とします。
ただし，この期日より後に再試験を実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施します。そのときは，追試験の受験者には別途通知します。

(2)　追試験場

地　　区	試 験 場 名	所　　在　　地
東　日　本 北海道，東北， 関東甲信越，静岡県	東京外国語大学 試　験　場	東京都北区西ケ原４－５１－２１
西　日　本 東海（静岡県を除く。） 北陸，近畿，中国， 四国，九州，沖縄	大　阪　大　学 基礎工学部国際棟 試　験　場	大阪府豊中市待兼山町１－１

(3)　追試験の受験申請

ア　**疾病・負傷**により，本試験の２日間とも受験できないか，第１日目，第２日目のどちらか１日だけしか受験できない場合

申請受付時間	・本試験前々日（１月14日）　午前９時から午後５時まで ・第１日目　　（１月16日）　午前８時から午前10時まで（注） ・第２日目　　（１月17日）　午前８時から午前10時まで
申　請　方　法	(ｱ) 本人又は代理人が，「受験票」と「医師の診断書」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 (ｲ) 本人又は代理人が「問い合わせ大学」に行けない場合は，疾病・負傷の状況等を，申請受付時間内に，受験票に記載されている「試験当日の電話」により，試験場に連絡し指示を受けてください。
受験許可の単位	**本試験の２日分の教科・科目又は１日分の教科・科目**

（注）　第１日目からの追試験受験申請は，本試験前々日又は第１日目の申請受付時間内に必ず済ませてください。第２日目に，第１日目分の追試験を申請しても許可されません。

イ　**試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由**（注）により，本試験の２日間とも受験できないか，第１日目，第２日目のどちらか１日だけしか受験できない場合

申請受付時間	試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由のあった日の試験終了時まで
申　請　方　法	(ｱ) 本人又は代理人が，「受験票」と「事故又は事由が確認できる証明書等」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 (ｲ) 本人又は代理人が，「問い合わせ大学」に行けない場合は，事故等の状況等を，申請受付時間内に，受験票に記載されている『試験当日の電話」により，試験場に連絡し指示を受けてください。
受験許可の単位	**本試験の２日分の教科・科目又は１日分の教科・科目**

（注）　「やむを得ない事由」の例

①　親族の危篤，死亡（親族とは，両親及び同居の親族等）
②　自宅の火災
③　交通機関のストライキ
④　法定伝染病による隔離 （受験者の居住地等で法定伝染病が発生し，外出を禁じられた者等）

10　試験問題冊子の注意事項（見本）

外　国　語〔英　語〕　(200点　80分)

ドイツ語又はフランス語の問題冊子は，大学入試センター試験の出願時にドイツ語又はフランス語の受験を希望した者に配付します。

注　意　事　項

1　試験開始の合図があるまで，この問題冊子の中を見てはいけません。

2　この問題冊子は，○○ページあります。

試験中に問題冊子の印刷不鮮明，ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は，手を挙げて監督者に知らせなさい。

3　解答用紙には解答欄以外に次の記入欄があるので，監督者の指示に従って，それぞれ正しく記入し，マークしなさい。

①　受験番号欄

受験番号(数字及び英字)を記入し，さらにその下のマーク欄にマークしなさい。

②　氏名欄，試験場コード欄

氏名・フリガナ及び試験場コード（数字及び英字）を記入しなさい。

③　解答科目マーク欄・解答科目名欄

解答する科目（英語）にマークし，さらにその科目名（英語）を記入しなさい。

4　受験番号及び解答する科目が正しくマークされていない場合は，採点できないことがあります。

5　解答は，解答用紙の解答欄にマークしなさい。例えば，［20］と表示のある問いに対して③と解答する場合は，次の（例）のように解答番号20の解答欄の③にマークしなさい。

（例）

解答番号	解　答　欄
20	① ② ● ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩

6　問題冊子の余白等は適宜利用してよいが，どのページも切り離してはいけません。

7　試験終了後，問題冊子は持ち帰りなさい。

（注）この注意事項はマーク方式によって説明してありますので，文字及びチェック解答受験者は，文字あるいはチェック解答方式に読み替えてください。

11　解答用紙の様式（見本）

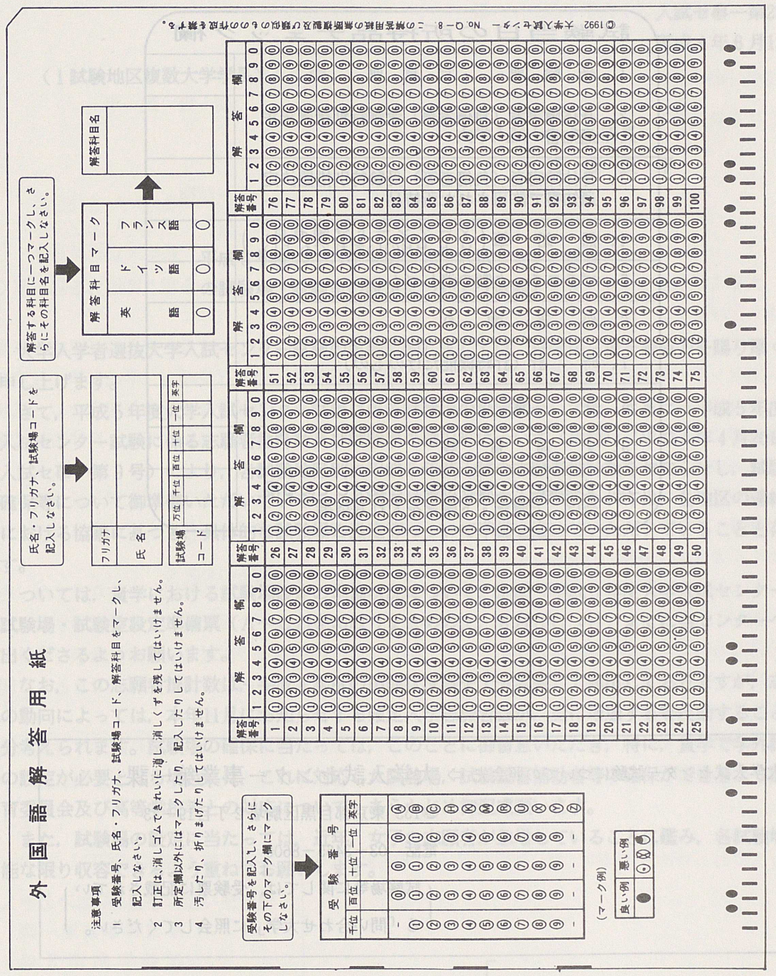

文字及びチェック解答用紙の様式（見本）については，受験案内（別冊）13〜16ページを参照してください。

試験当日の所持品チェック欄	
1．受　験　票，　写　真　票	
2．身体障害者（負傷者等）受験特別措置決定通知書	
3．身体障害者（負傷者等）受験特別措置決定通知書で許可された所持品	
4．黒　鉛　筆（マークシート受験者は，H,F,HBのいずれでもよい。）	
5．プラスチック製の消しゴム	
6．鉛　筆　削　り	
7．時　　計（計時機能だけのもの）	
8．昼　　食	
9．交　通　費　等	
10．受験票に「上履き持参」と表示してある場合は，上履き・下履きを入れる袋等	

大学入試センター試験についての照会先 ⇨ 大学入試センター事業第一課

〒153 東京都目黒区駒場２丁目19－23

電話　03－3465－8600

試験場等に関しては，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に照会してください。

（再生紙使用）

(11)　平成５年度大学入試センター試験の試験場・試験室の設定について

入試セ事一第25号
平成４年６月12日

（１試験地区複数大学学長）　殿

大学入試センター所長
髙　橋　良　平

平成５年度大学入学者選抜大学入試センター試験
の試験場・試験室の設定について（依頼）

大学入学者選抜大学入試センター試験の実施に関しましては，日頃から種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて，平成５年度大学入試センター試験に係る試験場の設定については，さきに「平成５年度大学入試センター試験に係る志願者推計数及び試験場の確保等について（依頼）」（平成４年４月20日付け入試セ事一第９号）により，各試験地区別に平成５年度入試の志願者推計数をお知らせし，試験場の確保等について御準備いただいているところでありますが，各大学におかれては，各地区の連絡会議における協議に基づき，具体的な試験場の設定等について準備を進めていただいていることと存じます。

ついては，貴学における試験場設定の準備状況について，別添「平成５年度大学入試センター試験試験場・試験室設定準備票（Ａ～Ｃ）」をお取りまとめの上，８月10日（月）までに当センターへ御提出くださるようお願います。

なお，この志願者推計数は，平成４年度の出願状況等を十分考慮して算出しておりますが，志願者の動向によっては，本年11月にお知らせする確定入学志願者数が，更に増加する等変動することも十分考えられます。試験場の確保に当たっては，このことに御留意いただき，特に，貴学で学外試験場の設定が必要となる場合には，これに対応した試験場，試験監督補助者等の確保ができるよう関係教育委員会及び高等学校等との対応について，あらかじめ御配慮願います。

また，試験場の設定に当たっては，近年，女子の志願者が急増していることに鑑み，各試験場に可能な限り収容できるよう重ねてお願いします。

担　当　大学入試センター
事業部事業第一課
試験実施第３係
TEL.　03-3468-3311(代表)
03-5478-1247(直通)
FAX.　03-5478-1293~4

入試セ事一第25号
平成４年６月12日

（１試験地区１大学学長）　　殿

大学入試センター所長
髙　橋　良　平

平成５年度大学入学者選抜大学入試センター試験
の試験場・試験室の設定について（依頼）

大学入学者選抜大学入試センター試験の実施に関しましては，日頃から種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて，平成５年度大学入試センター試験に係る試験場の設定については，さきに「平成５年度大学入試センター試験に係る志願者推計数及び試験場の確保等について（依頼）」（平成４年４月20日付け入試セ事一第９号）により，各試験地区別に平成５年度入試の志願者推計数をお知らせし，試験場の確保等について御準備いただいているところでありますが，各大学におかれては，具体的な試験場の設定等について準備を進めていただいていることと存じます。

ついては，貴学における試験場設定の準備状況について，別添「平成５年度大学入試センター試験試験場・試験室設定準備票（Ａ～Ｃ）」をお取りまとめの上，８月10日（月）までに当センターへ御提出くださるようお願いします。

なお，この志願者推計数は，平成４年度の出願状況等を十分考慮して算出しておりますが，志願者の動向によっては，本年11月にお知らせする確定入学志願者数が，更に増加する等変動することも十分考えられます。試験場の確保に当たっては，このことに御留意いただき，特に，貴学で学外試験場の設定が必要となる場合には，これに対応した試験場，試験監督補助者等の確保ができるよう関係教育委員会及び高等学校等との対応について，あらかじめ御配慮願います。

また，試験場の設定に当たっては，近年，女子の志願者が急増していることに鑑み，各試験場に可能な限り収容できるよう重ねてお願いします。

担　当　大学入試センター
事業部事業第一課
試験実施第３係
TEL.　03-3468-3311(代表)
　　03-5478-1247(直通)
FAX.　03-5478-1293~4

(12)　平成５年度大学入試センター試験における各地区の追試験実施大学について

入試セ事一第31号
平成４年７月８日

各国立大学長
各公立大学長　殿
各関係私立大学長

大学入試センター所長
髙　橋　良　平

平成５年度大学入学者選抜大学入試センター試験における
各地区の追試験実施大学について（通知）

大学入学者選抜大学入試センター試験の実施に関しましては，種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて，平成５年度大学入試センター試験における追試験は，東日本地区にあっては，東京外国語大学，西日本地区にあっては，大阪大学において担当していただけることとなりましたので，お知らせします。

なお，「平成５年度大学入試センター試験追試験地区別大学表」は，別紙のとおりとなりますので，よろしくお取り計らい願います。

入試セ事一第31号
平成４年７月８日

東京外国語大学長
大阪大学長　　殿

大学入試センター所長
髙橋良平

平成５年度大学入学者選抜大学入試センター試験における
追試験の実施について（依頼）

大学入学者選抜大学入試センター試験の実施に関しましては，種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて，このたび，平成５年度大学入試センター試験における追試験の試験場設定について，国立大学協会会長に御依頼いたしましたところ，東日本地区にあっては，東京外国語大学，西日本地区にあっては，大阪大学において担当していただける旨，御通知をいただきました。

つきましては，東日本（西日本）地区の追試験が円滑に実施出来ますよう，諸準備方よろしくお願いいたします。これに伴い，追試験場の設定について，別添「平成５年度大学入学者選抜大学入試センター試験追試験場設定準備票」により，８月10日（月）までに当センターへ御回答くださるようお願いします。

なお，「平成５年度大学入試センター試験追試験地区別大学表」は，別紙のとおりとなりますので，お知らせします。

〔別　紙〕

平成５年度大学入試センター試験追試験地区別大学表

	東日本地区（実施大学－東京外国語大学）	西日本地区（実施大学－大阪大学）
国立大学	学学学

⑬　平成５年度大学入試センター試験の試験場・試験室の割当てについて

入試セ情第21号
平成４年11月19日

北海道大学長　　殿

大学入試センター所長
髙　橋　良　平

平成５年度大学入学者選抜大学入試センター試験
の試験場・試験室の割当てについて（通知）

大学入学者選抜大学入試センター試験の実施については，種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことにつきましては，いくつかの試験地区・区域において試験室の追加設定等をお願いするなど，格別の御協力を賜り，誠にありがとうございました。

おかげをもちまして，試験場別に志願者の割当てが終了しましたので，その結果を下記のとおり送付いたします。

ついては，御多用中恐縮ですが試験場別の志願者数に基づき，別添の「試験場別試験室一覧」に試験室ごとの収容数及び試験室番号（割当順序）を確認し，変更がある場合，その上部に訂正記入し，本通知到着後３日後の午後５時までに，当センターにファクスで御回答くださるようお願いいたします。

なお，御回答いただいた事項は電算機に登録の上「試験室別入学志願者割当数一覧」を作成し，後日御連絡いたします。

おって，ファクスは，〈03〉5478-1296 を御利用願います。

記

１．試験場別入学志願者割当数一覧　　２枚（別添）
２．試験場別試験室一覧　　１１枚（別添）

入試セ情第25号
平成４年12月１日

北海道大学入試担当部長　　殿

大学入試センター事業部長
菊　池　　誠

平成５年度大学入学者選抜大学入試センター試験の
試験室別入学志願者の割当てについて（通知）

大学入学者選抜大学入試センター試験の実施については，種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて，このたびは試験場別の志願者数に基づき，試験室ごとの収容数及び割当順序を照会しましたところ，早速御回答いただき，ありがとうございました。

ついては，御回答に基づきその結果を下記のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

なお，記載内容について御確認いただき，御回答どおりでない場合には，至急，当センター情報処理課まで御連絡願います。

記

試験室別入学志願者割当数一覧　　１５枚（別添）

⑭ 平成５年度大学入試センター試験試験場一覧

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上期使用
北海道	北海道大学	北海道大学農学部試験場	10101Z	830	札幌市北区北９条西９丁目 地下鉄南北線「北１２条駅」下車、西へ徒歩１２分	011−716−2111	
		北海道大学文・法学部試験場	10102X	1,170	札幌市北区北１０条西７丁目 地下鉄南北線「北１２条駅」下車、西へ徒歩１０分	011−716−2111	
		北海道大学理学部試験場	10103R	720	札幌市北区北１０条西８丁目 地下鉄南北線「北１２条駅」下車、西へ徒歩１０分	011−716−2111	
		北海道大学工学部試験場	10104K	1,120	札幌市北区北１３条西８丁目 地下鉄南北線「北１２条駅」下車、西へ徒歩８分	011−716−2111	
		北海道大学教養部Ｓ試験場	10105C	820	札幌市北区北１７条西８丁目 地下鉄南北線「北１８条駅」下車、西へ徒歩８分	011−716−2111	
		北海道大学教養部Ａ試験場	10106A	1,430	札幌市北区北１７条西８丁目 地下鉄南北線「北１８条駅」下車、西へ徒歩８分	011−716−2111	
		北海道大学教養部Ｂ試験場	10107Y	1,060	札幌市北区北１７条西８丁目 地下鉄南北線「北１８条駅」下車、西へ徒歩８分	011−716−2111	
		代々木ゼミナール札幌校Ａ試験場	10108U	1,015	札幌市北区北７条西２丁目 ＪＲ「札幌駅」北口下車、東へ徒歩３分	011−716−2111	
		代々木ゼミナール札幌校Ｂ試験場	10109M	1,226	札幌市北区北７条西２丁目 ＪＲ「札幌駅」北口下車、東へ徒歩３分	011−716−2111	
		北海道大学水産学部試験場	10110Y	500	函館市港町３丁目１番１号 ＪＲ「函館駅」前から函館バス七重浜行又は上磯方面行「港中学校前」下車、徒歩２分	0138−41−0131	
		計		9,891			
	北海道教育大学	札幌予備学院１号館試験場	10201R	1,000	札幌市中央区北８条西１２丁目 ＪＲ「札幌駅」下車、南口から西へ徒歩１５分	011−261−2715	
		北海道教育大学函館分校試験場	10202K	903	函館市八幡町１番２号 函館駅前から市営電車（ガス会社経由駒場車庫前行）で１５分「宮前町」下車徒歩７分	0138−41−1121	
		北海道教育大学旭川分校試験場	10203C	820	旭川市北門町９丁目 旭川駅前から旭川電気軌道バス（５番）「旭町２条１０丁目」下車、徒歩５分	0166−51−6151	
		北海道教育大学釧路分校試験場	10204A	673	釧路市城山１丁目１５番５５号 ＪＲ「釧路駅」からくしろバス（⑮武佐線、⑯貝塚線、⑰自衛隊線）で１０分「城山十字路」下車、徒歩４分	0154−41−6161	
		北海道教育大学岩見沢分校試験場	10205Y	884	岩見沢市緑が丘２丁目３４番地の１ ＪＲ「岩見沢駅」から中央バス（市内循環Ａコース）で１５分、「教大前」下車、徒歩２分	0126−22−1470	
		計		4,280			
	室蘭工業大学	室蘭工業大学試験場	10701X	979	室蘭市水元町２７番１号 ＪＲ東室蘭駅東口から徒歩（約５分）「室町バスターミナル」から工大循環線工大方面行（約２０分）「工大」下車、徒歩１分	0143−47−3397	
	小樽商科大学	小樽商科大学試験場	10801K	802	小樽市緑３丁目５番２１号 小樽駅前からバス７番（最上町行）（約１０分）「朝日通り」下車、坂道を徒歩１０分	0134−23−1101	
	帯広畜産大学	帯広畜産大学試験場	10901A	624	帯広市稲田町西２線１１番地 根室本線「帯広駅」下車、ＪＲバス畜大農場前行、十勝バス川西中学校行及び八千代行乗車、「畜大正門前」下車	0155−48−2788	
	旭川医科大学	旭川医科大学試験場	11001Y	898	旭川市西神楽４線５号３番地の１１ ＪＲ旭川駅前から旭川電気軌道バス緑が丘線（緑東大循経由）「医大前（緑点）」下車、徒歩１０分	0166−65−2111	○
	北見工業大学	北見工業大学試験場	11101M	600	北見市公previous１６５番地 ＪＲ石北本線「北見駅」前から市内バス小泉行「工大入口」下車、徒歩５分	0157−23−6720	
	札幌医科大学	札幌予備学院本館試験場	30101Y	600	札幌市中央区北８条西１４丁目 ＪＲ「桑園駅」下車、徒歩５分	011−241−7268	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上期使用
青森県	弘前大学	弘前大学試験場	11201B	1,958	弘前市文京町１番地 ＪＲ弘前駅からバス小栗山線「弘前大学前」下車（所要時間）バス１５分、タクシー８分、徒歩２３分	0172−36−2111	
		県立青森高等学校試験場	11202Z	1,034	青森市花川８丁目１の２ ＪＲ青森駅からバス中筒井幸畑団地線、市浪木野線、桑原線いずれも「青森高校前」下車（所要時間）２０分	0177−43−9828	
		計		2,992			
	八戸大学	八戸大学商学部試験場	51701B	588	八戸市美保野１３−９８ 八戸市営バス美保野線、終点「短大前」下車、徒歩８分	0178−25−2711	
	八戸工業大学	八戸工業大学工学部試験場	51801X	982	八戸市大字妙字大開８８番地１号 東北本線「八戸駅」下車、駅前より市営又は南部バスで「三日町」まで２５分 三日町で市営バス「工業大学」に乗り終点まで３０分	0178−25−3111	
岩手県	岩手大学	岩手大学（農・工・教育・人文社会科学部）試験場	11301X	4,366	盛岡市上田三丁目１８−８ 盛岡駅前から岩手県交通バスで駅上田線又は東緑が丘線の松園営業所行に乗車し「岩手大学前」下車	0196−23−5171	
宮城県	東北大学	東北大学教養部試験場	11401K	3,877	仙台市青葉区川内 仙台駅前から市営バス宮教大行又は青葉台行「錦町」下車又は交通公園行（広瀬通経由）「川内郵便局前」下車、徒歩２分	022−214−4414	
		県立仙台第二高等学校試験場	11402C	990	仙台市青葉区川内澱橋通１ 仙台駅前から市営バス青葉城址鉄筋線（工学部前経由）又は交通公園行（広瀬通経由）「二高仙西・宮城県美術館前」下車、徒歩２分	022−214−4426	○
		県立第一女子高等学校試験場	11403A	990	仙台市青葉区八幡一丁目６−２ 仙台駅前から交通公園行（大学病院前経由）「一女高前」下車、徒歩１分 又は作並方面行「八幡一丁目」下車、徒歩５分	022−214−4421	○
		県立仙台南高等学校試験場	11404Y	990	仙台市太白区根岸１４−１ 仙台駅前から地下鉄営業行「長町一丁目」下車、徒歩１０分	022−246−5010	○
		東北大学農学部試験場	11405U	620	仙台市青葉区堤通雨宮町１−１ 仙台駅前から地下鉄泉中央行「北四番丁」下車、徒歩１０分、市営バス錦ヶ谷又は南光台行（市役所前経由）「農学部前」下車	022−219−1611	
		計		7,467			
	宮城教育大学	宮城教育大学試験場	11501A	1,257	仙台市青葉区荒巻字青葉 市営バス「仙台駅前」から宮教大行、青葉台行又は成田山行乗車、約１５分「宮教大前」下車	022−214−3334	
		宮城教育大学試験場	11550Y	1	仙台市青葉区荒巻字青葉 市営バス「仙台駅前」から宮教大行、青葉台行又は成田山行乗車、約１５分「宮教大前」下車	022−214−3334	
		計		1,258			
	東北工業大学	東北工業大学二ッ沢校舎試験場	52501K	810	仙台市太白区二ッ沢６ 仙台駅西口よりバスで、野草園線「仙台放送前」下車、徒歩５分又は八木山方面線に乗り、「八木山神社前」下車、徒歩２５分	022−229−1151	
秋田県	秋田大学	秋田大学試験場	11601U	3,269	秋田市手形学園町１番１号 秋田駅前から秋田市営バス手形山団地線（７番乗場の大学病院行）「秋田大学前」下車、徒歩１分	0188−33−5261	
山形県	山形大学	山形大学小白川地区試験場	11701H	2,371	山形市小白川町１−４−１２ ＪＲ山形駅前から千歳公園（蔵原経由）行のバスで「山大前」下車	0236−31−1421	
		山形大学工学部試験場	11702B	689	米沢市城南４−３−１６ ＪＲ米沢駅前から白布温泉行のバスで「山大前」下車、徒歩５分	0238−22−5181	
		県立鶴岡南高等学校試験場	11703Z	753	鶴岡市若葉町２６−３１ ＪＲ「鶴岡駅」下車、南西へ徒歩２５分、鶴岡公園北側	0235−23−9955	○
		計		3,813			
福島県	福島大学	福島大学試験場	11801Z	2,574	福島市松川町浅川字直道２番地 ＪＲ東日本「金谷川駅」下車、徒歩１０分	0245−48−5151	
		県立福島高等学校試験場	11802X	1,187	福島市森合町５番７２号 ＪＲ東日本福島駅東口前から福島交通バス市内循環線「福高前」下車、徒歩１分	0245−34−0847	○
		県立磐城高等学校試験場	11803R	1,261	いわき市平字高月７番地 ＪＲ東日本平駅から常磐交通バス八幡・古殿沿市内線「磐高入口」下車、徒歩３分	0246−24−0309	○

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
		計		5,022			
	福島県立医科大学	福島県立医科大学試験場	30201M	228	福島市光が丘1番地 ＪＲ福島駅東口バスターミナルから福島交通バス医大行き「医科大学」下車北へ徒歩1分	0245－48－2111	
		県立福島女子高等学校試験場	30202H	638	福島市宮下町7－41 ＪＲ福島駅東口バスターミナルから福島交通バス市内循環線「体育館前」下車南西へ徒歩3分	0245－35－8833	○
		計		866			
茨城県	茨城大学	茨城大学本部試験場	11901R	3,665	水戸市文京2－1－1 常磐線水戸駅前又は赤塚駅前から茨城交通バスで茨大行に乗車「茨大前」下車	0292－21－8834	
		茨城大学工学部試験場	11902K	1,038	日立市中成沢町4－12－1 常磐線日立駅前又は常陸多賀駅前から日立電鉄バス中央線で「茨大前」下車	0294－35－5042	
		計		4,703			
	図書館情報大学	図書館情報大学試験場	12001K	547	つくば市春日1丁目2番地 常磐線「土浦駅」前から関東鉄道バス（筑波大学中央行）約25分「図書館情報大学」下車、徒歩2分	0298－52－0511	
	筑波大学	筑波大学第一学群試験場	12101A	1,806	つくば市天王台1丁目1番地の1 ＪＲ常磐線「土浦駅」からバス筑波大学中央行終点「筑波大学中央」下車（所要時間約40分）、徒歩5分	0298－53－2208	
		筑波大学第二学群試験場	12102Y	1,930	つくば市天王台1丁目1番地の1 ＪＲ常磐線「土浦駅」からバス筑波大学中央行終点「筑波大学中央」下車（所要時間約40分）、徒歩5分	0298－53－2208	
		筑波大学第三学群試験場	12103U	1,810	つくば市天王台1丁目1番地の1 ＪＲ常磐線「土浦駅」からバス筑波大学中央行「筑波大学第三学群棟前」下車（所要時間約40分）、徒歩5分	0298－53－2208	
		筑波大学体育・芸術専門学群試験場	12104M	1,770	つくば市天王台1丁目1番地の1 ＪＲ常磐線「土浦駅」からバス筑波大学中央行「筑波大学西」下車（所要時間約40分）、徒歩5分	0298－53－2208	
		筑波大学医学専門学群試験場	12105H	440	つくば市天王台1丁目1番地の1 ＪＲ常磐線「土浦駅」からバス筑波大学中央行「筑波大学病院入口」下車（所要時間約40分）、徒歩5分	0298－53－2208	
		計		7,756			
栃木県	宇都宮大学	宇都宮大学峰地区試験場	12201U	3,104	宇都宮市峰町350番地 ＪＲ宇都宮駅からＪＲバス祖母井・茂木行乗車「宇大前」下車、又は東武宇都宮駅から東野バス真岡・益子行乗車「宇大前」下車	0286－36－1515	
		宇都宮大学石井地区試験場	12202M	1,100	宇都宮市石井町2753番地 ＪＲ宇都宮駅からＪＲバス祖母井・茂木行「工学部前」下車又は東武宇都宮駅から東野バス真岡・益子行「シンガー日鋼入口」下車	0286－61－3401	○
		県立宇都宮女子高等学校試験場	12203H	1,125	宇都宮市操町5－19 ＪＲ「宇都宮駅」から関東バス（六道経由鶴田町行）「宇女高前」下車、又は東武「宇都宮駅」下車、徒歩15分	0286－39－7997	○
		計		5,329			
	足利工業大学	足利工業大学試験場	53601R	1,161	足利市大前町268－1 ＪＲ両毛線「山前駅」下車、西へ徒歩20分	0284－62－0605	
	白鴎大学	白鴎大学試験場	83201K	1,024	小山市大行寺1117 ＪＲ宇都宮線「小山駅」西口下車、徒歩15分	0285－22－1111	
群馬県	群馬大学	群馬大学荒牧地区試験場	12301H	2,488	前橋市荒牧町4丁目2番地 前橋駅前から東武バス渋川新町行「前橋自動車教習所前」下車、西へ徒歩10分、又は荒牧群大経由渋川新町行「群大教養部」下車	0272－32－1611	
		県立前橋女子高等学校試験場	12302B	1,233	前橋市紅雲町2丁目19－1 「前橋駅」下車、西へ徒歩10分	0272－23－2911	○
		群馬大学工学部試験場	12303Z	1,250	桐生市天神町1－5－1 ＪＲ両毛線「桐生駅」北口から、本町5丁目バス停まで徒歩約10分、本町5丁目から東武バスで天神町行き「群大前」下車	0277－22－3181	
		県立桐生工業高等学校試験場	12304X	720	桐生市西久方町1－1 ＪＲ両毛線「桐生駅」北口から、本町5丁目バス停まで徒歩約10分、本町5丁目から東武バスで天神町行き「群大前」下車	0277－22－3181	
		群馬大学医療技術短期大学部試験場	12305R	320	前橋市昭和町三丁目39番15号 前橋駅前から東武バス群大病院経由南橘団地行「群大病院」下車、又は渋川新町、北前橋行「群大入口」下車徒歩5分	0272－35－3087	
		計		6,011			
	群馬県立女子大学	群馬県立女子大学試験場	30301B	910	佐波郡玉村町上之手1395番1 ＪＲ前橋駅から東武バス玉村行、ＪＲ高崎駅から群馬中央バス伊勢崎駅行・上信バス五料行でいずれも「女子大入口」下車徒歩10分	0270－65－8511	
	高崎経済大学	高崎経済大学試験場	30401X	1,780	高崎市上並榎町1300 ＪＲ高崎駅西口から群馬バス（本郷経由室田行・神経由箕郷行・榛名湖行）で「経済大学前」下車（約20分）	0273－43－5417	
埼玉県	埼玉大学	埼玉大学試験場	12401Z	2,375	浦和市下大久保255 埼京線「南与野駅」下車、西へ徒歩25分　又は京浜東北線「北浦和駅」西口からバス埼玉大学行「埼玉大学（終点）」下車	048－858－2008	
		県立浦和高等学校試験場	12402X	1,395	浦和市領家5－3－3 京浜東北線「北浦和駅」東口下車、北東へ徒歩10分	048－858－2008	○
		県立浦和西高等学校試験場	12403R	1,260	浦和市木崎3－1－1 京浜東北線「与野駅」東口下車、東へ徒歩20分	048－858－2008	○
		県立浦和第一女子高等学校試験場	12404K	1,440	浦和市岸町3－8－45 ＪＲ「浦和駅」西口下車、南へ徒歩10分	048－858－2008	○
		県立大宮高等学校試験場	12405C	1,350	大宮市天沼町2－323 「大宮駅」東口下車、南東へ徒歩20分	048－858－2008	○
		浦和市立高等学校試験場	12406A	1,215	浦和市元町1－28－17 京浜東北線「北浦和駅」東口下車、東へ徒歩15分	048－858－2008	○
		浦和市立南高等学校試験場	12407Y	1,170	浦和市辻6－5－31 埼京線「北戸田駅」下車、北西へ徒歩8分	048－858－2008	○
		県立川口北高等学校試験場	12408U	1,395	川口市木曽呂藤堤下1477 武蔵野線「東浦和駅」下車、東南へ徒歩15分	048－858－2008	○
		計		11,600			
	東洋大学	東洋大学川越校舎試験場	62101H	575	川越市鯨井字中野台2100 東武東上線「鶴ヶ島駅」東口下車、南へ徒歩10分	0492－31－1212	
	駿河台大学	駿河台大学試験場	83601Z	1,095	飯能市阿須698 西武池袋線「飯能駅」南口下車、又はＪＲ八高線「東飯能駅」下車し、西武飯能駅南口まで10分歩き、共にスクールバスで7分	0429－72－1130	
千葉県	千葉大学	千葉大学第1（文学部・法経学部）試験場	12501R	825	千葉市稲毛区弥生町1－33 ＪＲ総武線「西千葉駅」下車、北口から徒歩9分	043－251－1111	
		千葉大学第2（工学部）試験場	12502K	1,300	千葉市稲毛区弥生町1番33号 ＪＲ総武線「西千葉駅」下車、北口から徒歩8分	043－251－1111	
		千葉大学第3（教養部）試験場	12503C	2,801	千葉市稲毛区弥生町1－33 ＪＲ総武線「西千葉駅」下車、北口から徒歩9分	043－251－1111	
		千葉大学第4（教育学部）試験場	12504A	805	千葉市稲毛区弥生町1番33号 ＪＲ総武線「西千葉駅」下車、北口から徒歩9分	043－251－1111	
		県立千葉高等学校試験場	12505Y	1,170	千葉市中央区葛城1－5－2 ＪＲ内房線、外房線「本千葉駅」下車、徒歩20分	043－251－1111	○
		県立千葉東高等学校試験場	12506U	1,080	千葉市稲毛区轟町1－18－52 ＪＲ総武線「西千葉駅」下車、北口から徒歩13分	043－251－1111	○
		県立千葉女子高等学校試験場	12507M	1,125	千葉市稲毛区小仲台5－10－1 ＪＲ総武線「稲毛駅」東口下車、徒歩13分	043－251－1111	○
		県立千葉西高等学校試験場	12508H	1,125	千葉市美浜区磯辺3－30－3 ＪＲ京葉線「検見川浜駅」から千葉海浜交通バス海浜病院行き「磯辺8丁目」下車徒歩3分又は「千葉西高校」行き終点下車徒歩1分	043－251－1111	○
		県立幕張東・西・北高等学校試験場	12509B	2,340	千葉市美浜区若葉3丁目2番地 ＪＲ京葉線「海浜幕張駅」下車、徒歩15分　又はＪＲ総武線「幕張駅」南口下車、徒歩20分	043－251－1111	○

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話(試験当日)	上期使用
		県立小金高等学校試験場	12510M	990	松戸市横須賀250番地 JR武蔵野線、常磐線「新松戸駅」下車徒歩20分(出口を直進し地下道手前を右折、新坂川に沿って新松戸ハイツを左折直進する)	043-251-1111	○
		千葉市立千葉高等学校試験場	12511H	1,080	千葉市稲毛区小仲台9-46-1 JR総武線「稲毛駅」東口下車、徒歩15分西友稲毛店横の大通りを鎌路2反対に進み小中台小学校の手前を左折道なりに行った右側	043-251-1111	○
		千葉市立稲毛高等学校試験場	12512B	1,215	千葉市美浜区高浜3-1-1 JR総武線「稲毛駅」西口下車、千葉海浜交通バス「高浜車庫行」又は、「海浜公園プール行」10分「稲毛高校前」下車徒歩1分	043-251-1111	○
		計		15,856			
	千葉工業大学	千葉工業大学津田沼校舎試験場	55401K	1,000	習志野市津田沼2-17-1 JR総武線「津田沼駅」南口下車、徒歩1分、新京成線「新津田沼駅」下車、徒歩3分、京成線「京成津田沼駅」下車、徒歩10分	0474-78-0222	
	東京理科大学	東京理科大学野田校舎試験場	61802A	1,050	野田市山崎2641番地 東武野田線「運河駅」下車、徒歩5分	0471-24-1501	
	東邦大学	東邦大学理学部試験場	61901Y	1,000	船橋市三山2-2-1 総武線「津田沼駅」北口下車、京成バス⑫番で乗車し「国立病院前」下車徒歩2分 又は京成成田線「京成大久保駅」下車徒歩10分	0474-72-1141	
	日本大学	日本大学生産工学部実視校舎試験場	62301R	1,500	習志野市新栄2-11-1 京成本線「実籾駅」下車、徒歩7分 又はJR総武線「津田沼駅」北口下車、京成バス4番乗り場にて「日大実技行」乗車、終点下車	0474-74-2837	
	聖徳大学	聖徳大学試験場	86601R	571	松戸市和名ヶ割531 JR常磐線、地下鉄千代田線、新京成線、「松戸駅」下車、東口徒歩5分	0473-65-1111	○
	江戸川大学	江戸川大学試験場	86701C	500	流山市駒木474番地 東武野田線「馬四季駅」下車、徒歩12分 又は「柏駅」西口から東武バス高田車庫行「梅林」下車、徒歩5分	0471-52-0661	
東京都	東京大学	東京大学本郷試験場	12601C	3,424	文京区本郷7-3-1 地下鉄丸ノ内線「本郷三丁目駅」下車、徒歩10分 又は地下鉄千代田線「根津駅」下車、徒歩10分	03-3812-2111	
		東京大学教養学部試験場	12602A	3,926	目黒区駒場3-8-1 京王帝都電鉄井の頭線「駒場東大前駅」東大口下車	03-3812-2111	
		都立白鴎高等学校試験場	12603Y	1,040	台東区元浅草1-6-22 地下鉄銀座線「稲荷町駅」下車、徒歩5分 又はJR山手線「御徒町駅」下車徒歩10分	03-3812-2111	○
		都立小松川高等学校試験場	12604U	1,099	江戸川区平井1-27-10 JR総武線「平井駅」下車、徒歩15分、同駅から都営バス、京成バス「小松川3丁目」下車、徒歩4分	03-3812-2111	○
		都立高島高等学校試験場	12605M	1,110	板橋区高島平3-7-1 都営地下鉄三田線「新高島平駅」下車、徒歩5分	03-3812-2111	○
		都立三田高等学校試験場	12606H	1,035	港区三田1-4-46 JR山手線「田町駅」下車、徒歩15分 又は都営地下鉄三田線「芝公園駅」下車、徒歩7分	03-3812-2111	○
		都立江北高等学校試験場	12607B	1,102	足立区西綾瀬4-14-30 地下鉄千代田線「綾瀬駅」西口下車、徒歩12分 又は東武伊勢崎線「五反野駅」下車、徒歩13分	03-3812-2111	○
		都立北園高等学校試験場	12608Z	976	板橋区板橋4-14-1 JR埼京線「板橋駅」下車、徒歩10分、東武東上線「下板橋駅」下車、徒歩10分、都営地下鉄三田線「新板橋駅」下車、徒歩5分	03-3812-2111	○
		都立小岩高等学校試験場	12609X	1,064	江戸川区本一色3-10-1 JR総武線「新小岩駅」南口下車、徒歩15分 又は錦糸7」系統京成バス「本一色」下車、徒歩3分	03-3812-2111	○
		都立石神井高等学校試験場	12610B	1,102	練馬区関町北4-32-48 西武新宿線「武蔵関駅」下車、徒歩8分	03-3812-2111	○
		南城高等学校試験場	12611Z	1,395	新宿区大久保3-6-1 JR山手線「新大久保駅」下車、徒歩8分	03-3812-2111	○
		文京女子大学高等学校試験場	12612X	1,485	文京区本駒込6-18-3 JR山手線「駒込駅」又は「巣鴨駅」下車、徒歩5分	03-3812-2111	○
		国立高等学校試験場	12613R	1,170	荒川区西日暮里4-2-4 JR山手線又は地下鉄千代田線「西日暮里駅」下車、徒歩5分	03-3812-2111	
		豊島岡墨鴨高等学校試験場	12614K	1,665	豊島区西巣鴨2-22-16 都営地下鉄三田線「西巣鴨駅」下車、徒歩4分、JR埼京線「板橋駅」下車、徒歩10分、東武東上線「北池袋駅」下車、徒歩12分	03-3812-2111	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話(試験当日)	上期使用
		帝京高等学校試験場	12615C	1,440	板橋区加賀2-11-1 JR埼京線「十条駅」下車徒歩10分、都営地下鉄三田線「板橋区役所前駅」下車、徒歩15分、「板橋本町駅」下車、徒歩10分	03-3812-2111	
		計		23,033			
	東京医科歯科大学	代々木ゼミナール代々木校試験場	12701Y	1,490	渋谷区代々木1-27-16 JR山手線「代々木駅」西口下車、徒歩5分	03-3379-5221	
	東京外国語大学	東京外国語大学試験場	12801M	2,892	北区西ヶ原4-51-21 JR山手線「大塚駅」又は京浜東北線「王子駅」から都電荒川線に乗り「西ヶ原4丁目駅」下車、徒歩3分	03-3917-6111	
	東京学芸大学	東京学芸大学試験場	12901B	4,273	小金井市貫井北町4-1-1 JR中央線「武蔵小金井駅」北口から京王帝都バス「小平団地」行きに乗り、「学芸大正門」で下車、徒歩2分	0423-25-2111	
	東京農工大学	東京農工大学農学部試験場	13001Z	2,130	府中市幸町3-5-8 中央線国分寺駅南口から京王バス府中駅行「精見町」下車、又は京王線府中駅北口から京王バス国分寺駅南口行「精見町」下車	0423-64-3311	
		東京農工大学工学部試験場	13002X	2,040	小金井市中町2-24-16 JR中央線「東小金井駅」南口下車、徒歩約8分 又は JR中央線「武蔵小金井駅」南口下車、徒歩約13分	0423-81-4221	
		計		4,170			
	東京芸術大学	東京芸術大学美術学部試験場	13101R	570	台東区上野公園12-8 JR「上野駅」公園口下車、徒歩約10分	03-3828-6111	
		東京芸術大学音楽学部試験場	13102K	684	台東区上野公園12-8 JR「上野駅」公園口下車、徒歩約10分	03-3828-6111	
		計		1,254			
	東京工業大学	東京工業大学試験場	13201C	3,718	目黒区大岡山2丁目12-1 東急目蒲線又は大井町線「大岡山駅」南口下車、徒歩1分	03-3727-1441	
		東京工業大学工学部附属工業高等学校試験場	13202A	788	港区芝浦3丁目3-6 JR「田町駅」芝浦口下車、徒歩1分	03-3727-1441	
		都立小山台高等学校試験場	13203Y	1,080	品川区小山3丁目3-32 東急目蒲線「武蔵小山駅」下車、徒歩1分	03-3727-1441	○
		都立蒲田高等学校試験場	13204U	1,080	大田区蒲田本町1丁目1-30 JR「蒲田駅」東口下車、徒歩10分	03-3727-1441	○
		計		6,666			
	東京商船大学	東京商船大学試験場	13301Y	1,379	江東区越中島2-1-6 地下鉄東西線「門前仲町駅」・地下鉄有楽町線「月島駅」下車、徒歩10分 又はJR京葉線「越中島駅」下車、徒歩1分	03-5245-7345	
	東京水産大学	東京水産大学試験場	13401M	833	港区港南4-5-7 JR線、京浜急行線「品川駅」下車、東口(港南口)から東へ徒歩約10分	03-3471-1251	
		都立八潮高等学校試験場	13402H	968	品川区東品川3-27-22 京浜急行線「青物横丁駅」下車、徒歩5分	03-3471-1251	○
		計		1,801			
	お茶の水女子大学	お茶の水女子大学第1(大学)試験場	13501B	1,942	文京区大塚2丁目1番1号 地下鉄丸ノ内線「茗荷谷駅」下車、徒歩5分 又は 地下鉄有楽町線「護国寺駅」下車、徒歩5分	03-3943-3151	
		お茶の水女子大学第2(附属高等学校)試験場	13502Z	475	文京区大塚2丁目1番1号 地下鉄丸ノ内線「茗荷谷駅」下車、徒歩5分 又は 地下鉄有楽町線「護国寺駅」下車、徒歩5分	03-3943-3151	○
		筑波大学附属高等学校試験場	13503X	756	文京区大塚1丁目9番1号 地下鉄丸ノ内線「茗荷谷駅」下車、徒歩5分 又は 地下鉄有楽町線「護国寺駅」下車、徒歩5分	03-3943-3151	
		お茶の水女子大学 第3(附属小学校)試験場	13550Z	10	文京区大塚2丁目1番1号 地下鉄丸ノ内線「茗荷谷駅」下車、徒歩5分 又は 地下鉄有楽町線「護国寺駅」下車、徒歩5分	03-3943-3151	○

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上期使用
		計		3,183			
	電気通信大学	電気通信大学試験場	13601X	3,270	調布市調布ヶ丘1－5－1 京王線「調布駅」北口下車、徒歩7分	0424－83－2161	
		都立調布南高等学校試験場	13602R	792	調布市多摩川6丁目2番地1号 京王相模原線「京王多摩川駅」下車、徒歩3分	0424－99－0271	○
		計		4,062			
	一橋大学	一橋大学国立キャンパス試験場	13701K	2,196	国立市中2丁目1番地 ＪＲ中央線「国立駅」南口下車、南へ徒歩10分	0425－73－9919	
		一橋大学小平キャンパス試験場	13702C	1,898	小平市学園西町1丁目29番1号 西武多摩湖線「一橋学園駅」南口下車、西へ徒歩10分	0423－44－9953	
		都立国立高等学校試験場	13703A	1,100	国立市東4丁目25番1号 ＪＲ中央線「国立駅」南口下車、南へ徒歩20分	0425－73－9932	○
		桐朋高等学校試験場	13704Y	784	国立市中3丁目1番10号 ＪＲ中央線「国立駅」南口下車、南へ徒歩15分	0425－73－9941	
		計		5,978			
	東京都立大学	東京都立大学第1試験場	30501K	2,746	八王子市南大沢1－1 京王相模原線「南大沢駅」下車、徒歩5分	0426－77－2391	
		東京都立大学第2試験場	30502C	680	八王子市南大沢1－1 京王相模原線「南大沢駅」下車、徒歩15分	0426－77－2391	
		計		3,426			
	東京都立科学技術大学	東京都立科学技術大学試験場	30601A	600	日野市旭が丘六丁目6番地 ＪＲ中央線「豊田」駅下車、北口から京王バス平山工業団地行きに乗り「旭が丘中央公園」下車、バス進行方向に直進徒歩5分	0425－83－5111	
	亜細亜大学	亜細亜大学試験場	56001K	1,000	武蔵野市境5－24－10 ＪＲ中央線「武蔵境駅」下車、徒歩12分　又は武蔵境駅北口より小田急バス桜堤団地行「亜細亜大学」（東急ストア）前下車	0422－54－3111	
	桜美林大学	桜美林大学待望館・以徳館試験場	56301H	1,000	町田市忠生町3758 ＪＲ横浜線「淵野辺駅」よりバス「桜美林学園」下車徒歩3分　小田急線「町田駅」よりバス「矢部」・「桜美林学園」下車徒歩3分	0427－97－2661	
	慶應義塾大学	慶應義塾大学三田西校舎試験場	57001Z	2,250	港区三田2－15－45 ＪＲ山手線・京浜東北線「田町駅」下車、徒歩8分　又は都営浅草線・三田線「三田駅」下車、徒歩7分	03－3453－4511	
	昭和女子大学	昭和女子大学大学1号館試験場	58101B	965	世田谷区太子堂1－7－57 東急新玉川線「三軒茶屋駅」下車、徒歩7分　又は渋谷駅からバス（三軒茶屋方面行）「昭和女子大前」下車、正門前	03－3411－5117	
		昭和女子大学大学3号館試験場	58102Z	635	世田谷区太子堂1－7－57 東急新玉川線「三軒茶屋駅」下車、徒歩7分　又は渋谷駅からバス（三軒茶屋方面行）「昭和女子大前」下車、正門前	03－3411－5117	
		計		1,600			
	拓殖大学	拓殖大学若葉谷校舎試験場	59601Y	700	文京区小日向3－4－14 地下鉄丸ノ内線「茗荷谷駅」下車、徒歩3分	03－3947－7647	
	東京薬科大学	東京薬科大学試験場	61701R	200	八王子市堀之内1432－1 京王線「平山城址公園駅」下車、徒歩25分、ＪＲ中央線「豊田駅」北口から多摩センター駅行バス「平山三丁目」下車徒歩18分	0426－76－5112	
	東京理科大学	東京理科大学神楽坂校舎試験場	61801C	1,000	新宿区神楽坂1－3 ＪＲ線「飯田橋駅」下車、徒歩3分	03－3260－4271	
	日本歯科大学	日本歯科大学歯学部試験場	62501Y	350	千代田区富士見1－9－20 ＪＲ「飯田橋駅」下車、徒歩5分、地下鉄東西線「飯田橋駅」下車、徒歩6分　地下鉄有楽町線「飯田橋駅」下車、徒歩6分	03－3261－8311	
	日本社会事業大学	日本社会事業大学試験場	62601M	300	清瀬市竹丘3－1－30 西武池袋線「清瀬駅」南口下車、西武バス下里団地行又は花小金井駅行で「社会事業大学前」下車、徒歩5分	0424－92－6111	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上期使用
	武蔵工業大学	武蔵工業大学試験場	63701U	1,440	世田谷区玉堤1丁目28番1号 東急大井町線「尾山台駅」下車、南西へ徒歩12分	03－3703－3111	
	東京工科大学	東京工科大学試験場	83301A	800	八王子市片倉町1404－1 横浜線「片倉駅」下車、徒本方面へ徒歩20分	0426－37－2111	
	多摩大学	多摩大学試験場	84501Y	500	多摩市聖ヶ丘4－1－1 小田急・京王線「永山駅」バス⑤「多摩大学」下車、京王線「聖蹟桜ヶ丘駅」バス⑤「多摩大学」又は「連光寺」下車	0423－37－7111	
神奈川県	横浜国立大学	横浜国立大学教育学部試験場	13801A	1,891	横浜市保土ヶ谷区常盤台156 相模鉄道線「和田町駅」下車、北へ徒歩20分　又は市営地下鉄線「三ッ沢上町駅」下車、西へ徒歩15分	045－335－1451	
		横浜国立大学経済学部・経営学部試験場	13802Y	1,873	横浜市保土ヶ谷区常盤台156 相模鉄道線「和田町駅」下車、北へ徒歩20分　又は市営地下鉄線「三ッ沢上町駅」下車、西へ徒歩15分	045－335－1451	
		横浜国立大学工学部試験場	13803U	2,858	横浜市保土ヶ谷区常盤台156 相模鉄道線「和田町駅」下車、北へ徒歩20分　又は市営地下鉄線「三ッ沢上町駅」下車、西へ徒歩15分	045－335－1451	
		県立希望ヶ丘高等学校試験場	13804M	1,530	横浜市旭区南希望が丘79－1 相模鉄道線「希望ヶ丘駅」下車、西へ徒歩8分	045－362－8493	○
		県立岡津高等学校試験場	13805H	1,485	横浜市泉区岡津町2667 相模鉄道いずみ野線「緑園都市駅」下車、南へ徒歩15分	045－813－1742	○
		県立金井高等学校試験場	13806B	1,530	横浜市栄区金井町100 ＪＲ戸塚駅西口バスセンターから大船行バス又はＪＲ大船駅西口から戸塚バスセンター行バスいずれも「金井高校前」下車	045－853－1042	○
		県立清水ヶ丘高等学校試験場	13807Z	1,350	横浜市南区清水ヶ丘41 京浜急行線「南太田駅」下車、北へ徒歩10分	045－253－3959	○
		横浜市立桜丘高等学校試験場	13808X	1,302	横浜市保土ヶ谷区坂ヶ丘312 ＪＲ横須賀線「保土ヶ谷駅」下車、西口から市営バス（25系統）「桜丘高校前」下車	045－332－6163	○
		計		13,819			
	横浜市立大学	横浜市立大学試験場	30701U	2,240	横浜市金沢区瀬戸22－2 京浜急行線「金沢八景駅」下車、徒歩5分	045－787－2053	
		横浜市立大学総合体育館試験場	30702M	480	横浜市金沢区瀬戸22－2 京浜急行線「金沢八景駅」下車、徒歩5分	045－787－2290	
		横浜市立金沢高等学校試験場	30703H	1,260	横浜市金沢区瀬戸22－1 京浜急行線「金沢八景駅」下車、徒歩5分	045－787－2056	○
		計		3,980			
	東洋英和女学院大学	東洋英和女学院大学人文学部試験場	84601M	422	横浜市緑区三保町32－1 田園都市線「青葉台駅」・横浜線「十日市場駅」下車、市営バス23系統・東急バス若葉台中央行きで「郵便局前」下車、徒歩5分	045－922－5511	
新潟県	新潟大学	新潟大学人文・法・経済学部試験場	13901U	900	新潟市五十嵐2の町8050番地 新潟駅前からバス新潟大学前行「新大西門」下車、徒歩5分　又はＪＲ越後線「新潟大学前駅」下車、徒歩20分	025－262－6247	
		新潟大学教養部試験場	13902M	2,921	新潟市五十嵐2の町8050番地 新潟駅前からバス新潟大学前行「新大西門」下車、徒歩3分　又はＪＲ越後線「新潟大学前駅」下車、徒歩20分	025－262－6247	
		新潟大学工学部試験場	13903H	1,400	新潟市五十嵐2の町8050番地 新潟駅前からバス新潟大学前行「新大西門」下車、徒歩5分　又はＪＲ越後線「新潟大学前駅」下車、徒歩25分	025－262－6247	
		計		5,221			
	長岡技術科学大学	長岡技術科学大学試験場	14001M	1,165	長岡市上富岡町1603－1 ＪＲ長岡駅で下車、駅大手口（西口）の越後交通バス8番線乗場から乗車、終点「技大前」下車	0258－46－6000	
	上越教育大学	上越教育大学試験場	14101B	795	上越市山屋敷町1番地 信越本線「高田駅」下車、船城バス「本町6丁目」停留所から教育大学線のバスに乗車（約20分）「教育大学」下車	0255－22－2411	
	日本歯科大学	日本歯科大学新潟歯学部試験場	62502U	131	新潟市浜浦町1丁目8番地 新潟交通バス「浜浦町1丁目」下車、徒歩1分　又はＪＲ越後線「関屋駅」下車、西へ徒歩10分	025－267－1500	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
	新潟産業大学	新潟産業大学経済学部試験場	85701U	224	柏崎市軽井川4730番地 JR信越本線「柏崎駅」下車、「柏崎駅南」から越後交通バス新潟産業大学行（約20分）「新潟産業大学前」下車、徒歩1分	0257-24-8436	
富山県	富山大学	富山大学試験場	14201X	4,963	富山市五福3190 JR「富山駅」下車、駅前からバス高岡行「大学前」下車、徒歩1分　又は市内電車大学前行「大学前」（終点）下車、徒歩5分	0764-41-1271	
	富山医科薬科大学	富山医科薬科大学試験場	14301K	920	富山市杉谷2630番地 JR「富山駅」又は「高岡駅」からバス「富山医薬大」行などを利用　所要時間は富山駅から30分、高岡駅から40分	0764-34-2636	
	富山県立大学	富山県立大学工学部試験場	33801Z	530	射水郡小杉町黒河5180 北陸本線「小杉駅」下車、地下道渡り南口より南へ徒歩約20分　又は南口よりバス利用太閤山循環に乗車「富山県立大学前」下車	0766-56-7500	
石川県	金沢大学	金沢大学教養部試験場	14401A	1,846	金沢市丸の内1番1号 金沢駅中央口前から北鉄バス錦町行・湯涌温泉行・橋場町経由東部車庫行、「兼六園下」下車、徒歩5分	0762-62-4281	
		金沢大学文・法・経済学部試験場	14402Y	495	金沢市角間町 金沢駅中央口前から北鉄バス金沢大学（角間）行「金沢大学（角間）・終点」下車	0762-64-5464	
		金沢大学教育学部試験場	14403U	755	金沢市角間町 金沢駅中央口前から北鉄バス金沢大学（角間）行「金沢大学（角間）・終点」下車	0762-64-5601	
		金沢大学理学部試験場	14404M	345	金沢市角間町 金沢駅中央口前から北鉄バス金沢大学（角間）行「金沢大学中央」下車	0762-64-5634	
		金沢大学工学部試験場	14405H	1,130	金沢市小立野2丁目40番20号 金沢駅中央口前から北鉄バス錦町行・湯涌温泉行・橋場町経由東部車庫行「工学部前」下車	0762-61-2101	
		計		4,571			
	金沢美術工芸大学	金沢美術工芸大学試験場	30801H	450	金沢市小立野5丁目11番1号 北陸鉄道バスの錦町行・東部車庫行・湯涌温泉行に乗車し、「小立野」バス停で下車、徒歩8分	0762-62-3531	
福井県	福井大学	福井大学試験場	14501U	2,217	福井市文京3-9-1 福井駅前から市内バス（8・9番のりば）「福井大学前」下車	0776-27-8505	
	福井医科大学	福井医科大学試験場	14601H	474	吉田郡松岡町下合月23-3 京福バス福井医大線「福井駅前」（11番乗場）からバスで約35分「福井医大」下車	0776-61-3111	
	福井県立大学	福井県立大学福井キャンパス試験場	34001K	490	吉田郡松岡町兼定島4-1-1 京福バス福井医大線、新田塚・医大線、又は藤岡線「県立大学」下車	0776-61-6000	
	福井工業大学	福井工業大学工学部試験場	67001K	488	福井市学園3-6-1 京福電気鉄道、市内バス4番線、学園町行「金井学園前」下車、徒歩1分	0776-22-8111	
山梨県	山梨大学	山梨大学試験場	14701Z	1,839	甲府市武田四丁目4-37 JR線「甲府駅」下車、北へ徒歩20分　又はバス武田神社行き、積翠寺行き「山梨大学前」下車	0552-52-1111	
	山梨医科大学	山梨医科大学試験場	14801R	215	中巨摩郡玉穂町下河東1110番地 JR身延線「常永駅」下車、南東へ徒歩15分	0552-73-6733	
	都留文科大学	都留文科大学試験場	30901Z	594	都留市田原三丁目8番1号 富士急行線「谷村町駅」下車、南西へ徒歩20分	0554-43-4341	
	山梨学院大学	山梨学院大学試験場	67101A	250	甲府市酒折2-4-5 中央線「酒折駅」下車、徒歩4分	0552-24-1300	
長野県	信州大学	信州大学人文学部試験場	14901C	250	松本市旭3丁目1-1 松本駅前バスターミナルから浅間温泉（新町経由）行「信州大学前」下車	0263-35-4600	
		信州大学経済学部試験場	14902A	230	松本市旭3丁目1-1 松本駅前バスターミナルから浅間温泉（新町経由）行「信州大学前」下車	0263-35-4600	
		信州大学理学部試験場	14903Y	440	松本市旭3丁目1-1 松本駅前バスターミナルから浅間温泉（新町経由）行「信州大学前」下車	0263-35-4600	
		信州大学教養部試験場	14904U	1,701	松本市旭3丁目1-1 松本駅前バスターミナルから浅間温泉（新町経由）行「信州大学前」下車	0263-35-4600	
		信州大学教育学部試験場	14905M	1,028	長野市西長野6-ロ 長野駅中央口前バス停1番ホームから川中島バス宇木行、若槻団地行　又は若槻営業所行「信大入口」下車、西へ徒歩5分	0262-32-8106	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
		信州大学工学部試験場	14906H	1,626	長野市若里500 「長野駅」東口下車、南へ徒歩20分	0262-26-4101	
		信州大学農学部試験場	14907B	916	上伊那郡南箕輪村8304 JR飯田線「伊那市駅」下車、伊那バスターミナルから西箕輪線「大学前」下車	0265-72-1106	
		信州大学繊維学部試験場	14908Z	1,366	上田市常田3丁目15-1 「上田駅」下車、東へ徒歩20分	0268-22-1215	○
		計		7,557			
岐阜県	岐阜大学	岐阜大学（柳戸地区）試験場	15001A	5,206	岐阜市柳戸1番1 JR岐阜駅前又は名鉄新岐阜駅前から岐阜バス「岐阜大学」行きで約35分終点「岐阜大学」下車	0582-30-1111	
		県立岐阜高等学校試験場	15002Y	1,600	岐阜市大縄場3-1 名鉄新岐阜駅前から岐阜バス「市内循環線」（西廻り）で約10分「西野町」下車徒歩約5分	0582-52-4446	
		県立岐山高等学校試験場	15003U	1,350	岐阜市長良小山田2587 JR岐阜駅前又は名鉄新岐阜駅前から岐阜バス「三田洞」行き又は名鉄バス「高富」行きで約30分「長良高見」下車、徒歩約7分	0582-95-3510	○
		計		8,156			
	岐阜薬科大学	岐阜薬科大学試験場	31001X	1,000	岐阜市三田洞東5丁目6-1 JR岐阜駅又は名鉄新岐阜駅から岐阜バス又は市営バスの三田洞団地行か県自動車学校行に乗車、「薬大前」下車（徒歩5分）	0582-37-3931	○
静岡県	静岡大学	静岡大学教養部試験場	15101U	2,804	静岡市大谷836 新静岡センターバスターミナル11番又はJR東海静岡駅北側13番静鉄バス小鹿大谷線「静岡大学」行「静大前」下車、徒歩約5分	054-237-1111	
		静岡大学教育学部試験場	15102M	1,000	静岡市大谷836 新静岡センターバスターミナル11番又はJR東海静岡駅北側13番静鉄バス小鹿大谷線「静岡大学」行「静大前」下車、徒歩約5分	054-237-1111	
		県立静岡高等学校試験場	15103H	1,035	静岡市長谷町66 新静岡センターバスターミナル16番又はJR東海静岡駅北側14番静鉄バス「大浜麻機線麻機」行「長谷通り」下車、徒歩約3分	054-209-1681	
		県立静岡東高等学校試験場	15104B	1,035	静岡市川合757 新静岡センターバスターミナル13番又はJR東海静岡駅北側2番静鉄バス「神明前経由瀬名新田」行「東高前」下車、徒歩約2分	054-265-5441	○
		静岡大学工学部試験場	15105Z	776	浜松市城北3-5-1 JR東海浜松駅前北口バスターミナル15番又は16番（全路線）遠鉄バス「工学部前」下車	053-475-1884	○
		県立浜松西高等学校試験場	15106X	990	浜松市西伊場町3-1 JR東海浜松駅前北口バスターミナル5番遠鉄バス「宇布見山崎」行「浜松西高」下車、徒歩約5分	053-458-9313	○
		計		7,640			
	浜松医科大学	浜松医科大学試験場	15201H	599	浜松市半田町3600 JR浜松駅北口バスターミナルから遠州鉄道バス磐田山の手線又は、医大循環いずれも「医科大学」下車	053-435-2200	
		浜松日体高等学校試験場	15202B	900	浜松市半田町3660 JR浜松駅北口バスターミナルから遠州鉄道バス磐田山の手線又は、医大循環いずれも「日体高前」下車	053-435-2200	○
		計		1,499			
	静岡県立大学	静岡県立大学試験場	31101K	1,760	静岡市谷田52-1 JR東海「草薙駅」下車、徒歩15分　又は静岡鉄道「草薙駅」「県立美術館前駅」下車、徒歩15分	054-264-5007	
	日本大学	日本大学国際関係学部試験場	62302K	500	三島市文教町2丁目31番145号 JR東海道本線又は新幹線「三島駅」下車、徒歩10分	0559-86-5500	
	常葉学園大学	常葉学園大学試験場	67901B	500	静岡市瀬名1000 静岡駅北口D2番線より61・63番バス乗車、又は草薙駅より瀬名新田行バス乗車いずれも「西奈中・常葉大入口」下車、徒歩5分	054-263-1125	○
	常葉学園浜松大学	常葉学園浜松大学試験場	85801H	400	浜松市都田町1230番地 JR浜松駅よりバス45分　都田線、市役所経由都田行「常葉学園」下車　又は天竜浜名湖鉄道「浜松大学駅」下車、徒歩5分	053-428-3511	○
愛知県	名古屋大学	名古屋大学東山地区試験場	15301Z	5,538	名古屋市千種区不老町 地下鉄東山線「本山駅」から市バス八事方面行「名古屋大学前」下車	052-781-5111	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上限使用
		名古屋大学教育学部附属高等学校試験場	15302X	636	名古屋市千種区不老町 地下鉄東山線「本山駅」から市バス八事方面行「名古屋大学前」下車	052－781－5111	○
		名古屋市立菊里高等学校試験場	15303R	1,350	名古屋市千種区星ヶ丘元町13－7 地下鉄東山線「星ヶ丘駅」下車、南へ200m	052－781－0447	○
		県立明和高等学校試験場	15304K	1,350	名古屋市東区白壁2－32－6 地下鉄名城線「市役所駅」下車、東へ200m	052－961－2551	○
		県立名古屋南高等学校試験場	15305C	1,350	名古屋市南区東又兵ヱ町5－1－11 JR東海道本線「笠寺駅」下車、西へ400m　又は 名鉄常滑線「大江駅」下車、東へ700m	052－613－0001	○
		県立昭和高等学校試験場	15306A	1,350	名古屋市瑞穂区玉水町1－18 地下鉄4号線「新瑞橋駅」から市バス島田住宅・笋針住宅行「中根」下車、北へ100m	052－831－6326	○
		県立天白高等学校試験場	15307Y	1,305	名古屋市天白区天白町植田、三七川原8－102 地下鉄鶴舞線「植田駅」下車、北東へ1200m	052－801－1145	○
		名古屋市立名東高等学校試験場	15308U	1,350	名古屋市名東区大針1－35 地下鉄東山線「本郷駅」下車、市バス猪高緑地行「極楽」下車、東南へ200m	052－703－3313	○
		計		14,229			
	愛知教育大学	愛知教育大学試験場	15401R	3,384	刈谷市井ヶ谷町広沢1 名鉄名古屋本線「知立駅」前から名鉄バス日進駅、三好、愛知教育大前行乗車「愛知教育大前」下車	0566－36－3111	
		愛知教育大学教育学部附属高等学校試験場	15402K	810	刈谷市井ヶ谷町広沢1 名鉄名古屋本線「知立駅」前から名鉄バス日進駅、三好、愛知教育大前行乗車「愛知教育大前」下車、徒歩5分	0566－36－3111	○
		県立刈谷高等学校試験場	15403C	1,305	刈谷市秀町5の101 JR東海道本線「刈谷駅」下車、南へ徒歩15分　又は名鉄三河線「刈谷市駅」下車、東へ徒歩5分	0566－36－3111	○
		計		5,499			
	名古屋工業大学	名古屋工業大学試験場	15501C	5,000	名古屋市昭和区御器所町 JR東海中央本線・地下鉄鶴舞線とも「鶴舞駅」下車、東へ徒歩10分　又は市バス（50番系統）「名大病院」下車、東へ徒歩3分	052－732－2111	
	豊橋技術科学大学	豊橋技術科学大学試験場	15601Y	1,240	豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1－1 JR豊橋駅前バス停3番乗場から豊鉄バス細谷線「技科大前」下車	0532－47－0111	
		県立時習館高等学校試験場	15602U	1,350	豊橋市富本町 豊鉄渥美線「南栄駅」下車、北へ徒歩5分	0532－45－3171	○
		計		2,590			
	愛知県立大学	愛知県立大学試験場	31201A	1,600	名古屋市瑞穂区高田町3－28 市バス「滝子」から南へ、「瑞道」からは東へ、「博物館」からは西へ「大喜」からは北へ、いずれも徒歩10分	052－851－2191	
	愛知県立芸術大学	県立千種高等学校試験場	31301U	1,000	名古屋市名東区社台2丁目206 地下鉄東山線「一社駅」下車、北東へ徒歩5分	052－773－0098	○
	名古屋市立大学	名古屋市立大学山の畑試験場	31401H	1,430	名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1 金山から市バス幹線4号山下通又は地下行、85号名古屋大学前行又は博物館行、34号神宮東門行約20分「滝子」下車、徒歩5分	052－871－1565	
		名古屋市立大学川辺通試験場	31402B	570	名古屋市瑞穂区川辺通3－1 金山から市バス幹線4号山下通又は中根行、約30分「市大薬学部」下車、徒歩1分	052－833－9833	
		計		2,000			
	愛知大学	愛知大学車道校舎試験場	68001Z	800	名古屋市東区筒井三丁目10－31 名古屋市営地下鉄桜通線「車道駅」下車（1番出口利用）、徒歩1分	052－937－8113	
	愛知工業大学	愛知工業大学教養棟1号館試験場	68401M	1,000	豊田市八草町八千草1247 愛知環状鉄道「八草（愛工大前）駅」下車、徒歩10分	0565－48－8121	
	愛知淑徳大学	愛知淑徳大学試験場	68501B	450	愛知郡長久手町大字長湫字片平9 名古屋駅より地下鉄東山線で「本郷」まで24分、本郷駅より市バス99「猪高緑地」行乗車、終点下車、所要時間約15分	0561－62－4111	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上限使用
		椙山女学園大学	68701K	300	名古屋市千種区星が丘元町17番3号 地下鉄東山線「星ヶ丘駅」下車、⑥番出口より徒歩5分	052－781－1186	
		中京女子大学	69001M	500	大府市横根町名高山55 JR東海道本線「大府駅」下車、名鉄バス石根駅前行乗車、「中京女子大学前」下車、徒歩1分	0562－46－1291	
		豊田工業大学	69301K	100	名古屋市天白区久方2－12 地下鉄鶴舞線「原駅」から市バス新端通行乗車、「高坂小学校」下車、徒歩10分	052－802－1111	
		名城大学	名城大学天白2号館試験場	70301Z	600	名古屋市天白区塩釜口1－501 地下鉄鶴舞線「塩釜口駅」下車、徒歩5分	052－832－1151
三重県	三重大学	三重大学試験場	15701M	5,047	津市上浜町1515 近鉄名古屋線「江戸橋駅」下車、国道23号線を北へ徒歩15分　又は近鉄・JR津駅東口からバス（4番のりば）「大学前」下車	0592－32－1211	
		松阪大学	松阪大学試験場	70501C	1,293	松阪市久保町1846 「JRおよび近畿日本鉄道「松阪駅」から三重交通バス、パニタタクシー学園前行15分「松阪大学前」下車、徒歩5分	0598－29－1122
滋賀県	滋賀大学	滋賀大学経済学部試験場	15801B	1,733	彦根市馬場1－1－1 彦根駅前バスターミナル（2番のりば）から南彦根駅行（必ず大鳥線に乗車のこと。）又は長浜駅行「栄町」下車、徒歩約5分	0749－27－1022	
		滋賀大学教育学部試験場	15802Z	1,317	大津市平津2－5－1 石山駅前から京阪バス大石行又は外畑行「滋賀大学前」下車、徒歩約10分	0775－37－7707	
		計		3,050			
	滋賀医科大学	滋賀医科大学試験場	15901X	650	大津市瀬田月輪町 JR東海道本線「瀬田駅」下車、駅前から帝産バス滋賀医大行きに乗車し、「医大西門前」下車	0775－48－2071	
		県立東大津高等学校試験場	15902R	200	大津市瀬田南大萱町1732－2 JR東海道本線「瀬田駅」下車、駅前から帝産バス滋賀医大行きに乗車し、「東大津高校」下車	0775－43－1971	○
		計		850			
	龍谷大学	龍谷大学瀬田学舎試験場	72302Y	812	大津市瀬田大江町横谷1－5 JR琵琶湖線「瀬田駅」下車、駅前の帝産バスで「龍谷大学」行乗車、約7分	0775－43－7710	
京都府	京都大学	京都大学北部構内試験場	16001R	995	京都市左京区北白川追分町 市バス「百万遍」下車、東へ徒歩5分　又は「農学部前」下車、西へ徒歩2分、北部構内	075－753－2523	
		京都大学総合人間学部構内試験場	16002K	2,575	京都市左京区吉田二本松町 市バス「東一条」下車、東へ徒歩3分、総合人間学部構内	075－753－2523	
		京都大学本部構内試験場	16003C	3,505	京都市左京区吉田本町 市バス「東一条」下車、東へ徒歩3分	075－753－2523	
		京都大学南部構内（医学部・薬学部構内）試験場	16004A	760	京都市左京区吉田近衛町 市バス「近衛通」下車、西へ徒歩5分、医学部構内・薬学部構内	075－753－2523	
		関西文理学院鞍馬口校試験場	16005Y	1,099	京都市北区鞍馬口通烏丸東入ル 地下鉄「鞍馬口駅」下車、東へ徒歩5分	075－753－2523	
		計		8,934			
	京都教育大学	京都教育大学試験場	16101C	1,329	京都市伏見区深草藤森町1番地 京阪電鉄「伏見駅」下車、徒歩10分　又は近鉄・地下鉄は「近鉄丹波橋駅」で京阪電鉄に乗り換える	075－641－9281	
	京都工芸繊維大学	京都工芸繊維大学試験場	16201Y	1,970	京都市左京区松ヶ崎橋上町 JR京都駅前から市バス「松ヶ崎」行「工芸繊維大学前」下車	075－724－7161	
		京都工芸繊維大学試験場	16250U	5	京都市左京区松ヶ崎橋上町 JR京都駅前から市バス「松ヶ崎」行「工芸繊維大学前」下車	075－724－7161	
		計		1,975			
	京都市立芸術大学	京都市立芸術大学試験場	31501Z	395	京都市西京区大枝沓掛町13－6 京都交通バス祝園から園部行（急行）又は京都駅から阪急桂駅経由亀岡行又は大原野行「芸大前」下車、徒歩1分	075－332－0701	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 / 道順	電話(試験当日)	上履使用
	京都府立大学	京都府立大学試験場	31601R	670	京都市左京区下鴨半木町1 / 地下鉄「北山駅」下車、南へ徒歩10分、市バス「府立大学前」下車、徒歩5分、京都バス「北園町」下車、徒歩1分	075-721-4672	
	京都府立医科大学	京都府立医科大学試験場	31701C	395	京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465番地 / 市バス「府立医大病院前」下車、徒歩1分	075-251-5227	
	京都橘女子大学	京都橘女子大学試験場	71501X	184	京都市山科区大宅山田町34 / JR・京阪山科駅より京阪バス㉖系統「大宅甲ノ辻」下車、徒歩10分	075-574-4116	
	立命館大学	立命館大学国際関係学部試験場	72201K	459	京都市北区衣笠氷室町9 / JR京都駅から市バス立命館大学行(50番等)乗車、「立命館大学前」下車、北へ徒歩5分	075-465-1211	
	龍谷大学	龍谷大学深草学舎試験場	72301A	368	京都市伏見区深草塚本町67 / 京阪電車「深草駅」下車、徒歩3分 又は地下鉄「くいな橋駅」下車、東へ徒歩7分	075-642-1111	
大阪府	大阪大学	大阪大学文・法・経済学部試験場	16301M	1,056	豊中市待兼山町1－1 / 阪急電車宝塚線「石橋駅」下車、東へ徒歩20分	06-844-1151	
		大阪大学理学部試験場	16302H	1,030	豊中市待兼山町1－1 / 阪急電車宝塚線「石橋駅」下車、東へ徒歩20分	06-844-1151	
		大阪大学基礎工学部試験場	16303B	1,220	豊中市待兼山町1－1 / 阪急電車宝塚線「石橋駅」下車、東へ徒歩20分	06-844-1151	
		大阪大学教養部試験場	16304Z	1,220	豊中市待兼山町1－1 / 阪急電車宝塚線「石橋駅」下車、東へ徒歩20分	06-844-1151	
		大阪大学工学部試験場	16305X	2,300	吹田市山田丘2－1 / 阪急電車千里線「北千里駅」下車、北東へ徒歩15分	06-877-5111	
		府立豊島高等学校試験場	16306R	1,035	豊中市北緑丘3丁目2－1 / 北大阪急行又は大阪モノレール「千里中央駅」下車、北西へ徒歩15分	06-849-7650	○
		府立千里高等学校試験場	16307K	1,035	吹田市高野台2丁目17－1 / 阪急電車千里線「山田駅」下車、南へ徒歩10分	06-871-0052	○
		府立刀根山高等学校試験場	16308C	1,035	豊中市刀根山6丁目9－1 / 阪急電車宝塚線「蛍池駅」下車、北東へ徒歩5分	06-843-3782	○
		府立東淀川高等学校試験場	16309A	1,035	大阪市淀川区宮原4丁目4－5 / 地下鉄御堂筋線・JR東海道線とも「新大阪駅」下車、北西へ徒歩5分	06-391-2428	○
		府立少路高等学校試験場	16310K	1,035	豊中市少路2－3－1 / 阪急豊中駅下車バス千里中央行西緑丘下車東へ徒歩5分又は北大阪急行千里中央駅下車阪急バス大阪空港行島熊山下車西へ徒歩8分	06-852-2531	○
		大阪市立東高等学校試験場	16311C	1,035	大阪市都島区東野田町4－15－14 / JR環状線・学研都市線、京阪電車、地下鉄鶴見緑地線とも「京橋駅」下車、北西へ徒歩10分	06-354-1253	
		計		13,036			
	大阪外国語大学	大阪外国語大学試験場	16401B	1,145	箕面市粟生間谷東8－1－1 / 北大阪急行線千里中央駅又は阪急北千里駅から阪急バス大阪外大前行「大阪外大前」(終点)下車又は間谷住宅行「間谷住宅4」下車	0727-28-3111	
		府立池田高等学校試験場	16402Z	990	池田市旭丘2－2－1 / 阪急宝塚線「石橋駅」下車、北へ徒歩15分	0727-28-3111	○
		計		2,135			
	大阪教育大学	大阪教育大学天王寺分校試験場	16501X	960	大阪市天王寺区南河堀町4－88 / JR・地下鉄「天王寺駅」、近鉄「阿部野橋駅」下車、東へ徒歩約10分 又はJR大阪環状線「寺田町駅」下車、西へ徒歩約5分	06-772-0065	
		大阪教育大学柏原キャンパス試験場	16502R	1,937	柏原市旭ヶ丘4－698－1 / 近鉄大阪線「大阪教育大前駅」下車、南東へ徒歩約15分(階段380段)	06-772-0065	
		大阪教育大学平野分校試験場	16503K	630	大阪市平野区流町1－6－7 / 地下鉄谷町線「平野駅」下車(5番出口)、東へ徒歩約5分 又はJR大和路線(関西本線)「平野駅」下車、南へ徒歩約20分	06-772-0065	
		大阪教育大学附属高等学校天王寺校舎試験場	16504C	540	大阪市天王寺区南河堀町4－88 / JR・地下鉄「天王寺駅」、近鉄「阿部野橋駅」下車、東へ徒歩約10分 又はJR大阪環状線「寺田町駅」下車、西へ徒歩約5分	06-772-0065	○
		大阪教育大学附属高等学校平野校舎試験場	16505A	405	大阪市平野区流町2－1－24 / 地下鉄谷町線「平野駅」下車(5番出口)、東へ徒歩約5分 又はJR大和路線(関西本線)「平野駅」下車、南へ徒歩約20分	06-772-0065	○
		大阪教育大学天王寺分校試験場	16550R	3	大阪市天王寺区南河堀町4－88 / JR・地下鉄「天王寺駅」、近鉄「阿部野橋駅」下車、東へ徒歩約10分 又はJR大阪環状線「寺田町駅」下車、西へ徒歩約5分	06-772-0065	
		計		4,475			
	大阪女子大学	大阪女子大学試験場	31801Y	739	堺市大仙町2－1 / JR阪和線「百舌鳥駅」下車、徒歩西へ13分 又は南海高野線「堺東駅」下車、徒歩南へ18分	0722-22-4811	
	大阪市立大学	大阪市立大学1号館試験場	31901M	1,143	大阪市住吉区杉本3－3－138 / JR阪和線「杉本町駅」下車、南東へ徒歩10分	06-605-2131	
		大阪市立大学2号館試験場	31902H	1,165	大阪市住吉区杉本3－3－138 / JR阪和線「杉本町駅」下車、南東へ徒歩10分	06-605-2131	
		大阪市立大学3号館試験場	31903B	1,140	大阪市住吉区杉本3－3－138 / JR阪和線「杉本町駅」下車、南東へ徒歩10分	06-605-2131	
		府立大和川高等学校試験場	31904Z	1,100	大阪市住吉区苅田4丁目1－72 / 地下鉄御堂筋線「あびこ駅」下車、北東へ徒歩15分	06-692-0006	○
		府立住吉高等学校試験場	31905X	1,100	大阪市阿倍野区北畠2丁目4－1 / 阪堺上町線「北畠駅」下車、徒歩3分	06-651-0525	○
		府立生野高等学校試験場	31906R	1,060	松原市新堂1丁目552 / 近鉄南大阪線「河内松原駅」下車、南西へ徒歩10分	0723-32-0531	○
		計		6,708			
	大阪府立大学	大阪府立大学試験場	32001H	4,624	堺市学園町1－1 / 南海電鉄高野線「白鷺駅」下車、南西へ徒歩10分 又は地下鉄御堂筋線「なかもず駅」下車、南東へ徒歩15分	0722-52-1161	
	大阪電気通信大学	大阪電気通信大学(寝屋川学舎)試験場	73601M	1,000	寝屋川市初町18－8 / 京阪電鉄「寝屋川市駅」下車、東へ徒歩10分	0720-24-1131	
兵庫県	兵庫教育大学	県立姫路西高等学校試験場	16601K	1,536	姫路市北八代2丁目1－33 / JR姫路駅前から神姫バス西高行「西高前」下車、徒歩1分	0792-81-6621	○
	神戸大学	神戸大学文学部試験場	16701A	330	神戸市灘区六甲台町1－1 / 阪神御影駅前、JR六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス(36系統)「神大文理農学部前」下車	078-881-1212	
		神戸大学理学部試験場	16702Y	620	神戸市灘区六甲台町1－1 / 阪神御影駅前、JR六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス(36系統)「神大文理農学部前」下車	078-881-1212	
		神戸大学経済学部試験場	16703U	1,000	神戸市灘区六甲台町2－1 / 阪神御影駅前、JR六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス(36系統)「神大正門前」下車	078-881-1212	
		神戸大学工学部試験場	16704M	710	神戸市灘区六甲台町1－1 / 阪神御影駅前、JR六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス(36系統)「神大本部工学部前」下車	078-881-1212	
		神戸大学教養部試験場	16705H	2,700	神戸市灘区鶴甲1丁目2番1号 / 阪神御影駅前、JR六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス(16系統)「神大教養部前」下車	078-881-1212	
		県立御影高等学校試験場	16706B	1,260	神戸市東灘区御影石町4丁目1－1 / 阪神「石屋川駅」下車、北へ徒歩5分	078-881-1212	
		県立兵庫高等学校試験場	16707Z	1,300	神戸市長田区寺池町1丁目4－1 / JR「兵庫駅」から北西へ徒歩25分、神戸高速鉄道「長田駅」から北東へ徒歩15分、市営地下鉄「上沢駅」から北へ徒歩10分	078-881-1212	
		県立神戸高等学校試験場	16708X	1,095	神戸市灘区城の下通1丁目5番1号 / 阪急六甲駅前又は三宮駅前から市バス(2系統)「神戸高校前」下車、北へ200m	078-881-1212	
		神戸市立葺合高等学校試験場	16709R	1,350	神戸市中央区野崎通1丁目1－1 / JR「灘駅」又は阪急「王子公園駅」下車、北西へ徒歩約15分	078-881-1212	
		関西学院大学試験場	16710Z	1,847	西宮市上ヶ原一番町1番155号 / 阪急(今津線)甲東園駅前から阪急バス(西宮本町又は朝凪町ゆき)に乗車「関西学院前」下車又は甲東園駅から西へ徒歩約15分	078-881-1212	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地	道順	電話（試験当日）	上限使用
		計		12,212				
	神戸商船大学	神戸商船大学試験場	16801U	1,500	神戸市東灘区深江南町5－1－1	阪神電車「深江駅」下車、南西へ徒歩10分	078－431－3711	
	神戸市外国語大学	神戸市外国語大学試験場	32101Z	2,050	神戸市西区学園東町9丁目1	神戸市営地下鉄「学園都市駅」下車、徒歩3分	078－794－8121	
	神戸商科大学	神戸商科大学試験場	32201R	1,900	神戸市西区学園西町8丁目2番地の1	神戸市営地下鉄「学園都市駅」下車、徒歩15分	078－794－6161	
	姫路工業大学	姫路工業大学姫路キャンパス試験場	32301C	1,843	姫路市書写2167番地	姫路駅前神姫バスターミナルより、書写西住宅行その他で約25分「姫路工大前」下車、北へ約5分	0792－66－1661	
	松蔭女子学院大学	松蔭女子学院大学試験場	76401Y	400	神戸市灘区篠原伯母野山町1－2－1	阪急六甲駅・JR六甲道駅又は阪神御影駅から市バス（36系統）鶴甲団地行乗車、「六甲台南口」下車、北へ徒歩5分	078－882－6123	
	神戸国際大学	神戸国際大学試験場	77001Y	520	神戸市垂水区学が丘5丁目1番1号	JR垂水駅経由山陽バス「ゴルフ場前」下車、徒歩12分又は神戸地下鉄学園都市駅経由市バス53番「多聞東小前」下車、徒歩8分	078－709－3851	
	流通科学大学	流通科学大学試験場	85501K	500	神戸市西区学園西町3－1	神戸市営地下鉄「学園都市駅」下車、徒歩8分	078－794－3555	
奈良県	奈良教育大学	奈良教育大学教育学部試験場	16901H	1,823	奈良市高畑町	JR又は近鉄奈良駅から奈良交通①番のりば市内循環バス乗車「高畑町」下車	0742－27－9126	
	奈良女子大学	奈良女子大学試験場	17001B	3,030	奈良市北魚屋西町	近鉄「奈良駅」下車、北へ徒歩10分	0742－20－3237	
	奈良県立医科大学	奈良県立医科大学試験場	32401Y	800	橿原市四条町840番地	近鉄橿原線「八木西口駅」下車、南へ徒歩8分　又はJR桜井線「畝傍駅」下車、南へ徒歩10分	07442－2－3051	
	奈良県立商科大学	奈良県立商科大学試験場	33901R	400	奈良市船橋町10番地	JR関西本線「奈良駅」下車、徒歩10分　又は近鉄奈良線「奈良駅」西口下車、徒歩10分	0742－22－4978	
	近畿大学	近畿大学農学部試験場	74301B	500	奈良市中町3327番204	近鉄奈良線「富雄駅」東口下車、「近畿大学行」バス10分〔土曜日〕ダイエー富雄店前のりば〔日曜日〕富雄駅東口前のりば	0742－43－1511	
和歌山県	和歌山大学	和歌山大学試験場	17101X	1,485	和歌山市栄谷930番地	南海和歌山市駅前から和歌山バス和歌山大学行「和歌山大学」下車	0734－54－0361	
		県立向陽高等学校試験場	17102R	1,080	和歌山市太田127番地	JR和歌山駅より南海貴志川線「日前宮」下車、徒歩3分　又はJR和歌山駅より南東へ徒歩約20分	0734－74－7034	
		計		2,565				
	和歌山県立医科大学	県立桐蔭高等学校試験場	32501M	720	和歌山市吹上5丁目6番18号	和歌山バス「小松原5丁目」下車、東へ徒歩約10分	0734－27－0422	
鳥取県	鳥取大学	鳥取大学教養部試験場	17201K	1,442	鳥取市湖山町南4－101	JR鳥取駅北口バスターミナルからバス鳥大行「鳥大前」下車	0857－28－0321	
		鳥取大学工学部試験場	17202C	556	鳥取市湖山町南4－101	JR鳥取駅北口バスターミナルからバス鳥大行「鳥大前」下車	0857－28－0321	
		鳥取大学医学部試験場	17203A	619	米子市西町86	JR「米子駅」下車、駅前通りを北西へ徒歩15分	0859－33－1111	
		鳥取大学医療技術短期大学部試験場	17204Y	402	米子市西町133－2	JR「米子駅」下車、駅前通りを北西へ徒歩20分	0859－33－1111	
		計		3,019				
島根県	島根大学	島根大学試験場	17301A	2,885	松江市西川津町1060	JR「松江駅」前から市営バス大学・川津行「大学前」下車	0852－32－6073	
	島根医科大学	島根医科大学試験場	17401U	599	出雲市塩冶町89－1	JR出雲市駅前、一畑バスターミナルから島根医大行「島根医大病院前」下車　又は根波、出雲須佐方面行「島根医大入口」下車	0853－23－2111	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地	道順	電話（試験当日）	上限使用
岡山県	岡山大学	岡山大学津島地区試験場	17501H	7,101	岡山市津島中3－1－1	岡山駅前から岡電バス岡山大学・妙善寺行「岡大東門」又は「岡大西門」下車　又はJR津山線「法界院駅」下車、北西へ徒歩10分	086－252－1111	
		県立岡山大安寺高等学校試験場	17502B	1,350	岡山市北長瀬本町19－34	岡山駅前から、中国JRバス倉敷駅行「中仙道」下車、北へ徒歩15分	086－255－3472	○
		県立岡山朝日高等学校試験場	17503Z	1,350	岡山市古京町2－2－21	岡山駅前から、岡電バス二本松東行「朝日高前」下車、徒歩5分	086－273－7869	
		計		9,801				
	作陽音楽大学	作陽音楽大学試験場	77801Z	180	津山市八出1334－1	JR津山線「津山駅」下車、徒歩15分	0868－24－1811	
		作陽短期大学試験場	77802X	229	津山市八出1366	JR津山線「津山駅」下車、徒歩15分	0868－24－1811	○
		計		409				
	美作女子大学	美作女子大学試験場	78101A	346	津山市上河原32	JR「津山駅」前、中鉄バスセンターから「沼」または「東一宮車庫」行き「美作女子大学前」下車、徒歩3分	0868－22－7718	○
広島県	広島大学	広島大学総合科学部試験場	17601Z	2,000	広島市中区東千田町一丁目1番89号	JR広島駅前から市内電車宇品（紙屋町経由）行　又はバス広島港行で「広大前」下車	082－241－1226	
		広島大学文学部試験場	17602X	790	広島市中区東千田町一丁目1番89号	JR広島駅前から市内電車宇品（紙屋町経由）行　又はバス広島港行で「広大前」下車	082－241－1221	
		広島大学法学部・経済学部試験場	17603R	1,090	広島市中区東千田町一丁目1番89号	JR広島駅前から市内電車宇品（紙屋町経由）行　又はバス広島港行で「広大前」下車	082－241－1221	
		広島大学学校教育学部試験場	17604K	940	広島市南区東雲三丁目1番33号	JR広島駅前からバス仁保車庫行又は渕崎行で「東本浦」下車、徒歩5分	082－281－3141	
		広島大学附属中・高等学校試験場	17605C	1,200	広島市南区翠一丁目1番1号	JR広島駅前から市内電車宇品行で「広大附属前」下車、又はバス広島港行で「広大附属高校前」下車	082－251－0191	
		県立広島観音高等学校試験場	17606A	1,050	広島市西区南観音町4番10号	広島駅前からバス「空港入口」行（3号線）で「観音本町」下車、徒歩3分　己斐からバス「旭町」行で「観音本町」下車、徒歩4分	082－294－9864	
		広島大学教育学部試験場	17607Y	810	東広島市鏡山一丁目1番2号	JR西条駅前からバス広島大学行、新幹線東広島駅前からバス広島大学行　又はJR八本松駅行で「広大北口」下車	0824－22－7111	
		広島大学理学部試験場	17608U	900	東広島市鏡山一丁目3番1号	JR西条駅前からバス広島大学行、新幹線東広島駅前からバス広島大学行　又はJR八本松駅行で「広大北口」下車	0824－22－7111	
		広島大学工学部試験場	17609M	1,580	東広島市鏡山一丁目4番1号	JR西条駅前からバス広島大学行、新幹線東広島駅前からバス広島大学行　又はJR八本松駅行で「広大東口」下車	0824－22－7111	
		県立賀茂高等学校試験場	17610Y	740	東広島市西条町西条東770	JR山陽本線「西条駅」で下車、西へ徒歩15分	0824－23－0653	
		計		11,100				
	広島女子大学	広島女子大学試験場	32601B	850	広島市南区宇品東1－1－71	広島駅前から、市内電車比治山下経由宇品行「県病院前」下車、東へ徒歩6分	082－251－5178	
	広島県立大学	広島県立大学試験場	33601U	261	庄原市七塚町562	JR芸備線「備後庄原駅」下車、駅前「庄原バスセンター」から、県大スクールバス（約20分）で「県立大学前」下車、徒歩2分	08247－4－1000	
	近畿大学	近畿大学工学部東広島学舎試験場	74302Z	815	東広島市高屋うめの辺1番	JR山陽本線「西高屋駅」下車、徒歩20分	0824－34－8195	
山口県	山口大学	山口大学本部試験場	17701R	3,490	山口市吉田1677－1	JR山口線「湯田温泉駅」下車、南へ徒歩20分	0839－22－6139	
		山口大学医学部試験場	17702K	408	宇部市小串1144	宇部線「宇部新川駅」下車、徒歩10分	0836－22－2000	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
		山口大学工学部試験場	17703C	774	宇部市常盤台2557 宇部線宇部新川駅前から市営バス藤曲ヶ辻行・ひらき台行・体育センター行（いずれも琴芝経由又は厚狭通り経由）「工学部前」下車	0836-31-5100	
		計		4,672			
	下関市立大学	下関市立大学試験場	32701X	1,684	下関市大学町二丁目1番1号 ＪＲ山陽本線「幡生駅」下車、徒歩15分　又は私鉄サンデン交通バス「山の田停留所」下車、徒歩3分	0832-52-0288	
	山口女子大学	山口女子大学試験場	32801K	690	山口市桜畠3－2－1 ＪＲ山口線「宮野駅」下車、徒歩5分	0839-28-0211	○
徳島県	徳島大学	徳島大学常三島地区試験場	17801C	2,651	徳島市南常三島町1丁目1番地 徳島駅前から市バス吉野川通行「助任橋」下車、徒歩5分	0886-23-2319	
	鳴門教育大学	鳴門教育大学試験場	17901Y	611	鳴門市鳴門町高島 ＪＲ鳴門線「鳴門駅」から市バス高島行き「鳴門教育大学前」下車、徒歩1分	0886-87-1311	
香川県	香川大学	香川大学教育学部試験場	18001U	2,460	高松市幸町1－1 高松駅前のバス乗場（高松築港）1番から、下笠居線（王越又は弓弦羽行）で約10分、「幸町」下車、徒歩2分	0878-61-4141	
		香川大学法学部・経済学部試験場	18002M	1,083	高松市幸町2－1 高松駅前のバス乗場（高松築港）1番から、下笠居線（王越又は弓弦羽行）で約10分、「幸町」下車、徒歩3分	0878-61-4141	
		香川大学農学部試験場	18003H	728	木田郡三木町池戸2393 琴電長尾線（平木又は長尾行）「農学部前」下車、徒歩2分　又は大川バス引田線（山田又は引田行）「農学部前」下車、徒歩3分	0878-98-1411	
		県立高松工芸高等学校試験場	18004B	650	高松市幸町2－9－30 高松駅前のバス乗場（高松築港）1番から、下笠居線（王越又は弓弦羽行）で約10分、「幸町」下車、徒歩2分	0878-23-3226	
		計		4,921			
	香川医科大学	香川医科大学試験場	18101H	464	木田郡三木町大字池戸1750－1 琴平電鉄長尾線「高田駅」下車、「高田駅」より「医大病院」行きバスで4分	0878-98-5111	
愛媛県	愛媛大学	愛媛大学城北試験場	18201Z	5,111	松山市文京町3番 市内電車環状線「赤十字病院前」下車、北へ徒歩3分	0899-24-7111	
		愛媛大学農学部試験場	18202X	600	松山市樽味3丁目5番7号 市内バス8番線（堀野経由）「農学部前」下車	0899-41-4171	
		計		5,711			
	松山大学	松山大学試験場	79701K	754	松山市文京町4番地2 市内電車環状線「鉄砲町駅」下車、北へ徒歩5分	0899-25-7111	
高知県	高知大学	高知大学試験場	18301R	2,356	高知市曙町二丁目5番1号 ＪＲ土讃本線「朝倉駅」下車、東南へ徒歩5分	0888-44-0118	
	高知医科大学	高知医科大学試験場	18401C	486	南国市岡豊町小蓮 「高知駅」前から高知県交通バス領石行・斎路行・田井行・医大前原行「医大病院」下車	0888-66-5492	
福岡県	福岡教育大学	福岡教育大学試験場	18501Y	3,473	宗像市大字赤間729番地 ＪＲ鹿児島本線「教育大前駅」下車、徒歩約500M　又は西鉄バス「赤間営業所」下車、徒歩約500M	0940-35-1235	
	九州大学	九州大学文科系学部試験場	18601M	937	福岡市東区箱崎6－19－1 地下鉄2号線「箱崎九大前駅」下車、徒歩5分　又は西鉄バス「九大北門」下車、徒歩2分	092-641-1101	
		九州大学理学部試験場	18602H	648	福岡市東区箱崎6－10－1 地下鉄2号線「箱崎九大前駅」下車、徒歩5分　又は西鉄バス「九大北門」下車、徒歩4分	092-641-1101	
		九州大学工学部試験場	18603B	2,072	福岡市東区箱崎6－10－1 地下鉄2号線「箱崎九大前駅」下車、徒歩5分　又は西鉄バス「九大前」下車、徒歩5分	092-641-1101	
		九州大学農学部試験場	18604Z	672	福岡市東区箱崎6－10－1 地下鉄2号線「貝塚駅」下車、徒歩5分　又は西鉄バス「貝塚駅」下車、徒歩5分	092-641-1101	
		九州大学病院地区試験場	18605X	781	福岡市東区馬出3－1－1 地下鉄2号線「馬出九大病院前駅」下車、徒歩5分　又は西鉄バス「県庁九大病院前」・「警察本部前」下車、徒歩5分	092-641-1101	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
		九州大学教養部試験場	18606R	1,955	福岡市中央区六本松4－2－1 西鉄バス「六本松」下車、徒歩1分	092-641-1101	
		水城学園試験場	18607K	2,025	福岡市中央区長浜1－3－1 西鉄バス「美数学館前」下車、徒歩1分	092-641-1101	
		代々木ゼミナール福岡校試験場	18608C	1,550	福岡市博多区博多駅前4－2－25 ＪＲ九州「博多駅」下車、博多口から南へ徒歩5分　又は西鉄バス「博多駅前4丁目」下車、徒歩2分	092-641-1101	
		県立香住丘高等学校試験場	18609A	1,372	福岡市東区香住ヶ丘1－26－1 西鉄宮地岳線「香椎花園前駅」下車、徒歩2分　又は西鉄バス「女子大前」下車、徒歩5分	092-641-1101	○
		九州大学実施本部試験場	18650H	1	福岡市東区箱崎6－10－1 地下鉄2号線「箱崎九大前駅」下車、徒歩6分　又は西鉄バス「九大前」下車、徒歩6分	092-641-1101	
		計		12,013			
	九州芸術工科大学	河合塾福岡校試験場	18701B	1,184	福岡市中央区渡辺通4－2－11 西鉄大牟田線「薬院駅」下車、北へ徒歩5分	092-714-0581	
	九州工業大学	九州工業大学工学部試験場	18801X	2,651	北九州市戸畑区仙水町1番1号 ＪＲ「九州工大前駅」下車、南へ徒歩6分	093-871-1931	
		代々木ゼミナール小倉校試験場	18802R	1,400	北九州市小倉北区馬借1丁目1番2号 ＪＲ「小倉駅」から徒歩10分　又は同駅前よりバス（28・45・90～94番系統）乗車（5分）、「旦過橋」下車	093-533-2400	
		計		4,051			
	北九州大学	北九州大学試験場	33001Y	2,600	北九州市小倉南区北方四丁目2番1号 小倉駅前からモノレール「競馬場前」下車、徒歩5分　又はバス（6・30・31・34～37系統）を「北方」下車、徒歩1分	093-962-4436	
	九州歯科大学	九州歯科大学試験場	33101M	660	北九州市小倉北区真鶴2丁目6番1号 ＪＲ「南小倉駅」下車、西へ徒歩15分　又はＪＲ「小倉駅」より西鉄バス（22・43番）「歯大前」下車	093-581-6509	
	福岡女子大学	福岡女子大学試験場	33201B	509	福岡市東区香住ヶ丘1丁目1番1号 ＪＲ「香椎」下車、北へ徒歩15分又は西鉄バス「女子大前」下車、徒歩2分	092-661-2415	
	福岡県立大学	福岡県立大学試験場	34101A	300	田川市大字伊田4395番地 ＪＲ「田川伊田駅」下車、徒歩10分　又は西鉄バス停「南大通」下車、徒歩5分	0947-42-2118	
	産業医科大学	産業医科大学試験場	40101H	780	北九州市八幡西区医生ヶ丘1－1 ＪＲ「折尾駅」下車、オリオンプラザビル前のバス停から、市営バス「光貞台（箱関）」に乗車し、「産業医科大学前」で下車	093-691-7295	
	福岡工業大学	福岡工業大学試験場	81001A	600	福岡市東区和白東3－30－1 西鉄バス（系統番号26）「福岡工大前」下車、徒歩5分 又はＪＲ鹿児島本線「筑前新宮駅」下車、徒歩5分	092-606-3131	
佐賀県	佐賀大学	佐賀大学試験場	18901K	3,095	佐賀市本庄町1番地 佐賀駅バスセンターから市営バス東与賀行、和泉行又は佐大前行に乗車し、「佐大前」バス停下車、徒歩5分	0952-24-5191	
	佐賀医科大学	佐賀医科大学試験場	19001C	670	佐賀市鍋島五丁目1番1号 佐賀駅バスセンターから市営バス医大（神野公園・鍋島小学校経由）行き「医大」下車	0952-31-6511	
長崎県	長崎大学	長崎大学文教地区試験場	19101Y	4,612	長崎市文教町1－14 長崎駅前から市内電車「赤迫」行又は長崎バスの㉑番系統「滑石」・「時津」行等に乗り、「長崎大学前」で下車	0958-47-1111	
		県立佐世保北高等学校試験場	19102U	939	佐世保市八幡町6－31 佐世保駅前から市営バス又は西肥バスの「大野」行　又は「矢峰」行に乗り「市役所前」で下車、徒歩3分	0956-22-5361	○
		長崎大学片淵地区（経済学部）試験場	19103M	745	長崎市片淵4－2－1 長崎駅前東口から県営バスの「築町」又は「立山」行に乗り「経済学部前」下車	0958-20-6301	
		県立長崎西高等学校試験場	19104H	495	長崎市竹の久保町12－9 長崎駅前から長崎バスの㉑番系統下大橋行に乗り「西高前」下車、又は市内電車赤迫行に乗り「茂里町」下車（徒歩10分）	0958-61-5106	○
		計		6,791			
	長崎県立大学	長崎県立大学試験場	33301X	750	佐世保市川下町123 ＪＲ佐世保駅前から、市営バス、西肥バスで相浦経由行「県立大学前」下車徒歩2分　又はＭＲ（松浦線）大学前下車、徒歩5分	0956-47-2191	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上限使用
熊本県	熊本大学	熊本大学黒髪地区試験場	19201M	5,715	熊本市黒髪2丁目40番1号 熊本駅又は交通センターから、市営バス楠団地行、産交バス大津行いずれも「熊大前」下車	096−344−2111	
	熊本女子大学	熊本女子大学試験場	33401K	500	熊本市健軍町水洗2432−1 熊本駅から各種バスで交通センターに行き、熊本市営バスの川尻帯山・島崎保田窪・子飼長嶺線に乗り換え「日赤前」下車、徒歩1分	096−383−2929	
	熊本工業大学	熊本工業大学試験場	81701M	400	熊本市池田4−22−1 ＪＲ鹿児島本線「熊本工大前駅」下車徒歩1分、又は熊本交通センター産交バス西里行又は上熊本経由植木行「工大前」下車徒歩3分	096−359−3002	
	熊本商科大学	熊本商科大学4号館試験場	81801B	600	熊本市大江2丁目5番1号 ＪＲ熊本駅から市営バス第1環状線（約25分）「大江渡鹿」下車、徒歩5分又は、中央環状線「商大前」下車すぐ	096−362−4095	
大分県	大分大学	大分大学試験場	19301B	4,509	大分市大字旦野原700番地 大分市中央通りトキハデパート前から大分バス旦の原行き「大分大学」下車徒歩10分	0975−69−3311	
	大分医科大学	大分医科大学試験場	19401X	500	大分郡挾間町医大ヶ丘1丁目1番地 トキハデパート前又はＪＲ大分駅前から大分バスを利用し、医大病院行き又は医大病院経由向の原行きで「医大病院」下車、徒歩1分	0975−49−4411	
宮崎県	宮崎大学	宮崎大学教育学部試験場	19501K	2,488	宮崎市学園木花台西1丁目1番地 宮崎交通バス大学病院行（木花経由、652番）又は宮崎大学行（清武経由650・651）「宮崎大学」下車	0985−58−2811	
		宮崎大学農学部試験場	19502C	1,232	宮崎市学園木花台西1丁目1番地 宮崎交通バス大学病院行（木花経由、652番）又は宮崎大学行（清武経由650・651）「宮崎大学」下車	0985−58−2811	
		宮崎大学工学部試験場	19503A	929	宮崎市学園木花台西1丁目1番地 宮崎交通バス大学病院行（木花経由、652番）又は宮崎大学行（清武経由650・651）「宮崎大学」下車	0985−58−2811	
		計		4,649			
	宮崎医科大学	宮崎医科大学試験場	19601A	750	宮崎郡清武町大字木原5200 宮崎駅前宮崎交通宮崎営業所又は南宮崎駅近くの宮交シティからバス大学病院行又は大学病院・宮崎大学行いずれも「大学病院」下車	0985−85−1510	
鹿児島県	鹿児島大学	鹿児島大学教養部試験場	19701U	1,280	鹿児島市郡元1丁目21−30 西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（10番）・三和町行（11番）「法文学部前」下車、徒歩1分	0992−54−7141	
		鹿児島大学法文学部試験場	19702M	574	鹿児島市郡元1丁目21−30 西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（10番）・三和町行（11番）「法文学部前」下車、徒歩2分	0992−54−7141	
		鹿児島大学教育学部試験場	19703H	800	鹿児島市郡元1丁目20−6 西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（10番）・三和町行（11番）「法文学部前」下車、徒歩5分	0992−54−7141	
		鹿児島大学理学部試験場	19704B	600	鹿児島市郡元1丁目21−35 西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（10番）・三和町行（11番）「法文学部前」下車、徒歩3分	0992−54−7141	
		鹿児島大学工学部試験場	19705Z	1,050	鹿児島市郡元1丁目21−40 西鹿児島駅前から市電郡元行「工学部前」下車、徒歩2分	0992−54−7141	
		鹿児島大学農学部試験場	19706X	1,100	鹿児島市郡元1丁目21−24 西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（10番）・三和町行（11番）「農学部」下車、徒歩1分	0992−54−7141	
		鹿児島大学水産学部試験場	19707R	550	鹿児島市下荒田4丁目50−20 西鹿児島駅前から市営バス三和町行（11番）・大学病院行（18番）「体育館前」下車、徒歩5分	0992−54−7141	
		鹿児島大学歯学部試験場	19708K	300	鹿児島市桜ヶ丘八丁目35−1 西鹿児島駅前から市営バス大学病院行（18番）「歯学部病院前」下車、徒歩3分	0992−64−2211	
		鹿児島大学医学部試験場	19709C	550	鹿児島市桜ヶ丘八丁目35−1 西鹿児島駅前から市営バス大学病院行（18番）「大学病院前」下車、徒歩1分	0992−64−2211	
		県立大島高等学校試験場	19710R	237	名瀬市安勝町7−1 名瀬港から民営バス平田町行「大島高校前」下車、徒歩5分	0992−54−7141	
		計		7,041			
	鹿屋体育大学	鹿屋体育大学試験場	19801H	542	鹿屋市白水町1番地 鹿屋バスセンターからバス垂水行、又は垂水港からバス鹿屋・志布志・高山行いずれも「白水町体育大学前」下車、徒歩3分	0994−46−4118	
沖縄県	琉球大学	琉球大学教養部試験場	19901Z	1,417	中頭郡西原町字千原1番地 バス97・102番「琉大東口」下車、徒歩5分	098−895−2221	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上限使用
		琉球大学法文学部試験場	19902X	503	中頭郡西原町字千原1番地 バス97・102番「琉大東口」下車、徒歩5分	098−895−2221	
		県立首里高等学校試験場	19903R	1,250	那覇市首里真和志町2丁目43番地 バス1・12〜14番「首里高校前」下車、徒歩1分　又はバス9・25 26・46・97・102番「山川」下車、徒歩3分	098−884−7891	
		県立西原高等学校試験場	19904K	1,165	中頭郡西原町字翁長610番地 バス33・97・102番「棚原入口」下車、徒歩1分　又はバス46番「翁長」下車、徒歩2分	098−944−1998	○
		県立宜野湾高等学校試験場	19905C	1,100	宜野湾市字真志喜268番地 バス61・112番「宜野湾高校前」下車、徒歩3分　又はバス20〜24 28・29・31・63番「真志喜」下車、徒歩10分	098−897−4214	○
		県立宮古高等学校試験場	19906A	106	平良市字西里718番地 バス・「宮古協栄バスターミナル」下車、徒歩5分、「八千代バス本社」下車、徒歩20分	09807−3−1963	○
		県立八重山高等学校試験場	19907Y	47	石垣市字登野城275番地 バス吉原線「登野城小学校前」下車、徒歩2分	09808−3−7798	
		計		5,588			
	沖縄県立芸術大学	県立首里東高等学校試験場	33501A	720	那覇市首里石嶺町3丁目178番地 バス 9・11・14・17・25・26・33・97・102番「実務学園前」下車、徒歩4分	098−885−7004	

⑮　平成５年度大学入学者選抜実施要項について（文部省）

写

文高大第178号
平成４年５月20日

各国公私立大学長
大学入試センター所長　殿

文部省高等教育局長
前　畑　安　宏

平成５年度大学入学者選抜実施要項について（通知）

このたび，標記の要項について，別紙のとおり定めましたので通知します。

大学入学者選抜方法の改善については，かねてから御努力を願ってきたところでありますが，下記の事項に留意の上，なお一層の工夫・改善を進めるよう引き続き格別の御配慮をお願いします。

記

１．各大学・学部は，当該大学・学部の目的，特色，専門分野等の特性に応じ，入学者選抜の内容や在り方等の研究を更に進め，評価尺度の多元化・複数化を含め，一層の工夫・改善に努めることが望ましいこと。

２．入学者選抜の多様化を推進する観点から，推薦入学や帰国子女（中国引揚者等子女を含む。），社会人等に対する特別選抜の積極的導入を図るとともに，各大学が行う選抜試験においては面接，小論文，実技検査等を適切に組み合わせて行うことが望ましいこと。

３．高等学校の職業教育を主とする学科卒業の入学志願者については，その職業教育が当該学部・学科の教育と関連すると認められる場合には，入学者選抜方法を工夫するなど，その受け入れに配慮することが望ましいこと。

４．身体に障害のある入学志願者の試験に当たっては，従来から特別の措置をとることについて配慮を求めているところであるが，この特別措置については，以下のことなどが考えられるので，必要に応じ，この例示を参考とするなど更に配慮すること。

(1)　視覚障害者
　試験時間の延長，点字・拡大文字による出題，拡大解答用紙，特定試験場の設定など

(2)　聴覚障害者
　注意事項の文書による伝達，座席を前列に指定するなど

(3)　肢体不自由者
　試験時間の延長，拡大解答用紙，特定試験場の設定，介助者の付与など

５．各大学・学部は，当該大学・学部の教育，研究の内容等入学志願者の進路選択にとって参考となる情報を積極的に提供するよう配慮するとともに，必要に応じて各地区，大学等単位での大学説明会の開催など大学側の情報提供の積極的促進について配慮すること。

６．大学入学者選抜に際して健康診断により不合格の判定を行うことについては，本要項の第５の２により慎重な配慮が求められているところであるが，色覚に障害のある入学志願者に対して入学制限等の規定を募集要項等に設けている例が見受けられるので，これらの取扱いについては，当該障害を有する者の進学の機会を確保する観点から真に教育上やむを得ない場合のほかは，これらの制限を廃止あるいは大幅に緩和する方向で引き続きその見直しを行うことが適当であること。

７．私費外国人留学生の入学者選抜に当たっては，国際交流等の推進の観点から，当該諸外国における教育の実情等を適切に勘案して，特に当該選抜に係る学力検査等の実施に代えて（財）日本国際教育協会の実施する「私費外国人留学生統一試験」及び「外国人日本語能力試験（１級）」の積極的活用方についてより一層の配慮をすることが望ましいこと。

８．推薦入学を実施するに当たっては，学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第61条の２第３項等の規定の趣旨にかんがみ，学年の途中において又は学期の区分に従い高等学校の卒業を認められる者に係る推薦の要件について配慮することが望まし

いこと。

9．外国の高等学校に留学し，当該学校における履修を国内の高等学校における履修とみなして単位の修得を認定され，高等学校の卒業を認められる者については，調査書の記入上，留学に係る修得単位について「評定」欄に５段階での表示を記入する必要がないこととしているので，推薦入学等の場合においては，外国の高等学校の発行する証明書等の添付書類を活用することが適当であること。

10．募集人員の募集要項への記載に当たっては，推薦入学等を実施する場合には，それぞれの選抜方法の区分ごとに募集人員を明記すること。

11．入学に要するすべての経費の納入手続等については，本要項の第９の１の(1)に定めているところであるが，入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限等については，受験生への配慮から可能な限りわかりやすく，かつ，十分注意を喚起できるよう募集要項の作成に当たり一層の改善を図ることが望ましいこと。

12．国立大学の入学者選抜においては，特に次の諸点について留意すること。

(1)　２段階選抜に係る実施倍率の大幅な緩和ないしその取り止めを図るため，試験実施から採点，合格者決定等の入試日程や業務内容等の適切な見直し，再検討を図るとともに，全学的な連携協力を図りつつ円滑適正な処理についてより一層の努力を行うこと。

(2)　各大学が実施する学力検査（以下「個別学力検査」という。）については，本要項の第10の１の(3)に記載のとおり，出題する教科・科目数の削減に引き続き努力すること。この場合，個別学力検査を行わないか，あるいは行ったとしても当該大学・学部の目的，特色，専門分野等の特性に応じ必要な最小限度とし，小論文，面接，実技検査，外国語における聞き取り試験等を適切に組み合わせて実施することが望ましいこと。

なお，入学者選抜に当たっては，大学入試センター試験のほか，口頭試問，面接，小論文，実技等の多様な選抜方法や調査書，自己推薦書等の資料を中心として，出題方法の工夫による限定した学力検査などを当該大学・学部の特色，専門分野等の特性に応じて適宜活用し，総合的に合否を判定する方法の導入に努めることが望ましいこと。

(3)　各大学・学部の個別学力検査等の試験期日の決定に当たっては，専門分野別・地域別の均衡に配慮し，受験生の選択の機会の拡大や多様な入学者選抜方法の導入を図るため，分離・分割方式の採用等について積極的な努力を行うこと。

(4)　上記５による情報提供の積極的促進について一層の改善を行うとともに，特に出願期間中においては各地域での志願者数，２段階選抜の状況及び過去の入試データ等の情報を，入学手続締切り後には追加合格の状況及び第２次募集の状況等の情報を適宜提供するよう配慮すること。

(5)　各大学・学部においては，入学定員の適切な充足を確保することとし，欠員の補充の方法等については事前に周到な準備をしておくこと。

(6)　各大学の募集要項の作成に当たっては，個別学力検査等，推薦入学，第２次募集等の出願手続，選抜方法，入学手続等の詳細や入学者選抜上の留意事項等を詳細かつ具体的に明示するよう格別の配慮をするものとすること。

13．国立大学の選抜日程等に沿って入学者選抜を実施する公立大学及び私立大学についても，上記12の趣旨を踏まえて適切に対処するものとすること。

平成５年度大学入学者選抜実施要項

（平成４年５月20日文高大第178号文部省高等教育局長通知）

大学入学者の選抜は、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施するとともに、入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮するものとする。

第１　選　抜　方　法

１　入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査・面接・小論文その他の能力・適性等に関する検査の成績、大学が必要に応じて実施する健康診断、その他大学が適当と認める資料により、入学志願者の能力・適性等を合理的に総合して判定する方法によるものとする。

この場合、スポーツ・文化等の各種分野における諸活動を適切に評価することが望ましい。

２　上記１の選抜方法によるほか、大学の意向によっては、次の選抜方法によることもできる。

⑴　入学定員の一部について、出身学校長の推薦に基づき、学力検査を免除し調査書を主な資料として判定する方法（推薦入学）

ア　大学は、能力・適性等に関する推薦の要件を具体的に定め、これを学校長に提示して推薦を求めるものとする。

イ　大学は、入学志願者について面接を行い、又は小論文を課することが望ましい。

⑵　入学定員の一部について、帰国子女（中国引揚者等子女を含む。）又は社会人を対象として、一般の志願者と異なる選抜方法により判定する方法（帰国子女特別選抜、社会人特別選抜）

ア　大学は、帰国子女又は社会人の出願要件を具体的に定め、あらかじめ募集要項に明示するものとする。

イ　大学は、外国における教育事情の違いや高等学校等卒業後の日時の経過などにかんがみ、広く本人の能力・適性等に応じ選抜がなされるよう学力検査の免除又は負担の軽減を図り、面接、小論文、その他大学が適当と認める資料を適

切に組み合わせて課することが望ましい。

⑶　学力検査を課さないで調査書を主な資料として判定する方法

大学は、入学志願者について面接を行い、又は小論文を課することが望ましい。

⑷　学力検査等に先立ち、調査書を主な資料として判定し、この合格者に対し学力検査等を課して最終判定する方法

第２　選　抜　期　日

１　入学者選抜の期日は、次により適宜これを定めるものとする。

⑴　入学者選抜試験期日　　平成５年２月１日から４月15日までの間

⑵　入学願書受付期間　　入学者選抜試験期日に応じて定める。

⑶　合格者の決定発表　　平成５年４月20日まで

２　推薦入学による場合は、判定結果を原則として第１の１による選抜方法の試験期日の10日前までに発表するものとし、この期日に応じて入学願書受付期間を適宜定めるものとする。

３　学力検査を課さないで調査書を主な資料として判定する方法による場合の入学者選抜の期日は、上記１により定めるものとする。

４　学力検査等に先立ち、調査書を主な資料として判定し、この合格者に対し学力検査等を課して最終判定する方法による場合は、調査書を主な資料として判定した結果を原則として学力検査等の開始日の10日前までに発表するものとする。

第３　調　査　書

１　大学は、入学者選抜の資料として、出身学校長が生徒指導要録等に基づき、かつ調査書作成に関する委員会の審議を経て作成した調査書を提出させるものとする。

調査書の様式、記入上の注意事項等は、別紙様式１による。

２　調査書は、入学志願者の学習成績、健康状況、特別活動の記録等が記載された重要な資料であるので、入学者の選抜に当たっては、調査書を十分活用することが望ましい。

なお、学力検査を実施する場合、入学志願者が受験する教科・科目以外の教科・科目については、特に調査書の学習成績に留意するものとする。

また、専門教育を主とする学科卒業の入学志願者について、その専門教育が当該学部・学科の教育と密接に関連すると認められる場合には、調査書の専門教育に関する科目の学習成績や取得資格などに留意することが望ましい。

3　調査書に記入される学習成績概評は、高等学校における同一学年生徒全員（ただし、教育課程の異なる類型のある場合は類型別、専門教育を主とする学科の場合は科別）の３か年間（ただし、定時制及び通信制の課程で修業年限が３年を超えるものにあっては当該期間）における各教科・科目の評定平均値の平均を表１の区分に従ってA、B、C、D、Eの５段階に分け、その生徒の属する成績段階を示しているものである。

（表１）学　習　成　績　概　評

各教科・科目の評定平均値の平均	学習成績概評
5.0～4.3	A
4.2～3.5	B
3.4～2.7	C
2.6～1.9	D
1.8以下	E

4　大学は、高等学校長に対し学習成績概評Aに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀で、高等学校長が責任をもって推薦できる者については、「学習成績概評」欄にⒶと標示するよう希望することができる。

なお、この場合には「備考」欄にその理由を明示させるものとする。

5　「健康の状況」の欄は、高等学校生徒健康診断票に基づいて記載されるものであり、入学後の保健指導等の参考資料としても併せて活用することが望ましい。

6　大学は、高等学校長に対し当該大学の学部・学科に対する能力・適性等について、特に高等学校長が推薦できる生徒については、その旨を調査書の「備考」欄に記入するよう希望することができる。

7　やむを得ない事由により完全な調査書が得られない場合は、次により措置するとともに、面接によって不足を補う等の配慮が望ましい。

(1)　廃校、被災その他の事情により出身学校長の調査書が得られない場合は、卒業証明書、成績通信簿その他入学志願者が提出できる書類をもってこれに代えてもよい。

(2)　本人が被災等により上記書類をも整えられない場合は、出身学校を所管する教

育委員会、知事又は出身学校長が作成したこれに関する証明書を提出させる。

ただし、このような証明書を受理した大学は、本人について更に調査をすることが必要である。

8　大学は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第57条の３の規定に基づき、教育課程編成上の特例の適用を受けている高等学校（研究開発学校）があるので留意すること。

9　高等専門学校第３学年修了者等の調査書については、次によるものとする。

(1)　高等専門学校第３学年修了者及び文部大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者の調査書については、別紙様式１の調査書に準じて作成し提出させるものとする。

(2)　外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部大臣の指定したもの、国際バカロレア資格取得者、文部大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科を修了した者及び大学入学資格検定合格者については、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代えることができる。

第４　学　力　検　査　等

学力検査や小論文、面接、実技検査は、大学が入学志願者の能力、適性等を知る上で重要な選抜資料であるが、その実施に当たっては、次の諸点に留意しつつ、できる限り入学志願者の負担を軽減する観点から瑣末な知識の暗記や受験技術の習得を強いることなく、特色ある選抜を実施するようにし併せて入学志願者個々の個性、適性を活かした進学を助長するよう配慮することが望ましい。

１　学　力　検　査

(1)　学力検査は、高等学校学習指導要領に準拠し、高等学校教育の正常な発展の障害とならないよう十分留意して実施するものとする。

(2)　大学は、学力検査の一部又は全部を他の大学と共同し、共通の学力検査として実施することができる。

(3)　大学は、学力検査を第１次と第２次に分け、第１次の学力検査の合格者に対して第２次の学力検査を課することができる。

(4)　学力検査は、国語、社会、数学、理科、外国語の５教科について実施することを原則とするが、大学・学部の目的、特色、専門分野等によっては、一部の教科を除き、又は他の教科を加えて実施することができる。

(5)　各教科における学力検査実施科目は、高等学校学習指導要領に定められている

科目について、国語、社会、数学、理科、外国語の各教科それぞれ１科目を解答させることを原則として大学が定める。ただし、大学・学部の目的、特色、専門分野等によっては、社会・理科などの特定教科について３科目以上を出題し２科目を選択解答させ、若しくは特定の２科目を出題し解答させることができる。

(6) 商学、工学、農学、水産学、家政学、看護学等に関する大学・学部で、その目的、特色、専門分野等からみて適当と認められる場合には、上記(4)に掲げる教科の一部に代えて、職業に関する教科を出題し、又は社会、数学若しくは理科の科目に職業に関する基礎的・基本的科目を加え、選択解答させることが望ましい。

(7) 学力検査は、次の諸点に留意して、入学志願者の学習能力をできる限り合理的に検査することができるよう出題方針を立てるものとする。

ア 学力検査は、各種の客観式及び記述式の検査方式を適宜組み合わせて実施することが望ましい。

イ 原理的、根本的なものを基礎として、これを運用して解答できるもので、それぞれの科目に関して学理的な適応性を検査できるような問題が望ましく、単なる記憶や知識のみを検査するような問題であってはならない。

ウ 高等学校の職業教育を主とする学科の卒業者のための上記(6)に示す職業に関する科目の出題に当たっては、職業教育を主とする学科の卒業者が普通教育を主とする学科の卒業者に比べて不利にならないよう、特に考慮するものとする。

2 小論文、面接、実技検査

(1) 小論文及び面接

大学は、入学志願者の能力・適性等をできる限り多角的に検査するため、小論文を課し、また、学部・学科の特性等に応じ面接を活用することについて配慮することが望ましい。

(2) 実技検査

大学・学部の目的・性格等から主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部・学科（教員養成学部にあつては主専攻）においては、上記１の学力検査のほか、実技に関する検査を課することが望ましい。

(3) 上記(1)及び(2)の小論文、面接及び実技検査を課する場合、その内容が、学力検査の教科・科目の内容と重複するものにわたっても差し支えないものとする。

第５ 健 康 診 断

1 入学志願者の健康状況の把握は、次により行うものとする。

(1) 平成３年度高等学校卒業者及び平成５年３月卒業見込みの者については、調査書の「健康の状況」欄の記載によるものとし、これ以外の年度の高等学校卒業者及び大学入学資格検定合格者等、調査書を提出することができない者については、調査書の「健康の状況」の欄の記載事項とされている視力、色覚、聴力、結核及びその他の疾病、異常等について医師の作成した健康診断書（様式は特に定めない。）を提出させ、その記載による。

(2) 特定の学部・学科等が必要とする特別の事項に関する検査、異常所見者に対する精密検査等については、必要に応じて大学が実施するものとする。

2 入学者選抜に際して健康診断により不合格の判定を行うについては、疾病など心身の異常のため志望学部・学科等の教育の目的に即した履修に耐えないこと、又は伝染性疾患などにより集団生活に適さないことが、入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限定することが望ましい。

第６ 学力検査実施教科・科目等及び選抜方法等の決定・発表

1 大学は、学力検査の実施教科・科目並びに実技検査の実施科目、面接の実施及び小論文の出題等について決定し、平成４年６月１日から７月31日までの期間内に発表するものとする。

2 大学は、次の事項に該当する場合には、それぞれ具体的な取扱いを決定し、上記１で定める期間内に発表するものとする。

(1) 推薦入学を実施する場合

(2) 帰国子女特別選抜、社会人特別選抜を実施する場合

(3) 学力検査を課さないで調査書を主な資料として判定する方法をとる場合

(4) 学力検査等に先立ち、調査書を主な資料として判定し、この合格者に対し学力検査等を課して最終的に判定する方法をとる場合

(5) 調査書にⒶ標示を希望する場合

(6) 調査書に能力・適性等についての推薦の記入を希望する場合

(7) 学力検査の一部又は全部を他の大学と共同し、共通の学力検査として実施する場合

(8) 学力検査を第１次と第２次に分け、第１次の学力検査の合格者に対して第２次の学力検査を課する方法をとる場合

3 発表は、国立大学（国立短期大学を除く。）及び公立大学（公立短期大学を除く。）にあっては別紙様式２、別紙様式４及び別紙様式６により、大学入試センター試験

を利用する私立大学（大学の一部の学部等について利用する大学を含む。）にあっては別紙様式３、別紙様式４、別紙様式５及び別紙様式６により、大学入試センター試験を利用しない私立大学（私立短期大学を含む。）並びに国立短期大学及び公立短期大学にあっては別紙様式３、別紙様式５及び別紙様式６により、文部省高等教育局大学課大学入試室、各都道府県の知事及び教育委員会教育長並びに国立大学の大学附属又は学部附属の高等学校（高等部を置く盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）の校長に通知する方法によるものとする。

なお、大学入試センター試験を利用する大学にあっては、別紙様式４により、大学入試センター事業部事業第一課にも通知するものとする。

第７　募　集　人　員

各大学で募集する人員は、所定の入学定員によるものとする。

第８　出　願　資　格

大学に入学を志願することのできる者は、次のとおりである。

１　高等学校を卒業した者及び平成５年３月卒業見込みの者

２　通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成５年３月修了見込みの者

３　学校教育法施行規則第69条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成５年３月31日までにこれに該当する見込みの者

第９　募集要項、出願手続等

１　募　集　要　項　等

(1)　大学は、募集人員、選抜期日、選抜方法、検査場、出願手続、入学検定料その他入学に要する経費等出願に必要な事項を記載した募集要項を発表するものとする。なお、推薦入学等を実施する場合には、それぞれの選抜方法の区分ごとに募集人員等を明記する。

また、大学は、入学に要する経費のすべて及びその納入手続等を募集要項に記載するものとし、これに記載されない寄付金等の納入を条件として入学許可を行うことのないようにするものとする。

(2)　大学は、当該大学の学部・学科等の教育を受けるにふさわしい者の能力・適性等について、募集要項に具体的に記載することが望ましい。

(3)　大学は、平成４年12月15日までに募集要項を発表するものとする。

(4)　大学は、入学志願者に対し、大学案内、大学説明会等により、求める学生像、学部・学科等の組織、教育研究の内容及び特色、学生生活の概要及び諸経費、過

去の年度の入学志願者及び合格者の数、卒業後の進路状況等大学・学部等の選択の参考となる情報を提供することが望ましい。

２　出　願　の　手　続

(1)　入学志願者は、出願に必要な書類を取りそろえ、志願大学の定める手続により、志願大学へ提出するものとする。

この場合において、出願に必要な書類を出身学校長が取りまとめて志願大学へ提出し、又は、出願に必要な書類のうち出身学校長が作成すべき調査書等のみについて、出身学校長が直接志願大学へ提出することも差し支えない。

(2)　出願に際して提出する写真は、出願以前３か月以内に撮影したものとする。

第10　大学入試センター試験を利用する大学の入学者選抜方法等

大学入試センター試験の利用に伴う大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の入学者の選抜（大学の学部等の定員の一部について利用する場合は、その定員に係る入学者の選抜）に関しては、「平成５年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱（平成３年５月28日文高大第179号文部省高等教育局長通知）」に定めるもののほか、第１の１に掲げる選抜方法の基本にのっとり、原則としてこの要項の各項に掲げるところに従って実施するものとするが、学力検査の実施方法、大学入試センター試験の実施期日等については、次に掲げるところによるものとする。

１　学　力　検　査　等

(1)　学力検査は、大学入試センター試験及び各大学が実施する学力検査（以下「個別学力検査」という。）に分け、大学入試センター試験は、各大学が大学入試センターと協力して共同で実施し、個別学力検査は、各大学が必要に応じて実施するものとする。

(2)　大学入試センター試験は、主として、入学志願者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを目的とするものとし、各大学は、大学入試センター試験の出題教科について、当該大学・学部に入学を志願する者に対し解答させる教科を決定し、発表するものとする。

(3)　個別学力検査等は、主として、入学志願者が、当該大学・学部の目的、特色、専門分野等の特性にふさわしい能力・適性等を有するか否かを判定することを目的とするものとし、その実施に当たっては、次の諸点に配慮するものとする。

ア　個別学力検査を行う場合においても、出題する教科・科目数については、当該大学・学部の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、必要な最小限度とし、

第４の２に掲げる小論文、面接及び実技検査を適切に組み合わせて行うことが望ましい。

なお、この場合、出題教科・科目数は入学志願者の負担を軽減する方向で適切な見直しを不断に行うよう配慮すること。

イ　個別学力検査の実施に当たっては、高等学校の職業教育を主とする学科の卒業者のため、職業に関する基礎的、基本的科目を出題し、選択解答できるよう配慮することが望ましい。

ウ　個別学力検査の出題形式については、利用する大学入試センター試験の教科・科目との関連を配慮し、記述式及び論述式により、入学志願者の記述力、考察力、表現力等が検査できるようにすることが望ましい。

(4)　個別学力検査を実施する大学における学力検査の成績の判定においては、大学入試センター試験の成績が、この試験の目的に即して、適切に評価されるよう配慮するものとする。

(5)　各大学が推薦入学に大学入試センター試験を利用する場合の学力検査の免除については、第１の２の(1)にかかわらず、個別学力検査についてのみ免除することができるものとする。

2　募集、大学入試センター試験の出願受付、実施期日等

(1)　大学入試センター試験に関する要項の発表

大学入試センターは、大学入試センター試験の実施期日、実施方法、出題教科・科目等、試験場、出願手続、検定料、経費等に関する要項を定め、平成４年７月31日までに発表するものとする。

(2)　各大学の募集要項等については、第９の１によるものとするが、第９の１の(1)及び(3)による募集要項の発表については、次によるものとする。

ア　各大学の入学者選抜に関する要項の発表

各大学は、当該大学の学部・学科等の内容、入学定員、大学入試センター試験で受験を要する教科等、個別学力検査その他の能力・適性等に関する検査の実施教科・科目及びその実施期日・選抜方法等の基本的な事項についての入学者選抜に関する要項を決定し、平成４年７月31日までに発表するものとする。

この場合、求める学生像、各大学・学部の組織、教育研究の内容及び特色、大学説明会等の入学志願者の進路選択上の参考資料についても別途発表することが望ましい。

イ　各大学の入学者選抜に関する細目の発表

各大学は、上記アの事項を含め、募集人員、出願手続・期日、個別学力検査等の実施日程の詳細、試験場、検定料その他入学者選抜上の具体的必要事項及び留意点等を記載した細目を平成４年12月15日までに発表するものとする。

(3)　大学入試センター試験の出願受付、実施期日

ア　出願受付は、平成４年10月15日から10月26日までとする。

イ　実施期日は、平成５年１月16日及び17日とする。

3　大学入試センター試験実施上の配慮

(1)　試験場の割当てについては、原則として、入学志願者が居住する都道府県内の大学が設定する試験場で受験できるように配慮するものとする。

(2)　身体に障害のある入学志願者については、障害の種類・程度に応じ、試験時間、出題、解答の方法、試験場の整備等、特別な配慮を行うものとする。

(3)　天災その他の事情により試験が実施できなかった場合の再試験及び病気その他のやむを得ない事情により所定の試験を受験できなかった者に対する追試験は、必要に応じ、大学入試センターが定めるところにより実施するものとする。

第11　国立大学の入学者選抜方法等

国立大学（国立短期大学を除く。以下この項において同じ。）の入学者の選抜に関しては、原則として第１から第10まで及び第13の各項に掲げるところに従って実施するものとするが、個別学力検査の日程、特別の選抜方法等については、次に掲げるところによるものとする。

1　出願受付、個別学力検査の日程

(1)　出願受付は、平成５年１月25日から２月２日までとする。

(2)　個別学力検査等の日程は、それぞれ各大学・学部が定める分離・分割方式又は連続方式に応じ、次のとおりとする（別表参照）。

ア　分離・分割方式

同一学部を前期日程及び後期日程に分け、前期日程を平成５年２月25日から、後期日程を原則として同年３月12日以降に実施するものとする。

イ　連続方式

大学・学部をＡ日程及びＢ日程の２つのグループに分け、Ａ日程グループは平成５年２月25日から、Ｂ日程グループは原則として同年３月５日以降に実施するものとする。

(3)　合格者の発表は、前期日程は平成５年３月６日から３月10日まで、Ａ日程は同年３月６日から３月23日まで、Ｂ日程及び後期日程は同年３月18日から３月23日までとする。

2　各大学に対する出願、入学手続

(1)　入学志願者は、各大学が定める手続き・方法等により、上記１の(1)による出願に当たっては、Ａ日程又は前期日程の大学・学部等から１つ、Ｂ日程又は後期日程の大学・学部等から１つの合計２つの大学・学部等に出願することができるものとする。

(2)　入学手続は、３の(1)に掲げる推薦入学の場合を除き、合格者の発表後各大学の定める日から開始し、前期日程は平成５年３月13日に、前期日程以外の日程は同年３月27日に締め切るものとする。ただし、３の(2)及び(3)に掲げる帰国子女特別選抜、社会人特別選抜、第２次募集及び追加合格者の入学手続期間は各大学の定めるところによる。

3　特別の選抜方法

(1)　推薦入学

推薦入学を実施する場合の出願の方法、受付期間等は、各大学が適宜定めるものとするが、その判定結果の発表は、個別学力検査及び大学入試センター試験を免除するもの（推薦入学Ⅰ）については平成５年１月22日までに、個別学力検査についてのみ免除するもの（推薦入学Ⅱ）については同年２月10日までに行うものとし、入学手続の締切期限は、推薦入学Ⅰ、推薦入学Ⅱとも同年２月15日までとする。

(2)　帰国子女特別選抜、社会人特別選抜

ア　各大学が帰国子女特別選抜、社会人特別選抜を実施する場合は、大学入試センター試験を免除することが望ましい。

イ　帰国子女特別選抜、社会人特別選抜を実施する場合の出願の方法、受付期間、判定結果の発表日等は、各大学が適宜定めることとする。

(3)　第２次募集等

ア　各大学は、入学定員の一部についてあらかじめこれを留保し、これについて大学入試センター試験を受験している者で、かつ、いずれの国立大学にも入学手続を行っていない者を対象として、平成５年３月23日以降において、第２次募集を行うことができるものとする。

イ　各大学は、合格者又は入学手続終了者が入学定員に満たない場合には、いずれの国立大学にも入学手続をとっていない者を対象として、平成５年３月28日以降第２次募集又は追加合格による欠員補充を行うことができる。

この場合において、出願手続、選抜方法、実施期日等については、各大学が適宜定めるものとする。

(4)　２段階選抜

ア　主として調査書の内容及び大学入試センター試験の成績により第１段階の選抜を行い、その合格者について更に必要な検査等を行って最終的な合格者を決定する方式については、入学志願者の数が入学定員を大幅に上回り、個別学力検査等を適切に実施することが極めて困難であるため特に必要がある場合以外には行わないものとする。

この方式をやむを得ず採用する場合にあっても、第１段階の選抜に合格させる者をできる限り多くするようにするものとする。

イ　この方式により選抜を行う大学は、第１段階の選抜の判定結果の発表を、Ａ日程、Ｂ日程及び前期日程については、平成５年２月12日までに、後期日程については、原則として同年３月２日までにそれぞれ行うものとする。

(5)　募集要項の発表

上記(1)から(4)により特別の選抜を行う大学は、あらかじめその実施方法・内容を第10の２の(2)の各大学の募集要項に明示するものとする。

第12　公立大学の入学者選抜方法等

公立大学（公立短期大学を除く。）の入学者の選抜に関しては、原則として第１から第11まで及び第13の各項に掲げるところに従って実施するものとする。

ただし、各大学に対する出願、個別学力検査等の日程及び入学手続等については、各大学の定めるところによる。

第13　注　意　事　項

1　入学者の選抜は、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を備えた者をできる限り多角的に選抜するため、学力検査のみに偏ることなく調査書の内容、学力検査以外のその他の能力・適性等に関する検査の成績、その他学部・学科の特性等に応じ適当と認める資料を活用するよう一層配慮すること。

2　身体に障害のある入学志願者については、その能力・適性等に応じた学部等への進学の機会を広げる観点から、受験の機会を確保するよう配慮すること。

また、これらの者の試験に当たっては、障害の種類・程度に応じ、試験時間、出題、解答の方法、試験場の整備等特別な措置をとることについて配慮すること。

3　大学は、入学者選抜において出題した学力検査問題等について、支障のない限り、標準的な解答例や出題の意図等を適切な方法により明らかにするよう配慮すること。

4　大学は、選抜方法に関する研究委員会を設けて調査研究を行い、入学者の選抜に当たっては、その成果を十分に反映させることが望ましいこと。

5　大学のうちには、入学定員を著しく超えて入学させている向きもあるが、学生定員は、学科目又は講座の数、教員組織、施設、設備等を総合的に考慮して定められていることに十分留意すること。

6　各大学・学部の組織、教育研究の内容及び特色等の情報は積極的に発表するように配慮するとともに、必要に応じて各地区、大学単位で地元の高校生等を対象に大学説明会を開催するなど大学側の情報の積極的提供に配慮することが望ましいこと。

7　本要項により実施し難い事情のある大学は、募集要項の発表前に文部省と協議のうえ実施すること。

8　募集要項の発表後に、募集要項のとおり実施し難い事態が生じた場合には、事前に文部省と協議のうえ実施すること。

なお、緊急事態の生じたことにより、事前に協議できない場合には、その事態及び措置を速やかに文部省に報告すること。

第14　備　　考

この要項は、平成５年度の大学入学者選抜に適用する。

（別 表）

平成５年度国立大学の個別学力検査等の試験期日について

区　　分	大　学　・　学　部　等　名
分離・分割方式で実施する大学・学部等	北海道大学　北海道教育大学（教育）　室蘭工業大学（工[昼]） 帯広畜産大学　旭川医科大学　北見工業大学 弘前大学（人文・教育・理・医） 岩手大学（農・人文社会科・教育・工）　東北大学 宮城教育大学（教育）　秋田大学（鉱山） 山形大学（人文・教育・理・医・工[Ａ]・工[Ｂ]・農） 福島大学（行政社会[昼]・経済[昼]）
	茨城大学（人文・教育・理・工[Ａ]・工[Ｂ]・農） 図書館情報大学　筑波大学（第一・第二・第三） 宇都宮大学（教育・工・農）　群馬大学（医・工[昼]・工[夜]） 埼玉大学（教養・経済[昼]・理・工） 千葉大学（文・法経・理・医・薬・看護・工[Ａ]・工[Ｂ]・園芸） 東京大学　東京医科歯科大学　東京外国語大学　東京農工大学 東京工業大学　東京商船大学　東京水産大学 お茶の水女子大学（生活科）　電気通信大学（電気通信[Ａ]） 一橋大学 横浜国立大学（経営[昼]・経営[夜]・工[Ⅰ]・工[Ⅱ]） 新潟大学（法・経済・理・医・歯・工）　上越教育大学 信州大学（人文・経済・理・工・農・繊維）
	富山大学（人文・教育・経済[昼]・経済[夜]・理・工） 富山医科薬科大学　金沢大学（経済・理・医・薬・工） 福井大学（教育・工）　福井医科大学 岐阜大学（医・工[昼]・工[夜]・農）　静岡大学 浜松医科大学　名古屋大学　名古屋工業大学(工[Ⅰ]) 三重大学（人文・医・工・生物資源）
	滋賀大学（経済）　滋賀医科大学　京都大学 京都工芸繊維大学（工芸[昼]・繊維[昼]）　大阪大学 大阪外国語大学（外国語[Ⅰ]）　兵庫教育大学 神戸大学（文・国際文化・発達科・法[Ⅰ]・経済[Ⅰ]・経営[Ⅰ]・理・医・工・農）　神戸商船大学　奈良女子大学 和歌山大学（経済[昼]）
前期： 平成５年２月25日から 後期： 同年３月12日以降	鳥取大学　島根大学（法文・教育・理・農）　島根医科大学 岡山大学（文・教育・法[Ⅰ]・経済[Ⅰ]・理・医・歯・薬・工・農） 広島大学 山口大学（人文・教育・経済・理・医・工[昼]・工[夜]・農）
	徳島大学　．鳴門教育大学　香川大学　香川医科大学 愛媛大学（理・医・工・農）　高知大学　高知医科大学
	福岡教育大学（教育）　九州大学　九州芸術工科大学 九州工業大学　佐賀大学（教育・経済・理工・農） 長崎大学（経済・工・水産）　熊本大学（文・法・理・医・薬・工） 大分大学（教育・経済・工）　大分医科大学 宮崎大学（農・工・教育）　宮崎医科大学 鹿児島大学（法文・理・医・工・農・水産）　琉球大学（医・工・農）

区分		大学・学部等名
連続方式で実施する大学・学部等	A日程	北海道教育大学（教育）　室蘭工業大学（工[夜]） 小樽商科大学（商[夜]）　弘前大学（人文・教育・農） 岩手大学（教育）　宮城教育大学（教育）　山形大学（教育） 福島大学（教育・行政社会[夜]・経済[夜]）
		茨城大学（教育）　筑波大学（第一・第二・医学・体育・芸術） 宇都宮大学（教育）群馬大学（教育）　埼玉大学（教育） 千葉大学（教育）　東京学芸大学　お茶の水女子大学（文教育・理） 電気通信大学（電気通信[B]）　横浜国立大学（経済） 新潟大学（人文・教育・農）　長岡技術科学大学 信州大学（教育・医）
		富山大学（教育）　金沢大学（文・教育・法）　福井大学（教育） 岐阜大学（教育）　愛知教育大学　名古屋工業大学（工[Ⅱ]） 豊橋技術科学大学　三重大学（教育）
		滋賀大学（教育）　京都教育大学　大阪外国語大学（外国語[Ⅱ]） 神戸大学（法[Ⅱ]・経済[Ⅱ]・経営[Ⅱ]）　奈良教育大学
	[平成5年2月25日から]	島根大学（法文・教育・農）　岡山大学（法[Ⅱ]・経済[Ⅱ]） 山口大学（教育・理）
		福岡教育大学（教育）　佐賀大学（教育） 長崎大学（教育・医・歯・薬）　熊本大学（教育・理） 大分大学（教育）　宮崎大学（教育）　鹿屋体育大学 琉球大学（法文・教育・理・工）
	B日程	小樽商科大学（商[昼]）　秋田大学（教育・医） 山形大学（人文・理）
		埼玉大学（経済[夜]）　東京芸術大学 横浜国立大学（教育・経済）　山梨大学　山梨医科大学
	[平成5年3月5日以降]	京都工芸繊維大学（工芸[夜]・繊維[夜]） 大阪教育大学　和歌山大学（教育・経済[夜]）
		愛媛大学（法文[昼]・法文[夜]・教育）
		佐賀医科大学　鹿児島大学（教育・歯）

注）（　）書は，実施する学部等の名称を示し，（　）書のない大学は，全学部で実施することを示す。

別紙様式1

（表）

調　査　書

※	※	※	※

1. ふりがな 氏名	昭和　年　月　日生　男・女	現住所	都道府県　市区　町村　丁目　番　号
学校名	国立 公立 私立　高等学校（分校）		昭和 平成　年　月　入学、編入学、転入学（第　学年）
全・定・通	普通・専門（　・　）		昭和 平成　年　月　卒業 卒業見込

2. 各教科・科目の学習の記録

教科・科目	評定 第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	修得単位数計
国語					
社会					
数学					
理科					
保健体育					
芸術					
外国語					
家庭					
計					

所見	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年

3. 評定平均値	教科	国語	社会	数学	理科	保健体育	芸術	外国語	家庭			平均
	平均値											

4. 学習成績概評	成績段階別人数											
段階	A	人	B	人	C	人	D	人	E	人	合計	（　人）人

（裏）

※	※	※	※

5. 出欠の記録

区分＼学年	1	2	3	4
授業日数				
出席停止・忌引き等の日数				
留学中の授業日数				
出席しなければならない日数				
欠席日数				
出席日数				
備考				

6. 健康の状況

視力	右	・（・）	担当学校医所見
	左	・（・）	
色覚			
聴力	右		
	左		担任教員所見
結核			
その他の疾病及び異常			

7. 特別活動の記録

第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
1. 活動の意欲 2. 集団への寄与	1. 活動の意欲 2. 集団への寄与	1. 活動の意欲 2. 集団への寄与	1. 活動の意欲 2. 集団への寄与

8. 行動及び性格の記録

Ⅰ 所見	
Ⅱ 取得資格等趣味・特技・	

9. 備考

この調査書の記載事項に誤りがないことを証明する

平成　年　月　日

学校名

所在地

校長名　　㊞　　記載責任者　　㊞

調査書記入上の注意事項等について

1　調査書作成の基本方針

(1)　調査書は、高等学校生徒指導要録等に基づいて作成するものとする。

(2)　調査書の作成に当たっては、個人的主観にとらわれたり、特別の作為を加えたりすることのないようにするものとする。

(3)　調査書は、ホーム・ルーム担任教員等が記入し、関係教員をもって組織した調査書作成に関する委員会の審議を経て、高等学校長が作成し、その責任において、大学に提出されるものとする。

2　調査書の様式、規格及び用紙

調査書は、この様式により、日本工業規格Ｂ５判（182×257 mm）上質紙（90 kg程度）とし、表裏の両面を使って作成すること。ただし、複写機等により作成する場合は、Ｂ４縦型表判（257×364 mm）複写紙の左右に表裏を複写し、二つ折りとしても差し支えない。

3　記入上の注意

(1)　上段※印欄は、大学において必要な事項を記入するための欄とし、高等学校では記入しないこと。

(2)　男女別、全日制・定時制・通信制の課程別、普通科・専門教育を主とする学科の別、入学・編入学・転入学（編入学及び転入学の場合はその学年を記入）の別、卒業・卒業見込みの別及び昭和・平成の別の該当事項を○で囲むこと。

なお、専門教育を主とする学科については、農業、水産、工業、商業、家庭、音楽等の別及び各科別を、例えば工業に関する学科の機械科の場合（工・機械）のように、（　　）内に記入すること。

(3)　「各教科・科目の学習の記録」欄は、高等学校在学中の全学年について、次のように記入すること。

ア　「教科・科目」欄の履修科目名は、生徒指導要録に基づいて記入すること。

なお、留学については、空欄に「留学」と記載すること。

また、空欄不足の場合は、紙を貼り足してもよい。

イ　「修得単位数の計」欄は、修得を認定した学年ごとの単位数の計を記入すること。この場合、卒業見込みの者で、最終学年の修得単位が未決定である場合には、当該学年における履修単位を修得したものとして計算すること。

なお、留学に係る修得単位数については、高等学校長が修得を認定した単位数を記入すること。

ウ　「評定」欄は、５、４、３、２、１の５段階で表示すること。

なお、留学に係る評定については、外国の高等学校の発行する成績や在籍、科目履修に関する証明書又はその写し（高等学校長が原本と相違ないことを証明したもの）を添付し、記入を要しないこととする。

エ　旧教育課程による高等学校卒業者の場合は、次のようにすること。

「評定」は、昭和23年以前の学習成績については、教科ごとに秀、優、良、可、昭和24年度以降の分については、目標別に５、４、３、２、１、昭和31年度以降の分については、科目別に５、４、３、２、１ のそれぞれの評語を用いて記入すること。

オ　卒業見込みの者で、最終学年の成績が未決定である場合は、直近における成績を総合して、最終学年の成績とすること。

カ　「所見」欄については、生徒個人について認められた各教科・科目の学習における特徴や特記すべき事項について総合的所見として記入するものとし、無い場合はその旨明示すること。

なお、留学に該当する場合は、留学期間及び留学先の国名、学校名を記入すること。

(4)　「評定平均値」欄については、次のように記入すること。

なお、留学に係る修得単位については、算入する必要がない。

ア　各教科の評定平均値は、生徒指導要録に基づき、各教科ごとに各科目の評定の合計数を各教科の評定数で除した数値（小数点以下第２位を四捨五入）を記入すること。

なお、例示以外の履修教科は、空欄を利用すること。また、空欄不足の場合は、紙を貼り足してもよい。

（計算例）

下記の成績の者の計算例は、次のとおりである。

(1)　$\frac{\text{評定の合計数}}{\text{評　定　数}} = \frac{3+3+5}{3} = \frac{11}{3} = 3.66$

(2)　小数点以下第２位を四捨五入すると、この者の理科の評定平均値は、「3．7」となる。

教科・科目		評定				修得単位数の計
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
理科	理科Ⅰ	3				4
	物　理		3			4
	化　学			5		4

イ　評定平均値の平均は、アにより算出した各教科の評定平均値の合計数を履修教科数で除した数値（小数点以下第２位を四捨五入）を記入すること。

ウ　昭和33年３月以前の卒業者については、評定平均値は記入しないものとする。

(5)　「学習成績概評」及び「成績段階別人数」欄は、次のように記入すること。

ア　「学習成績概評」欄は、高等学校における同一学年生徒全員（ただし、教育課程の異なる類型のある場合は類型別、専門教育を主とする学科の場合は科別）の３か年間（ただし、定時制及び通信制の課程で修業年限が３年を超えるものにあっては当該期間）における各教科・科目の評定平均値の平均を次の区分に従って、A、B、C、D、E の５段階に分け、その生徒の属する成績段階を記入すること。

各教科・科目の評定平均値の平均	学習成績概評
5.0～4.3	A
4.2～3.5	B
3.4～2.7	C
2.6～1.9	D
1.8以下	E

イ　大学が希望する場合、学習成績概評Ａに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀で、高等学校長が責任をもって推薦できる者については、「学習成績概評」欄にⒶと標示することができる。

この場合、高等学校長は「備考」欄にその理由を明示しなければならないものとする。

ウ　「成績段階別人数」欄は、各段階に属する人数とその合計を、「A○○人、B○○人、C○○人、D○○人、E○○人、合計○○人」のように記入すること。

なおアにより、類型別又は科別に記入した場合は、「合計」欄に同一学年生徒の合計数を（　　）内に記入すること。

エ　昭和33年３月以前の卒業者については、学習成績概評及び成績段階別人数は記入しないものとする。

(6)　「出欠の記録」欄は、高等学校生徒指導要録該当欄の記載事項を転記するものとするが、卒業見込みの者の最終学年の欄は、直近の学期末現在における出欠の状況を記入し、その旨を備考欄に明示すること。なお、旧教育課程による高等学校卒業者の場合は、旧生徒指導要録における該当欄のみを記入すること。

(7)　「健康の状況」欄は、次のように記入すること。

ア　「視力」、「色覚」、「聴力」及び「担当学校医所見」の欄には、それぞれについて高等学校生徒健康診断票の該当欄の最も新しい記載事項を転記すること。

なお、「視力」の欄については、視力1.0以上を「Ａ」、1.0未満0.7以上を「Ｂ」、0.7未満0.3以上を「Ｃ」、0.3未満を「Ｄ」として記入して差し支えないこと。

イ　「結核」の欄には、高等学校生徒健康診断票の該当欄の記載事項を転記すること。

ウ　「その他の疾病及び異常」の欄には、高等学校生徒健康診断票の該当欄の記載事項及び「心臓の疾病及び異常」等該当欄以外の疾病・異常、各種疾患等に関する記載事項で、特に教育上又は保健指導上必要と認められる事項があれば記入すること。

エ　「担任教員所見」欄には、高等学校在学中に教育指導上特に支障のあった疾病又は異常についてホーム・ルーム担任教員の所見を記入すること。

(8)　「特別活動の記録」欄には、特別活動における生徒の活動状況について主な事実及び所見を記入すること（例えば、特別活動への参加態度、出席状況、各種の役員としての経験などについて記入すること。）。更に、生徒の活動状況を総合的にみて、次に示す観点の趣旨に該当する場合には、欄内の観点の番号を○印で囲むこと。

1　活動の意欲……意欲をもって集団活動に参加し、熱心に自己の役割を果たした。

2　集団への寄与…所属集団の活動の発展・向上に大いに寄与した。

(9)　「行動及び性格の記録」欄は、次のように記入すること。

ア　「所見」欄には、①全体的にとらえた生徒の特徴②高等学校生徒指導要録の「Ｉ評定」欄において「＋」又は「－」と評定された項目のうち指導上特に重要と思われるものについての所見や指導方針等について記入すること。

イ　「趣味・特技・取得資格等」欄には、生徒の興味、趣味、特技及び国家試験等を受験することにより取得した資格などについて記入すること。

(10)　「備考」欄には、生徒指導要録の学籍の記録の備考欄、進路に関する記録欄及び特記事項欄の記載事項のうち、特に必要と認められる事項等（例えば、部活動や課題研究など学校生活における生徒の諸活動、奉仕活動など学校生活以外の場における顕著な諸活動）を記入するものとし、無い場合はその旨明示すること。

なお、大学の希望により当該大学の学部・学科に対する能力・適性等について特に高等学校長が推薦できる生徒についてはその旨記入すること。

また、学校教育法施行規則第57条の３の規定に基づき、教育課程編成上の特例の適用を受けている研究開発学校及び同規則第64条の２第１項に基づく単位制による課程を置く高等学校にあっては、その旨明示すること。

(11)　記載責任者職氏名は、必ず明記し、押印すること。

なお、記載内容を訂正した場合は、訂正か所に校長の印を押印するとともに、欄外に加除字数を表示すること。また、紙を貼り足した場合も、校長の印で割印をとること。

別紙様式2

平成5年度○○大

選抜方法等 ＼ 学部・学科名	個別学力検査等							推薦入			
	個別学力検査を課する	実技検査等			2段階選抜			入学定員の一部について、出身学校長学力検査を免除し調査書を主な資料と			
		実技検査を課する	面接を行う	小論文を課する	主として、調査書の内容と大学入試センター試験の成績により第1段階選抜を行い、その合格者について更に必要な検査等を行う	第1段階の選抜による合格者数		個別学力検査を免除し、大学入試センター試験を課する	個別学力検査及び大学入試センター試験を免除する	実技検	
						定員に対する倍率	その他			実技検査を課する	面接を行う

記入上の注意

1. 「学部・学科名」欄には、同一の選抜方法等を実施する学部・学科名を列記すること。
   同一学部・学科であっても、例えば、文科系の専攻と理科系の専攻が選抜方法等を異にする場合には、分
2. 各欄は、該当する欄には○印を付し、該当しない欄には×印を付すること。ただし、募集人員等は具体的
3. 「2段階選抜」欄の「その他」の欄は、2段階選抜を実施する場合の前提となる条件等を具体的に記入す
4. 「個別学力検査等の日程」欄には、試験実施日を具体的に記入すること。試験の日程が同一学部・学科等
5. 大学入試センター試験と個別学力検査との総合評価の方法（両者の配点比率等）を発表する場合は、別紙
6. 「備考」欄には、欠員が生じた場合のその補充の方法について具体的取扱いを定めた場合には、例えば、
7. 本様式に該当する欄がない場合には、本様式に準じて適宜の様式により作成し、添付すること。

学入学者選抜方法等

学			帰国子女、社会人等のための特別選抜			定員一部留保第2次募集					個別学力検査等の日程	備考（欠員の補充方法のの等）
の推薦に基づき、して判定する		推薦入学募集人員				入学定員の一部についてあらかじめこれを留保し、これについて第2次募集を行う						
査等						個別学力検査を課する	実技検査等			第2次募集人員		
小論文を課する	その他		帰国子女	中国引揚者等子女	社会人		実技検査を課する	面接を行う	小論文を課する			

けて記入すること。
に記入すること。
ること。
のうちで異なる場合はその旨を明示すること。
として添付すること。
欠員補充第2次募集、追加合格などと記入すること。

別紙様式３

平成５年度○○大学入学者選抜方法等

選抜方法等 ＼ 学部(学科・専攻・課程)名		○○学部 ○○学科(○○学科)	○○学部 ○科系	○○学部 ○科系	○○学部 ○○学部	備考
ア 推薦入学						
イ 帰国子女、社会人等のための特別の選抜	帰国子女					
	中国引揚者等子女					
	社会人					
ウ 学力検査を課さないで、調査書を主な資料として判定する						
エ 学力検査等に先立ち、調査書を主な資料として判定し、この合格者に対して学力検査等を課して最終的に判定する						
オ 調査書にⒶ標示を希望する						
カ 調査書に能力・適性等に関する推薦の記入を希望する						
キ 学力検査の一部又は全部を他の大学と共同し、共通の学力検査として実施する						
ク 学力検査を第１次と第２次に分け、第１次学力検査の合格者に対して第２次学力検査を課する						
ケ 実技検査を課する						
コ 面接を行う						
サ 小論文を課する						

記入上の注意

1. 大学入試センター試験を利用する私立大学（大学の一部の学部等について利用する大学を含む。）にあっては、同試験を利用する選抜の対象に係る入学者選抜方法等については別紙様式４に記入することとし、本様式には、それ以外の選抜の対象に係るものについてのみ記入すること。
2. 「学部(学科・専攻・課程)名」欄には、同一の選抜方法等を実施する学部(学科・専攻・課程)名を列記すること。同一学部であっても、例えば、文科系の専攻と理科系の専攻が選抜方法等を異にする場合には分けて記入すること。
3. 該当する欄には○印を付し、該当しない欄には×印を付すること。
4. 「備考」欄には、推薦入学募集人員、推薦要件、学力検査等に先立つ調査書による判定の合格予定数（又は比率）、その他受験者の参考となる事項を具体的に記入すること。
   なお、「備考」欄が不足する場合は、適宜紙をはり足すなど工夫すること。
5. ケ、コ及びサの備考欄には、例えば、「推薦入学志望者について面接を実施する。」等の実施対象等について記入すること。
6. 本表に該当する事項が全くない場合は、別紙様式５にその旨注を付すること。
7. なお、本表に記載されない事項で特記事項がある場合には適宜の様式により本様式に添付すること。

別紙様式４

平成５年度○○大学入学者選抜の実施教科・

入学志願者に解答させる教科・科目名等 ／ 学部（学科、課程、専攻等）名	選抜の対象	大学入試センター試験で入学志願者に解答させる教科・科目名

記入上の注意

1. この様式には、国公立大学にあっては、いわゆる一般選抜、推薦入学、第２次募集による選抜をすべて記
2. 「学部（学科、課程、専攻等）名」欄には、学部等の単位で記入すること。ただし、同一学部等であって分けて記入すること。
3. 「選抜の対象」欄には、例えば、いわゆる一般選抜の全部又は一部、推薦入学、第２次募集による選抜等、用する大学にあっては、当該入学定員の一部の規模（募集人員）が具体的にわかるよう、横に「入学定員
4. 「大学入試センター試験で入学志願者に解答させる教科・科目名」欄には、「選抜の対象」欄に記入した名については、国、社（倫、日、世、地理、現社）、数（数Ⅰ、数Ⅱ、工、簿）、理（物、化、生、地学、せる科目については、その旨を記入すること。また、国語において特定の分野（「近代以降の文章、古典
5. 「個別学力検査等の教科・科目等」欄には、「選抜の対象」欄に記入した対象ごとに、個別学力する全ての教科・科目名を記入し、また、小論文、面接等を実施する場合には、その旨を記入すること。
6. 「大学入試センター試験の利用方法」欄には、当該選抜における大学入試センター試験の評価方法を具体
7. 「その他」欄には、大学入試センター試験の教科・科目を選択受験する場合等の方法及び個別学力検査等受験者の参考となる事項等を記入すること。

科目等について

個別学力検査等の教科・科目等	大学入試センター試験の利用方法	その他

入し、私立大学にあっては、大学入試センター試験を利用する選抜についてのみ記入すること。
も、学科等ごとに、又は前期日程及び後期日程で異なる入学者選抜を実施する等の場合には、異なる単位ごとに

選抜の対象を記入すること。この場合、一般選抜や推薦入学等の定員の一部について大学入試センター試験を利○○人中○○人」と記入すること。
対象ごとに各学部（学科、課程、専攻等）で入学志願者に解答させる教科・科目名を記入すること。教科・科目理Ⅰ）、外（英、独、仏）のように略して記入すること。なお、職業教育を主とする学科の卒業者のみに解答さ（古文、漢文）」）についてのみ利用する場合は、利用する分野を記入すること。
検査等の概要を記入すること。この場合、学力検査を実施する場合には、高等学校学習指導要領に準拠して実施

的に（例えば、大学入試センター試験と個別学力検査等の配点比率の表示等）記入すること。
の出題範囲、出題方法（例えば、国語Ⅰと国語Ⅱを出題して、それを同一試験時間内に解答させるなど）その他

別紙様式5

平成5年度○○大学入学者選抜学力検査実施教科・科目

資料(実施要項等)

学部(学科・専攻・課程)名 / 出題教科・科目名 / 科目数等		○ ○ 学 部 ○ ○ 学 部 (○○学科)			○ ○ 科	
		出題科目	受験科目数	摘 要	出題科目	受験科目数
(教科名)	(科 目 名)					

別紙様式６（Ｂ５判）

特別選抜方法（○○○○○○）

○　○　大　学

実施学部・学科名	
募　集　人　員	
選　抜　期　日	
選　抜　方　法	
出　願　期　間	
出　願　要　件	
そ　の　他	

記入上の注意

1. 本表は、推薦入学、帰国子女特別選抜、中国引揚者等子女特別選抜及び社会人特別選抜ごとに別々に作成し、（　）内にそれぞれの特別選抜の区分を記入すること。
　また、それぞれの特別選抜において、例えば、推薦を求める学校を指定する推薦入学や指定しない推薦入学など出願要件が異なる複数の選抜を行っている場合には、それぞれの選抜ごとに別々に作成すること。
2. 「実施学部・学科名」及び「募集人員」の各欄には、選抜方法、出願要件等が同一の場合は、学部・学科名等を列記すること。また、異なる場合には、別々に作成すること。
3. 「その他」欄には、入学者選抜上の具体的必要事項、留意点、その他受験者の参考となる事項を記入すること。

（参考）

平成５年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱

（平成３年５月28日文高大第179号文部省高等教育局長通知）

平成５年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験の実施に関し必要な基本的事項について、次のとおり定める。

第１　実施の趣旨

大学入試センター試験は、入学志願者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とするものであり、国公私立の各大学（短期大学を除く。以下同じ。）が、それぞれの判断と創意工夫に基づき適切に利用することにより、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定することに資するために実施するものとする。

第２　出題教科・科目等

大学入試センター試験の出題教科・科目等は、別表のとおりとする。

第３　各大学における利用

１　各大学は、それぞれの判断と創意工夫に基づき、又は各大学の団体において協議されたところに沿って、大学入試センター試験の利用方法を定めるものとする。

２　なお、各大学においては、複数の出題科目が用意されている教科の中から入学志願者に解答させる特定の出題科目を指定する場合は、入学志願者が複数の大学を志願し得るようにすること及び高等学校の職業教育を主とする学科の卒業者が普通教育を主とする学科の卒業者に比べて不利にならないようにすることに配慮し、特定の１出題科目のみを指定することのないようにすることが望ましい。

第４　利用に係る予告

１　平成５年度大学入学者選抜から大学入試センター試験を新たに利用する大学（大学の一部の学部等について新たに利用する大学を含む。以下同じ。）は、平成３年10月31日までに、大学入試センター試験の出題教科・科目のうち入学志願者に解答させる教科・科目及び各大学ごとに実施する学力検査等（以下「個別学力検査等」という。）の概要を予告するものとする。なお、当該予告がやむを得ない事情により平成３年11月１日以降となる大学においても、同年度中に予告を行うものとする。

２　上記の入学志願者に解答させる教科・科目及び個別学力検査等の概要に係る予告については、別紙様式により、文部省高等教育局長、大学入試センター所長、各都道府県の知事及び教育委員会教育長並びに国立大学の大学附属又は学部附属の高等学校（高等部を置く盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）の校長に通知することによって行うこととする。

第５　実施期日等

１　平成５年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験の実施期日は、平成５年１月16日（土）及び17日（日）とする。

２　各大学は、大学入試センターと協力して、地域ごとに当該大学の入学者選抜の実施責任者による連絡会議を設置し、当該大学間の連絡調整等を行う世話大学を置くこと等により、当該大学が共同して大学入試センター試験の円滑な実施を図るものとする。

第６　実施上の配慮事項等

１　大学入試センター試験の試験場の割当てについては、原則として、入学志願者が居住する都道府県内に所在する大学が設定する試験場で受験できるように配慮するものとする。

２　身体に障害のある入学志願者に対しては、障害の種類・程度に応じ、試験時間、出題、解答の方法、試験場の整備等について特別な配慮を行うものとする。

３　天災その他の事情により試験が実施できなかった場合の再試験及び病気その他のやむを得ない事情により所定の試験を受験できなかった者に対する追試験は、必要に応じ、大学入試センターが定めるところにより実施するものとする。

第７　実施方法等に関する要項

大学入試センターは、この実施大綱に定めるもののほか、大学入試センター試験の実施方法、出題教科・科目の詳細、時間割、試験場、出願手続、検定料、成績提供、経費等に関する必要な要項を定め、平成４年７月31日までに発表するものとする。

（別表）

出　題　教　科　・　科　目

1　出題教科・科目

教　科	出　　題　　科　　目
国　語	「国語Ⅰ、国語Ⅱ」
社　会	「倫理、政治・経済」、「日本史」、「世界史」、「地理」、「現代社会」
数　学	「数学Ⅰ」、「数学Ⅱ」、「工業数理」、「簿記会計Ⅰ、簿記会計Ⅱ」
理　科	「物理」、「化学」、「生物」、「地学」、「理科Ⅰ」
外国語	「英語Ⅰ、英語Ⅱ」、「ドイツ語」、「フランス語」

（注）「　」内記載のものを１出題科目とすること。

2　出題教科・科目の選択範囲及び試験時間

教　科	グループ	試験時間	出　　題　　科　　目
国　語		80分	「国語Ⅰ、国語Ⅱ」
社　会		60分	「倫理、政治・経済」、「日本史」、「世界史」、「地理」、「現代社会」
数　学	A	60分	「数学Ⅰ」
	B	60分	「数学Ⅱ」、「工業数理」、「簿記会計Ⅰ、簿記会計Ⅱ」
理　科	A	60分	「物理」、「地学」
	B	60分	「化学」、「理科Ⅰ」
	C	60分	「生物」
外国語		80分	「英語Ⅰ、英語Ⅱ」、「ドイツ語」、「フランス語」

（注１）国語、社会及び外国語は、１教科について１試験時間とし、数学及び理科は、それぞれA、B及びA、B、Cの出題科目のグループごとに試験時間を分けるものとすること。

（注２）出題科目が複数用意されている教科（教科内にグループが設定されている場合は、グループ）については、入学志願者は各大学の指定に従い、１出題科目を選択して解答すること。

別　紙　様　式

平成５年度入学者選抜における大学入試センター試験の教科・科目等の利用方法について

○○大学

利用する学部（学科、課程、専攻等）名 ＼ 入学志願者に解答させる教科・科目名等	利用する選抜の対象	入学志願者に解答させる教科・科目名	個別学力検査等の概要	備考
○○学部 ○○学科 ○○課程 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				

（記入上の注意）

1．「利用する学部（学科、課程、専攻等）名」欄には、学部等の単位で記入すること。ただし、同一学部等であっても、学科等ごとに異なる入学者選抜を実施する等の場合には、異なる単位ごとに分けて記入すること。

2．「利用する選抜の対象」欄には、大学入試センター試験の利用について、例えば、いわゆる一般選抜の全部又は一部について利用、推薦入学について利用、第２次募集による選抜について利用等、大学入試センター試験を課す選抜の対象を記入すること。

この場合、一般選抜の一部や推薦入学等定員の一部について利用する大学にあっては、当該入学定員の一部の規模（募集人員）が具体的にわかるよう、例えば、「入学定員○○人中○○人」、「入学定員○○人中○○人程度（又は○割程度）」と記入すること。

3．「入学志願者に解答させる教科・科目名」欄には、各学部（学科、課程、専攻等）で入学志願者に解答させる教科・科目名を記入すること。教科・科目名については、国、社（倫、日、世、地理、現社）、数（数Ⅰ、数Ⅱ、工、簿）、理（物、化、生、地学、理Ⅰ）、外（英、独、仏）のように略して記入すること。なお、職業教育を主とする学科の卒業者のみに解答させる科目については、その旨を記入すること。また、国語において特定の分野についてのみ利用する場合は、利用する分野を記入すること。

（記入例）

［例１］国、社（日、世、地理から１）、数（数Ⅰ）、理（物、化、生から１）、外（英）

［例２］数（数Ⅰ、数Ⅱ）、理（物、化）、外（英、独、仏から１）

4．「個別学力検査等の概要」欄には、「利用する選抜の対象」欄に記入した対象ごとに、個別学力検査等の概要を記入すること。この場合、学力検査を実施する場合には、実施する教科・科目名を記入し（上記３の略のあるものは略して記入すること。）、また、小論文、面接等を実施する場合には、その旨を記入すること。

（記入例）

［例１］社（日、世から１）、外（英、独、仏から１）、面接

［例２］理（物、化から１）、外（英）、小論文、実技検査

6　国公立大学入学者選抜関係統計資料

(1)　平成５年度国公私立大学入学者選抜実施状況

(2)　平成５年度大学入試センター試験都道府県別試験場・志願者・受験者数

(3)　平成５年度大学入試センター試験（本試験）平均点等一覧

(1)　平成５年度国公私立大学入学者選抜実施状況

Ⅰ．総括表

区　分	入学定員 A	入学志願者数 B	志願倍率 B/A	受験者数	合格者数	入学者数 C	過△欠員 C－A
	人	人	倍	人	人	人	人
国立大学	(102,314)	(492,197)	(4.8)	(405,520)	(133,039)	(104,893)	(2,579)
(95大学 357学部)	102,864	523,774	5.1	418,986	126,489	107,017	4,153
公立大学	(13,811)	(102,156)	(7.4)	(74,687)	(24,692)	(14,823)	(1,012)
(41大学 93学部)	14,323	118,368	8.3	87,857	25,065	15,793	1,470
小計	(116,125)	(594,353)	(5.1)	(480,207)	(157,731)	(119,716)	(3,591)
	117,187	642,142	5.5	506,843	151,554	122,810	5,623
私立大学	361,863	4,284,231	11.8	4,083,468	859,270	428,948	67,085
(389大学 915学部)							
合計	479,050	4,926,373	10.3	4,590,311	1,010,824	551,758	72,708

(注) 1．入学志願者数、受験者数、合格者数は延数である（以下、各表において同じ）。
2．本表には、平成５年度に新設され、別日程で選抜を実施した次の国公立大学、学部等は含まない（以下、各表おいて同じ）。
［大学］青森公立大学、会津大学、兵庫県立看護大学、岡山県立大学、宮崎公立大学
［学部］札幌医科大学保健医療学部
［学科］山形大学医学部看護学科、富山医科薬科大学医学部看護学科、佐賀医科大学医学部看護学科
3．外国人留学生を対象とするものは、含まない。
4．（ ）書きは前年度の数値を示す（以下、各表において同じ）。
5．私立大学については、本年度から新たに調査対象に加えたので、前年度の数値は空欄となっている。

Ⅱ．各選抜毎の実施状況

〔一般選抜〕

区　分	募集人員 A	入学志願者数 B	志願倍率 B/A	受験者数	合格者数	入学者数 C	過△欠員 C－A
	人	人	倍	人	人	人	人
国立大学	(94,571)	(464,807)	(4.9)	(　—　)	(125,467)	(97,428)	(2,857)
	94,542	494,359	5.2	392,340	118,113	98,782	4,240
公立大学	(12,123)	(96,979)	(8.0)	(　—　)	(23,030)	(13,210)	(1,087)
	12,490	112,935	9.0	82,609	23,201	13,979	1,489
小計	(106,694)	(561,786)	(5.3)	(　—　)	(148,497)	(110,638)	(3,944)
	107,032	607,294	5.7	474,949	141,314	112,761	5,729
私立大学	234,951	3,671,637	15.6	3,484,248	679,590	271,259	36,308
合計	341,983	4,278,931	12.5	3,959,197	820,904	384,020	42,037

(注) 1．本表には定員留保、欠員補充第２次募集に係るものを含む。
2．昨年度の受験者数については、未調査のため空欄となっている。

〔特別選抜〕

①推薦入学

区分	平成5年度 実施大学・学部数		入学志願者数	合格者数	入学者数	平成4年度 実施大学・学部数		入学志願者数	合格者数	入学者数
	大学	学部	人	人	人	大学	学部	人	人	人
国立大学	79	217	27,119	7,581	7,567	78	209	25,738	6,932	6,918
公立大学	27	47	4,542	1,553	1,552	25	44	4,420	1,397	1,394
小計	106	264	31,661	9,134	9,119	103	253	30,158	8,329	8,312
私立大学	374	876	599,879	173,912	153,248	—	—	—	—	—
合計	480	1,140	631,540	183,046	162,367	—	—	—	—	—

②帰国子女特別選抜

区分	平成5年度 実施大学・学部数		入学志願者数	合格者数	入学者数	平成4年度 実施大学・学部数		入学志願者数	合格者数	入学者数
	大学	学部	人	人	人	大学	学部	人	人	人
国立大学	73	168	1,179	331	225	67	149	920	254	182
公立大学	16	40	187	50	26	14	37	119	37	19
小計	89	208	1,366	381	251	81	186	1,039	291	201
私立大学	180	454	6,680	2,517	1,423	—	—	—	—	—
合計	269	662	8,046	2,898	1,674	—	—	—	—	—

③中国引揚者等子女特別選抜

区分	平成5年度 実施大学・学部数		入学志願者数	合格者数	入学者数	平成4年度 実施大学・学部数		入学志願者数	合格者数	入学者数
	大学	学部	人	人	人	大学	学部	人	人	人
国立大学	19	31	93	46	40	16	27	71	28	23
公立大学	6	16	74	16	14	5	14	64	14	12
小計	25	47	167	62	54	21	41	135	42	35
私立大学	13	28	27	13	12	—	—	—	—	—
合計	38	75	194	75	66	—	—	—	—	—

④社会人特別選抜

区分	平成5年度 実施大学・学部数		入学志願者数	合格者数	入学者数	平成4年度 実施大学・学部数		入学志願者数	合格者数	入学者数
	大学	学部	人	人	人	大学	学部	人	人	人
国立大学	25	36	1,146	459	437	23	31	787	389	370
公立大学	14	21	630	245	222	11	14	574	214	188
小計	39	57	1,776	704	659	34	45	1,361	603	558
私立大学	143	250	6,008	3,238	3,006	—	—	—	—	—
合計	182	307	7,784	3,942	3,665	—	—	—	—	—

（参考）　資料（統計資料）

1．2段階選抜実施状況

区分	実施予告 大学・学部数		実施大学・学部数		募集人員 A	入学志願者数 B	倍率 B/A	第1段階選抜 合格者数	第1段階選抜 不合格者数
	大学	学部	大学	学部	人	人	倍	人	人
国立大学	(57) 57	(190) 179	(30) 35	(71) 74	(8,690) 9,844	(58,554) 71,156	(6.7) 7.2	(43,933) 52,582	(12,747) 16,601※
公立大学	(19) 18	(50) 49	(9) 8	(15) 13	(1,911) 1,294	(19,781) 16,576	(10.4) 12.8	(15,959) 10,837	(3,822) 5,739
合計	(76) 75	(240) 228	(39) 43	(86) 87	(10,601) 11,138	(78,335) 87,732	(7.4) 7.9	(59,892) 63,419	(16,569) 22,340

※東京大学前期合格者 1,973名を含まない。

（備考）出願校の全てが第1段階選抜の結果不合格となった者（実数）　6,380人

（内訳）1校出願 5,143人／2校出願 1,229人／3校出願 8人

2．平成5年度新設大学・学部等の選抜実施状況

区分	入学定員 A	入学志願者数 B	志願倍率 B/A	受験者数	合格者数	入学者数 C	過△欠員 C−A
	人	人	倍	人	人	人	人
国立大学	180	999	5.6	958	192	181	1
公立大学	1,230	17,012	13.8	14,955	2,211	1,308	78
合計	1,410	18,011	12.8	15,913	2,403	1,489	79

（注）本表は、平成5年度に新設され、別日程で選抜を実施した次の国公立大学、学部等の総括表である。

［大学］青森公立大学、会津大学、兵庫県立看護大学、岡山県立大学、宮崎公立大学

［学部］札幌医科大学保健医療学部

［学科］山形大学医学部看護学科、富山医科薬科大学医学部看護学科、佐賀医科大学医学部看護学科

(2) 平成５年度大学入試センター試験都道府県別試験場・志願者・受験者数

都道府県名	試験場数	志願者 合計	志願者 県内高校出身者 計	志願者 県内高校出身者 卒業見込者	志願者 県内高校出身者 卒業者	志願者 他県高校出身者等	受験者（全教科，一部教科）	受験率
	会場	人	人	人	人	人	人	%
合計	404	512,712	466,085	324,281	141,804	46,627	481,885	93.99
北海道	21	18,674	16,399	11,945	4,454	2,275	17,613	94.32
青森	4	4,562	4,487	3,803	684	75	4,287	93.97
岩手	1	4,366	4,310	3,824	486	56	4,217	96.59
宮城	8	9,535	7,140	4,135	3,005	2,395	8,924	93.59
秋田	1	3,269	3,238	2,778	460	31	3,039	92.96
山形	3	3,813	3,734	3,238	496	79	3,684	96.62
福島	5	5,888	5,816	4,579	1,237	72	5,416	91.98
茨城	8	13,006	11,996	8,278	3,718	1,010	12,136	93.31
栃木	5	7,514	7,017	5,553	1,464	497	6,991	93.04
群馬	7	8,701	8,248	5,476	2,772	453	8,116	93.28
埼玉	10	13,270	10,811	7,264	3,547	2,459	12,426	93.64
千葉	18	21,477	18,409	11,049	7,360	3,068	20,217	94.13
東京	55	75,347	61,271	33,671	27,600	14,076	69,719	92.53
神奈川	12	18,221	15,862	7,926	7,936	2,359	17,053	93.59
新潟	7	7,536	7,388	4,902	2,486	148	6,974	92.54
富山	3	6,413	6,354	5,322	1,032	59	6,174	96.27
石川	6	5,021	4,919	4,316	603	102	4,798	95.56
福井	4	3,669	3,640	3,276	364	29	3,406	92.83
山梨	4	2,898	2,830	2,337	493	68	2,687	92.72
長野	8	7,557	7,443	5,154	2,289	114	6,897	91.27
岐阜	4	9,156	8,980	7,579	1,401	176	8,644	94.41
静岡	12	12,299	12,104	9,684	2,420	195	11,316	92.01
愛知	25	35,668	33,703	25,261	8,442	1,965	34,224	95.95
三重	2	6,340	6,179	4,900	1,279	161	5,856	92.37
滋賀	5	4,712	4,443	3,119	1,324	269	4,398	93.34
京都	14	14,709	11,965	7,128	4,837	2,744	13,884	94.39
大阪	28	32,717	29,635	17,081	12,554	3,082	31,063	94.94
兵庫	18	22,461	21,313	14,637	6,676	1,148	21,102	93.95
奈良	5	6,553	5,682	3,802	1,880	871	6,220	94.92
和歌山	3	3,285	3,185	2,311	874	100	2,999	91.29
鳥取	4	3,019	2,975	2,135	840	44	2,928	96.99
島根	2	3,484	3,432	2,826	606	52	3,366	96.61
岡山	6	10,556	10,215	8,420	1,795	341	9,966	94.41
広島	13	13,026	12,107	8,737	3,370	919	12,085	92.78
山口	5	7,046	6,890	5,088	1,802	156	6,604	93.73
徳島	2	3,262	3,202	2,848	354	60	3,028	92.83
香川	5	5,385	4,883	3,627	1,256	502	5,075	94.24
愛媛	3	6,465	6,381	6,052	329	84	6,122	94.69
高知	2	2,842	2,758	2,035	723	84	2,634	92.68
福岡	20	26,170	22,825	15,170	7,655	3,345	24,740	94.54
佐賀	2	3,765	3,672	3,118	554	93	3,631	96.44
長崎	5	7,541	7,444	6,396	1,048	97	7,314	96.99
熊本	4	7,215	6,970	5,031	1,939	245	6,789	94.10
大分	2	5,009	4,944	4,388	556	65	4,691	93.65
宮崎	4	5,399	5,339	4,684	655	60	5,221	96.70
鹿児島	11	7,583	7,421	6,052	1,369	162	7,193	94.86
沖縄	8	6,308	6,126	3,346	2,780	182	6,018	95.40

（注）志願者は，試験地区別（受験地別）のものである。

(3) 平成５年度大学入試センター試験（本試験）平均点等一覧

教科名		科目名	受験者数	平均点	最高点	最低点	標準偏差
国語（200点）		国語	456,142	134.31 (67.15)	200 (100)	0 (0)	30.07 (15.03)
社会（100点）		倫理，政治・経済	31,292	62.34	100	8	15.86
		日本史	174,385	73.37	100	0	16.02
		世界史	126,217	65.71	100	0	16.95
		地理	95,259	69.47	100	0	14.07
		現代社会	6,593	62.09	97	16	13.26
数学	A（100点）	数学Ⅰ	381,175	69.14	100	0	20.95
	B（100点）	数学Ⅱ	352,755	65.48	100	0	27.64
		工業数理	109	62.26	100	7	24.18
		簿記会計Ⅰ・Ⅱ	719	54.93	100	4	16.86
理科	A（100点）	物理	145,184	53.84	100	0	23.11
		地学	25,600	66.04	100	0	19.05
	B（100点）	化学	181,114	58.69	100	0	20.17
		理科Ⅰ	5,143	57.04	100	0	13.99
	C（100点）	生物	128,957	59.94	100	0	18.42
外国語（200点）		英語	479,096	106.72 (53.36)	200 (100)	0 (0)	34.66 (17.33)
		ドイツ語	162	134.10 (67.05)	200 (100)	45 (22)	45.38 (22.69)
		フランス語	187	142.58 (71.29)	200 (100)	28 (14)	45.99 (22.99)

（注）平均点，最高点，最低点，標準偏差欄の（ ）内は，100点満点に換算した点数である。

○星野朋市君　時間が余りございませんので、私、先ほどの出生率の低下とそれから高年齢者対策とあわせて、日本もこれからボランティアの面を大いに活用しなくてはならない時期に来ていると思います。

例えば、アメリカの場合ですと、企業は大学在学中にボランティアをどのくらいやったかというのを入社基準にしておる。大学は高校時代のボランティア活動についてやはり入学の評価基準にしておる。日本じゃこういうことが行われておりません。若い人たちが御老人などに触れて、日常会話を交わすことによって御老人も喜ぶと。

専門職でなくてもこのボランティアの活動分野というのはたくさんあるわけでございまして、私はすぐとは申しませんけれども、文部省のカリキュラムの中に少なくとも週一回ぐらいは老人対策だけではなくてボランティア活動に従事するというような構想をお考えになってはいかがかと思いますが、文部大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（森山眞弓君）　これからの教育におきましては、豊かな心を持ち、たくましく生きる人間の育成を図るということが重要でございまして、御指摘のようなボランティア精神というものも大変大切だというふうに考えております。

新しい学習指導要領におきましても、社会奉仕の精神を涵養して、公共の福祉と社会の発展に尽くそうとする態度を育成するということを重視いたしておりまして、例えば特別活動というのがございますが、その場で奉仕的な活動を明示いたしまして、その内容の一層の充実を図っているというところでございます。

具体的には特別活動の中で、地域の実情に応じ、各学校において地域の清掃とかあるいは老人ホームの慰問とか奉仕活動など、さまざまなことが実際に行われております。また、昭和六十三年度からは奉仕等体験学習研究推進校というのを各都道府県ごとに指定いたしまして、その成果を刊行物にいたしまして全国に普及するなど、いろいろな方法で推進をいたしております。子供たちがボランティア活動に取り組むということは大変重要でございまして、今後とも学校の実情に応じ、特別活動の中で適切な時数が確保されるように指導してまいりたいと思います。

また、大学のことにもちょっとお触れになりましたが、大学の入学試験では学力検査も非常に重要ではございますけれども、それに偏ることなく、評価尺度を多元化、複数化いたしまして、受験生の多面的な面を判定する方法で改善していきたいというふうに考えております。そのような観点から、ボランティア活動を入試の上で評価の対象に加えるということも有益な方法の一つだと考えております。

ただし、ボランティア活動の評価というのがなかなか客観的に評価基準をつくることが難しいものでございますから、そこは相当留意をしなければならないと考えますけれども、かねて高等学校から大学に提出されます調査書の中にボランティア活動などの諸活動を記入するということが望ましい、これらの適正な評価について配慮をしてほしいというようなことを申しておりまして、大学によりましては既にその実施をしているところもあるようでございます。今後ともこのような面に力を入れていきたいと考えております。

○遠藤(和)分科員　時間が来ました。最後に一つだけ大臣にお願いしたいのですけれども、いわゆる私立学校の入学金の返還の問題です。聞きますと、大学をたくさん受けるのですね。受かりますと、親御さんはむだにならないように入学金を納めるわけです。ところが、納める時期が大学によってみんな違うものですから、例えば五つ通るとみんな納めてしまう。ところが、行くのは一つです。四つの入学金は返還されない、こういう問題があります。

これを構造的に考えてみると、どうも文部省が私学の助成金を減らしているから、私学は学校を経営するためには文部省からもらわないものだから受験生から巻き上げている。巻き上げているという言葉は余りよくないのですけれども、受験生から補助金をいただいている。その入学金が私学の経営の基礎になっている部分があるのです。これをどうするかという問題は大変大事な問題なのですけれども、せめて入学金を所得控除の対象にするとか、寄附金控除の対象にするとか、そんなことを文部省としては大蔵省に働きかけていくのも一つの案ではないのかなと思います。入学金の納付期限を延長して、一校だけ納めればいいというシステムにするのが一番望ましいのですけれども、そうすると私学が倒産する、こういうふうなことを言われます。ここは何とか知恵を出すべきではないのか、このように思いますが、この問題について教えてください。

○森山国務大臣　入学金というのは、先生おっしゃいましたとおり、学校の側から見ますと、何人の学生が確保できるかということを見きわめなければならない、そのための有力な材料になりますし、また学生の側から見ますと、必ずその学生としてを受け入れてもらえるという確認ができるということで、両方ともにそれぞれの意味を見出している制度だと思います。確かにおっしゃいますような問題点がないことはないのでございますけれども、今最初に申し上げたような入学金の性格から申しまして、返還しないという取り扱いはやむを得ないかなと思うわけでございます。具体的には個々の大学の判断にお任せしているわけでございます。中には返還されるところもあるやに聞いております。

また、文部省といたしましても、入学金ばかりでなく、初年度にはいろいろほかのものも合わせて相当親御さんにとっては物入りでございますので、初年度の学生が納付いたします金のうち、少なくとも授業料とか施設整備費などにつきましては合格発表後直ちに納入させるというような取り扱いは避けるようにということを指導しておりまして、かなりの改善を見ていると思います。

私学に対する助成につきましては、従来からも努力を続けてまいっておりますが、五年度につきましても、財政厳しい折でございますけれども精一杯の努力をいたしまして、これからも推進していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

○遠藤(和)分科員　終わります。ありがとうございました。

○沢藤委員

時間が経過していますので、家庭、学校と来ましたから、今度は教育制度、教育行政について幾つか触れてみたい思います。

今のいろいろな問題の背景にあるのは、私はやはり受験戦争だと思います。中学から高校、高校から大学、大学から社会への就職試験、そして、簡単に図式化して言ってしまえば、一流大学に入るために――失礼しました。私が言うよりは、一つ御紹介をしたい投書があります。

これは一月十五日付の毎日新聞の投書欄、中学生、十四歳の少年の投書です。「我が子に向かって、学歴社会、学歴社会と騒ぐ親たち。いい会社に就職するためにはいい大学に行かなきゃと言い聞かせる親たち。なんてバカバカしい話だろう。いい会社に就職するために大学に行くのなら、僕は」疑問だ。また、「果たして一流企業と言われる会社は、学歴だけで社員を選んでいるのだろうか。もしそうだったらとても残念に思う。」そして最後には、「とにかく、学歴みたいに表向きのことだけで人を判断して欲しくない。そういう社会をなくして欲しい。」これが十四歳の子供の叫びであります。

二月二十二日、東京新聞、同じく投書欄に、"学歴"は人の価値を決めない」という十六歳の高校生からの投書であります。「今やっている勉強は、一体何の役に立つのだろうか。」と疑問に思う。「人の価値が学歴で判断される。そのため多くの親が子供を塾に通わせ、子供たちは遊ぶ間もない。受験地獄を通り抜け、優秀な学歴を修めた者が、社会的に高い地位につき権力をふるう。しかし、今の教育は、物事の暗記、正確な計算、究極的に言えば「教師の言った通りにする」ことなのである。事実、試験ではこれらのことだけが問われ、その判定を基に"学歴"はつくられていく。」「暗記や計算なら機械のほうがより良くできるし、第一、それしかできない者が権力を持つのは考えものである。権力を持つ者に必要なものは高い教養と徳である。教育ではそれを教えるべきで、それによって人の価値を問うべきではなかろうか。」まさしくそのとおりなんです。子供たちの方が私たちよりもしっかりしている。

そして、では今の学歴社会はどうしてできたのかというと、子供たちがつくったんじゃないですよね。我々がつくったんです。一流企業に行かなければならない、そのためには有名大学だ、有名大学に入るためには何々高校だ、そこに入るためにはこうだああだといって、一つの、一直線のレールに親も駆り立て、教師も手を貸して、息つく暇ない状況をつくっているというのが今の実態でしょう。ですから、先ころ通達出しましたね、きのう、おとといですか、あの高校入試選抜、あれもきらりきらりと光っている部分はありますす。しかし、高校入試制度そのもの、大学入試制度そのもの、社会の学歴社会というものを壊さない限り、これは本質的な解決は絶対にならない。

もう私は、今の子供たちの声を再び読み上げることはしませんけれども、学歴社会というものに挑戦をする、これは大変な仕事です。ドン・キホーテみたいな仕事です。恐らく今世紀にはどうなるかという大きな仕事です。しかし、私たちはやらなければならないでしょう。大臣にしても私にしても、あと二十年か三十年でこの世の中から姿を消しますよね。しかし、その後に彼ら、彼女、青少年は生きていくわけだ。そして、その彼らが生きていく社会が、依然として肩書が物を言い、学歴が物を言って、そうじゃない人たちがいろいろな思いをして生きている社会をそのままバトンタッチするのであれば、一体何のために私たちは大人をしているのかということになると思うのですよ。これはすぐれて私は教育にかかわる問題ですから、文部大臣に頑張ってもらわなければならない。

そこで、では具体的に何をすればいいんだ。学歴社会反対反対と言っているだけでどうなんだということになるわけですが、私は、幾つかの問題を提起してみたいのです。

一つは、やはり高校入試を例にとりますと、学校間格差というのがある、ランキングがある。普通科、普通高校、次は商業ですかね、土地によっては工業ですか、まあ普商工農と言っておきますか。昔は士農工商だったけれども、今はそうじゃない。それに向かって集中するわけですから、幾らか募集定員を多くしても、入試の多様化をしても、多段階化をしても、あるいは内申書、調査書に工夫を凝らしても、今の空気はとにかく頂点を目指して進め進めですから、集中は免れない。その集中を決定づけるのは学歴でしょう。ですから、入試に必要な学科だけを勉強する子供がふえているわけです。音楽とか図工なんというものは目じゃないんですね。とにかく学校の勉強といえば受験科目だけなんですよ。三年生の二学期になりますと、後期対策といって、物理の授業をしているはずのクラスがばらばら解体して、受験科目に、また再び生物の教室に逆戻りしているという例だってあるのですよ。これは学校教育法違反じゃないですか。そういう実態があるんです。それは全部受験社会、受験地獄、そして学歴社会がなしているわざですから。

そういう意味で、まず入試に関して言えば、なかなか一口には言えないけれども、高校入試制度と大学入試制度というのは、今どちらも知識の切り売りというのですか、詰め込みというのですか、あるいはスピード、時間を競ってのマークシートとか、こういう試験になっています。そこには人間性をはかる入試制度はほとんどありません。私は、高校というのは今やほとんど一〇〇％近くの進学率ですから、人間としての基本的な能力、それを学ぶ、それに答えるものを尺度にして高校入試はなされるべきであって、知識の量と答える速さとは無関係にしてほしい。大学も同じです。

特に大学の場合は、進路指導ということになりますけれども、こういう文章が、これも投書欄です。高校教育に携わる立場からいえば、まず職業観を育てながら自分の適性を生かせる職業を考える、そのために何を専攻するか、どの大学に進むかという段階を経てから初めて受験の指導が来るんだ、今それが、前段が全部吹っ飛ばされている、省略されている、受験の合格だけが指導だというふうな実態になっている。この指摘は正しいと思うのですね。

ですから、高校入試は、人間の生活のこれから六十年を支える基本的なものを学ぶ、そういった基本的な能力を問うような入試制度、高校入試制度であるべきだという基本。大学入試は、いずれは社会人になるわけですから、その職業選択と結びついわゆる自分としての進路選択を中心にしながら、それを問うような大学入試であるべきであって、今の大学入試センターの試験については随分厳しい批判があるということは、やはり指摘しておかなければなりません。

これは週刊誌ですから、笑い飛ばせば笑い飛ばしてもいいんだろうけれども、このテストは「受験知識を答えさせるものばかりだ。およそ学問と本質とは無縁の暗記モノや、パズルまがいの設問が並んでいる。しかし本来、学問というものは、思考のプロセスこそが大切なのだ。」というふうな指摘、さらにアメリカ人の記者の談話ですけれども、こんな役にも立たない受験知識だけを詰め込んだ人が大学に行ったって、将来本当の社会人になれるわけがない、そういう指摘をしていました。

これは、じゃ、こうしろということは申し上げません。やはり社会にどう出ていくか、どう参加するかということを大切にするような大学であってほしいし、それを手助けするような大学入試であってほしい、このことを本当に真剣になって考えてください。そのことをお願いしておきたいと思います。

入試制度についていろいろ御苦労なさっていることはわかるのですが、今申し上げた高校入試、大学入試についてのお考え、どなたかお願いしたいと思います。

○森山国務大臣　御指摘のような問題があること

はよく承知しております。そして、究極的には社会全体の学歴偏重という意識を改めていかなければいけないという点も、全くそのとおりだと思います。

高校入試の改善につきましては、先ほど来お話が出ておりますように、今までのようないわゆる業者テストの偏差値によるというような状況を打破していきたいということで、まずその線を貫くために今一生懸命努力しているところでございますが、もちろんそれだけで解決するものではなく、それに対応する、あるいはそれに取ってかわる中学の先生方の懇切な御指導ということが必要でございますし、また、大学の入試につきましても、大学入試センターで今まで随分いろいろな工夫を重ねて最近大分改善されてまいりましたし、また、余り目まぐるしく変わるというのも受験生やその周囲の人たちに迷惑をかけますので、慎重に検討を続けていかなければならない問題だと思いますが、そのときそのとき、常によりよい方向を求めて努力していくべき問題だと考えております。

○保利委員　現在、今共通一次が終わりました。受験シーズン真っ盛り、これから大変でございます。世の中の父母の皆様あるいは保護者の皆さん、親の皆さん、ちょうど学齢期にあるお子さんをお持ちの皆様方は、大変御心配をしておられるのじゃないかと思うのです。

そこで、随分大学進学率も上がってきておるわけですが、これだけの教育を与えようということは、やはり日本人のエネルギーのようなものが感じられるわけでございますけれども、将来日本をしょって立つ若い人たちがうんと教育を受けるということは必要だと思います。そのためには、親のいわゆる負担も多少のものはやむを得ない。むしろ子供たちを立派に育てるためには、親が教育費をある程度負担をしても子供たちに立派な教育を受けさせてやろうという親御さんたちが多いのだろうと思うのです。

ただ、ある程度の負担はやむを得ないとは申しながら、不合理な負担というのはこれはいかがなものか。例えば合格通知が来る、そうすると一週間以内に入学金を納めなさい、こう来る。ところが、その学校に入らなかったら、その入学金は、いわゆる何十万円かの入学金が親の懐から消えてパアになってしまうわけでございます。パアという言葉は余りよくありませんが、それは大学の経営に役立っているのだろうと思いますけれども、そういういわゆる親の気持ちから言うと、不合理な出費というものは、いかに教育といえどもこれは避けるべきじゃないかと思うのです。

そういう意味で、納得のいくような、そういう御指導を文部大臣にお伺いをしたいと思うのですけれども、文部省としてはどういうふうなお取り組みになっていらっしゃるか、文部大臣にお伺いいたします。

○森山国務大臣　文部大臣の先輩でいらっしゃいます保利先生の御質問にお答えいたします。

教育費の負担というのは、よく言われることでございますが、総務庁の家計調査によりますと、家計における消費支出に占める教育関係の割合は七・一％というふうに出ております。しかし、この割合は全世帯の平均でございますから、文部省の調査、別の調査によりまして家庭の中で学生生徒一人当たりの年間教育費負担というのを調べてみますと、例えば私立高等学校に入学させている場合は約六十五万円、私立大学では約百四十四万円が年間要るということでございまして、相当高い割合になるわけでございます。

文部省といたしましては、そのようなことを配慮させていただきまして、育英奨学事業、私学助成その他予算や税制の面でいろいろな措置を講じてまいりましたことは、先生もよく御存じのとおりでございます。

なお、平成五年度の予算案におきましては、育英奨学事業について四・八％の増を計上しております。また私学助成についても二・三％増を予定させていただいているような次第でございまして、これからもその面でいろいろ努力をいたしてまいりたいと考えます。

また、先生が特に御指摘になりました入学金のことでございますけれども、入学金というのは学生の入学意思を確認するためのいわば予約金のようなものかと思います。大学にとっては一定の期間の間に何人の学生が入るかという正確な数をある程度把握できるということでございますし、また学生側にとっては、入学金を払い込むことによって、その大学に確実に入学できるという立場を確保できるということになるわけでございます。

このような入学金の性格ということを考えますと、返還しないという取り扱いはある程度やむを得ないのかなというふうにも思いますが、具体的には個々の大学の判断にお任せしながら、額の抑制などにつきまして私立大学側に一層の御配慮をお願いしたいと考えております。

なお、入学金など一緒に納めることの多い初年度の学生納付金、そのほかにもいろいろございまして、例えば授業料の何カ月分か、あるいは施設設備費などの名目におきましてほかの経費がかかる場合もあるんでございますが、これらの問題につきましては、合格発表後短期間に納入させるような取り扱いはしないようにということを指導しておりまして、ほとんどの大学で延納の扱いがされるようになっておりまして、この面では改善されているかと存じます。

以上でございます。

○保利委員　いずれにいたしましても、父母の皆様方に不合理な、そして納得のいかない御負担をかけるわけにはいかない、それが我々の考え方でなければならないんではないかと、このように思っておりますから、その観点からよくご指導をいただきたいと思います。

○鍛治委員　それで、提案を含めての御質問でございますが、一つは、受験戦争というものはもうそんなにやいやい考えなくてもいいですよというふうな雰囲気づくりというものも必要じゃないかなというふうに思うのですが、それについては、一つの考え方として十八歳人口というものが減少をしてくる。リクルートでしたか何かで試算をして、前提条件が幾つかあったようですが、試算をしたら、大体二十一世紀に入って二、三年すると、もう大学を受験する人口よりも大学、これは短大も含めた入学定員だと思いますが、そちらのほうが上回っちゃって、学校を特に選ばなければ大学には皆行けるような時代が来るというような資料があったのですね。私は、こういうのは具体的に文部省はどういうふうな考え方で推移を見ておられるのか、お聞きをしたいのですけれども、こういったことというのは、やはり父母の方たちに、あくせくした感じ、せっぱ詰まった感じというものを和らげる一つの材料にはなるんじゃないか。だから、業者テストなんかやるについては、こういうこともしっかりPRをしていくというふうな具体的な形も私はあっていいんじゃないかなというふうに思うんですね。

それから、新しい学力観もそうだと思うのですよ。やはりこれからの時代というのは、環境問題がいろいろある。そうすると、学力だけじゃだめなんだ、知識だけじゃだめなんだ、知恵が必要だし、人間らしい人間、そしてあたりを思いやる人間というのが必要なんだ。そちらの方がむしろ社会へ出たときに成功するんですよ、いいんですよというようなことも含めて、いろいろな角度で、これは文部省だけでできなければ、ひとつ総理にもお願いして、政府を挙げてそのPRをしながら、そういう弊害をなくすための、偏差値信仰を崩すための努力というものがやはり必要だろうというふうに思うのですが、以上の二点についてお尋ねをします。

○遠山（敦）政府委員　先生のお話は、御議論の経緯からいたしますと、広く大学の門戸が開かれていれば、あのような受験体制はなくなるのではというお話でございます。それはそれで大変説得力のあるお話であろうかと思います。

私どもといたしましては、高等教育という立場からいたしますと、やはり高等教育というのは一国の将来を左右する優秀な人材を育てるという使命もございますし、その目的というのは学校教育法の中にきちんと書かれているわけでございます。その角度からいたしますと、将来一体どうなっていくかということについてはかなり厳密な計画も立てておりまして、ケースを三つに分けまして、志願者がどうなるか、あるいは進学率はどうなるかというふうなことで考えております。したがいまして、それを今説明している時間がないのですが、だから将来は全部だれでも入れるようになるんだということになりますと、いささかちょっと、もう少し御説明が要ろうかと思います。

ただ、御議論の展開を聞いておりますと、確かにいろいろな学習の形態があり得るわけでございます。単に大学あるいは短期大学ということにとらわれずに、あるいはリカレント、生涯学習ということもございますし、そういうことを考えてまいりますと、これからもう少し幅広くいろいろなチャンスに人が学べるような社会にしていくという面では、高等教育局も、あるいは生涯学習という観点からも、いろいろなチャンスが開かれていくという点では、先生のお考えというのは、私どもとしてはある意味で賛成できることであろうと思っております。

○鍛治委員　時間が参りましたので、若干質問は残りましたが、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○渕上貞雄君

次に、教育改革についてお伺いをいたします。

業者テスト問題が大きな問題となっておりますが、受験生に多大の不安を与えたことは極めて遺憾であります。このような問題の提起は時期を考えてしてもらいたいものであります。しかし、受験のために学校教育の中に業者テストが横行するという極めて問題のある教育の現状の改革に手がつけられたということは、率直に評価をするものです。

しかし、事は、文部省が業者テストについて物申したということで済む問題ではないと思います。業者テストの本質は一体何だったのか。業者テストは、知識の多寡を偏差値に置きかえて受験生の優劣を判断する現行の受験システムにおいては、募集する学校の立場、特に私立の高校の立場からは、いわゆる優秀な生徒をローコストで集める手段であり、受験生を送り出す学校にとっては、教え子を間違いなくいずれかの学校に送り込むために必要な手段となっているのであります。したがって、文部省は、業者テストをやめさせることだけでなく、偏差値受験のシステムの改革にこそ着手しなければならないのではないでしょうか。

最近、新規採用に当たって学歴や学校歴を問わない企業が出てきております。この傾向はますます強まると考えます。偏差値受験のシステムによる学歴や学校歴では社会の変化に対応できないということではないでしょうか。国際化社会、情報化社会と言われる今日では、多様な価値観に柔軟に対応できることこそ未知の課題に遭遇してもじろぐことなく挑戦できること、また、自分の意見を価値観の異なる人々にも的確に伝えることができること等々の能力が求められているのであります。マル・バツ式の単一価値観に基づく暗記力だけを誇っていては困るわけであります。

（中略）

○国務大臣（宮澤喜一君）

大学入試センター試験のことについてお尋ねがございまして、大学入試の改善は、常によりよい方途を求めて絶えず努力を続けていくべき重大な課題でございます。当面、現行制度の基本的な枠組みのもとで、受験生の能力、適性等を多面的に判定する方向での着実な改善、円滑かつ公正な実施が重要と考えております。

（中略）

○国務大臣（森山眞弓君）

いわゆる業者テストの横行によります弊害を少しでも除いていきたいという関係者の努力を評価していただきまして、ありがとうございます。

高校教育改革推進会議におきましてかねて検討していただいておりましたが、昨日、高校入学者選抜の改善についての報告がまとめられました。この報告におきましては、いわゆる業者テストの偏差値を用いない入学者選抜の改善及び進路指導の改善につきましての提言が盛り込まれておりまして、文部省といたしましては、この報告を踏まえ、指導の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、この報告では、入学者選抜において生徒の多面的な能力、適性などが評価されますように、選抜方法の多様化、選抜尺度の多元化を図ることにつきましても提言されているところでございます。文部省といたしましては、この点につきましても最善の努力を尽くしていきたい考えでございます。

大学入試につきましては、先ほど総理から既にお答えがございましたので省略させていただきます。

いずれにいたしましても、事は中学校における業者テストや大学入試の問題に限らず、社会全体の意識の改革が必要があるということはまさに御指摘のとおりでございまして、文部省といたしましては、今後とも、各方面のお知恵をおかりし御協力をいただきまして、事態の改善にたゆまぬ努力を続けてまいる考えでございます。（拍手）

かということでございます。

その次に、平成二年度の経済白書によりましたら、男子の労働者のモデルの生涯賃金なんですが、六十歳を定年といたしまして、高等学校を卒業いたしまして計算いたしますと、二億五千九百六十四万円稼ぎ出すんだそうです。大学を出られた方は三億四百四十九万円だそうです。これを差し引きいたしますと、四千四百八十五万円大学を出た方の方がたくさん稼ぎ出すということなんです。大学を出るのに一千万円かかったとすれば、生涯を通じて三千五百万円の得にしかなっていないという計算になるわけなんですね。そうしていきますと、この一億二千万人の国民が価値観を一元化してしまうほどの大学の入試ではないんではないだろうか。大学へ行くという問題点というか、もっと違った多様な人生観を持って多彩な人生を送った方がいいのではないかというように思うわけです。

ここに今「ハイスクール・セレクション」という本がありまして、お読みになったかもわかりませんけれども、こんな高校に入りたいということで、母親が見て歩いて書いた本当の高校事情ということで三十校のいろんな様子が書かれております。これはお読みいただいたでしょうか。ちょっと通告はいたしておりましたんですけれども、こういうような学校の評価を文部省としてどうなさいますでしょうか、伺わせていただきたいと思います。――通告してあったのでどなたでも結構です。

○国務大臣（鳩山邦夫君）　通告を受けてこの本を見ましたけれども、まだ読むというよりもさらっと見たというような程度でございます。こういういろいろな特徴のある高校の実態を、教育の専門家がごらんになったというよりも、むしろ何というんでしょうか、一人のお母さんとして直接それぞれの学校を訪ね歩いて、生徒の声とかあるいは生徒さんの活動を実際の目で見てのこういう一つのレポートだろうと思うんですが、こうした労作をつくられたことには本当に敬意を表します。

それぞれの私立学校、これはほとんど私立学校だと思いますが、公立もわずかあるんでしょうか、ほとんどが私立学校でございますけれども、実に特色ある教育活動が行われているということを改めて認識いたしたところでございます。これからも新しいタイプの高校をつくろう、例えば国際性重視あるいは情報化対応と、いろいろな新しい特色ある高等学校づくり、もちろん単位制高校もあるわけですが、そうしたものがつくられつつあるところでございまして、こういういろんな高校が日本にあるんだなという中で、個性ある教育が展開されていくように大いに期待をいたすところでございます。

せっかく個性ある高校教育がなされていたとしても、それが偏差値輪切りで共通の物差しでまた序列をつけられていくということになると、せっかくの個性ある高校教育が大学進学を機にまた失われていくということにもなりかねません。やはりこの大学入試問題というものは、本来社会の学歴偏重という風潮がいかぬわけですから、日本人のブランド指向というところがいかぬわけでございますが、それを直せと私が叫んだところで世の中がすぐ変わってくれるわけではありませんが、文部省として何ができるか、研究をしていきたいと思います。

○乾晴美君　非常にうれしいお答えをいただきましてありがとうございます。一言、学歴社会といいますけれども、学歴というよりも学校歴社会というふうになっているというように思っております。

どうもありがとうございました。終わります。

○乾晴美君　お伺いいたしますと、個性がない教育がなされているというようなことなんですが、これはやっぱり言えるだろうと私も思います。特に大学の個性もなくなりつつあるのではないか。その原因は、私も高等学校にいましたけれども、生徒はどうしてそこの大学へ行くのかというのがよくわからなくなってきているわけなんです。あなたはなぜそこの大学を選んだのというふうに聞きましても、共通テストの成績がよかったからそこを選んだというような答えが返ってきたりしてぎょっとするわけなんです。理科系で偏差値が高ければ、あなたは医学部に行きなさいというふうなことで、医学に向いているかどうかということは余り考えないで選ばせてしまうというようなことは怖いなというふうに思っております。

やっぱりこれは共通一次試験を変えていかないと、今見ますと、東大を頂点にして大学が序列化されていっている、その東大の一列に従って高等学校の方もまた一列に学校の順番がついているというようなことになっているんだろうと思うんです。この東大を頂点として序列化されたということが、日本の学問のレベルが向上したのか、上がったかということになると私は非常に疑問を抱かざるを得ないと思うわけです。ですから、教育水準を上げていくというのに共通一次テストというのはもう不可欠なものだというように文部省の方はお考えになっているわけでしょうか。私は偏差値人間をつくり出しているというように思えてくるわけなんですね。真に創造的な人間を殺していってしまっているのではないかというふうに思ってしまいます。

この間、五月三十日の新聞を見ておりましても、公立学校校長会のところで文部大臣が、一人一人の個性を伸ばすと同時に学校の個性を伸ばさにゃいかぬのだ、そういうふうにお願いしますと言いつつ、現実はそれとはかけ離れたものになっていってしまっているのではないかというように思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員（前畑安宏君）　共通一次、現在は大学入試センター試験と称しておりまして、その性格も共通一次のときから変わったわけでありますが、御案内のとおり、アメリカでもSATとかあるいはACTとかいう統一的な試験が実施をされております。これは御案内かと思いますが、関係の方の御意見によりますと、独自の入学試験、試験問題というものを各大学が行うことの不合理性というのはアメリカでもつとに指摘をされまして、今世紀の初めから大学協会が統一テストを行うようになった、こういうふうに承知をいたしております。

我が国の共通一次の始まりもまさしくそれと軌を一に、考え方を同じくいたしておりまして、いわゆる難問、奇問を排するために学力をはかる尺度としての統一的な試験を行おうではないかということで、共通一次が国大協の努力によって始まったわけであります。ただ、甚だ残念なことには、その後にいわゆるコンピューターの発達ということもありまして、また各大学における選抜試験が、共通テスト、共通一次あるいは大学入試センター試験と各大学が行います独自の選抜試験というものが必ずしもうまくマッチングをしていないというようなこともあって現在のような状況になっておるわけであります。

先般、大学入試センターの十五周年ということでシンポジウムが行われました。東京大学の有馬総長は体調が悪くて欠席でありましたが、原稿をそこで提示されて読み上げられたというふうに聞いておりますが、東京大学においても真剣に入学試験のあり方について検討を行おうではないかという機運も出ております。特に、御案内のとおり、今後十八歳人口が減少をしてまいりますと、大学に入る入り方というのがかなり変わってくるんではないか、その時期をつかまえて東大としてもこの入試のあり方について積極的に研究をしたいというようなことも言われております。

御案内かと思いますが、亜細亜大学でも新しい、いわゆる職員の子弟を推薦で入れるというようなことも考えたいというようなことも先般亜細亜大学の学長が雑誌において述べられておりました。また、新聞では批判を受けましたが、同志社大学が縁故者を推薦で入れるというような仕組みも、いろんなことが出ております。

ただ、大変大事なことは、共通一次あるいは大学入試センター試験で基礎的な学力を測定した後に各大学がいろんな多様な選抜を行いますときに、公平公正というのが余りにも強調されるというふうなことになっては各大学の取り組み方というのがたじろぐわけであります。同志社大学も来年度は推薦入試をやめた、こう言っております。そういった点が、もう少しみんなで考えながら少しずつでも雰囲気が変わればいいんではないか、このように考えております。

○国務大臣（鳩山邦夫君）　文部大臣にさせていただいてから何日たったんでしょうか、二百何十日か経過したと思います。大学入試の問題というのは、入試センターももちろん私は視察はしましたし、大変難しい問題で、それこそ猫の目のように変わってもいけませんし、軽薄に文部大臣たる者が発言をすべきではないと思って、実は委員会等でもほとんどこの種の問題については私は余り物を言ってきませんでした。

ただ、今二百何十日か経過しまして、多少文教行政にもなれ親しんできたところであえて先生からそういう御質問があったわけなので、少しばかりお答えをするとすれば、共通一次試験にしてもセンター試験にしても、その果たしてきた役割は十二分に評価したいと思うし、今前畑局長が御説明申し上げたように、どういう趣旨でこれがつくられてきたかということも十二分に評価されるわけでありますが、正直申し上げて、共通一次試験をつくり上げたときに、こういういう入試制度にしようと思って願いを込めてつくったものが実はそういう形にならなかったという、予想に反するような形がいろいろ出てきているというところに問題点があることを私は素直に認めたいと思います。

というのは、センター試験をつくるに当たっては、極めて厳密な厳正な問題作成、その努力等は大変なものがあるわけだし、なかなかの良問が出題をされてきているのも大いなる研究の成果であることは間違いがありません。しかし本来、共通の試験というものはごく基礎的なものがどの程度クリアできているかということを試すものであって、そして各大学は思い切って個性のある、個性豊かな入学試験をやってもらう。A、B、C、D、Eと五つの大学があったとして、基礎的な到達度はセンター試験でわかる。しかし、A、B、C、D、Eというそれぞれの大学が行う入学試験では、どっちがどっちより難しいということは判定しかねる、それぞれが余りに個性的だから比較できないというような形になることが理想であったものが、センター試験の点数による偏差値輪切りというような現象が、情報化社会の進展に伴ってそういう傾向が顕著になってきてしまっていることが大変残念でございまして、さらに一層の私どもも研究や検討が必要であると問題点を抱いております。

○乾晴美君　ありがとうございました。

この共通一次というのは昭和五十四年から始まってきた。先ほどお答えいただきましたように、難問奇問があるということで、高校の教育のレベルを乱すというようなことでなってきただろうと思います。しかし、共通一次テストのそのものもともとが、今大臣がおっしゃっていただいたように大学へ入れる力があるかどうかという基礎的なものがはかられてよかっただろうと思うわけなんですが、アメリカのSATというんでしょうか、大学入試適性検査だとか、ACT、アメリカの大学テストなどを調べさせていただきますと、やっぱりこれも全国規模のテストのようなんですけれども、大学が日本のように序列化されていないなというようなことで、これに倣いたいのではないか、見習うというのではないかというような気がいたしておりましたので質問させていただきました。もっともっと個性を出せるような大学になっていくことが私もやはり望ましいのではない

の通塾問題についても義務教育の教育との相関関係で積極的に改革に取り組んでいくべきであろう、こういうふうに思います。この点については、後ほど大臣から簡単に見解を伺っておきたいと思います。

ク　第123回国会　衆議院商工委員会議録（抄）　4．5.13　川端　達夫氏（民）

○川端委員　いろいろな日米間のいわゆる経済摩擦と言われる部分においても、一般の国民感情からというとかなりアメリカが、本来政府の立場でいかがかなと思うことも含めて随分いろいろおっしゃるなという受けとめをしているというふうに思います。しかし、この単位、メートル法に関して言えば、アメリカにもっと強い姿勢で求めていくことがやるべきことではないかというふうに思います。重ねてお願いだけ申し上げておきたいと思います。

さて、計量単位の見直しについては、通産省の所轄部分だけでも関係法改正、あるいは政令等、省令等でいいますと数え切れないほど手直しを加えなければいけないというふうに伺っております。これは当然のことだというふうに思っておりますが、通産省所管以外でも、例えばきょうは文部省に来ていただいたのですが、見直しの趣旨からいえば当然ながらそういういろいろな、重力の単位であるとか、圧力であるとか、熱量であるとか、その他もろもろの単位を変えていこう、すういう物の考え方に物差しを変えていこうということであれば、当然教育の現場においてもSI単位に基づいた指導をしていかなければいけないというふうに思います。

私はたまたま大学でそういう工学系の勉強をさせていただきましたが、大体計算問題がやり方は正しいけれども単位を間違って零点というのはしょっちゅうあることであります。単位の問題というのは常に頭を悩まされた問題であります。そういう分で、例えば今は学校の教科書で、先ほど申し上げましたように一キログラムの物を持ち上げるのが一キログラムの力だ、書くのは一重力キログラムと書く、これを重力という。これは割にわかりやすい話なんですが、一キログラムの物体に一メーター・パー・平方秒の加速度を生じる力を一ニュートンということは概念的には加速度も含めるとなかなかわかりにくい話なんですね。

同時に、化学の分野でいいますと、化学で一番初めに習う一つに、アルカリ性、酸性そして中和という言葉が出てまいります。ある濃度の、例えば苛性ソーダの水溶液にある濃度の塩酸水溶液を何cc加えると中和されるでしょうというのがよく学校現場で起きないように、できるだけ混乱が問題にあります。これのときに出てくる概念が、ノルマルという、規定という概念が有ります。今回の改定でも、これはモル・パー・立米に変えるということになっています。そういうことになりますと、学校の教育というものに対しての概念をどのように整理をしてやられるのか。これはある期限を切っていつからか一斉にかえないと、大変な混乱を起こしてしまうのではないか。受験の問題もあります。そういう分で文部省の初等中等教育局、高等教育局、それぞれにどのような問題が生じると考えておられるのか、そしてどのような対応をしようと思っておられるのか、いつごろからやろうと思っておられるのかということについてお聞かせをいただきたい。

○福島説明員　尺貫法のときもそうでございましたが、私ども基本的には、教育の場におきましてもこういう国際的な動きあるいは国内法の動き、こういうものを教育の場でフォローするということが基本的には必要だと考えております。そういうわけで、私ども、五月から六月にかけまして全国でブロック別に教育課程講習会というのをやるわけでございますが、その場におきましてこの法改正の動きあるいは国際的な単位につきまして、そういう動きにつきましては説明するつもりでございます。

しかし、今先生御指摘のように、では入試にどうするかあるいは教科書でどうするかとか、いろいろな教育としての問題はまた別にあると思います。まさに今おっしゃった趣旨のことを、文部省の理科なんかの教科調査官というのがございまして、そういう専門家を中心にこれをどういうふうに教えたらいいのかというふうなこと、あるいは教科書でどういうふうにこれを書いていけばいいのかということ、現在まだまさに検討会を設けてやっている最中でございまして、できるだけ早くその結論を得て、この法改正につきまして私どもフォローしていきたいと思って今一生懸命やっているところでございまして、できるだけ混乱が学校現場で起きないように一生懸命やっていきたいと思っているわけでございます。

○川端委員　ぜひともによろしくお願いしたいと思います。

重力だけを教えるというときには、一キログラムの物を持ち上げる力で一キログラムというのは簡単なんですが、ニュートンを導入しようと思うと、これは重力加速度ということで加速度の概念を教えないと理解ができないという部分で、私はこれをどうされるのかなというのは非常に懸念をいたしております。そういうものは後でしか習わないときに単位だけ先行して入ってくるということがいかがなものかということで、慎重かつ混乱のないようにということを御要請申し上げておきたいと思います。

ケ　第123回国会　衆議院決算委員会議録（抄）　4．5.20　宮地　正介（公）

○宮地委員　続きまして、先ほども少し問題になっておりましたが、やはり政治家として、最近の現場の教育における実態というもの、またその内容あるいは教育費の問題、こうしたものについて相当国民の皆さんから厳しい御指摘をいただいております。

私どもは戦後義務教育でお世話になった一人でありますけれども、大変に最近の、一つは偏差値によって子供たちの教育の水準というものが輪切りをされてしまう。それがまさに小学校、中学校においては、どうしてもよい進学を望めば、特に義務教育の小中学校の子供たちは今や塾に通わなければなかなか思うような進学が難しい。私どものころは、たしか私立の中学や高等学校よりも公立の中学や高等学校、こちらの方の志望が非常に優秀な子供たちの中でも多かったと思います、一部を除いては。そういう点を考えますと、最近の子供たちは義務教育に通いながらクラブ活動を終えて帰ってきて、また塾に通い、夜遅く帰ってくる、こういう大変な現在の教育の実態でございます。

いろいろとこうした問題の解消については文部省としても御努力をいただいているとは思いますけれども、この塾に行かざるを得ない実態というものをどのように改革していこうとされておるのか。私立の小学校、こういうところに行っている子供たちはほとんど塾に行っておりません。先ほども大臣がお話になりました、功罪の功の方でしょうか。若干追いついていくのが大変だから、英語や数学等においてフォローの意味で私立に通っている子供たちが塾に行っているという例はあると思いますが、ほとんど私立の学校の中で消化されておる。実際に塾通いしている子供たちは、ほとんどが義務教育に通っている子供たちであります。この実態をどういうふうに見られておるのか、この点についてまず大臣の御見解を伺っておきたいと思います。

○鳩山国務大臣　これは日本の教育界における最大の課題の一つであろうと思いますし、先ほど登校拒否とか高校中退のお話がいろいろ議論された中で、今文部省の抱える、日本の教育界の抱えるたなどというような話もさんざん耳にするわけでございまして、受験戦争の低年齢化というのでしょうか、世の中の親御さんたちがエスカレーターで行ける有名大学のその附属の小学校、場合によっては幼稚園に入れてしまったら後は勝ちだというようなことで、幼稚園の入園とか小学校の入学試験でまことに厳しい競争があるというのは、まだ物心つかないお子さんたちの世界であるでしょうし、これも大問題だと私は考えております。

そもそもは、先ほども申し上げましたような銘柄志向というのでしょうか、社会が、企業が、あるいはそれぞれの家庭が有名大学を望む、この大学は偏差値の上でも大変高いランクにあるから仕事もできるだろうといって出世できる、それがまた学閥を生むとか、そういうようなことが上から下へどんどんおりてきているというか、逆に言えば一番上の社会が高学歴志向であるという部分を、これは官庁の採用、企業の採用まであるでしょうが、これを取り除かないとどうにもならないという面もありますから、社会全般にお願いをするのが文部省の役割だという側面がある。社会が変わってくれないと教育を変えることができないという部分が入試という問題にはどうしてもつきまとうということは先生にも御理解をいただきたいと思うわけであります。

そもそも偏差値輪切りというのが、同じ一つの物差しで、目盛りがついておって全部はかれるような形だからいけないのだろうというふうにも考えます。ですから、大学設置基準も大綱化、柔軟化をしてうんと個性ある大学をつくってもらう。A、B、C、D、Eと五つの大学があるけれども、全く質が違うからこれは同じ物差しではかれないというふうになりますと、受験戦争とか受験地獄と言われるようなものは随分緩むのではないだろうかと私は考える次第でございます。

これは余りに大きな問題で、一度に答弁をして済むようなことではありませんが、社会全体が変わってもらわなければならないという点、社会にあるいは家庭に一生懸命語りかけていくのが私たちの仕事であるという面、そして社会や家庭が変わらなくても、そういう中でお子さんたちの苦痛を少しでも和らげるにはどういう方法があるかということも懸命に考えなければならないと思っております。

今先生がおっしゃった公立と私立の話は、私もちょうどそういう世代で体験をいたしておりまして、例えば昔の東京の都立高校は非常に評価が高かった。そして都立高校はいっぱいありましたから、どこかの都立高校に入れればいいという感じでございましたが、都立の地盤沈下、今東京都の教育委員会はまたこの復興のために単独選抜等の案を出しつつあるようには承ってはおりますけれども、都立高校というか公立高校が地盤沈下して有名私立のようなものが浮かび上がってくれば、当然それを目指しての受験戦争は低年齢化して激しさを増しますから、そういうことも随分違う要素があるなどと考えながら、入試の問題は対外の課題の一つでございますから、本格的に検討をしていかなければならないとは思っております。

○宮地委員　根本的には学校歴とかあるいは学歴偏重社会、そうした大きな環境の改善というものが非常に根っこにあろうかと思います。ただ、やはり文部省は義務教育の小中学校の教育指導の立場にあるわけですから、やはり余りにも私立と公立学校、ここに乖離があり過ぎる。教員の資質の問題あるいはカリキュラムの問題、いろいろとあろうかと思います。

やはり少なくともそうしたところに思い切った改革をしていかない限り、今後とも私立にシフトしてしまう。塾通い、通塾というものがさらに拡大をしていくであろう。この塾の範疇は産業だから通産省マターだなどといった考えはないにせよ、私は、義務教育の一つの大きな中でこの通塾問題というものは見逃すことのできない重要な問題であろう。文部省は決して自分たちの域外であるなんというけちな考えはないと思いますが、こに入れるために、幼稚園時代にそれこそ塾へ行っ

○乾晴美君　私も高等学校で長いことお世話させていただいたんですけれども、もう現実には、部活といいますが、運動部の活動に情熱を燃やしてひたむきに努力をする生徒がずっと減少傾向にあるわけですね。それはどうして部活をやっていかないかということ、やっぱり高等学校及び大学の入学者選抜におけるスポーツ活動歴みたいなものを配慮する面が欠けているからだと思うんです。以前も私申し上げましたけれども、やっぱり学歴偏重の入試制度だとか入社制度を変えない限り、我々の理想とは相反する方向に進んでいってしまうんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員（前畑安宏君）　御指摘の問題、直接に大学入試の選抜方法とかかわりがあるかどうか私ども具体に把握をいたしておりませんが、御指摘のように、大学の入試がもっと学力偏重ではなくて多様な能力判定によって行われるようにならなければならないということはお説のとおりだと思います。

私どもも毎年度入学者選抜実施要項というのを定めて通知をいたしておりますが、その通知に当たりましても、まず「1」記の事項に留意の上、なお一層の工夫・改善を進めるよう」ということで、記の一といたしまして、「入学者選抜の内容や在り方等の研究を更に進め、評価尺度の多元化・複数化を含め、一層の工夫・改善に努めることが望ましい」という指摘をいたしております。また、具体の実施要項におきましても、今御指摘ございましたが、「大学が適当と認める資料により、入学志願者の能力・適性等を合理的に総合して判定する方法によるものとする。この場合、スポーツ・文化等の各種分野における諸活動を適切に評価することが望ましい。」こういうふうに指摘はいたしております。

しかしながら、具体にはなかなかそれが進展をしないというのは、これはさきの中教審の答申でも指摘がなされておりましたが、やはり入学者選抜の公正、公平といいますか、そのことについての非常に難しい問題があり、どうしても学力検査偏重にならざるを得ないという状況があるんだと思います。

ただ、具体には、例えば推薦入学につきましても、これは定員枠の問題はございますが、実施している大学、学部ということを取り上げてみますと、大学の数では八九・六%、平成三年度でございます、学部の数にいたしますと七九・五%の学部が推薦入学を取り入れているというようなことで、今先生御指摘のようなことがだんだんと世の中に広く理解されるようになりますと、学力検査による一点刻みだけが公平あるいは公正であるというようなことでなくなればだんだんとおっしゃるようなことが進んでいくんではなかろうかと思っております。

私どもも努力をさせていただきたいと思いますが、今後とも御指導をお願い申し上げます。

○刈田貞子君　文部省にお伺いいたしますが、この間御案内いただいて麻布大学を視察させてもらってきましたけれども、百年の歴史を持った大変な獣医大学でございました。私は、こうした大学に多くの人が応募して、そして勉強していることを初めて知りまして、倍率十倍であるということも実は聞いたわけでございまして、大変びっくりいたしましたが、この獣医大学の関係者に対して奨学金助成を文部省としてはどういうふうに考えておられるのか。

それからもう一つは、農業高校から獣医系の大学への推薦入学の枠があるんですが、この枠をもっと広げてみたらどうかというような御提言がたくさんあるわけですけれども、こうした問題についてどんな御見解をお持ちですか、お伺いします。

（中略）

○説明員（若林元君）　もう一点、刈田先生御質問の農業高校からの推薦入学について御説明を申し上げたいと思います。

高等学校の農業等に関します学科の卒業者を対象といたしました推薦入学を実施しております大学は獣医関係で二大学ございます。

大学入学者の選抜というのは、御案内のように、大学教育を受けるにふさわしい能力それから適性を多面的に判定いたしまして、公正かつ妥当な方法で実施する必要があるというふうに考えておりまして、職業高校卒業者を対象といたしまして一般の志願者と異なる方法により選抜することは、入学者選抜の多様化を推進するというふうな観点からも私どもとしても有意義であるというふうに考えております。

文部省ではこのような観点から、高等学校の職業教育を主とする学科卒業の入学志願者につきましては、その職業教育が当該学部・学科の教育と関連するというふうに認められる場合には入学者選抜方法を工夫するなど、その受け入れを配慮することが望ましいというふうな指導を従来から行ってきておりまして、今後ともそのような指導を続けてまいりたい、このように考えております。

○刈田貞子君　一つはその奨学金の方の話ですけれども、これを工夫して、産業動物獣医師の方向に進む、そういう学生を育てるための奨学助成金ということが一点。それからもう一つは、今の農業高校からの獣医系大学への推薦、今できるというふうにおっしゃっているんだけれども、今までの実績とか成果があるのでしょうか。この二点。

（中略）

○説明員（若林元君）　農業高校からの推薦入学でございますが、先ほど二校というふうに申し上げましたけれども、具体に申し上げますと、山口大学の獣医学科及び宮崎大学の獣医学科でそれぞれ入学定員の一割を推薦入学で採ることにいたしておりまして、実態もそのように実施されているものと承知いたしております。

○刈田貞子君　わかりました。

オ　第123回国会　参議院文教委員会議録（抄）　4. 4.23　小西　博行氏（民）

○小西博行君
　最近の新聞報道によく出てまいります国家試験や大学入試の不正受験、この問題をどのように文部省はとらえているのか。もうたびたびそういう問題が出てまいります。文部省も、我々文教委員のメンバーもそうでありますが、恐らく教育に関係する人はみんな、いい教育をしたい、いい研究の施設を持って、そして発展させたい、こういう希望があるんですが、どうもその辺はぐあいが悪いという感じがいたします。それに対する対策というんでしょうか、あるいは処分の仕方とか、そういうものを明確にする必要が私はあるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員（前畑安宏君）　今、先生の御指摘になった件は、例えば歯科医師国家試験の問題であったり、あるいは今盛んに伝えられております某大学の入試問題の漏えいの事件であろうかと思います。今回の伝えられておりますこの二つの事件というのは、大変遺憾なことに入学者選抜あるいは問題作成に参画をする立場の人がこれにかかわった、そこで不公正な行為があったということが大変重大な問題であるというふうに深刻に受けとめております。

　歯科医師国家試験の件につきましては、既に厚生省側の試験委員としての立場についての処分も終わりまして、当該大学の方でも直ちに大学としての処分を行ったところであります。また、入試問題の漏えいにつきましても、これは目下捜査に入ったところでありますが、私どもとしては大学側に対して、これは御案内のとおり、教員の処分という問題は大学の自治の一番基本でございますので介入をするわけにはまいりませんが、適切な対応を求めているところでございます。

○小西博行君

（中　略）

　それからもう一点、大学が、生徒の数がだんだん減ってきたりということで、何としても優秀な学生を入れたいということで、あるいは名前を売りたいという気持ちもございまして、スポーツの関係で今大きな問題になっておりますけれども、大変いろんな問題があります。いろいろあれも調べてみますと、個人個人がそういう不正事件を起こしたという結果にはなっているんでしょうけれども、やっぱり大学としての構造的ないろんな問題ではないか、そういうことがありますので、恐らくこれからもこの問題はいろいろ出てまいると思います。

　私学の場合ですからいろんな特徴ある教育というのは非常に私はいいことだとは思っておりますけれども、どうもそういう不正という関係になってまいりますと、入試を漏えいするとかそういうことになるとちょっと問題は別になってくると思いますので、この問題に対しても文部省はきちっとしてもらわにゃいかぬのじゃないかというふうに思います。特に、文部省予算が多少でも入りますと、これは国費ということですから、いいかげんなことでやられたのではかなわないという気がいたします。その点はどうでしょうか。

○国務大臣（鳩山邦夫君）　学生スポーツが盛んになることは大いに結構でございます。実はこの次に長野オリンピックの法律案を御審議願うわけで、昨日衆議院で審議をいたしましたが、その際に、例えば高校野球でも、選抜の今回の出場校で、準々決勝と言うんでしょうか、ベストエイトに残った八チームが全部私学ではなかったかと、それらの選手を調べてみると、私学ですからそういう問題は起きないんですが、いわば越境というか他県入学をさせている。つまり、相当スカウト活動がないと勝てるようなチームができないというような話で、そういういわば一つのやり過ぎのようなものが今先生御指摘のようなこととの同じ土壌のもとにありはしないかという御質問を受けまして、私もちょっと答弁苦しかったわけです。

　つまり、スポーツを盛んにする、強いチームをつくりたいという私学の願いをむげに否定するわけにはいかない、若干のスカウト活動があってもそれを全面的に悪と決めつけるわけにはいかない。ただ、やり過ぎが出てくると、こういうものが噴き出して変な刑法上の事件まで起きてしまうということですから、その辺の節度というものはやはり求めていかなければならないのでしょう。

○小西博行君　以上で質問を終わります。頑張っていただきたいと思います。

エ　第123回国会　衆議院文教委員会議録（抄）　4. 4.22　沢藤　礼次郎氏（社）

○沢藤委員
　最初に、入試問題を起こしました大阪商大、大商大の事件について、文部省はどのように把握をしてどのように対応しているか、お聞かせを願いたいと思います。

○逸見政府委員　今この問題をどうとらまえて、ここにどう対応するかという御質問でございます。これにどう対応するかというのは、実は体育局所管ではございませんので、私も一体現在の大学運動部の成績至上主義と言われておるもの、どう見ておるかということにつきまして簡単に申し上げてみたいと思うわけでございます。

　大学におきます運動部活動、これは当然学生生活を豊かにいたしますし、生涯スポーツの実践力を身につけるということ、また我が国の競技水準を向上させるということでも大きな役割を果たすものでございます。したがいまして、私どもは今後とも運動部の活性化、これはぜひ図ってまいりたいと考えておるところでございます。ただ、一部に勝利至上主義もあるということも否定できないところでございます。そして、さらには運動部を強化して大学の知名度、イメージアップを図りたいというふうな、ちょっと誤った方向での大学の向上を図ろうとされるようなところも一部にあるというふうな指摘もございます。

　そういった状況でございますので、私ども大学におきます体育スポーツの充実に資しますため、平成四年度から新たに大学におきます体育スポーツのあり方に関する調査研究、こういったものを開始したいと考えております。これはまた大学設置基準が改正されまして、大学におきます体育のあり方が問われておるという状況の中でもございますので、ちょうどタイミングがいいのではないか、この調査研究を充実あるものにしたいと考えておるところでございます。

○沢藤委員　この問題を、大商大問題を取り上げた新聞の社説、幾つか拝見したんですが、見出しが非常に象徴的だったんです。「スポーツ強化でゆがんだ入試」、スポーツを強化したい、これが大学の経営あるいは商業主義に無関係ではない、有名になるための一つの有効な手段である、そのためにはということで、結局は入試がゆがめられたという指摘がございます。「見逃せぬ大学産業化の風潮」という見出しもございました。今申し上げたように、大学それ自体が経営主体重点になっている、そのために踏み越えてはならない部分まで踏み越えているんじゃないかという指摘であります。したがって、こういった大学経営の困難さと、それを改善しようとするいろいろな努力については、これは私どもも認めるにやぶさかじゃないわけでありますけれども、しかしそのことが、先ほどから繰り返して申し上げていますように、どういう影響を及ぼすのか、こういうことをやはり強く考えなきゃならない。この指摘に見ますと、特に大学スポーツはアマチュアスポーツの最高峰という見方がなされている。その原点に立ち返るべきではないかという指摘がございます。

　それから、競争社会、エリートを養成して、高校から有名大学、そして有名会社というエリートコースというのは、もう一つ別にありますね。これは普通言われているエリートコース。そしてそれと並行する形の、バイパスというのでしょうか、有名な大学のチームに入って、そしてスポーツということによって有利な就職を実現するという、いわゆるそういうスポーツのエリート主義、これはやはり大学のスポーツにとっては果たしてプラスだろうか、どうなんだろうか。競争社会ということがあるわけですけれども、この競争社会には確かにいろいろな不公平というか、そういったものが存在するけれども、不公正とか不公平が競争社会には確かに存在するけれども、しかし、せめて世代から世代への倫理観を引き継ぐ教育の場では、経営よりも公正を大事にしなきゃならないんじゃないかという指摘もある。このことについて一言御感想をお願いしたい。

○鳩山国務大臣　私立大学のいろいろな実態を考えてみれば、やはりそれぞれ知名度を高めたいというふうに考えるのは当然だろうと思いますし、またスポーツの世界で我が大学の運動部の活躍というものを期待するのも当然のことであろうと思いますが、それらが行き過ぎた結果を幾つも生んでおるということは、これは何も今先生御指摘の最近の例だけでなくて、私どもの学生時代からその萌芽は見られていたようにも思うわけであります。

　ただ、ある大学関係者と懇談をしたときに、うちの理事長たちはもう運動部の強化ということにのみ専念をして、そちらの方にばかりお金を持っていくから、いわゆる理科系の研究費がなくて困るわという真剣な嘆きを聞いたことがありまして、そういうことになりますと、大学とは一体何かという根源の問題にも立ち至ってまいりますので、行き過ぎは決して認めるわけにはいかない。

　ただ、それぞれの大学がスポーツの世界でも切磋琢磨して、好ライバルとして努力し合うことはすばらしいことでございますので、その辺の線引きというのは明確にできるかどうか難しいと思いますが、よく見詰めていきたいと存じます。

○沢藤委員　今のお答えのとおりなのですが、ただ入試漏えい事件は、これは少なくとも犯罪なわけですよ。境界線の問題じゃないですね。やはり大学のあり方を全体的に論ずる一般論もありますが、手段としてとられた入試漏えいということは、これはあってはならないことだ。これはひとつ今後、大商大だけではなくいろいろな大学と意見を交換し合いながら、こういう不祥事が起こらないように、その方向性について努力をしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○高桑栄松君　それでは、最後の試験のあり方について質問をさせていただきますが、これは文部省と、国家試験は厚生省ですね。

一つは入試でありますけれども、歯医者さんはどうしても実技が一番ウエートが高い、こういう歯科の教授方からのお話を承っておりますので、入試のときに既に素質を検査する適性試験というようなことを参考資料として取り入れる考えはないか。これは入試の問題であります。素質の適性審査を一つの資料として導入する考えはないか。

（中略）

このことについて文部省と厚生省、御答弁いただきたいと思います。

○説明員（喜多祥旁君）　入学試験におきまして、歯科医学を学ぶ資質、適性を有する学生を選ぶということは極めて重要なことでございます。各歯科大学におきましてさまざまな入学選抜の方法につきまして工夫をいたしておるところでございまして、平成三年度入学試験におきまして、面接を導入している大学は二十九大学中二十五、小論文を課しております大学は十九、適性検査を行っております大学は三、デッサンや彫刻、ピンセットによる作業などの実技試験を行っております大学は三大学というふうになっております。

文部省といたしましては、各歯科大学におきますこのような入学者選抜の改善の成果、その状況を踏まえまして、各歯科大学がさらに入学者選抜の改善に積極的に取り組むことを機会あることに促してまいりたい、かように思っておるところでございます。

○松前委員

最後に、もう時間がございませんから、一言だけ大臣の方からお話しいただきたいと思いますけれども、入試の問題です。これはもうだれが何と言おうとも、今の入試は大変問題があるということはわかり切ったことでありまして、それについての原因はいろいろ言われている。共通一次が悪いんだとか、共通一次が大学の序列化を固定化してしまったとか、それから地方の大学も含めてそれぞれ偏差値が減少したために、たくさんの大学をみんな生徒たちが受けるようになっちゃったとか、そのことによって私学はたくさんぼろもうけしているとか、そういうような話まで出てくるというようなことはある。競争はますます過熱化して、一流大学といわれるところはもう非常に安泰だけれども、偏差値で二番目、三番目に位するようなところは生徒の確保さえ難しい。せっかく合格した、いい人が来たと思って、レベルを上げようかと思って員数を制限しておくと、どんどん上の偏差値の高い学校へ行ってしまう。そうすると定員が足りなくなっちゃう、繰り上げ入学とかそんな問題も出てくる。何か入試がいろいろなところに大変問題を起こしてしまっているということなので、その辺について大臣、一体これはどう考えているか、どうしようとされているかということをちょっとお伺いしたい。

○鳩山国務大臣　入試は猫の目であってはいけない。つまり受験生あるいはこれから二年以内、三年以内に大学入試でいえば大学受験をするであろう受験生予備軍に不安を大きく与えるようなものであってはいけない。おれは今高校一年だが、二年後受験するときには制度がどんなに変わっているだろう、しょっちゅう変わるからなというのでは困るわけで、そういう意味では法的安定性の要請というものは極めて強いと思いますし、余り私もうかつに物を言うべきではないと思います。しかしながら、この入試というものがいろいろな教育問題の原点に位置していることは事実でございますから、この抜本的な解決というものがもしできるとするならば、それに向かって一歩でも近づけるように努力をしていかなければならないと存じます。しかしながら、先生もよく御承知のとおり、私は入試というものがさまざまな教育問題の原点だと申しましたけれども、本当はもっとさらに原点が別にあることは御承知のとおりで、それはいわゆる学歴偏重社会というものであって、肩書とか銘柄、形式というものをたっとぶ、重視し過ぎる日本人の性格にも起因をしているのかもしれません。

入試に関して、あるいは学歴社会ということに関して言えば、皆さん総論賛成で各論反対であります。学歴社会は打破しなくちゃならない、大学を銘柄で選んではいけないし、何大学出だからいいだろう、この大学出だから大したことないだろうという形式的な人間評価をしてはいけない、そういうものはいけないんだ、でもうちの子供たちだけはいい大学へ行かせなければねというのが一般的な風潮で、総論賛成、各論反対というものがあろうと思うわけです。ですけれども、およそ何万人というもちろん受験生の数ですから、百万に近いようなときだってあるわけでしょうけれども、数十万というような受験生の中から何十万を選抜するという。どんな選抜方法をやっても、選抜をする限り、勝者と敗者が出てくる限り、およそ学歴偏重社会が打破されないと絶対に解決し得ない部分というものが大きくあるということを私たちは知らなければいけないと思っております。ですから、まず最大の眼目は、学歴偏重を打破していくことであって、それを一朝一夕に打破することはできないということがわかっておりますから、それに向かって努力しつつ、入試についてもできる限り、受験生の悩みが少しでもふえないように、少しでも減らすことができるように努力をしてまいりたいというふうに考えているわけでございます。

共通一次試験がアラカルト方式も採用していいですよということで大学入試センター試験になって、そして私学の利用もふえてきているのも確かでございます。でも、じゃ未来永劫このセンター試験はこのままでいいかといえば、私は決してそうは思わないわけでございまして、まあ分離分割だ、ＡＢ日程だ、連続方式だ、分離分割だといろいろな工夫をやって、国立大学の間でも努力はしてきているわけでございましょうけれども、まだまだ偏差値偏重あるいは偏差値輪切り、大学の序列化というような現象は全く揺るぎなく存在をしているというのはまことに残念でございますので、私ども文部省も入試の改善については不断の努力をしていかなければならないと思いますし、私も文部大臣をやらせていただくのはあと数カ月であろうかとは思いますが、また自民党に帰れば、党としての入試についてのいろいろな本格的な議論に参加をして、野党の皆様方とも協議させていただきたい。私もこれは一生の課題の一つだと思っておりますが、現在申し上げられるのはその程度でございまして、申しわけありません。

○松前委員　数カ月なんて言わないで、一つのことをやり遂げてやめていただきたいと思いますね。

ぜひとも入試については受験生の心配のないような方向を探りながら改善を図っていただきたい。よろしくお願いします。

以上で終わります。

○乾晴美君　私は時間の限りいろんなことを問題提起させていただきましたけれども、結局この過労児にいたしましても、それから登校拒否にいたしましても、とにかくそういったもろもろの原因は、先ほど文部大臣もおっしゃいましたけれども、子供が疲れ過ぎているその最大の原因というのはやっぱり学力偏重にあるのではないだろうかというように思います。幼稚園から一流幼稚園へ、小学校へ、そして中学へ、高校へ、大学へ、そして企業も一流へという、そういった受験体制にあるのだろうと思うわけです。

　先ほど、文部大臣も、社会の風潮を変えていかないとだめなんだ、体制をいろいろ変えていくって大変だということで、受験体制を変えなきゃいけないんだけれども、という手探りのところなのか、いいアイデアがあるのか、私はわかりませんけれども、そこまで来ているのであれば、学力だけで人間を判断しないで、どれぐらい周りの人と協力できるのかとか、人のことが理解できるのかといったようなことも力を入れるべきである。小さいときから生活体験をやらせていくということなんですが、体験学習ですね、いわゆる学力以外に何ができるかを評価できるような、そういったシステムをしないとだめなんではないか。

　そのために、具体的に言えば、ボランティアを入試の採点に入れるというようなことはどうなんだろうか。最後の入口の企業が入社テストに、学力だけでなくて学生時代にどんなボランティアをしてきたか、いわゆる社会とかかわってきたかということを重視するようになれば、大学もその視点で努力するだろうし、そうなれば高校、中学、小学校へもずっと波及してくるんではないだろうか。ごみの問題でもいいし、老人介護の問題でもいいし、今の社会の中では学ぶことというのは非常にたくさんあるだろうと思うんです。そういったことで、文部省は社会の風潮だと言うけれども、そういった大学入試とか高校入試にボランティアを採点に入れるというような考えはおありでしょうか。

国務大臣（鳩山邦夫君）　先生のそういう御質問の趣旨、先ほど承ってるほどなと思ったわけです。そういう子供の多様性、あるいは人間というのはそもそも多面的なものであって、それをいろいろと評価するということができると随分風潮が変わるだろうというふうにも思います。ただ、ではボランティアと決めて、これは大変貴重なことなんですが、ボランティアというのは、いわゆる奉仕体験というのは貴重なものですが、ボランティアと決めてこれをその点数に入れるということになると、どこでどういうことをやった人が一番いい点数をもらったようだというふうな形で、またそれが受験の体制の中に取り入れられてしまうというおそれも禁じ得ませんので、技術的にはなかなか難しい部分もあろうかなというふうに思います。

　先ほど、先生は何度か学力以外の部分をとおっしゃったけれども、それは確かに今までの用語で言えば学力以外の部分をいろいろと評価をしていきたいと思うけれども、でも本当のことを言えば、例えば生活科でいろんな経験をしてもらう、あるいは休みとなる土曜日にいろんな経験をしてもらう、そういう中でその奉仕体験も含めて身につけたもの、これは経験というのは一番強いですから、それをいわば学力という範疇の中に取り込んで、取り入れて新しい学力観というものをつくり上げることができたらいいなというふうに私は考えております。

7　国会における大学入試に関する質疑

ア	第 123回国会	参議院予算委員会議録（抄）	4. 4. 7	乾　晴美	氏（連）
イ	第 123回国会	参議院厚生委員会議録（抄）	4. 4. 7	高桑　栄松	氏（公）
ウ	第 123回国会	衆議院文教委員会議録（抄）	4. 4.15	松前　仰	氏（社）
エ	第 123回国会	衆議院文教委員会議録（抄）	4. 4.22	沢藤　礼次郎	氏（社）
オ	第 123回国会	参議院文教委員会議録（抄）	4. 4.23	小西　博行	氏（民）
カ	第 123回国会	参議院農林水産委員会議録（抄）	4. 4.24	刈田　貞子	氏（公）
キ	第 123回国会	参議院文教委員会議録（抄）	4. 5.12	乾　晴美	氏（連）
ク	第 123回国会	衆議院商工委員会議録（抄）	4. 5.13	川端　達夫	氏（民）
ケ	第 123回国会	衆議院決算委員会議録（抄）	4. 5.20	宮地　正介	氏（公）
コ	第 123回国会	参議院文教委員会議録（抄）	4. 6.18	乾　晴美	氏（連）
サ	第 123回国会	参議院本会議録（抄）	5. 1.27	渕上　貞雄	氏（社）
シ	第 123回国会	衆議院予算委員会議録（抄）	5. 1.28	保利　耕輔	氏（自）
ス	第 123回国会	衆議院文教委員会議録（抄）	5. 2.17	鍛治　清	氏（公）
セ	第 123回国会	衆議院文教委員会議録（抄）	5. 2.24	沢藤　礼次郎	氏（社）
ソ	第 123回国会	衆議院予算委員会第３分科会議録（抄）	5. 3. 5	遠藤　和良	氏（公）
タ	第 123回国会	参議院予算委員会議録（抄）	5. 3.22	星野　朋市	氏（自）

大学入試センター年報（1992年度）

発行日　　1994年(平成６年)２月
発　行　　大学入試センター管理部庶務課
〒 153　東京都目黒区駒場２丁目19番23号
TEL　(03)3468－3311（代）